第三部

労働政策

第三部　労働政策　目次

第一編　連合國の対日労働政策……七〇九
第一章　労働政策又は労働組合に関するGHQ関係官の意見……七〇九
第一節　労働組合対策……七〇九
第二節　紛争処理機関設置の勧奨　七一三
第三節　公務員対策……七一四
第四節　労資関係の調整、経営者教育……七一六
第五節　労働委員会に関する意見　七一八
第二章　労資協議会におけるGHQ関係官の意見……七一八
第二編　政府の労働政策……七二一
第一章　概　説……七二一
第二章　國家公務員法の改正……七二三
第一節　マ書簡と政令二〇一号……七二三
第二節　改正の経過と改正法の内容……七二一
第三節　人事院規則の制定……七二六
第三章　労働組合法労働関係調整法の改正……七四六
第一節　改正の経過……七四六
第二節　改正労働組合法の施行状況……七五八
第四章　公共企業体労働関係法の公布施行……七六〇
第一節　成立の経過……七六〇
第二節　施行状況……七六七
第五章　行政整理……七七二
第一節　準備過程……七七二
第二節　行政機関職員定員法の制定……七七六
第五節　経済安定九原則実施後の賃金政策の展開過程……八一四
第六章　労働基準法の施行状況……七八一
第一節　労働基準法の全面的適用　七八一
第三編　使用者の労働対策……八二一
第二節　労働基準監督の開始……七八二
第一節　経営者活動の基本方針……八二一
第三節　適用事業場および監督状況……七八五
第二節　労働政策に対する意見……八二四
第四節　労働基準法施行規則等の改正……七九〇
第三節　労働組合対策……八二七
第七章　失業対策職業安定立法……七九一
第四節　労働関係の調整、争議対策……八三三
第一節　政府の失業対策方針……七九一
第五節　賃金対策……八三八
第二節　職業安定法の改正……七九六
第六節　失業対策……八四三
第三節　失業保険法の改正……七九七
第四節　緊急失業対策法の公布施行……七九九
第八章　賃金政策……八〇一
第一節　総　説……八〇一
第二節　一、八〇〇円ベースの崩壊と二、九二〇円ベースの設定……八〇二
三、七〇〇円ベースの設定にめぐる賃金安定策の動揺過程……八〇六
三原則による賃金の間接統制の具体化と公務員の給與ベース改訂……八一一

第一編　連合國の対日労働政策

第一章　労働政策または労働組合に關するG・H・Q關係官の意見

連合國、特に事実上日本占領の主力であるアメリカの日本に対する労働政策は㈠一九四七年二月一日のストライキに対する中止命令以後四八年、四九年においても数回発せられたストライキに対する中止の勸告又は指令、㈡労働立法に関する示唆又は勸告等（例えば第二編第二章でみる國家公務員法改正に関する首相あての書簡）、㈢労働政策又は労働組合に関するG・H・Q関係官の意見表明および指導教育の三つに大別される。そのうち㈠については主として第二部で、㈡については第三部第二編で述べられているので、本編では主として㈢のうち重要なものについて見ることにする。その意味するところは資料そのものによつて判断していただきたい。

第一節　労働組合対策

㈠「労働組合と日本の民主化」――一九四八年三月八日G・H・Q労働課労働教育班次長フーヴァー氏声明。

〔ステートメント全文〕

▽……極東委員会の日本労働組合一六原則の第七條はつぎのように述べている。

労働組合およびその幹部が日本の民主化計画に団体として参加し、かつ軍國主義および独占的行爲を根絶するような占領目的達成のための諸方策に団体として参加することを奨励する。ただし、この参加奨励にあたつては、組合員と組合の利益を守るという本来の義務と責任の遂行を妨げないようにする。

この原則はいかに解釈されるべきであろうか。一部の組合指導者は、組合は経営者および政府のもつているあらゆる封建主義の残滓を独力で除去する特別の使命を持つていると考えているらしい。この態度は二つの点において、問題を余りにも簡單にしすぎている。第一に、それは民主的な分子は社会のあらゆる分野（労働者を含む）に存在している事実を看過している。また封建的な残滓も社会のあらゆる分野に存在する。社会のいかなる階級も、他の階級の悪を除去する責任を與えられていない。逆にそれぞれの階級はまず第一に自己の階級内の悪を除去する特別の責任を有する。

▽……では、現在の労働運動の特徴の中で、封建的と呼ぶことのできるものは何であろうか。それにはいろいろあろうが、主要なものは二つある。その一つは温情主義的な賃金政策である。封建社会においては、一般人の責任は小さく、指導階級の責任は大きい。各人は社会階級における上級者に指導と指示を仰ぐ。他方、民主的社会においては、すべての市民が社会にたいする責任を担

う。各人は自らの決心を決め政策の決定に参與する。選挙においては、労働者の投ずる一票も、首相の投ずる一票も同じである。日本の労働運動はこれらの傾向を二つとも有しており、それは封建主義と民主主義の混合物である。日本の労働組合には、幹部に組合を牛耳らせて、自分は組合に関與しない組合員が余りにも多い。

▽……次に賃金政策についていえば、賃金政策を封建主義とか民主主義とかの言葉で論ずるのは普通ではない。しかし、これらの言葉を適用することは出来る。封建社会においては、経営者は父のごとく、雇用人は子のごときものである。経営者は労働者を飢えさせないようにするものと考えられていたが、同時に経営者は労働者を「その位置に縛りつけて」きた。英米の労働者は、(一)労働條件は団体交渉により労資双方で決定し、(二)私生活は自己の責任であつて経営者に関係ない、という態度をとつている。組合は生産物の價値を基礎とする賃金を要求している。これに対して日本の賃金制度には封建的な特徴が若干ある。経営者の拂う賃金は仕事の價値ではなくて、最低の必要の観念に基礎をおいている。経営者は仕事のないときも傭い続け、老後の世話をし、家族手当まで支給する。この制度は、労働者を経営者に依存せしめ、職の変更による地位の向上の意欲を封じる。

▽……終戦後の「平和革命」において、労組は温情的賃金制度の廃止を主張するものと期待されたのにそれをしなかつた。ただ、この賃金制度は、同一の仕事には男女とも同一賃金という点においてのみ変えられたが、これも労働基準法の結果であつて、組合の交渉の結果ではない。時がたつにつれて、組合の要求はさらに「温情主義」的になつてきたように見える。多くの組合は家族手当、退職金のみならず、結婚手当、葬儀手当、飢餓突破資金、越冬資金なども要求している。また組合役員の賃金支拂も要求し、現在では所得税の支拂までも要求しはじめている。組合役員の賃金と所得税の支拂要求は最も封建的である。なぜならば、これは労働者が責任感に目覚めていないことを示しているからである。労働者は代償を支拂うことなく民主主義の特権を欲している。

▽……適当なる組合費は民主的な労働組合にたいする代償であり、所得税は民主的政府にたいする代償である。口先だけでなく心から民主主義を奉ずるものは、喜んでこの代償を支拂うものである。しかし、これらの温情的特徴の全部が一夜にして除去しうるものでないことは認めなければならない。実際的には多くの障害がある。もし現在、家族手当が止められて、家族的に関係なく賃金が支拂われれば、家族の多いものにとつて少なすぎる賃金となり、家族の少いものにとつては多すぎることになる。しかし將来、日本の経済情勢がよくなれば、基本給が労働者の收入の大部分となり、現在、経営者の行つている厚生活動の多くは政府が引きつぐことができる

▽……経営者はこれらの賃金要求の多くを拒絶したが、全体として、彼らはこの温情的な賃金制度の継続と拡大を承認した。経営者は、恐らく、そうすれば労働者が自分の問題について組合や自分自身に解答を求めるより、むしろ会社に求めるようになるから、彼らの利益になることを知つているであろう。経営者は労組が自殺的な政策をとることを歓迎するであろう。

▽……これらの事例によつてみれば、封建主義は農民、経営者あるいは官僚の間にのみ見出されるものではない。より広い意味においては、それはまだ全日本に侵とうしている考え方である。しかし農民、経営者、官僚および労働者を含む全國民の間に見出される民主的目覚めは、この問題の明るい面である。従つて日本の

民主化にかんする國民各層の責任は、第一に、自分のことを民主化することであり、第二に、よりよき社会秩序を建設するため、階級や主義に関係なく、民主的勢力と協力することである。

(二)「日本に於る全般的労資関係および現在の団体交渉手続」――一九四八年三月一〇日労働課長キレン氏談話（略）

(三)組合内のフラクション活動――一九四八年三月一二日記者会見における労働課デヴェラル氏談話

組合内におけるギャングと政党フラクションの活動について、総司令部は一年前にパンフレットを発行して、組合を支配するために彼らが用いる方法を概説した。

日本の民主化という占領軍の基本的使命の一つを推進するために、今一度現状に即した改訂版を出すのが適当であると思う。このパンフレットの発行は組合員に対する警告ではなくて忠告である。

日本の一般組合員が、デモクラシーへの途上においてなしとげた大きな進歩は祝福されなければならない。

フラクの組合支配の手段

労働ボスや政党フラクは、いずれも次のような基本的術策を用いる。すなわち

一、秘密会合

二、秘密にきめられた計画

三、一部の小さなフラクションやグループの活動を通じての大きなグループの支配

四、ギャングや直接行動派を利用する暴力による脅迫

などである。暴力や脅迫によつて、ギャングやフラクションは労働者の大きなグループを支配することが出来る。

フラクの活動方法を知れ

労働ボス、御用組合員、フラクション・グループの勢力を排除する最大の武器はかかるグループの活動方法を知ることである。

民主的労組においては、小グループは組合の会合とは別に秘密会合を開くことができ、秘密計画を作つた上、組合会合を牛耳ることができるから殊に悪用される危険が多い。このような方法は一般組合員が秘密会合やその陰謀を知らない場合にとくに容易である。

政党フラクションの中枢分子――組合内で機械のように活動する小さいがよく訓練されている分子――は、一支部においても重要であるが、これが他の組合支部や各種の全國組合に同時に起つた場合は極めて重大となる。このような細胞による支配技術を用いて、中央の指導者は組合運動を一政党の目的と当面の目標のためになる方向にむけ、組合員の目的はこの次に回される。中央の本部から計画が全國組合ないし支部内のフラクに送られ間もなくフラクの指導者やメンバーは組合委員会に出席し、組合員にある政策計画の採択を賛成させる。このような中央の支配および鉄の規律により、一部の組合は一般組合員の利益に反する計画をとるようになる。

そこで諸君は今日渡されたパンフレットを熟読の上、その内容をできるだけ広く利用されたい。労働課では、このような運動の政治的側面にかんする組合教育用として、新しい幻燈写眞「正しい労働運動」を配布するよう労働省に要求した。この幻燈写眞はこのパンフレットを基礎としたもので、民主的支配の重要性、フラクによる全体主義的支配の危険を説明したものである。

向う二、三カ月間にこの幻燈写眞は労働組合その他の関係団体に無料で貸與されるはずである。各縣には組合に無料で使用させる幻燈機があり、組合はこれを利用されたい。

フラク活動を自主的に閉め出せ

最後に組合内のフラク活動をなくす問題について一言したい。これは主として組合の仕事である、フラク指導者を組合より閉出す運動は、経営者によつて組合運動妨害のために利用されてはならない。商工会議所の爭いの解決を組合が援助しようと思つても、経営者が拒否するのと同様に、労働者は自ら処置すると主張するであろう。

(四)「組合専従者の給料支拂停止」指令――一九四八年三月二三日総司令部発表＝総司令部労働課は二三日労働省に対し組合専従員の給料支拂を停止するよう即時必要な措置をとるよう指令した。指令は労働省の指定する期日から九〇日以内にこれを完了するよう命じている。さきに労働課長ヘプラー氏は組合従業員に対する給料支拂いは労働組合法第二條の違反であると痛烈に非難したが今回の指令は氏のこの意見にそつて発せられたものである

なおヘプラー氏の語るところによれば総司令部労働課は今年一月労働省に対し労働組合法の右條項を厳重に施行するよう指令したが調査の結果によれば二、三の組合は同法の適正な解釈を了解しこれを実行したが大多数の組合は依然として組合専従員の給料を使用者から受けていた。ヘプラー氏は組合法を無視した責任は経営者、組合、日本政府の三者が等しく負うべきであるとし、組合従業員の給料が一般組合員より全額支拂われるようにならなければ日本の労働運動は民主主義的で独立したものとはいえないと強調した。

右指令につき労働省ではすでに九月同趣旨の次官通達を出しているので、この日から九〇日以内に完了するものとみている。

(五)「労働組合を政治的その他の支配的影響力から解放するための労働省の措置」――一九四九年二月二日労働課係員談話

労働省は組合の規約、その他の関係規定に検討を加えて次の諸事項を規約規定中に盛ることを期している。

一、組合員はすべて一定数の組合員による公正な裁判を受けることなく違反行爲その他の理由をもつて除名その他の処罰を受けることはない。

二、何人といえども組合規約の定める資格を備えたものは組合員になることを妨げられない。

三、組合員はすべて特定の政治活動または運動に参加または参加を拒否することによつて除名その他の処罰をうけない。

四、一切の組合幹部および組合を代表することを許された常任委員は少くも毎年一般組合員による直接または間接の秘密投票によつて選挙さるべきである。

五、いかなる組合幹部または委員といえども全組合員が投票の機会を有する一般秘密投票にならなければ爭議その他の紛爭行爲を指導することは出来ないこと。

現在組合の政治活動と経済目的との間に明確な区別を設けそれを混同しないことがますます重要となりつつある。フラク活動、青年部の運動その他特定の政治目的を持つた委員の戰術などは自由な組合運動に反するものである。総司令部労働課は労組法に基く條件をみたし得ないような組合に対しては組合としての資格否認の措置に出るよう労働省に援助を與えている。

(六)「労働組合の組織運営について」――一九四九年八月一日三八の主要労働組合代表との懇談会に於るエーミス労働教育班長の勸告

一、総司令部は従来「労組一六原則」の線に沿い自由にして民主的な労働組合の育成につとめ、一般組合員の権利の確保、政党からの独立などに関する必要な労働教育を行つてきたが、なお労組の現狀は多くの改善すべき点を残している。その一つとしてあげ

られることは、組合の機構があまりに複雑である点である。総同盟、産別のような全國組合と各單位組合の中間に多くの中間組織があるが、このような複雑な機構のため、組合が一部の少数派により牛耳られるなどの弊害を生んでいる。少数派は自己の政治目的のために一般組合員を犠牲にするもので、これら一部の指導者こそ一般組合員を奴レイ的狀態に陥らせ、労働組合自らを彈圧している。

一、総司令部労働課ではこのような悪弊を排除するため、これまでも必要な指導勧告を行つてきたが、さらにこのさい組合が次の諸点を実行するよう要望する。

1 一般組合員の民主的権利と組合活動への参加を助成すること
2 労組法、労調法、公共企業体労働関係法の遵守
3 組合財政の確立と能率的運営
4 單位組合と全國組合との間の複雑な機構の單純化
5 民主的な指導者の養成
6 現在の経営協議会をやめ、団体交渉とか苦情処理とか生産とかについては、それぞれ委員会を別個に設けること

一、組合が政治活動に関する計画をもつことはよいが、政党により支配されることは避けるべきで、組合員は政治活動と経済活動を明確に区別すべきである。最近の労働法規改正に対する論争は阻止さるべき性質のものであつた。また経済ストであるにせよ、政治目的に利用される危険があり、最近の國電スト、広島日鋼スト、東芝ストなどの場合はこれにあたる。政治ストは現在の日本では原則として許しがたいものと考えるべきである。

(七)エーミス労働課長新任のあいさつ――一九四九年九月二七日各労組代表者に対して（朝日新聞による）

一、従来、労働課は労組に対し賃金その他の問題に関し注意を日本の政府機関を通じて傳えてきたが、今後はより高い見地から組合側と直接相談に応じたい。ただし組合活動の細い点に干渉する意向はない。

一、改正労働法第二條、第五條の規定に適合するような組合活動を今後特に活潑に行つてもらいたい。

一、労組の教育活動に今後力を注がれたい。労働課は近く労働省と協力、教育プログラムを作成するから、これを検討して教育活動に努力してもらいたい。

第二節　紛争処理機関設置の勧奨

(一)一九四八年二月一一日記者会見における労働課労働教育班長デヴェラル氏談話（略）

(二)一九四八年七月一六日労働教育審議会（大阪軍政部・大阪府共催）における労働課長フーヴァー氏講演要旨

◇…紛争処理機関については、まだ労資双方ともに十分理解していないようである。これは紛争処理機関なるものが日本では新しいものであることにもよるが、加うるに、ある組合指導者が誤り傳えている点にもよる。

◇…第一に紛争処理機関は経営者を利し、労働者を圧迫するというが、米英での経験では双方とも利益を感じているもので、初めは組合側からその設置を要請したものである。

◇…第二に罷業権を破壊するというが、決して罷業権の放棄ではない。紛争処理機関を設けている米國でも現在なおストがあることを見ればわかるだろう。

◇…第三に仲裁を断行するというが、労資間の大問題は、団体交渉、労働委員会、争議官などで解決されるが紛争処理機関は小さ

な紛争についてこれを直接交渉で解決するもので、普通の問題は一〇中九までこれによつて解決を団り、解決出来ぬわずかな問題を労委などの仲裁機関に委ねるべきものである。

◇…ストは労働者の最大の武器で、これを小紛争に用いるのはネズミに対して大砲をブッ放すようなものである。大小の区別は賃金、手当、労働時間、労働條件など全ての組合員に関係する問題であつて、小紛争は一人或いは数人のグループのみに関する問題である。

第三節　公務員対策

(一)「國家公務員法改正に関するマッカーサー元帥の書簡」（第二編第二章参照）

(二)一九四八年八月二四日記者団会見における民政局公務員制度課長フーヴァー氏談

日本の政府職員は如何にして正当な報酬をうけるべきであろうか。この問題に対する解答は日本の國民が國家再建を完全に遂行し、能率的かつ民主的な政府を樹立する以前に與えられなければならぬ。

しかるに、過去においては、この問題を解決するに当つて、罷業権の行使を含む私企業において用いられる意味の団体交渉をもつて解決せんと試みた。

この結果は果してどうであつたか。公務の能率というものは完全に破壊されることとなつた。國会を通過した法律によつて表明された日本國民の意思は、戰闘的な政府職員の一部によつてじゅうりんされたのである。ある団体の指導権は日本國民の福祉を念頭に置かぬやからの把握するところとなり、その結果、日本國民の将来に危険をおよぼす情勢が招来された。

日本の復興というさし迫つた必要があるにも拘らず、右のような労働関係の型は最近数回にわたつて政府の機能をマヒせしめる惧れすらあつた公務員のゼネストをもたらすに至つた。このような國家的危機は総司令官の決定的な措置によつてのみ阻止されたのであつた。

公務員は現在彼らの報酬は不十分であつて、かつ不公平で一方的な処置に対する保護を十分與えられていないと主張している。しかしかかることに対する是正の試みは無惨にも失敗に了つた。今われわれが関心を有しているのは過去のあやまちではなくこの基本的な問題を如何にして解決するかということである。即ち如何にして公務員が適当な報酬をうけ、かつその雇用関係において公正さを保障されるかということである。

人事院によつて実施される公務員制度は右のような問題を解決するのを自然としている。人事院は独立機関で、その原則においては西欧の民主主義國家の現代的な公務員制度委員会と同様なものである。多くの基本的な点において人事院は日本人の考え方と慣習につりあうようにつくられている。人事院は普通の政府機関とちがう。むしろ中立的な立場に近いもので、政廳の枠内につくられる若干レフリー的性格をもつた機関である。人事院の諸手続制度にはこのような概念が適用されるが、この機関は政府の上に位するものではない。人事院は政府によつて任命され、國家の承認を得るもので、委員の弾劾には最高裁判所が当る。人事院は内閣に年次報告を提出、その予算は國会に提出される以前に、内閣の審査を得るため政府へ出すことになつている。人事院の行政的人事問題に関する命令は、法によつて若干の制限をうけるが、各省および各政府機関を拘束するものである。また人事院の行政的

決定は、同院みずからの諸規則の下に審査されるのみであるが、法律には全面的に従わねばならない。なお人事院の法律遵法に関しては、裁判所がこれを審査し得る。人事院は日本國民の主権を十分擁護する一方つぎの諸点で公務員をも擁護する。

一、賃金水準の決定に当り、人事院は生計費の科学的調査その他賃金決定に必要な要素を以て、罷業、闘争、妨害に代える。人事院はこれらの決定を政府全体にわたつて適用し、これによつてあらゆる省および機関で相互に類似した仕事をしている公務員が同一の基準によつて給與をうけるようにする。前記の調査に際しあらゆる公務員は、個別的ないし団体的に、いかなる種類の事実、専門意見ないし責任ある勧告をも提出する機会を十分與えられる。これらのものはすべて決定を下す際に考慮される。決定は國家に提出され、検討され、最後的決定をうけ、必要な法律が制定される。

二、公平（エクイティ）手続をもつて専制的な懲戒手続に代える。職員は雇用されている機関のとつた懲戒措置を人事院に提訴しうる。人事院はこの種提訴を審査し、これに関し公聴会を開き公聴会では職員は自分自身のために証言を行い、証人と証拠を提出し自分の選んだ弁護人に自己を代表せしめうる。これらの場合における人事院の決定は政府のあらゆる職員および機関を拘束する。

三、人事院は能力主義による政府職員の採用と昇進制度を実施する。この制度は公務員制度における上から下までのあらゆる地位に適用される。今後は最早公務員制度の上層の地位が自己温存的な「上層官僚」という選ばれたる少数者にのみ開放されるようなことはない。すべての有資格政府職員はこれらの地位の爲に競争することが出来る。

四、人事院は政府職員に安全、保健、厚生、娯楽を提供し、適当な労働條件、災害および職業に伴う疾病に対する補償、ならびに十分な退職手当を保証する制度を公務員制度全体を通じて実施監督する。

この型の公務員制度は効果的であることが米國において実証され、近代民主政府の様式において一般にみとめられている。いうまでもなく人事院が以上の諸目的を達成するためには多大の法律上の独立性および自己の決定実施に必要な実力を有していなければならない。

正義、法律、秩序を信ずる市民達はこの新公務員制度を歓迎するであろう。しかしながらかかる人事制度は、根本的に民主的なるが故に、もちろんある種の人々には不愉快なものであろう。この制度は政府職員の権利を認めて擁護するが故に、政府職員が権利を持つているとは考えないある種の封建的官僚には不愉快なものであろう。これが急進的指導者にとつて不愉快である理由は、新制度が彼の圧力戦術に代えるに秩序ある手続を以てし、彼の個人的重要性を減じ、ある場合には日本の立憲政府を破壊せんとする彼の計画を台無しにするからである。これらの人々は全力を盡して問題の在り所を混乱させ、強力な人事院の設置を阻止せんとするであろう。責任ある新聞、日本國民ならびに政府職員自身がかかる勢力に対しつねに警戒せねばならない。

(三)四八年九月一四日記者会見におけるフーヴァー氏談話（略）

(四)民政局長顧問として來日中のルーサー・スチュアート氏の一九四八年七月二九日記者会見におけるステートメント

◇訪日の目的は日本の公務員制度における職員関係を観察し助言するためである。この狀況を検討した結果、日本の公務員組合の多くのものが責任を負わない行動をしているのをみてびつくりし

た。これら組合員のおかした過失として四つの顯著な例をあげることができる。

1　当局の機能を侵害しようとしたこと
2　公有物と公金の尊重と節約を怠つたこと
3　怠業をふくむ「闘争戦術」を行使したこと
4　國民の主権の尊重を怠り能率的な公務運営を援助しなかつたこと

◇私の印象では多くの場合、管理者達が公務員の勤務條件を向上させるための管理の責任を認識していないように見受けられる。しかし狀況はすこしずつ好轉している。緊急を要することは管理者と一般公務員との間のチームワークを増進することである。この際くれぐれも申し上げたいことは眞実の公務員制度の下においては階級闘争はないということで、もしそのような考えを注入する人があればそれはある目的のためにするものである。

(五)「公務員制度と官公廳労組のあり方」――一九四九年九月二八日スチュアート氏の談話（略）

第四節　労資関係の調整、経営者教育

(一)一九四八年八月二五日記者会見におけるデヴェラル氏談話

自分は最近の新聞会見において、労働組合が労働教育事業をより活潑に行う必要のあることを力説した。しかし経営者に対してもまた同様に労働問題に関する教育を行う必要がきわめて大きい。この問題には二つの面がある。すなわち、良い労働関係を維持するためには組合がよく労働問題に精通すると同時に、使用者側も同様事情に通じていなければならない。労働関係法規は組合および使用者側双方によつて、理解されなければならない。使用者も労働者も団体交渉ならびに労働法規に関しては短時間の経験しかもつていない。したがつてこの欠点をおぎなうために労働問題の教育の必要が生じてくる。

経営者教育を必要とするものには次の三種類がある。第一は会社の人事政策を決定する現在の経営幹部、第二はこの人事政策の実施に当る下級職員、第三にこの分野に志をもつ若い人々である。しかし経営者側は一般労働者の労働教育を行うべきものではない（ただし、職能教育は別だが）。労働教育はあくまで組合側の責任において行わるべきものである。経営者教育を行いうる機関は種々ある。第一に大学および商科大学がある。つぎに労働省および各府縣廳がある。すでに東京都その他の府縣においては経営者および一般代表からなる経営者教育諮問委員会が設置され、この分野の事業に関して労働省に勧告を行うこととなつている。第三に種々の使用者団体がある。組合側が経営者教育を担当しようとするのは、経営者側が労働教育を行おうとするのと同様、決して望ましいことではない。使用者、組合はおのおの各自の教育を行うべきものである。

経営者教育を行う方法はいろいろあるが、まず経営者教育講座情報交換討論会、パンフレットの刊行、その他新聞、雑誌などがあげられよう。このような機関を通じて使用者側は現在日本において政府ならびに他の使用者がどのような経営者教育活動を行つているかを知ることができるし、また海外における経営者教育の粹を吸収することもできよう。

すでに労働省、使用者団体等によつて経営者教育はその緒についてはいるが、しかし今日のところ、これはいまだ小規模にとどまつている。しかも現在行われている経営者教育なるものは、その性格もはつきりせず、抽象的なものが多い。経営者教育なるも

のは、あくまで実際的でなければならない。すなわち会社の関係職員が実際にぶつかる日日の問題を処理するに当つて役に立つようなものでなければならない。こうしてこそ、はじめて経営者教育は日本における労働関係の向上に大きな寄與をなしうるのである。

去る七月中、長野縣において経営者教育の講座が開かれたが、これはこの種のものとしては日本で最初のものであつたことを最後に付言しておく。

(二)「九原則達成と労資関係」――一九四九年四月二八日へプラー労働課長講演

総司令部発表＝経済科学局へプラー労働課長は二八日、交通協会の講演で「九原則達成のためには労資双方が誠意をもつて了解し合わねばならぬ」と要旨次のように述べた。

○…今後は数カ月にわたつて次の点が問題になると思う。

1　値上げ要求に対応する経営者側の能力

2　いわゆる産業の合理化（過剰労働者の解雇も含む）

3　増産と関連する賃金の問題

○…組合幹部は労働者の一部解雇の必要を認め解雇の條件と手続とを交渉した方がより大きな奉仕をすることになる。増産と賃金の問題は、互譲と利潤の公平な分配という基礎に基いて解決されねばならぬ。労資のいずれかが、單に相手方がより多くの利潤の分け前を要求するからという理由で増産の努力を惜しむならば、それは罪悪に等しい。こうした戰術は日本経済の自立を遅らすものである。

(三)「労資の権利義務の均衡」――一九四九年九月三〇日、日経連総会におけるエーミス労働課長の演説要旨

○…もしも使用者が色々な策略を使つて組合を支配し、いわゆる御用組合化するならば、労働者はもはや組合のない場合と同様何ら保護を受けることはできない。というのは、彼は使用者に搾取されるばかりでなく、使用者と結託せる無節操な組合役員の犠牲にもなるからである。

○…私は、労組法に従うことを拒絶しまたは組合がそれに従わんとするのを妨害する所の組合幹部に対して、何ら同情するものではない。

○…然しながら、労働組合は急速に労組法に遵いつつある。今後二、三カ月の後には日本には非合法組合はなくなる。すなわち換言すれば、すべての組合規約はその幹部が民主的秘密投票によつて選出さるべきことを規定するようになる。その曉には、組合幹部はほとんど例外なく眞実に労働者を代表し彼等の意志を反映するであろうし、また経営者も労働者により選出された幹部に干渉することを許さぬようになる。私はかく言つたからとて、経営者が組合役員の代表権を確認する権利を持つていないと断ずるものではない。経営者は現在でもその権利をもつている。

○…アメリカでは、経営者が組合はその従業員を代表する権利をもつているかどうかについて疑問をもち、あるいは二組合が競合してその権利を要求する場合は、何時でも労働委員会はその組合が従業員の多数を代表しているかどうか、あるいは二組合が対立している場合いずれがより多数の従業員を代表しているか等を決定する選挙を行う権限を有している。労組法および労調法がこの手続を欠いていることは手落ちであり、これら法律は増補改正する必要がある。

当分の間は、労資双方相互の熟慮と自制によつて代表および交渉機関に関する問題を解決しなければならない。

○…各産業の組合は、共産主義者をその指導的立場から追放せん

とする直接行動に出ている。私はこの行爲を自己の責任において行つてきた組合に対しては最大の称賛を惜しまない。

第五節　労働委員会に関する意見

㈠一九四九年二月二三日第三回全國労働委員会連絡会議におけるヘプラー労働課長のあいさつ要旨

率直にいうと労働委員会に少からぬ不満を持つているが、これは現行法の理解不足または現行法そのものの不備等が多く、種々好ましくない結果を招いているのではないか。労働法の目的は労働者を守るにあるという考え方はある程度正しいが、同時に労働法は労資の立場の均等を図ることを目的としており労働者の利益を守るために他の方面の利益や経営者の立場を不当に圧迫してよいとは考えられない。経営能力のない労働者が経営に参加して経営者の力を弱めているため労資関係は混乱している。これについて労働委員会の調整は不適切な点がみられた。労働委員会は元来調停、あつせんと司法的な両面の機能を持つものであるが現在までの労働委員会は法律的能力に欠けている点がみられる。三者構成の労働委員会では扱いきれない事件が最近多く出てきている。例えばプレス・コード違反問題は当然労委で措置をとるべきだがその措置はまだハッキリしていない。最後に労働委員会に警告するが、民主的に組織された國の機関が妥当な活動ができない場合、大衆が必ずもつと役立つ機関を希望するだろうし改革することができるだろう。

第二章　労資協議会におけるG・H・Q関係官の意見

一九四九年一月二七・二八の両日総司令部労働課の主催で日本経済の安定に関する「労資協議会」が開かれた。組合側から産別、総同盟など私企業の全國的組合の代表者、経営者側から日経連、商工会議所等の代表者が集り、総司令部関係官の出席の下で協議を行つたのであるが、総司令部の発表によれば、同協議会における各関係官の演説は次の如くであつた。

㈠経済科学局長マーカット少將の演説（二七日）

一、日本は今歴史の轉換期に直面している。この時に当り今回の総選挙にあらわれたように國民は日本の自立復興のため敢然と立上る決意を示している。しかし、どんな政治、社会問題も國民の生活向上もまず経済の安定がなくては実現出来ないことを銘記すべきである。しかも日本の場合、國民の生活水準向上はどれだけ製品を輸出出来るかにかかつており、したがつて増産とそのための國民努力の最もよき組織が究極の目標でなければならない、ここにおいてか日本の政府も國民も、一人残らず生産増強を第一に考え一致協力して努力しなければならぬ。そしてこの協力を阻害するような勢力とは活潑に戦わなくてはならないのだ。

一、さる一二月マックアーサー元帥から示された経済安定九原則は日本の直面する経済問題と日本國民の生活向上の基本を明快に述べたものである。日本國民はすべてこれを繰返し熟読する必要がある。しかしこれに示された方途の実現は、日本人がみずから行うべきものであることを銘記せねばならぬ。マ元帥がこういつ

ている、アメリカの経済援助は日本人自身の努力に比例して與えられる、日本人のあらゆる階層が一つの目標に向つて心機一轉、力を合せて努力し責任を負わねばならない、政治的イデオロギーの対立にこの努力を阻害されてはならぬ、日本國民にとつては苦しいことであるがこの苦しみを一部の階層でなく全部で負うべきである。

一、全日本國民が結束して立上ることを自分は信じている。これができれば日本はアジアの模範となり、できなければ亡びるのだ。本日この席には日本の経済活動の二分野を担当する労資の代表を迎えた。今や経済安定のため断固たる行動がとられるかどうかは問題ではない。これはマ元帥の至上命令であり日本國民の立派な賛同をすでに得ているのだ。目前の問題は、どう解決の方策を見出すかにある。

一、健全な経済観念においては、労資間の問題を解決するのは労資自身であるべきである。これが協調し得ぬときはじめて公共の利益のため政府による統制が必要となるのである。世界の多くの高度産業國では労資の相互の協力によつて得たる収益分配についての完全な了解があり、団体交渉の根本目的もここにある。しかしこれもまず十分に収益があることが前提である。これは日本でも同様結局生産が上つてこそ資本や生産手段が十分増加され、収益も上り従つて労働者もより大なる賃金を要求する権利を得るのである。したがつて眞の立派な組合ならばあくまで増産を最大の目標とすべきであり、また立派な経営者ならばその意味でかかる組合を援助するはずである。生産増强を阻害するようなイデオロギー戰は特に経済再建の緊要な時にあつては許されないものである。

一、飜つて現下の日本をみるにその経済の実情を無視した感情的経済理論などにふけつている時ではない。今の日本は安眠をむさぼるような狀態にはない。日本のその日その日の経済水準は直接國民一人一人の努力につながつているのだ。過去三年日本では賃金と生産の不均衡があつたが、これは國民の労働意欲の欠けているというよりは、原料や生産財の不足が主な原因だつた。しかし今やその物資が與えられようとしているのである。今こそ労資ともに奮起し相携えて進む決意を固めるべき時である。この会議の任務は重大である。現下の経済事情ではある程度の管理統制はやむを得ないがそれは能う限り融通性を持たせることが望ましい。経済轉換期にはある程度の打撃もやむを得ないが、打撃は一部でなく國民各階層ひとしく負担すれば軽くて済むのである。もし究極の目標がより大きな生産にあればそれは國民により多くの就職口、より大きな賃金が約束されるもので、決して不利益にはならない。

一、一時の動揺は進歩の道程においてかならず取除き得る單なる一つの障害にすぎぬと考えるべきである。もし不幸にして日本の労資が協調し得ず、この絶好の機会を取逃すならば目的達成のためには融通性のない强力措置もやむを得なくなるのである。日本國民將来の生活水準が向上するかどうかは実に諸君の判断にかかつている。諸君はそれぞれの問題を健全に考え明確に判断し、もしこの努力と日本國民の存在に危害を加えようとする分子があればこれを國民経済の分野から永遠に葬り去るの決意を固めるべきである。

一、おわりにマックアーサー元帥も諸君の愛國心と能力を信じ諸君が幸福な自立國家日本建設のためあらゆる努力を傾注するよう激励の言葉を私を通じて與えられたことをお傳えする。急速な経済復興の希望が今日ほど明るい時はかつてなかつた。ここに選ば

れた諸君が立派に責務を果されることを熱望して止まない。

(二)経済科学局代表者の講演要旨（二七日）

外國貿易通商課企画政策係長セイモア・ゼノウ氏＝日本の輸出貿易は現在の市場で比較的短期間に二倍、三倍とすることができよう、その結果は日本の経済的自立は促進され、実質賃金も増加されることとなるが、これには引続き生産と輸出に厳重な統制を加えることが必要だ。ところが労資双方が貨幣所得ばかりを追つて通貨インフレを招来し、眞の生産と世界貿易を阻害するようなことをすればかかる進歩はとうてい望めない。今日日本の直面する困難な経済問題の解決は外國貿易の復興にかかつている。この目標達成のためには物價が安定し、インフレが抑制され、生産の秩序と継続性が保たれることが前提條件となる。

労働課長チェスター・W・ヘプラー氏＝インフレ時代に階級的利益の追及を激化すれば全階級を破滅に導くが、労資協調の道を発見するならば生産増強の結果万人を利することになる。最近経済安定計画の一部として賃金統制の三原則が適用されたが、もし実際に賃金、物價の平衡が得られなければ直接干渉の手段がとられるかも知れない。この三原則とは(一)賃金増加に対応する財源がなければ産業に補助金を與えるべきでない。(二)賃金増加に充てるために赤字金融をしてはならぬ。(三)賃金増加のために一般物價を引上げてはならぬ。

工業課長W・S・ヴォーン氏＝労資の健全な協力は生産するための八要素の一つであつて、いかなる経済安定もこの基盤に立つものである。労資協力のほかに左の七要素を日本復興のために挙げたい。

(一)生産資材　(二)資材を活用する生産能力　(三)労働力の活用　(四)技術的知能　(五)有能な経営　(六)生産意欲　(七)生産の機会をつかむこと

物價配給課長代理エフ・ホイッティングトン氏＝日本の將来の生活標準は世界市場において日本商品を競爭的價格で賣ることのできるような経営者の能力に非常に依存しているから、労資はヤミ取引一掃に協力することが絶対的に必要である。九原則の指令は日本の経済安定をねらつたものであり、これが成功するかどうかはアメリカの対日援助が引続き供與されるかどうかの問題を決める重大な要素となるものである。

(三)ヘプラー課長談話要旨（二八日）

経済安定計画の目的とこれを達成すべき必要性とはマーカット経済科学局長とその幕僚がすでに説明した通りであるが、何をなすべきかはすでに明かであり、問題はただ日本全國民が公正な待遇を受けられるようにするためには、これを如何にして行うべきかということにある。本協議会に出席の労資各代表の責任は重大で、もし審議の結果、建設的な勧告を産み出すことに失敗するならば最高政策決定当局者は、労資双方の意見をきかずに行動を開始せねばならなくなる。そうなつて抗議を試みても遅過ぎるであろう。

第二編　政府の労働政策

第一章　概　説

一九四七年の二月一日ストライキおよびその中止は戦後労働運動の一轉機をなしたが、四八年、四九年の労働政策は労働運動に対する制限の強化をその主要な内容とする。いわゆる労働保護立法および失業対策の面でなされたことの少きにくらべ、労働運動を「健全化」するための政策の面では極めて多くのことがなされた。

まず、國家公務員法の改正、労働組合法・労働関係調整法の改正および公共企業体労働関係法の制定は、憲法で保障された労働者の団結権、団体交渉権および罷業権に対する重大な禁止または制限を加えるとともに、労働組合に対する政府の関與を強化したものであつたし、行政整理においては右の制限された権利すら除外されたのである。

次いでこれらの法律の改正、制定および施行、また行政整理過程における反対運動は、実力をもつて阻止されたのみでなく、その際多くの共産党員が労働組合から排除された。共産党勢力を労働組合から追い拂い、「健全な」労働組合を育成することが労働政策の実際の目標であつたのである。

第四には、労働争議に対する検察権の発動がある。一九四八年三月生産管理中の愛光堂労働組合幹部の検挙、四月同じく生産管理中の日本タイプ三田工場の組合員二六一名の検挙、政令二〇一号公布施行後國鉄労働組合員の大量検挙、八月日映演東宝支部に対する警官二、〇〇〇名動員下の仮処分執行等、これらは次第に一つの慣習となつた。

第四に、労働争議に対する直接の関與の外に、間接的な関與がある。一九四八年一月における日銀総裁の「労資抗争中の企業には融資しない」という言明、一九四八年四月五月においてとられた生産管理中の工場に対する資材割当等の停止措置等は、経済的な力を労働争議に及ぼそうとした重要な措置であつた。

第五に、労働者を中心とする大衆運動に対する制限措置がある。反税運動の取締「軽犯罪法」（二三年五月一日法律三九号）の制定、各地におけるいわゆる公安條例の制定（一九四八年七月福井市條令以後）「引揚者の秩序保持に関する政令」（二四年八月一一日政令三〇〇号）「屋外廣告物法」（二四年六月三日法律一八九号）等は直接又は間接に大衆運動取締の役割を果すものであつた。そして、この場合もしばしば反対運動に対して検察権の発動がみられた（例えば一九四八年五月東京都公安條令反対運動の抑圧）。

第六は、直接共産党を目標にした措置がある。一九四八年七月における「政治資金規正法」（二三年七月二九日法律一九四号）の制定、一九四九年三月における衆議院考査特別委員会の設置、一九四九年四月の「団体等規正令」（二四年四月四日政令六四号）の制定、共産党機関紙に対する用紙割当の削減等。また、一九四八年五

月「共産党員の公職禁止を考究中」という國会における芦田首相の言明、および、その立法化を考慮中という外人記者との会見における言明（八月）等がある。

以上が労働運動対策の主要なものであるが、労働保護法の面では緊急失業対策法の公布、職業安定法の改正、失業保険法の改正等みるべきものは少く、労働基準法についてはその施行規則等の改正により監督面の後退を示したのみでなく、行政整理によつて労働基準監督官の減員さえ行つた。鉱山保安法（二四年五月一六日法律七〇号、八月一二日施行）の制定があるが、これも(1)鉱業法第四章「鉱業警察」に規定する建設物および工作物の保安ならびに危害防止その他公益の保護、(2)鉱業法から労働基準法に移されていた「生命の保護」を統合したもので、特に新しい意義をもつたものではない。むしろ、商工省と労働省の所管についての永い間の対立が一應解決した点に意義があるが、商工大臣の所管としたため、労働保護行政の統一が乱れるおそれがあるのである。

以上が四八年、四九年における労働政策の概況である。

第二章　國家公務員法の改正

第一節　マ書簡と政令二〇一号

國家公務員法は四七年一〇月二一日法律一二〇号として公布され四八年七月一日施行されたが、施行後わずか三週間の七月二二日、全官公廳争議の眞只中において、同法改正に関するマッカーサー元帥の芦田首相あて書簡が発せられた（第二部参照）。書簡の内容は次の如きものである。

公務員法改正に関するマ元帥書簡

一九四八年七月二二日

ダグラス・マッカーサー

内閣総理大臣宛

余は、目下日本の公務員制度に関して起つている諸問題の解決策としての國家公務員法の適否について日本政府並びに本司令部の代表者間に行われた合同討議から得られた結論の検討を了した。余は、是正せらるべき現存の欠点に関する右結論には全般的に賛成である。

國家公務員法の狙いは、日本の政府に民主的且つ能率的な公務員制度の樹立を規定するにあつた。本計画は近代的な人事制度を定めて、公務員を全民衆の中から、競争試験によつて、取入れることにし、又職階、報酬、訓練、考査、健康、安全、厚生、休養並びに退職に関する科学的管理の下に実力に基いて昇進せしめることを定めた。本制度は被傭者の爲に不服を申立てる手続を定め、且つ行政機構における彼等の正当にして公正な待遇を保障している。司法的行政機関によつて実行され且つ緊急事態の必要に応じて直ちに改革出来るような緊急條項を付加された。本制度は日本における民主主義の成功を阻んだ旧官僚制度の種々の宿弊を是正するに足る建設的計画を定めている。

今次創設された人事行政の基調は全國民が國会を通じて政府の使用人に対して主権と監督権を行使し、その國会が人事委員会を通じて科学的人事行政の原理を適用し、且つ公務員制度、公務員の充足、報酬、官紀、年金及び雇用に伴うその他の條件を標準化するという考え方に立つているのである。民主主義の考え方に基く斯る制度は、法律の忠実な実施と政府の仕事の能率的運営とを

最高の職責として、政治や特権の圧迫に屈しない意図の下に作られたものである。

本問題に関係のある色々な法規の研究は今や完了したのであるが、情勢に対処する爲にはこのままでは不十分であることが明かとなつた。これ等の法規は少数者が団結して政府の権限と権威に加える圧力に対し積極的な保護を與えるものではなくまた公務員制度の恩惠と保護を受けまた制限に服する義務を有する政府職員の各種職階に対して法規の適用が明かになつていない。全体にわたつて政府に於ける職員関係と、私企業に於ける労働者関係の区別が著しく明確を欠いている。

占領下日本において労働者が、急速にかつ前例のない地歩を獲得した事実は、現代生活において労働組合主義が極めて重要なものであることと現代の産業経済に伴う多くの弊害を是正するに当り労働組合運動の有する歴史的意義に対しての余の見解を正常とするものである。然しながら、政府関係に於ては労働運動は極めて制限された範囲に於いて適用せらるべきであり、正常に設定せられて主権を行使する行政、司法、立法の各機関の代用となり或はこれ等に挑戰することはゆるされない。

産業時代の初期に於ては、支拂代價に対する交渉も雇用條件の最極もなく、労働を一商品として取扱う傾向があつた。然し、大量生産の機械技術が発達するにつれ、労働者は相互の利益の爲に組織する、よりよき機会が與えられ、そして長期にして且つ困難な闘争によつて、生活水準、労働條件の改善並にある程度の社会保障を獲得する爲に彼ら自身の選んだ代表を通じて団体交渉の経済力を確保した。固有の強制力を伴う団結権は産業経済に対し極めて重大な影響を及ぼした経済力を労働組合運動の中に益々伸張せしむるに至つた。民主主義社会においては、かかる影響力が労働組合の政党に対する支持を通じて順次政治力として考えられるに至つたが、然し、組合の判断を立法並に行政面に進出せしめ、労働組合が國民全般の正しく選ばれた代表者の機能を侵害することは、民主主義理念に違反するものである。

全ての産業化された國々においては、労働者の利益を代表するものに限らず、実業者、金融家、農民並に専門業務者の利益を夫夫代表する特定の強制力を発動する階級のあることは事実である。民主主義社会においては、かかる強制力発動階級が権力と勢力を獲得せんとして爭うがそれは國家統一の根本観念を逸脱すべきではない。「一般民衆」はかかる特定の階級に属しない残りの階級ではなくして、國民全般から成るものであり「一般民衆の利益」は一般の福祉と同じ意味である。

この観念の重大さは西洋の民主主義國家と同様に日本においてもよく理解されているところである。日本憲法自体も、「國民統合」と「主権の存する日本國民の総意」を認めている。憲法自体が、「この憲法が國民に保障する自由及び権利は國民の不断の努力によつてこれを保持」する原則を確認している。

又國民はこの憲法を「濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」ものである。

更に憲法自体は國会を國家権力の「最高機関」たることを示し、この國会は「全國民を代表する」ものであることを明示している。

若しこの國民の団結と公共利益の優越とを宣言している憲法の根本理念が踏みにじられずに保全せらるべきであるならば、政府の権能の如何なる一部分も私的の団体もしくは一部の階級にこれをわかち授けもしくは奪われることは出来ない。もしこの逆が眞であるならば「ポツダム」宣言によつて企図せられ憲法によつて

作られた日本の「責任ある政府」は存続することが出来ない。自らの主権を他に譲り渡す如き政府は最早責任ある政府ではないというのが基本原理であるからである。

本来私的の団体たる性質の労働組合は政府の特質をそなえているものではない。組合が発展した如何なる國においても自由な労働組合の力は、常に政府から離れて独立のものであること並びにその合法且正当な目的を追及するに当り、政府の支配から離れて自由であることから生れてきている。

全体主義的日本の特質であつた圧迫の経験を経てきた日本の労働者も、占領以来大体においてこの原則を理解し、自由なる労働組合の道を選び、一般公共の利益を擁護せんが爲に起る急激な抑制的手段を必然的に挑発する無分別な方針を回避してきた。彼等は、自由な私的事業に属する自由な労働者は、自由な選挙において自由人としての権能を有する以外には國の主権を自ら行うことは出来ないことを承認してきた。組合主義はそれが個人自身と、そして勤労の権威を高揚するものであるが故にこそ、労働者の正常なる目的を追及しつつ民主主義の最も強固な支柱の一つとなるのである。然しその勤労を公務に捧げるものと私的企業に従うものとの間には顯著な区別が存在する。前者は國民の主権に基礎をもつ政府によつて使用される手段そのものであつて、その雇用せられる事実によつて與えられた公共の信託に対し無條件の忠誠の義務を負う。労働者の権利の唱導者として第一人者であつたかつての米國大統領故フランクリン・ルーズベルトの言葉によれば「國民はその利益と福祉のために政府活動のうちに秩序と脈絡とが維持せられることを要求する。公務員の上にはこの國民全体に奉仕する義務が負わされている。これは最高の義務である。彼等自身の職務が政府の機能に関係するものである以上、公務員の爭議行爲は、彼等自身に於て、要求が満足せられるまでは政府の運営を妨害する意図のあることを明示するものにほかならない。自ら支持を誓つた政府を麻痺せしめんと企図するこのような行爲は想像し得ないものであると同時に許し得ないものである。」

余はこの見解に全面的に賛成である。雇用若しくは任命により日本の政府機関もしくはその従属団体に地位を有するものは、何人といえども爭議行爲若しくは政府運営の能率を阻害する遅延戦術その他の紛爭戦術に訴えてはならない。何人といえどもかかる地位を有しながら日本の公衆に対しかかる行爲に訴えて、公共の信託を裏切るものは雇用せられているが爲に有するすべての権利と特権を抛棄するものである。ルーズベルト大統領はさらにいつている「すべての政府職員は普通に知られている所謂団体交渉の手段は公務員の場合には採用出来ないものであることを理解せねばならぬ。団体交渉は國家公務員制度に適用せられるに当つては明確なそして変更し得ない制限を受ける政府の性質並に目的それ自体がその行政運営に当る官吏をして政府職員の団体との間の協議若しくは交渉において使用主を代表し又はこれを拘束することを不可能ならしめている。使用主は全國民である。國民は國会におけるその代表者により制定せられる法律によりその意志を表明する。従つて行政運営の任に当る官吏も雇用せられているものも、均しく人事に関して方針、手続並に規則を定める法律によつて支配せられ、指導せられまた少なからざる場合において制約を受けている」と。然しながらこの理念は公務員たるものが、自らもしくは選ばれた代表を通じ雇用條件の改善を求めんが爲に自由にその意見、見解若しくは不満を表明する個人的もしくは団体的の妨げらるることなき権利を有しない意味ではないことを明確に了解せられなければならない。この権利は民主主義社会に固有のも

のであり、奪うべからざるものである。しかして余はこの権利は現に提案せられている國家公務員法の修正案の中に十分に規定せられていると信ずる。更に國家の公益を擁護する爲に政府職員に課せられた特別の制限があると言う事実は政府に対し常に政府職員の福祉並に利益に十分な保護の手段を講じなければならぬ義務を負わしめている。この理念は民主主義社会においては完全に理解せられ実現せられているのであつてそれ故にこそ公職が威厳と権威と永続性とをそなえており、公職に就き得る機会が広く一般から好ましい特権として認められ且求められているのである。

鉄道並びに塩、樟脳、煙草の専賣などの政府事業に関する限り、これらの職員は普通公職からは除外せられて良いと信ずる。然しながらこれ等の事業を管理し運営する爲に適当な方法により公共企業体が組織せらるべきである。しかして雇用の標準方針並びに手続を適正に定め且つ普通公職の場合に與えられている保護に代えるに調停仲裁の制度が設けられねばならぬが、同時に、職員において、その雇用せられている責任を忠実に遂行することを怠り、ために、業務運営に支障を起すことなきよう公共の利益を擁護する方法が定められなければならない。更にまた、能率増進の爲に、逓信省の完全な再編成が実施されることが望ましいと信ずる。そのためには政府の郵便事業を他の業務から切りはなし、逓信省に代つて内閣の内部に二つの機関を設置することが考えられる。

國家公務員法は、本来、日本における民主的諸制度を成功させるには、日本の官僚制度の根本的改革が不可欠であるとの事実の認識の下に考へられたものである。何故ならばかかる民主的諸制度の強弱は、その政治的、経済的、社会的の何れなるを問わず、必然的に直接公務員制度の能率如何にかかると共に、公共の利益擁護と一般の福祉増進のために組織された政府がその権力の源泉たる主権者たる國民に対して行使し得る強力な指導力如何にも同様必然的に直接関連するからである。従つて本改革の成功が占領政策の第一義的目標の一つたるのみならず、それは、日本國民の将来の福祉のための前提要件の一つでもある。

仍て本問題の解決に当つては公共の利益優先と云う点に最大の考慮が拂わる可きであり、つぎに必要なことは、憲法の中に明示された通りに、國民の意思を実施する政治手段としての政府の適法な権威は、充分民主化された方法の下に行われる選挙によつてのみ覆し得るということを保障する道が講ぜられる可きであるということである。これなくしては、政府を少数者の特権優先に従属せしめることによつて公共の利益を滅却することとなり、その結果は無政府状態、暴動、破壊を招来することになる。これが民主社会が先ず存在し得るための基本的原則であるが、西洋の主要民主國家においては、その原則実行のために極く最近に至つては、軍隊並に文官警察の両者を用いた國家警察力の全面的行使を余儀なくされるに至つた。憲法の定める所に従つて軍隊の保持を放棄した日本においては、警察力のかかる行使には文官警察を期待し得るのみである。従つて日本においては他の何れの國におけるよりもなお一層法律が政府の権力並にその安全と権威の確保のための規定を綿密に定めて誤解なきように明確を期する必要があるのである。

余が國家公務員法を全面的に改正してここに論議された考え方の体制に適合せしめることが時を移さず着手さる可きであると考えるのは以上の目的達成のためである。

本件に関し貴下を援助する可く本司令部は従前通り助言と相談に応ずるであろう。

三月以來の全官公爭議に手を燒いていた芦田内閣は、早くから國家公務員法の改正＝官公吏の爭議權の否認を計画していたが、自己の力では実行しえないでいた。しかるに、右の書簡をうけるや、直ちに同法の改正に乘り出した。

まず、七月二三日の閣議では、同法改正の具体案を作成することを決定、二四日の関係次官会議では、マ書簡の解釈について次の如き原則を決定し、あわせて中央労働委員会の調停には應じないことを明かにした。

一、公共企業体に入らない官公労組は団結權はあるが、団体交渉權も、罷業權も有しない。

一、公務員法の改正ができ上るまでは、マ書簡の趣旨に副つてすべてを処理してゆく。

三、各種公団職員に対しても國家公務員法を適用する。

四、政府の普通公職から分離させてもよいとされているものに、「鉄道ならびに塩、しょうのう、煙草の専賣などの政府事業」とあるが、「など」の語は削られ、以上のものに限定される。

五、逓信事業は公共企業体とはならず、二つの機関として内閣に属するものとされるので、公務員として団体交渉權も、罷業權もない。

さらに二七日の閣議では、マ書簡を以て單なる勸告ではなくすべての法律に優先する命令であると解釈すること、三〇日の閣議では法律改正までの臨時措置として政令をもつて具体的な措置を講ずることを決定し、翌七月三一日、次の如き政令二〇一号を公布施行、同時に後記の如き政府声明を発表したのである。

昭和二三年七月二二日付　内閣総理大臣あて連合國最高司令書簡に基く臨時措置に関する政令（昭和二三年七月三一日政令二〇一号）

内閣はポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二〇年勅令第五四二号）に基き、ここに昭和二三年七月二二日付内閣総理大臣あて連合國最高司令書簡に基く臨時措置に関する政令を制定する。

第一條　任命によると雇用によるとを問わず、國または地方公共団体の現職員の地位にある者（以下公務員といいこれに該当するか否かの疑義については臨時人事委員会が決定する）は、國または地方公共団体に対しては、同盟罷業、怠業的行爲等の脅威を裏付けとする拘束的性質を帶びたいわゆる団体交渉權を有しない。但し公務員またはその団体は、この制限内において個別的にまたは団体的に、その代表を通じて苦情、意見、希望または不満を表明し、かつこれについて十分な話合をなし、証拠を提出することができるという意味において、國または地方公共団体の当局と交渉する自由を否認されるものではない。

給與、服務等公務員の身分に関する事項に関して、國または地方公共団体によつてとられたすべての措置については、この政令で定められた制限の趣旨に矛盾し、または違反しない限り、引きつづき効力を有する。

現に繫属中の國または地方公共団体を関係当事者とするすべてのあつせん、調停または仲裁に関する手続きは中止される。爾後臨時人事委員会は公務員の利益を保護する責任を有する機関となる。

第二條　公務員は、何人といえども同盟罷業または怠業的行爲をなし、その他國または地方公共団体の業務の運営能率を阻害する爭議手段をとつてはならない。

公務員でありながら前項の規定に違反する行爲をした者は、國または地方公共団体に対し、その保有する任命または雇用上の権

利をもつて対抗することができない。

第三條　第二條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役または五千円以下の罰金に処する。

付則この政令は、公布の日からこれを施行する。

この政令は、昭和二三年七月二二日付内閣総理大臣あて連合國最高司令書簡にいう國家公務員法の改正等國会による立法が成立、実施されるまでその効力を有する。

政府声明

本日「七月二二日付内閣総理大臣あて連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令」を公布し公務員の団体交渉争議行爲等に関する行動、規律を明らかにした。

右書簡は國または地方公共団体の公務に従事するものは一般職員たると現業職員たるとを問わず、國民の主権に基礎をもつ政府または公共団体により任命または雇用せられた事実に基き與えられた公共の信託に対し無條件に忠誠の義務を負うものなるにかんがみ私的企業に従事する者と異り、かつ同盟罷業的行爲その他行政の運営能率を阻害する争議手段を有しないことを明らかにするため、時を移さず必要な措置をとるべきことを命じている。よつて政府は、國家公務員法の改正等必要な立法措置を講ずるため急速に準備を進めると共に取敢えず臨時措置として本政令を制定したものである。

政令に明らかなように、公務員は私企業従業員の有するような団体交渉権はこれを有しないが勤務條件の改善を求めるため、その代表者を通じ平安な民主的手続により、その意見、希望または不満を述べることはもとより何ら妨げるところではない。また従来の労働協約は無効となるが労働基準法その他の法令に基き締結された労働協約上の利益については本政令に定めた制限以外は引きつゞき尊重されることになつている。なお、労働委員会において現在取り扱われている公務員の問題は、政府はこの際進んで公務員の待遇を改善するため臨時人事委員会に必要な組織を設け、時宜に応じて給與その他福利厚生の適切を期する考えである。

なお、本政令は公務員たる地位に基く特別の措置で、一般の私企業とは何ら関係がないことはいうまでもない。

公務員たるものは右連合國最高司令官の書簡およびこれに基く本政令の主旨にかんがみその行動を慎み勤務に精励し以て公共の信託に応じられんことを切に期待する。

右の如き政府の措置に対して、全官公廳労働組合を中心とする各労働組合は強い反撃に立ち上つたが（第二部参照）中央労働委員会も政府の調停打切りに関して次の如き建議をなした。

全官公廳調停打切りに際し政府へ建議

建　議

本委員会は政令第二〇一号施行後の善後措置につき慎重審議を遂げた結果目下繫属中の調停及び斡旋事件はこれを打切ることに決定したが、今回政府のとりたる措置そのものに対しては、委員の間に批判的意見が少からず、特に労働者側委員の一部には政令そのものを憲法違反の故を以て無効なりとする意見を極めて強硬に主張するものもあつたが、結局この際としては過去に対する批判に専ら終始するよりは、寧ろ將来に対する要望として政府に善処方を勧告すべきであるということに委員全員の意見が一致した。

記

一、本委員会は政府が労働委員会に代つて、労働争議の予防及び解決に当るべき機構の完備を待つことなく、急遽一方的に調停を打切る処置に出で、これによりたとえ一時的にもせよこの重

要な時期に爭議の平和的解決機能を全面的に停止して、爭議それ自体の解決のために特に努力している跡の殆ど認むべきものがないのを甚だ遺憾とする。本委員会は、かかる制度的空白をこのままにして置きながら爭議行爲を抑えることばかり考えても、結局かえつて愈ゝ爭議を惡化せしめるのみであることを憂慮するが故に、政府がこの際卽急に爭議自体を全面的に解決するため、積極的に適当な応急措置をとられるよう勧告する。

二、本委員会は、政府が政令第一條第二項に関し一方的行政的解釈を下して、この受容を労働組合に强要するようなことがあつてはならないと考える。元来同項に所謂「措置」は労働組合との協約に基いてとられたものであるから、その中「政府で定められた制限の趣旨に矛盾し、または違反」するの故を以て失効すべき部分は、でき得る限り最少限度に止むべきであり、その具体的決定に当つては十分組合側の意向を尊重すべきことが筋道であると考えるから、政府がこの点につき十分の考慮を拂われるよう勧告する。

昭和二三年八月一日

中央労働委員会会長　末弘嚴太郎

内閣総理大臣　芦田　均殿

中央労働委員会のこのような勧告および労働組合の反対闘爭にもかかわらず、政府は自らの解釈で公務員対策をすすめ、政令二〇一号を强行し、又検察廳でも労働組合の政令反対闘爭に対して强権をもつてこれを取締つたのである(第六編参照)。政令が合法的であるとする政府の見解は次に示す法務総裁の談話がこれを示し、さらに政令施行の具体的方針は後記二つの決定によつて示されている。

法務総裁談（一九四八年九月三日）

さきに、公布施行された「昭和二三年七月二二日付内閣総理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令」（昭和二三年政令第二〇一号）に関し、最近一部において、憲法との関係等について、疑義が表明されているので、政府はかかる誤解を一掃するため、本日の閣議で本政令に関する政府の見解を各省廳部内に通達することとした、その要点は左の通りである。

問　今回の政令は「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」（昭和二〇年勅令第五四二号）に基くものであるが、この勅令は「日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の効力等に関する法律」（昭和二二年法律第七二号）によつて、その効力の存在が認められていないから、昭和二二年一二月三一日限りで当然効力を失つたのではないか。

答　勅令第五四二号の効力は、法律第七二号と全く関係がない。同法は旧憲法下において議会の意思が加わることなく発せられた命令で、新憲法によれば法律をもつて定めらるべき事項を規定しているものの効力を定めたものである。しかるに勅令第一四二号は、旧憲法第八條の規定に基く「法律に代るべき勅令」であつて議会の承諾を得たものであるから、完全に確定の法律としての効力を生じたもので、同法にいう命令でないことは極めて明瞭である。

問　勅令第五四二号は憲法上法律を以て規定すべき事項を、殆んど無制限に命令に委任しているから、憲法に違反し無効ではないか。

答　憲法の三権分立の精神から考えて立法権を行政機関に白紙委任することは許されないものと解せられているが、勅令第五四二号は連合國最高司令官のなす要求に係る事項を実施するために特に必要がある場合に限つて命令に委任しているもので、單純な包括委任ではない。しかしてこれについては、わが國が現在置かれ

ている特殊の地位を考える必要があるのであつて昭和二〇年九月二日の降伏文書によれば「天皇及び日本國政府の國家統治の権限は本條項を実施するため適当と認める措置をとる連合國最高司令官の制限の下に置かれ」また天皇、日本國政府及びその後継者は「連合國最高司令官又はその他特定の連合國代表者が要求することあるべき一切の命令を発し且つかかる一切の措置を執ること」が明かにされ、連合國最高司令官の要求は、そのまま迅速且つ誠実に履行すべき國家的義務が存する。この場合要求の内容が法律を要する事項であれば、國会によつて法律制定の手続をとることを至当とするが要求の内容によつては、時間的事由等により、それが不可能な場合もあるので、國会の承諾を得たこの勅令において委任の措置がなされているのである。従つてこの委任による命令は、連合國最高司令官の具体的な要求に係る特定の事項を実施すべき國家的義務を履行するためのもので、行政機関の恣意により立法権を侵害することにはならない。従つてこの勅令は新憲法の下においても実体的に有効である。

問　昭和二三年七月二二日付内閣総理大臣宛連合國最高司令官の書簡は、勅令第五四二号にいう要求とはいえないから、今回の政令は違法でないか。

答　連合國最高司令官のいわゆる要求は、別にその形式が一定しているわけではなく、その要求であるか否かは一に同司令官の表示された意思の解釈できまり、書簡であるか否かによつて決せられるものではない。今回の政令は、政府において、右書簡の内容を充分に検討し、且つ司令部の意向を確めた上、発せられたもので、勅令第五四二号に基く適法なものであることはいうまでもない。なお去る八月二八日の対日理事会の席上においてシーボルド議長は司令部発表の原文によれば

総司令官は基本的な原則を総括的に述べたにとどまり、ことさらに、その書簡の文句を指令というより示唆の形にした。これは、日本政府を奨励して自からの発意と考えとによつて、その細目の具体化に当らせ、日本政府によつて受諾不可能と思われる條項については、自由に質問を許すためであつた。日本政府の政令は来月國会が開かれるまで現状を維持するための中間措置であるが國会において審議、改正される公務員法の修正案は勿論書簡で明かにされた諸原則がゆがめられていないよう司令部で再審議されるであろう（時事通信社訳）、と述べた。

右の発言の片言隻句をとらえてとかくの論をしている向もあるようであるが、右発言全体を仔細に検討すれば、シーボルト議長の趣旨は基本原則そのものが、総司令官の日本政府に対する要求であることを示しているものというべきである。

政令第二〇一号の解釋と取扱について

（一九四八・八・五　次官会議）
（一九四八・八・一〇閣議了解）

一、本政令は、マ書簡に基くものであるから、解釈上疑義があるときは、同書簡の趣旨に照らして解釈するものとする。

二、団体交渉権の否認に関する事項（第一條第一項）

(1)　同盟罷業、怠業的行為の脅威を裏付とする拘束的性質を帯びた、いわゆる対等の立場における団体交渉権は公務員については認められない（各省廳からその省廳の労働組合に対して通告する必要がある）。

(2)　勤務條件の改善を求めるために（書簡に「公務員たるものが、自ら若しくは選ばれた代表を通じ、雇用條件の改善を求めんがために……」とある）公務員又はこの団体が、その代表者を通じて苦情、意見、希望又は不満を表明し、かつ、これにつ

いて十分な話合をなし、証拠を提出することができるという意味において、当該省廳の所轄当局と交渉する自由は認められる（通告を可とする）。

(3) 人事委員会に対する関係については、國家公務員法第八六條に規定しており、本政令第一條第一項の規定するところではない。

三、労働協約等の失効に関する事項（第一條第二項）

(1) 公務員はいわゆる団体交渉権を有しないのであるから、政府と対等の立場において団体交渉し、協定する能力を有せず、この意味における当事者能力を有しない。従つてこれを前提とした労働協約、協定又は申合せ等は当然失効する（通告を要する）。

第一條第二項は、このことを前提としてなお実質的に効力を存続せしむべきものについて、規定しているのである。

(2) 本政令の趣旨に矛盾し又は違反しない限り、給與、服務の如き公務員の身分に関する従前の措置は、引続き効力を有することとする。

効力を存続せしむべきものについては、別途具体的に決定措置する（趣旨については通告の要がある）。

(3) 組合事務専従者は、書簡に公務員は「國民の主権に基礎をもつ政府によつて使用され」……「公共の信託に対し無條件の忠誠の義務を負う」とあり、又労働協約等の基礎の上に認められているものであるから、従来の如き専従者は当然その根拠を失う。仍て、これに対し措置としては、各省廳より組合及び専従者に対してこの旨を通告し直ちに職場に復帰せしめることとするも、各省廳の長においても一定の期限（非現業廳職員については遅くとも八月末限り現業廳職員については遅くとも九月末限りとすること）及び條件を定めて組合の事務に従事することを承認することができる。

四、斡旋調停又は仲裁に関する事項（第一條第三項）

本政令により、公務員は、いわゆる団体交渉権並びに争議権を有しないから、労働委員会は公務員については、労働組合法第二七條にいう「団体交渉の斡旋」並びに「労働争議の調停及仲裁」を行うことができない。従つて現に繋続中の斡旋、調停又は仲裁に関する手続は、中止しなければならない。

五、争議権の喪失に関する事項（第二條）

(1) 公務員に対する争議権は認められない。同盟罷業、怠業的行爲は勿論、いやしくも業務の正常な運営能率を阻害する行爲は許されない（通告を要する）。

(2) 前項違反の行爲は本政令の罰則に触れることは勿論、行政処分により厳重処断する。

この場合、労働関係調整法、労働基準法、官吏懲戒令等に拘束されない（通告を可とする）。

各省廳労働協約に関する政令第二〇一号第一條第二項の取扱方針

（一九四八・八・五次官会議決定）
（一九四八・八・五閣議了解）

一、組合員たることは非組合員たることを理由として差別待遇しない。――尊重しなければならない。

二、賃金、退職金――人事委員会の所管であり、組合と協議することは許されないが人事委員会の定める手続に従つて組合の意見をきくことは差支ない。

三、勤務時間、休日、休暇――存続させてよい。

四、超過勤務手当――存続させてよい（給與支給準則による）。

五、人事に関する事項
1　基準の協議――認めない。実際上本人に通知するのはよいが
2　事前通知――認めない。
義務ずけられるものではない。
3　解雇制限――協約に基く拘束を受けないが、例えば日教組に関しては全教協の労働協約書第一二條第二号、第三号記載の事項（産前産後の休養中及び事後九〇日間は罷免しない等）は尊重して差支ないと思われる。
六、組合運動
1　専従者――認めない。
2　勤務時間中の組合活動――原則として認めない。但し所轄廳の長の承認を得たときは勤務中といえども政令第二〇一号第一條第一項但書の交渉の如きは差支ない。
七、経営協議会――消滅したものとする。
八、厚生福利施設――運営について意見をきくことは差支ない。
九、政治活動――公務員法第一〇二條により取扱う。
一〇、公職就任――公務員法第一〇一條及び第一〇二條により取扱う。

第二節　改正の経過と改正法の内容

政府は政令二〇一号公布施行後直ちに臨時人事委員会をして國家公務員法改正案の作成にあたらせ、九月三〇日改正案を発表、以後主として人事院の権限問題を中心として検討が行われた。しかるに芦田内閣は昭和電工問題を直接の原因として一〇月七日に総辞職し、公務員法の改正は一〇月一九日成立した吉田内閣にひきつがれた。吉田内閣は基本的には従來の方針によつて立案を進め、一一月六日の閣議で最終案を決定、一一月九日第三臨時國会に提出した。國会における浅井人事委員長の提案理由（要旨）は次の如くである。

この改正法律案を政府において起草し、本日ここに上程したことについて、その最も重要な動機は、申すまでもなく、去る七月二二日付内閣総理大臣宛マッカーサー元帥の書簡である。

この書簡を受けた政府は、同書簡の趣旨に基き、とりあえず去る七月三一日付を以て『昭和二三年七月二二日付内閣総理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令』を『ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件』に基いて制定施行致して、公務員の交渉権を制限し、争議行爲を禁止するとともに、國家公務員法により設置されました臨時人事委員会をして、爾後公務員法については、これをマッカーサー元帥の指示するところに即応せしめるよう改正するため政府は同書簡に基く最高司令部の助言によつて、この法律案の起草を行つて来た。

先ず改正の第一点は、特別職の範囲が縮小された点でありまず。

この法案においては、政治的任命を特に必要とする職以外の職については、これを可能な範囲において、ひろく一般職とした次第である。

次に改正の第二点は、人事委員会の組織及び権限を強化した点である。御承知のように、國家公務員法の運営機関として、本年中には総理廳に人事委員会が設置されることとなつているが不偏不党、いかなる勢力の制肘をも受けることなく厳正公平な人事行政を行うとともに、國家公務員の福祉と利益との保護機関としての機能を果すためには、この委員会は、そのために必要とし、且つ十分な権限が與えられるとともに、能う限りの独立性が確保さ

れることを必要欠くことのできない要件とするのでこれに関して所要の改正を行うことにした次第である。

次に改正の第三点は、服務の規律を強化した点である。憲法にも明かな通り、國家公務員は國民全体の奉仕者であつて、一部のものの利害代表者であつてはならない。この原則に徹するためには現行國家公務員法の規定では、なお不十分な点があるので、所要の改正を行つた。

以上申述べた三つの点がこの改正法律案の眼目であるが、このほか試験の方法、懲戒の手続、その他の事項について、公務の能率的且つ民主的な運営に最も緊要と認められる最少限度の改正を行うことにしておるのである（提出された改正法律案は実質的修正なく成立したから、その内容については後掲「成立法の主要点」を参照）。

衆議院では右の改正案を一一月九日人事委員会に付託し、一一月一七日および一八日改正案について公聴会を開いた。公聴会では使用者側は全面的に支持、労働者および学識経験者の多くは反対したが、中労委会長末弘嚴太郎氏と同事務局長の鮎沢巖氏がそれぞれ次のように述べたことは注目された。

鮎沢巖氏（中労委事務局長）＝(一)今回の改正のいきさつについては論議の余地があると思うが残念ながらやむを得なかつた。(一)政府と公務員の関係をいうと政府は國の支配者であるとともに公務員の雇主である。公務員の雇主である公務員は國の公僕であるとともに雇主に対する労働者である。政府は使用者として適正な條件で労働者を使用すべきであり公務員はそれを要求する権利をもたねばならぬ。また一般労働法から抜けて権利を侵害されるようなことがあつてはならぬ。(一)公務員の団体交渉権についていうと、政府は雇主としてロック・アウトという武器を使えぬ立場にある。だから労働者側において罷業権を一方的に行使するのは公正でない。そこで適正な争議の調停仲裁機関が必要であるが、この法には弾圧的、強制的な面のみ強調され親切な規定はどこにもない。そもそも立法の根本思想が誤つていたと感じる。労働法に体刑を課したのはナチにはあつたかと思うがほかに知らない。一般に悪法といわれるタフト・ハートレー法にもない。日本でこれが通過すれば世界に先例を開くこととなろう。

末弘嚴太郎氏（中労委会長）＝根本的にはこういう形で改正案が出たことに不満だが、きようは細かいことはやめ原案を簡単に修正でき、かつ極めて重要と考える三点をあげて実現方お願いしたい。(一)公務員組合が団体として意見をのべることはマ書簡も禁じておらず、その方法、形式もいくらでもある。たとえばイギリスでは各官廳及びその代表によつて組織するものと二種の交渉委員会があり、組合、政府から一定数の交渉委員が出、たとえば給與の問題などそこでまず話し合い、十分組合側の意見もきき政府の立場も説明してから政府が原案を作つて國会に出す。委員会で協議すべきことは一定の協定できまつている。この制度には法律的根拠はないが現在うまく運営されており、日本の現状としては公務員法中にこの種の規定をおくのがいいと思う。(一)改正案は公務員をすべて労働三法からはずすようだが、その場合適当な基準法的規定を法案中に入れることが必要である。同時に監督制度を確立すること、これは基準法の基準監督制度のように公けに地位の保証をうけ、第三者的立場に立ち、経験、訓練を備えた者が必要である。公務員の組合運動に制限を加えるとすれば、他面ぜひこの制度を確立し労働條件に配慮する要がある。従来の日本の役所はこの点とくにひどかつた。(一)労働三法がすべてはずされる結果労働委員会も公務員の労働問題と関係がなくなる。たとえ人事

院があつせんの労をとることになつても、結局人事院は雇主だから公正な第三者がなかに立つことはなくなるわけである。そこで私は中労委、地方委に公務員に関し労組法第二七條の労働委員会の労働事情の調査及び建議に関する権限を残してほしい。労働委員会としてはそれを利用し、公務員の職場からの声をとりあげて調査建議することとしたい。

おわりに、最近労働法規改正の空氣が出ているようだが、もしその場合は國会においてほんとうに公平な立場から事実を調査しその報告書を公表し、納得のゆく改正を行つてほしい。今度の公務員法の場合のように何らか時の動き、力に動かされ、何ということなく法制を改正するということはなすべきでないと考える。また外國法を参照するにも日本の事情はまた別なのだから、どうか十分日本の事情をお調べねがいたい。

吉田内閣は國家公務員法改正案および関係法案を早く通過させて國会の解散を行う意図であつたが、野党の強い反対にあつて審議はかどらず、最終日の一一月三〇日に至つて部分的な修正ののちようやく成立するに至つた。同日は午前六時一八分衆議院人事委員会修正議決より午後一一時五〇分参議院本会議可決成立まで一挙に議事を進めるというきわどい狀況であつた。衆議院において反対投票をしたのは社会党、社会革新党、労農党、新自由農民党、第一議員クラブ、および共産党である。

衆議院における主な反対討論は次の如くである。

玉井祐吉議員（労農党）

私は労働者農民党を代表いたしまして、反対の意志を表明する次第であります。

まず第一にこの度のこの法案はまれにみる悪政令たる第二〇一号を基礎として、その裏づけによつて制定せられようとしていることであります。

第二点として、この法案は事実上新たに公務員法を制定するに等しいほどの改正案であるにもかかわらず、その審議の期日はまことに少く十分なる審議をなすことができなかつたということを考えなければなりません。

第三として、この法案はアメリカのスポイル・システムを是正する意味においての公務員制度の輸入であることでありますけれども、わが國にはかような制度は存在せずまことに日本の現狀に照らして実情にあわない性質のものであります。

さらにこの法案自身の中には、公務員制度を政党の権力の外に置くことを目的としておりますけれども、その結果とするところはかえつて國会の権限を縮小して、この公務員法によつて保護されるところの公務員制度自身が一つの独立した勢力となることであります。

第五に、人事院は行政官廳の一部に所属しておるものであります。しかるにもかかわらず人事院は、その力の及ぶところは立法府であるところの國会の職員並びに司法権を現わすべき裁判所の職員に至るまでその威圧を加えておるのであります。その結果行政権の優位を招来し従つてこの公務員法制定がみられた以上は、この行政権の優位は一段と高められ非常に危険な狀態に陥るのであります。従つて本法案は行政官にのみ適用すべきものである。立法、司法の両職員には適用すべき性質のものではないはずであります。のみならず教職員においてもいうまでもなく教育委員会との関係において別個に教育公務員法というものを制定すべき性質のものであります。

第六に、本法案の第一六條において人事院規則は人事院において独立に定めることができ、さらに自由に改廃することができる

といわれております。これは言うまでもなく広汎な委任立法を認めるものであつて非常に危険な事態を招来するものであると言わなければなりません。

さらに本公務員法において第一〇二條で広汎なる政治活動が禁止せられておりますけれども憲法上認められた権利を制限するものであり、しかも人事院規則によれば公務員の政治的集合並びに示威運動を禁止するやに承つておるのであります。すでに人事院規則自身が法律化せられないところにおいてかくの如き本法の反動性が考えられなければならないのであります。

さらに第八に、労働者が団結して行動する権利は資本主義経済機構のもとにおいて、低賃金並びに労働強化、自由なる首切り、そういうものから、働く人々を守る意味における正当防衛としての権利として認められ、これが世界的に行きわたつているのであります。

成立した改正法の主要点は次の如くである。

(一)公務員法の効力の誇示。

目的をかかげる第一條に次の三項を加えて、公務員法の効力について規定し、國内法における公務員法の優越性を殊更に宣言したこと。

第一條

③ 何人も、故意に、この法律、人事院規則又は人事院指令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も故意に、この法律、人事院規則又は人事院指令の施行に関し、虚偽行為をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはならない。

④ この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の関係における適用は、その影響を受けることがない。

⑤ この法律の規定が、従前の法律又はこれに基く法令と矛盾し又はてい触する場合には、この法律の規定が、優先する。

(二)特別職の範囲の縮小＝これは次の二様の意味をもつ。

各省次官、参與官、法務廳（後に法務府）の各長官その他高級官僚を特別職から除外して一般職としたこと＝特権的地位の保障。

現業廳、公団等の職員及び単純な労務に服する者を特別職から除外して一般職としたこと＝公務員法の適用による労働権の制限。

(三)人事院の強化。

人事委員会は人事院となりその組織および権限が次の如く強化されたこと。

(1)旧法第三條「内閣総理大臣の所轄の下に人事委員会を置く」が「内閣の所轄の下に人事院を置く」（改正法第三條第二項）と改められ、総理大臣には報告する義務を負うだけになつた（同上）。従來の人事委員、人事委員長、事務局長はそれぞれ人事官、人事院総裁事務総長となり、又事務総局の組織は人事院規則で定めることになつた（第一三條第二項）。（二四年八月一八日施行人事院規則二―三「人事院事務総局の組織」は事務総局に事務総長室、任用局、給與局、公平局、能率局、調査局、広報局、人事局、法制局、管理局の一室九局を置くことを定めている。）さらに行政機構の一般的通則を定めた國家行政組織法は人事院には適用されないことになつた（第四條第四項）。

(2)人事院が処置しうる権限をもつ行政部門における最終決定権の人事院への賦與と司法裁判所への出訴権を法律問題に限定したこと（第三條第四項および第五項）。

第三條

④ この法律により、人事院が処理する権限を與えられている部

門においては、人事院の決定及び処分は、その定める手続により人事院によつてのみ審査される。

⑤　前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない。

(3)人事官の給與を國務大臣と同等以上においたこと（第一〇條）

第一〇條　人事官は、國務大臣と同じ基礎に基く給與を受けるものとし、人事官に支拂われる給與の総額は、いずれの國務大臣が受ける給與の総額よりも少くてはならない。

(4)予算編成権と予備金の保有（第一三條第三項乃至第五項）

第一三條

③　人事院は、毎会計年度の開始前に、次の会計年度においてその必要とする経費の要求書を國の予算に計上されるように内閣に提出しなければならない。この要求書には、土地の購入、建物の建造、事務所の借上、家具備品及び消耗品の購入、俸給及び給料の支拂その他この法律を完全に実施するため必要なあらゆる役務及び物品に関する経費が計上されなければならない。

④　昭和二七年三月三一日までは、前項の経費の中には、応急予備金が設けられなければならない。応急予備金は、総裁がこれを管理する。応急予備金を支出するには、人事院の議決を経なければならない。

⑤　内閣が、人事院の経費の要求書を修正する場合においては、人事院の要求書は、内閣により修正された要求書とともに、これを國会に提出しなければならない。

(5)強力な準立法権＝人事院規則の制定権および指令権（第一六條）

第一六條　人事院は、この法律の執行に関し必要な事項について人事院規則を制定し、人事院指令を発し、及び手続を定める。人事院は、いつでも、適宜に、人事院規則を改廃することができる。

人事院規則及びその改廃は、官報をもつて、これを公布する。人事院は、この法律に基いて人事院規則を実施し又はその他の措置を行うため、人事院指令を発することができる。

(四)団結権団体交渉権争議権等基本的労働権の禁止又は制限（第九八條）。

(1)警察官、消防職員、監獄に勤務する者および海上保安廳職員の団結権の禁止（前三者は労働組合法(旧)第四條により前から禁止されていた）。

(2)一切の一般職職員の団体協約締結権、団体交渉権、争議権の否認。それらの行動の企図、煽動等の禁止。オープンショップ制の採用。

（法令及び上司の命令に従う義務並びに職員の団体）

第九八條①　職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

②　職員は、組合その他の団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。職員は、これらの組織を通じて、代表者を選んでこれを指名し、勤務條件に関し、及びその他社交的厚生的活動を含む適法な目的のため、人事院の定める手続に従い、当局と交渉することができる。但し、この交渉は、政府と団体協約を締結する権利を含まないものとする。すべて職員は、職員の団体に属していないという理由で、不満を表明し又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

③　職員は、前項の組合その他の団体について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその団体における正当な行爲をしたことのために不利益な取扱を受けない。

④ 警察職員、消防職員（國家消防廳の職員を含むものとする）及び海上保安廳又は監獄において勤務する職員は、第二項に規定する職員の団体を結成し、及びこれに加入することができない。

⑤ 職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の爭議行爲をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行爲をしてはならない。又、何人も、このような違法な行爲を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

⑥ 職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行爲をした者はその行爲の開始とともに、國に対し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、対抗することができない。

⑦ 第二項の組合その他の団体は、これを法人とすることができる。民法（明治二九年法律第八九号）及び非訟事件手続法（明治三一年法律第一四号）中民法第三四條に規定する法人に関する規定は、本項の法人についてこれを準用する。但し、これらの規定中「主務官廳」とあるのは「人事院」と読み替えるものとする。

(五)政治的行爲の制限強化

旧法第一〇二條を次のように改正して職員の政治的行爲に対する制限を強化し何が政治的行爲であるかは人事院規則で定めることにした（「政治的行爲」に関する人事院規則については次節参照）。

第一〇二條① 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らかの方法を以てするを問わず、これらの行爲に関與し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行爲をしてはならない。

② 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

③ 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

（傍線の部分が改正による追加。旧法では第二項「職員は、」の次に「人事員会規則で別段の定めをした場合は」が入り、第三項「職員は」の前に「法律又は人事委員会規則で定めた」が入つていたのを前記の如く改正）

(六)労働三法および船員法の適用除外

附則第一六條により、労働組合法、労働関係調整法、労働基準法および船員法ならびにこれらの法律に基いて発せられる命令は一般職職員には適用されないことになつた。

(七)第一〇三條の改正で職員の営利企業への参加についての制限を強化した。

(八)行政整理の法的準備。第七八條で、職員の意に反して降任又は免職することができる場合として「官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合」を加え、來るべき行政整理の法律的な準備をしていること（第五編参照）。

國会を通過した改正國家公務員法は四八年一二月三日公布施行されたが、さらに一二月二一日法律第二五八号によつて、一、連合國軍の需要に應じ、連合國軍のために労務に服する者および人事院が指定する公団の職員を特別職とする（但し後者は二四年三月三一日限り）、二、人事官の任命については両院の同意を要する（從来は参議院が同意しない場合は衆議院の同意をもつて両院の同意とした）ように改正された。（公団の職員を特別職とする期間は後に二四年法律第二号によつて二四年六月三〇日までとされ、さらに二四年法律第一二五号によつて二五年三月三一日までと改正された）

第三節　人事院規則の制定

國家公務員法の改正によつて発足した人事院は、一方では法第一

六條に基いて四九年一月一日以後一二月二四日までの期間に総数七三に及ぶ人事院規則を制定するとともに、他方では法第三條第三項に基いて公務員の給與水準、あるいは行政整理の基準等について必要な指示勧告を行つて來た（後者についてはそれぞれ、第四編、第五編参照）。

四九年中に施行された人事院規則の制定狀況は次の如くである。

まず一月一日施行人事院規則一―〇によつて、人事院規則は國家公務員法、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二三年法律第四六号）その他人事院に規則制定権を與えるすべての法律（附則を含む）に従つて制定される、とその法的根拠を示し、同日施行の規則一―一「規則の分類」によつて次の如く人事院規則の分類を定めた。

一―〇の系列　総則、二―〇の系列　人事院、三―〇の系列　事務総長、四―〇の系列　國の機関、五―〇の系列　人事主任官会議、六―〇の系列　職階制、七―〇の系列　試験、八―〇の系列　任用、九―〇の系列　給與、一〇―〇の系列　能率、一一―〇の系列　分限及び離職、一二―〇の系列　懲戒、一三―〇の系列　異議の申立、一四―〇の系列　服務、一五―〇の系列　勤務時間及び休暇。

四九年中に制定された人事院規則をこの分類によつてかかげると次表の如くである。

一―〇　規則の法的根拠
一―一　規則の分類
一―二　用語の定義
一―三　法の規定の適用
一―三の一部改正
一―三の一部改正
一―四　現行の法律、命令、及び規則の廃止
一―四の一部改正
一―四の一部改正
一―五　特別職
一―六　委員会の委員等の職務と責任の特殊性に基く法の特例
一―六の一部改正
一―七　政府又はその機関と外國人との間の勤務の契約
二―〇　人事官の宣誓
二―一　人事院会議及びその手続
二―二　記録、報告及び統計
二―三　人事院事務総局の組織
二―三の一部改正
三―〇　事務総長の権限
四―〇　人事主任官を置く國の機関
四―〇の一部改正
四―〇の一部改正
五―〇　人事主任官会議
七―〇　試験総則
七―一　受験の資格要件
七―二　試験の告知
七―三　試験の機関
七―四　國家公務員法附則第九條の試験
八―〇　任命権者
八―一　職員の任用及び敍級
八―一の一部改正
八―一の一部改正
八―二　職員の兼職

八―三　任用候補者名簿
八―四　任用候補者の提示
八―五　任用の辞退
八―六　教育公務員採用志願者名簿に関する暫定措置
八―七　非常勤職員の任用
八―八　臨時職員制度の廃止
八―九　條件附任用
八―一〇　國家公務員法附則第九條の臨時的任用
八―一一　國家公務員法附則第九條の規定により人事院の指定する官職への職員の任用
九―〇　特殊勤務手当
九―一　常勤を要しない職員の給與
九―二　特別俸給表の適用範囲
九―三　給與の差引
九―四　給與の直接支拂
九―五　給與簿
一〇―〇　職員の勤務條件中安全及び衛生に関する監督の権限
一一―〇　職員の意に反する降任及び免職
一一―一　休職の期間
一一―二　教職員の休職の場合
一二―〇　職員の懲戒
一三―〇　懲戒処分に対する審査の要求
一三―一　職員の意に反する不利益な処分及び懲戒処分に関する審査の手続
一四―〇　交渉の手続
一四―一　職員団体に関する職員の行爲
一四―二　職員団体登録
一四―二の一部改正
一四―三　職員団体の登録の変更
一四―四　営利企業への就職
一四―五　公選による公職
一四―六　職員の服務の宣誓
一四―六の一部改正
一四―七　政治的行爲
一五―〇　職員の勤務時間
一五―〇の改正
一五―一　勤務を要しない時間
一五―二　休息時間
一五―三　職員団体の業務にもつぱら従事するための職員の休暇
一五―四　非常勤職員の勤務時間及び休暇
一五―五　職員の夏期勤務時間に関する特例
一五―六　休　暇

右のうち重要なものは次の如くである。

人事院規則一五―〇（昭和二四年一月一日施行）

職員の勤務時間

一、この規則は、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二三年法律第四六号）による権限に基き、昭和二三年一二月一九日附内閣総理大臣宛連合國最高司令官書簡に示された主旨に即応して発せられる緊急措置として制定するものである。この規則は、経済の速急な安定が我が國の現在の國民生活に絶対欠くことのできないものであることに鑑み、これに対し職員として必要な寄與をさせようとするものである。

二、政府職員の新給與実施に関する法律第三五條に規定する場合を除き、職員の勤務時間は一週間について四八時間とする。

三、前項に定める勤務時間をいかに割り振るかは國会職員にあつては衆議院議長及び参議院議長の、裁判所職員にあつては最高裁判所の、会計検査院職員にあつては会計検査院の、人事院職員にあつては人事院の、その他の職員にあつては総理廳令の定めるところによる。

人事院規則一五―〇（職員の勤務時間）の一部改正（昭和二四年九月二四日）

第二項中「四八時間」を「四四時間」に改め、同項の末尾に「（昭和二四年一〇月二日施行）」を加える。

第三項を次のように改める。

三、前項に定める勤務時間の割り振りについては、原則として土曜日の午後を、勤務を要しない時間とするように、國会職員にあつては衆議院議長及び参議院議長が、裁判所職員にあつては最高裁判所が、会計検査院職員にあつては会計検査院が、人事院職員にあつては人事院が、その他の職員にあつては内閣総理大臣がそれぞれ定めるものとする。但し、土曜日の午後を勤務を要しない時間とすることが不適当な場合においては、その他の日においてこれに相当する勤務を要しない時間を設けるように定めることができる。（昭和二四年一〇月二日施行）

右の規則は勤務時間を一週四八時間として從來の慣例であつた土曜半休制を廢止したため官廳労働者の反対にあい、一〇月に至つて一週四四時間に改めたものである。

人事院規則一四―〇（昭和二四年一月八日施行、一月一五日改正）

交渉の手続

一、法第九八條第二項の規定が適用されていることをここに明かにし、その規定に從い、職員は、個別的に又は団体的に勤務條件に関し及びその他社交的厚生的活動を含む適法な目的のため、当局と交渉することができる。但し、この交渉は、政府と団体協約を締結する権利を含まないものとする。職員が、その職員の団体によつて代表されることを選んだ場合においては、交渉は、次の手続に從わなければならない。

一、交渉は、職員の団体の代表者と関係機関の長又はその正当に委任を受けた者とによつてたがいにとりきめた時間に行わなければならない。

二、交渉、機関の長が適法に決定し及び管理する事項に限らなければならない。但し、交渉は、懲戒に関する事項を含まないものとする。

三、交渉は、人事院に登録した職員の団体によつてのみ行われなければならない。

（註）傍点の部分が改正による追加。第九八條二項は、前節改正法の主要点(四)を参照）

右の規則は交渉の手続を定めた一應技術的なものであるが、団体的に交渉する場合その団体は人事院に登録されていなければならないとし、さらに一月一五日の改正によつて、法第九八條二項にいう「交渉」から懲戒に関する事項が除外された点が重要である。

人事院規則一四―一（昭和二四年五月九日施行）

職員団体に関する職員の行爲

一、職員は、法第一〇一條に基き、規則一五―三に定める條件の下で、もつぱら職員団体の業務に從事することができる。

二、職員は、法第一〇一條に基き、勤務を要しない時間又は前項の規定による場合の外、あらかじめ承認を得た休暇期間中においても、次に掲げる行爲を行うことができる。

一、職員団体に加入すること

二、職員団体の結成に参加すること

三、職員団体の役員選挙その他の投票に参加すること
四、職員団体の会合に参加すること
五、法第九八條に規定する当局との交渉の準備その他の目的で、職員団体の代表者と会合すること
六、その他職員団体の業務に参加すること
三、職員は、第五項に規定する行爲を除き、前項に規定する行爲その他國の業務以外のこれらに準ずる行爲をその勤務時間中にしてはならない。職員は、手段のいかんを問わず、これらの行爲によつて、勤務時間中における他の職員の勤務を妨げてはならない。
四、第二項に規定する行爲はすべて、國の業務の正常な運営を阻害することのないように行われなければならない。
五、この規則のいかなる規定も、職員が個人的に又は登録された職員団体の代表者を通じ、人事院の定める手続又は條件に従い団体協約を含まない適法な交渉を勤務時間中に行うことを妨げるものではない。
六、各省及び各廳の長は、この規則に違反するすべての行爲及びそれに対してとつた行政処分について人事院に報告しなければならない。

人事院規則一五―三（昭和二四年五月九日施行）
職員団体の業務にもつぱら従事するための職員の休暇
一、所轄廳の長は、職員に対し、その申出により、公務に支障のない限り、法第九八條に定める職員団体であつて、人事院に登録したものの業務にもつぱら従事するための休暇（以下休暇という）を與えることができる。
二、休暇の時間は、一日を單位として、一年をこえない範囲内で定める。但し、休暇の期間が満了した場合には、所轄廳の長は、この規則の定めるところに従い、更に休暇を與えることができる。
三、職員は、この規則について休暇を與えられた場合の外は、職員団体の業務にもつぱら従事することができず、又この規則に基いて休暇を與えられた職員は、休暇の期間中は、職務に従事することができない。
四、職員は、休暇の期間中は、俸給、扶養手当、勤務地手当その他いかなる給與も支給されない。
（五以下略）

法第一〇一條は「職務に專念する義務」を定めているが、その第三項で「職員は、政府から給與を受けながら、職員の団体のため、その事務を行い、又は活動してはならない。但し、職員は、人事院によつて認められ又は人事院規則によつて定められた條件又は事情の下において、第九八條の規定により認められた行爲をすることができる」とした。右の二つの規則はこの点に関する規定であつて、後者はいわゆる組合專従職員の活動にきびしい制限を付するとともに、專従職員には俸給を支拂わないと定めたものである。前者は勤務時間中の組合活動を一般的に禁止したものであつて、戰後における労働運動の具体的な実情の下では、両者とも組合活動に対する事実上の壓迫になる規定であるといえよう。

人事院規則一一―〇（昭和二四年三月三一日施行）
職員の意に反する降任及び免職
一、法第七八條第一号の規定により職員を降任又は免職することのできる場合は、考課表その他の勤務成績表を評定するに足ると認められる客観的事実に基き勤務実績の不良なことが明らかな場合とする。
二、同條第二号の規定により職員を降任又は免職することのでき

る場合は、任命権者の定める医師二名によつて、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないと診断された場合とする。

三、同條第三号の規定により職員を降任又は免職することのできる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の官職に轉任させることのできない場合に限るものとする。

四、同條第四号の規定により職員を降任又は免職することのできる場合において、当該職員のうちいずれを降任し又は免職するかは、任命権者が定める。但し法第二七條に定める平等取扱の原則及び法第九八條第三項の規定に違反してこれを行うことはできない。

五、職員の意に反する降任又は免職の処分は、辞令を交付して行わなければならない。任命権者は、これらの処分を行つたときは法第八九條に規定する説明書の写二通をすみやかに人事院に提出しなければならない。

（註）法第七八條は次の如くである。

第七八條　職員が、左の各号の一に該当する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し又は免職することができる。

一　勤務実績がよくない場合

二　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三　その他その官職に必要な適格性を欠く場合

四　官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

ここでの問題は、法一号二号についての規則一項二項でややくわしく規定しているのに反して、法三号の「適格性を欠く場合」の判定方法が規則三号によつても示されていないこと、法四号による降任又は免職が「平等取扱の原則」および「不利益取扱禁止の原則」に基いて行われなければならない、と一應形式上公平な態度をとらざるを得なかつた点の二つである（後にあげた点が事実上如何に適用されたかは第五編「行政整理」参照）。

人事院規則一四―二（昭和二四年六月三日施行八月一七日改正）

職員団体の登録

一、職員団体は、この規則の定めるところに従い、人事院に登録を申請して公式に登録の通知を受けなければならない。

二、定款又は規約には、少くとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一、名称

二、目的及び業務

三、主たる事務所の所在地

四、構成員の範囲及びその資格の得表に関する規定

五、理事代表者その他の役員に関する規定

六、第四項に規定する事項を含む業務執行会議及び投票に関する規定

七、経費及び会計に関する規定

八、他の団体との連合又は他の団体への加入に関する規定

九、定款又は規約の変更に関する規定

一〇、解散に関する規定

三、職員団体は、その代表者を通じて、次に掲げる事項を記載又は添付した正副二通の申請書を提出して、人事院に登録をしなければならない。

一、定款又は規約の写

二、理事、代表者その他の役員（これらの者で職員団体の業務にもつぱら従事するための休暇を與えられている者を含む）

の氏名、住所及び官職（昭和二四年八月一七日施行）
三、すべての事務所の所在地
四、職員団体の連合体にあつては構成団体の名称
五、法人となろうとする職員団体にあつては、その旨
六、理事、代表者その他すべての役員の選任及び定款若しくは規約の採択が、すべての構成員に平等に参加する機会を與えられた直接、秘密の投票により、全員の多数決で行われたこと並びにその投票の日及び場所を証明する書類。但し、職員団体の連合体又は全國的規模をもつ職員団体にあつては、これらの行爲につき、第四項但書の規定によつたときにおいてはそのこと並びにそれらの投票の日及び場所を証明する書類
七、登録の申請書を提出する代表者の資格を証明する書類

四、登録される資格を有し及び引き続き登録されているために、職員団体は、定款又は規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行爲につき、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接、秘密の投票による全員の多数決で民主的な手続を定めて、それによらなければならない。但し職員団体の連合体又は全國的規模をもつ職員団体にあつては、この手続をすべての構成員に平等に参加する機会を有する構成団体ごと又は地域若しくは職員ごとの直接、秘密の投票による多数決で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接、秘密の投票による多数決で定めてこれによることができる。

五、人事院は、申請書及びその他の事項が法及びこの規則の定めるところに適合すると認めるときは、その職員団体を公式に登録し、これを書面でその職員団体に通知しなければならない。

六、法人となろうとする職員団体が登録されたときは、民法（明治二九年法律第八九号）第三四條に規定する許可を得たものとする。

（七、八、略）

右の規則は、法第九八條にいう「職員団体」の登録義務を定めるとともに、定款又は規約の必要記載事項、登録申請書の必要記載事項を定めたもので、人事院はこの規則によつて職員団体に対する事実上強力な監督権をもつことになる。

人事院規則一四―六（昭和二四年八月一八日施行）

職員の服務の宣誓

一、新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級職員の面前において次の宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

宣誓書

私は、ここに、主権が國民に存することを認める日本國憲法に服従し、且つ、これを擁護することを固く誓います。

私は、國民全体の奉仕者として、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、國民の意思によつて制定された法律を尊重し、誠実且つ公正に職務を執行することを、固く誓います。

月　日

（二、以下略）

右の規則は、法第九七條に基いて制定されたもので、職員は「國民全体の奉仕者」という思想の上に立つている。國家公務員法が宣誓の規定を設け、しかも宣誓の内容が人事院規則で一方的に定められることは將來に問題を残すであろう。

人事院規則一三―一（昭和二四年八月二〇日施行）

職員の意に反する不利益な処分及び懲戒処分に関する審査の手続（抄）

第一節　審査請求（抄）

（審査の請求及び資料の提出）

一、法第九〇條の規定により、人事院に対し、職員の意に反するいちじるしく不利益な処分又は懲戒処分（以下処分という）の審査を請求しようとする者は、審査請求書正副各一通にそれぞれ処分説明書の写を添付して、これを提出しなければならない。この場合には、書類、記録その他適切な資料を添付することができる。但し、審査の係属中においても、事実及び資料を提出することを妨げない。

第二節　代理者及び代理人（略）

第三節　公平委員会（抄）

（公平委員会の設置）

一七、第一項に定める審査の請求が受理された場合においては、人事院は、人事官及び事務総局の職員の中から、三名又は五名の公平委員を指名し、公平委員会を設置するものとする。但し人事院は　必要と認める場合においては、学識経験ある他官廳の職員及び公益を代表するその他の國民の中から公平委員を指名することができる。

（公平委員会の機能）

一八、公平委員会は、当事者、代理人、証人及び鑑定人の陳述を聴取し、並びに関係資料を検討し、人事院がその事案について公正妥当な判定を行うことができるように、それらの陳述及び資料に基いて調書を作成し、これを人事院に提出しなければならない。

第四節　審査の手続（略）

第五節　証拠調（略）

第六節　判定（抄）

（判定）

五六、人事院は、公平委員会が提出した調書に基いて、すみやかに指令で判定を行わなければならない。判定書には、左に掲げる事項を記載した判定に加わつた人事官がこれに署名押印しなければならない。

一、判定

二、事実及び争点

三、理由

（判定に関し採るべき必要な措置）

五七、人事院は、自ら前項の判定を実施するために必要な措置を採り、且つ、関係廳の長に対し必要な措置を採るよう指示しなければならない。

第七節　審査費用（略）

第八節　再審の請求（略）

右の規則は、二四年中に施行された人事院規則のうち最も大きな規定であるが、根本的な問題は、人事院が不利益な処分について公平な第三者たりうるかどうかにある。公平委員は人事官および事務総局の職員から選ばれ、必ずしもいわゆる公益委員を選ばなくてもいいことになつており、選ぶ場合でも人事院の指名によつているのは（一七項）重大な問題である（第二節、國会の公聴会における末弘氏の意見参照。実際行われた公平委員会の審査については第二部参照）。

政治的行爲（昭和二四・九・一九人事院規則一四―七）

施行　昭和二四・九・一九

（適用の範囲）

①　法及び規則中政治的行爲の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、條件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しな

い者をも含むすべての一般職に属する職員に適用する。但し、顧問、参與、委員その他人事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行爲には適用しない。

② 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行爲は、すべて、職員が、公然又は内密に、職員以外の者と共同して行う場合においても、禁止又は制限される。

③ 法又は規則によつて職員が自ら行うことを禁止又は制限される政治的行爲は、すべて、職員が自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合においても、禁止又は制限される。

④ 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行爲は、第六項第一六号に定めるものを除いては、職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

（政治的目的の定義）

⑤ 法及び規則中政治的目的とは次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行爲であつても、第六項に定める政治的行爲に含まれない限り、法第一〇二條第一項の規定に違反するものではない。

一 規則一四―五に定める公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること。

二 最高裁初所の裁判官の任命に関する國民審査に際し、特定の裁判官を支持し又はこれに反対すること。

三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

四 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。

五 政治の方向に影響を與える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。

六 國の機関又は公の機関において決定した政策（法令、規則又は條令に包含されたものを含む）。の実施を妨害すること。

七 地方自治法（昭和二二年法律第六七号）に基く地方公共団体の條例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと。

八 地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し若しくは反対すること。

（政治的行爲の定義）

⑥ 法第一〇二條第一項の規定する政治的行爲とは、次に掲げるものをいう。

一 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。

二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつなんらかの行爲をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給與その他職員の地位に関してなんらかの利益を、若しくは得ようと企て又得させようとすること、あるいは不利益を與え、與えようと企て又は與えようとおびやかすこと。

三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらかの方法をもつてするを問わずこれらの行爲に関與すること。

四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を國家公務員に與え又は支拂うこと。

五 政党その他の政治的団体の結成を企図し、結成に参與し若し

くはこれらの行爲を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。

六　特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。

七　政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布又はこれらの行爲を援助すること。

八　政治的目的をもつて、第五項第一号に定める選挙、同項第二項に定める國民審査の投票又は同項第八号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。

九　政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参與すること。

一〇　政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行爲を援助すること。

一一　集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。

一二　政治的目的を有する文書又は図画を國の廳舎、施設等に指示し又は掲示させその他政治的目的のために國の廳舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。

一三　政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聽取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。

一四　政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行爲を援助すること。

一五　政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。

一六　政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。

一七　なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行爲をすること。

⑦　この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するために当然行うべき行爲を禁止又は制限するものではない。

右の規則は最も大きな反響を招いたものであるが、人事院ではその運用方針について、一〇月二一日要旨次の如き通牒を発している。

「人事院規則一四―七政治的行爲の運用方針について」――人事院通牒（二四・一〇・二一）

一、規則の適用範囲＝一般職に属するすべての職員に適用される。ただし顧問、参與および委員で諮問的な非常勤職員の他の法令に違反しない行爲には適用しない。

二、規則で禁止されている政治的目的中の第五、六号の解釈は次の通りとする。①第五号「政治の方向に影響を與える意図で特定の政策を主張し反対すること」＝「政治の方向に影響を與える意図」とは憲法に定められた民主主義政治の根本原則を変更しようとする意思を言い、「特定の政策」とは政治の方向に影響を與える程度のものであることを要する。最低賃金制確立、産業社会化などの政策を主張したり反対したりする場合、または各政党のよつて立つイデオロギーを主張したり反対したりする場合、あるいは特定の法案または予算案を支持したり反対したりする場合も、民主主義政治の根本原則を変更するものでない限りこれに該当し

ない。②第六号「國の機関または公の機関において決定した政策の実施を妨害すること」＝「政策」とは國会、内閣、内閣の統轄の下にある行政機関、地方公共団体など政策の決定についての公の権限を有する機関が正式に決定した政策を言い、「実施を妨害する」とは方法の如何を問わず、組織的、計画的または継続的にその政策の目的達成を妨げることをいう。單に当該政策を批判することは差支えない。

三、許可される政治的行爲のおもなる内容①政治的目的をもつて金品を國家公務員以外のものに與えること。ただし政治資金規正法の適用を受ける。②政党の党員もしくは政治的団体の構成員となることができるばかりでなく、政党の役員、政治的顧問、これと同等の役割を有する構成員以外の地位を占めることができる。ただし支部の役員となることは禁止する。③党員倍加運動は禁止されているが友人間で入党を相談することは禁止しない。④機関紙を購入、友人間で回覧することは差支えない。⑤候補者の推薦届出、推薦届出書に署名することも自由である。⑥選挙に際し街頭で友人に投票を依頼することも当該選挙法で許される限りは自由である。⑦政治的目的をもつて署名運動に参加し、署名を行うことは差支えない。⑧政治的目的をもつた示威運動に参加することも差支えない。ただし勤務時間中に参加するときは職員の服務に関する規定が適用される。⑧職員組合の会合などの場合組合員だけが集合し、非公開で政治的見解を述べるのは自由である。⑩職員組合または組合員が勤務條件に関し、当局と交渉したりその他適法な手続によつて國会に陳情することは当然認められる。

四、違法性を阻却する場合＝職員が正当な職務を遂行するための行爲であるときは規則違反の制裁を受けない。労働情勢調査の職員が政党機関紙を関係職員に配布または回覧する行爲などはこの例である。また國立大学の政治学教授が学術的見地からたとえば選挙制度の不合理を指摘し、経済学教授がたとえば米券制度の得失を批判して研究論文を発表することなども差支えない。すなわちこの規則は憲法に規定する学問の自由を拘束する趣旨に解釈されてはならぬ。これはその専門の研究結果を学内のみならず広く國民に提供する大学教授の社会的義務から出たものである。

第三章　労働組合法労働関係調整法の改正

第一節　改正の経過

準備過程　労働組合法および労働関係調整法の改正についてはすでに一九四六年の末頃から問題になつていたが、これがはつきりした形をとるに至つたのは四八年のことである。

すなわち、四八年七月のいわゆる「マ書簡」に基く政令二〇一号國家公務員法の改正、公共企業体労働関係法の制定等は、國家公務員および公共企業体職員を労働組合法の適用から除外しようとする政策であり、従つて、戦後の労働運動において大きな役割を果してきた官廳労働者に対する法律上の制約となるものであつた（第六節、第七節参照）。その基本的目標は、一切の労働政策に対する反対運動の制壓であり、この同じ目標から、労働組合法そのものも改められなければならなかつたのである。

四八年一〇月に成立した第二次吉田内閣は四九年二月「労働組合法改正労働省試案」を発表したが、すでに四八年末頃から一連の準備的措置を行つている。

第一は、労働省労政局から四八年一〇月四日労発第四五〇号および一一月二九日労発第五一八号として発せられた新潟縣知事宛の回答である。

前者は「労働組合規約中に『共産党員は役職員より除外す』と規定すること、或いは『共産党員は組合員より除外す』と規定することは労働組合法第八條にいう『法令に違反する』ものではない」というものであり、後者は次の如きものである。

労働組合規約について

一、労働組合の新たな結成に際し、或は既に結成されている労働組合が、その組合規約の改正に際し特定政党員は、組合から除外するという規定を設け、特定党員でないことを組合員の資格要件として定めることが法律的に見て合法であるか、違法であるかは、最終的には裁判所の判決に俟つべきであることは勿論であるが、当局としてはさきの回答の通り現行法解釈の上からは法令に違反しないものと認める。尤も組合の規律、統制に服し、正常な組合員として何等欠くる所ない者に対し、單に特定党員なる故をもつてかかる措置に出ることについては、一般的には妥当とは認められない。

二、なお、当該組合と使用者との間の労働協約に、いわゆるクローズド・ショップ又はユニオン・ショップ等の規定がある場合、特定政党員が組合の民主的運営を阻害し又は組合の規律統制を紊す等正当なる理由によつて組合より排除されたる場合は別として、單に特定政党員であるという理由のみで組合規約に基き組合から排除され従つて又クローズド・ショップ、ユニオン・ショップ等の規定により使用者によつて解雇されることは労働組合法に規定する団結権の侵害であり、且つ又労働基準法第三條の規定に反するものというべく、従つてその解雇は無効と解すべきである。なお以上に述べたことは、特定政党員の場合に限らず、その他宗教的な信條、社会的身分等を理由とする場合においても、当然考えられるべきである。

右の措置は、共産党員を組合から排除することが重要な労働組合対策になつていることの一つの現れであり、同時に、それが憲法、労働組合法、労働基準法等の規定をそこなうことなしには行われがたいことを示したものとして注目される。右の二つの回答は、この矛盾をそのまま表現しているのである。

第二は、四八年一一月一一日政令三三号による労働組合法施行令第三六條の改正である。改正の理由は、労働争議の早期かつ合理的解決のために中央労働委員会と地方労働委員会の連絡調整をはかる必要がある、というのであり、中労委の地労委に対する優位性の確立である改正の主要点は次の三項目である。

(1)中労委は地労委に対し地労委の事務処理に関する基本方針および法令の解釈について必要な一般的指示を與えることができるようになつた。

(2)中労委は地労委に対し、その処理しつつある事務につき期限を指定して報告を求め、法令の適用その他当該事務の処理に関して必要と認める示唆又は助言をすることができるようになつた。

(3)中労委は、地労委が行つている「団体交渉の斡旋その他労働争議の予防」・「労働争議の調停および仲裁」に関し、特に必要があると認めるときは、出席委員の三分の二以上の決議によつて労働大臣に対し当該事務の中労委への移管を求めることができるようになつた。

第三は、四八年一二月二八日政令三八四号による労働組合法施行令第三七條の改正である。これは、中労委および地労委の委員委嘱関係條項を整備したものであるが、重要な点は、委員の委嘱方法に

特則を設けて、いわゆる職権委嘱ができるようにしたこと、すなわち、推せん母体の推せんがなかつた場合、あるいは、労働者代表および使用者代表の同意が得られなかつた場合には、労働大臣又は都道府縣知事は自己の判断で任意に委員を委嘱することができるようになつたことである。この改正の事実上の理由は、労働政策に対して非妥協的な委員特に共産党員を排除することにあつたと見られている。

第四は、四八年一二月二二日労働次官から各都道府縣知事に発せられた「民主的労働組合及び民主的労働関係の助長について」という通牒である（労働省発労三二号）。

要旨は次の通りである。

民主的労働組合及び民主的労働関係の助長について

今般民主的労働組合及び民主的労働関係助長のため、労働組合規約及び労働協約に関し労働組合及び使用者に対する個別的指導を強化することとし、別紙の通り、指導要領を定めたので、これにより個々の組合規約及び労働協約に検討を加え、労働組合及び使用者との会合を活潑に開き、この指針を加え、これに合致しない組合規約労働協約の欠点を是正するよう努められたい。

尚これがためには地方軍政部と緊密なる連絡を保ちつつ個々の組合規約及び労働協約に対する指導計画をたてこれを実施するよう図られたい。

労働組合規約労働協約に関する指導要領

一、労働組合法が施行されてから、わずか三年の間に労働組合運動は一見驚異的な組織と目覚ましい活動を展開したが、その表面的な組織と活動の活潑さにもかかわらず、わが國の労働組合運動は決して鞏固な基礎の上に立つたものとはいえない。（中略）敗戦後の労働運動は敗戦の特殊な環境の下に主体的條件の未成熟のまま急激に発展をとげたため、組合員ひとりひとりの自覚にもとずいて下からもり上つた民主的組合としてよりは少数の幹部に指導される全体主義的独裁主義的乃至ボス的等の非民主的支配の不健全な傾向を多分に包蔵しているのである。

かかる労働組合運動も敗戦後しばらくは破綻も示さなかつたがいまや諸情勢の変化に伴い労働組合運動は多くの脆弱さを露呈するに至つた。

鞏固な労働組合運動は組合民主主義の基盤の上にのみ推進されるのである。

二、われわれは連合軍の指導と援助のもとに労働組合及び使用者一般を対象として、民主的労働組合及び民主的労働関係について宣傳教育につとめてきたのであるが、健全且強固な労働組合と民主的労働関係を助長し、いかなる困難なる事態に出会うとも揺ぐことのない民主的な労働組合と労働関係を確立するため、従来の方針から一歩をすすめ、個々の労働組合及び労働関係について指導することを必要と考えるに至つたのである。

三、指導要領

(1) 指導の重点を自主的且つ民主的な單位労働組合の確立におくこと。（中略）

(2) 指導は組合の民主的発展に協力する立場において行うこと。（中略）

(3) 指導は当面、組合規約労働協約について行うこと。（中略）

(4) 地方軍政部と緊密な連絡をとること。

組合個々指導については、SCAP労働課の積極的な指導と援助の下に行われるのであり、SCAP労働課はこれにつき、地方MGにも指示を與えているので地方MGと緊密な連絡を保持することが必要である。

労働組合規約に関する指針

一、民主的労働組合は、民主的な組合規約もしくは細則の基礎の上にのみ築かれ、組合員がよく組合規則や細則に精通し、各項目の権利と義務を履行することによつて、民主的な運営が確保されることはいうまでもない。（中略）

二、民主的労働組合は全國的組合の推進力となりつつも依然として自己の自主性を確保しているべきで、最高機関による拘束又は統制に対し独立性を保持していなければならない。（中略）

三、労働組合が特殊の個々のグループや政党や政府や使用者その他のものから支配を受けるなら、それは労働組合の本質の破壊である。労働組合は、自主的且つ自由に組合大衆の見解や希望を表明し得なければならない。党派的行動、青年運動或いは政治的支配下にある組合執行部の戰術などは、自主的労働組合と矛盾する。

四、以上の諸点を中心としてわが國の労働組合の規約の不備な点と、これが是正の指導方針をあげると、概ね次の通りである。

(1) 組合員たるものの資格乃至組合員の範囲を組合規約に明確にすべきこと。（中略）

(2) 組合の機関の構成及び権限を明確に規定すること。

A 意思決定機関（單位組合大会中央委員会全國大会等）

イ、意思決定機関の構成について明確な規定を設けること。（中略）

ロ、從つて全國組合乃至連合体の決定は、組合大衆の意思によつて決定されることを確保するため、組合の重要な政策は組合大衆に十分に徹底検討された上決定されるよう、規約の上で配慮する必要があること。

ハ、中央委員会、全國大会等の構成員の選出は、單位組合乃至支部分会から、民主的に選出されるよう、詳細な選挙規定を設けること。

ニ、單位組合大会（ゼネラルミーチング）、中央委員会、全國大会（コンベンション）等の召集、開催、付議事項、議事手続を明確詳細に規定すること。争議行爲の開始、終結、組合規約の改正その他重大事項の決定は、組合大衆の意思によつて決定されるよう確実な保障規定を設けること、及び重大事項の採決は秘密投票を以て行わるべきこと。

ホ、労組法第一三條及び第一四條第四号との関係を明瞭にしておくこと。

ヘ、意思決定機関たる大会、中央委員会等と執行機関たる役員、執行委員会との性質上の相違を明確にし、執行委員長が大会議長を占めたりするようなその責任の所在が業務運営の方法等に混乱を来すようなことのないようにすること。

B 執行機関（役員、常任執行委員会、執行委員会等）

イ、執行機関の構成について明確な規定を設けること。

ロ、（前略）組合の役員及び常任委員は毎年一回又はそれ以上、組合員の直接選挙、又は組合員の直接選挙により選ばれた選挙人の直接選挙における秘密投票により選挙さるべきこと。（中略）

ハ、（前略）執行機関の権限と責任を明確に規定すること、要すれば執行機関の構成員に対する民主的リコール制度を確立することが望ましい。

ニ、いかなる組合役員、常任委員も全組合員が投票する機会を十分に與えられた上で全組合員によつてなされる秘密一般投票によつて前以つて権限を與えられることなくして、ストライキその他の争議行爲を命令する権限を與えらるべきではない。

C　争議時のいわゆる闘争機関

争議時において平常時の組合機関と別個のいわゆる闘争機関を設けることは望ましくないこと。どうしても設ける場合はその構成権限などについて明確に規定すること。

(3)　特権的青年部等を設けないこと。（中略）

(4)　組合員の権利保障の規定を設けること。

イ、組合規約の定める組合員たる資格を有するものの組合加入を妨げないこと。

ロ、公正な審理手続を経ないで単なる嫌疑だけで組合から除名されたり、権利停止処分や懲戒を受けることのないよう明確に規定すること。組合員の除名は、終局的には大会の決議を以つて決定さるべきこと。（中略）

ハ、いかなる組合員も、政治活動に参加することを拒絶したこと、或いは参加したことのみの理由で懲罰、権利停止、除名その他の処分を受けざるべきこと。

(5)　上級組合との関係において自主性を保持するごとくすること。（極東委員会一六原則第九）（中略）

(6)　組合の会計監査につき詳細且つ明確に規定を設くべきこと。

（中略）

労働協約に関する指針

労働組合の組織の急激な発展とともに労働協約も急速な普及をみせた。多くの協約は、労働組合が闘いとつた「マグナカルタ」として、使用者の権限に過度の拘束を加え、労働者の一方的権限のみを認めさせた所の法三章的な協約……その多くは、全國組合本部の定めた基準案に盲目的に倣つたものである。……であつたが、最近は使用者の立直り、労働組合の自覚等から、会社工場の実情に則つた詳細な規定をもつた協約も漸く現われている。然しなお多くの協約は、眞に労働組合と使用者が相互に、相手方の立場を尊重しつつ労働條件の維持改善を図り、明朗な規律のある職場を維持し、能率を増進し、生産の向上を図り労資双方に幸福を齎らす平和協定としての労働協約の本質からいつて、まだまだ改善さるべき点が多いのである。

労働協約について改善しなければならない主要な点は概ね次の如くである。

一、労資の権利は相互に尊重さるべきこと。

眞の労働関係の安定は、使用者と労働組合との間の相互の権利尊重の上に立つてバランスが保たれることにある。労働者のいわゆる経営権に対する干與の範囲は、経営者が、労働組合の活動に対し干渉し得ないと同様に労働組合も労働者としての組合員に直接関係のある事項に限らるべきであろう。（中略）

二、協約の適用範囲を明確に定めること。（中略）

三、就業時間中の組合活動は原則としてこれを認めないこと。

会社従業員である組合役員、職員の若干名に対し、例外的に就業時間中組合事務に専従することを認めるときは、給與を支給しないこと。（中略）

四、労働條件を詳細且明確に規定すること。（中略）

五、苦情処理機関を設けること。（中略）

六、紛争の平和的解決のための規定を設けること。

労働協約の有効期間中は一切の労働争議行爲を行わないことを規定するのが、最も望ましいがこのような規定が行われないときは、紛争の平和解決のための規定を設けられることが必要である。（中略）

七、争議中の賃金は、支拂わないこと等、ノーワーク・ノーペーの原則を規定しておくことが必要である。

八、有効期間について、明確な規定を設けること。
協約の終了、更新、改訂等につき、疑義を生じないよう規定することが必要である。（以下略）

第五は、四九年二月二日同じく労働次官から各都道府縣知事に発せられた「労働組合の資格審査基準について」という通牒である。これは、「組合を一部少数者及び使用者の支配から守り、組合の自主性、民主性を確立し、もつともよく労働組合の目的を達成するため」にげん格な審査を行うべきことを指示し、その際の審査基準を示したものである。

労働組合の資格審査基準について
（一九四九年二月二日労働省発労第四号）
（労働次官）

各都道府縣知事宛

標記の件について今般別紙(一)の通り定められたのであるが、これは労働組合の健全な発達のために従来の取扱方針を更に具体的に定める趣旨であるから、この基準を十分に尊重し、関係方面とも緊密な連絡をとり本件実施にあたつて直ちに組合の資格否認にわたらないよう組合指導にあたつて遺憾なきを期し、然るべき処理を致されたく命により通牒する。

なお本件に関してはGHQにおいてもこれが厳格な励行につき地方軍政部への連絡等特段の配慮ある次第であるから留意せられたい。（中略）

労働組合資格審査基準

一、方針

労働組合が労働組合法第二條に規定する條件を適正に充足することは、組合を一部少数者及び使用者よりの支配より守り、組合の自主性、民主性を確立し、最もよく労働組合の目的を達成するために不可欠の要件であるが、従来ややともすれば組合の資格審査において厳正を欠き、そのため労働組合の正常な発達を阻害する傾向も現れて来たので、かかる傾向を排除するため適正厳格なる審査を行うことが必要であるから爾今この方針により組合の資格を審査するものとする。

二、審査要領

今後本基準にもとずき組合の資格審査の基準を全國的に統一すると共に、従来労働組合として既に資格審査を経たものについても、その活動の実績から見てこの基準により再審査を要すると認められるものは、これを行うものとする。

三、審査基準

(1) 労働組合は、労働組合法第七條、第一三條、第一四條等に規定する要件を完全に充足した組織を有する団体であること。（中略）

(2) 労働組合は労働組合法第二條本文の規定に基き眞に労働者が主体となつて自主的に組織する団体であること。

(3) 「使用者ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許ス」組合は労働組合ではない。

労働組合法第二條但書第一号は、かかる組合を認めないが、その参加を許されない者の範囲は次の通りである。

A 管理又は監督の地位にあるもの、機密の事務を取扱うもの、使用者による労働條件の決定に直接参画するもの等、即ち概ね次の者がこれらに該当する。

(イ) 総ての会社役員　理事会又はこれに類似するものの構成員

(ロ) 工場支配人、人事並びに会計課長及び人事、労働関係に関する秘密情報に接する地位にある者

(ハ) 従業員の雇用、轉職、解雇の権限を持つ者及び生産、経理、

労働関係、対部外関係法規その他専門的事項に関する会社の政策決定についての権限を有し、或はこれに直接参画する者

(ニ) 労務部（名称を問わずこれに該当する部課の上級職員

(ホ) 秘書及びその他人事、労働関係についての機密の事務を取扱う者

(ヘ) 会社の警備にある守衛

(4) 「主タル経費」を使用者の補助に仰ぐ組合は労働組合とは認められない。

労働組合法第二條但書第二号の「主タル経費」とは、組合の日常の経費中量的に大なるもの及び経費の項目中質的に重要な項目の経費を含む。（以下略）

右の通牒は労働組合を強く刺戟し、憲法違反、職権濫用であるという抗議が行われた。（第二部参照）

第六は、四九年四月一三日法務廳検務局長から検事総長、検事長、検事正あてに発せられた「労働組合法第一條第二項の解釈について」という通牒である。これは労働省試案の発表された後であるが、未だ旧労働組合法が有効な時期に出されたものであり、その趣旨は改正法にひきつがれているとみられるが、要点は次の如くである。

「労働組合法第一條第二項は、争議行為その他の労働組合活動を正当なものと正当でないものとに区別し、刑法第三五條の適用によつて処罰を免かれしめられるのは、右のうち正当なものに限られていることはいうまでもない。この條項による刑法第三五條の適用については、左の解釈によるものとする。

(一) 労働組合法第一條第二項は、いかなる暴力犯罪も処罰から免れしめるように解釈することはできない。

(二) 暴力犯罪に限らず、すべて他人又はその家族の身体、自由又は財物に対して、直接に有形の侵害を加える行為、又は行為の性質上当然の結果としてかかる侵害を生ぜしめるような行為は、現行刑罰法規に該当する限り、これを処罰から免かれしめるように解釈することはできない。

(三) 民事訴訟の仮処分、命令等裁判所の執行に反抗する行為は、現行刑罰法規に該当する限りこれを処罰から免かれしめられることはない。

(四) 労働争議中の行為であつて右の解釈により処罰せらるべきものは同時に不当な行為であるから、労働組合法第一一條、第一二條および労働関係調整法第四〇條の保護を受けられないと解釈すべきである。」

「正当な行為」の範囲を著しくせばめようとしたこの通牒の趣旨は、労働省試案では少くとも積極的にはとりいれられていなかつたが、改正労働組合法第一條第二項後段ではこの解釈が採用されて、「いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない」と規定された。

以上が、労働組合法を全面的に改正するまでにとられた法律上、行政上の措置であるが、これと併行して、あるいは前後して労働組合運動に対するいろいろな事実上の圧力が加えられたことはいうまでもない（第七編第二章等参照）。

労働省試案　四八年一二月、政府は「労働関係民主化方策審議会」を設けて労働法規改正の基礎的な資料の蒐集を開始したが、これに基いて具体案を作成するために四九年一月労働省事務当局では準備委員会を設置、次いでこれを「労働法規改訂審議会」として発足させた。この間数次の原案が発表され、各方面の論議の対象となつたが労働省試案発表の際における増田労働大臣の談話によれば、四八年一二月総司令部において労働組合法および労働関係調整法改正についての意見が示され、その際改正内容の基本方針のみならず改正

方法についても示唆があり、事務的純法律技術的経験者のみを構成員とする準備委員会を設けて改正試案を作成し、この試案に基いて各方面の意見を聴取してその採択すべきものは採択し、國会提出法案を完成すべき旨の方向が勧告されたものである。

以上のような経過の後、二月一四日に「労働組合法および労働関係調整法改正労働省試案」が公表され、同時に労働大臣談話が発表された。

試案の内容は第一表および第二表にかかげたが、その主要点は次の如くである。

(イ)労働組合法

(一)団結権の制限。

(1)労働組合の資格要件のげん格化＝使用者の利益代理者の範囲の拡大と「**幹部労働組合**」**の設置**。組合専従者に対する賃金支拂の禁止。**労働組合の届出の義務ずけ**。**組合の資格に関する知事の認定**、**勧告権**と労働委員会の判定権の確認。規約記載事項の強制。

(二)団体交渉権の制限。

団体交渉の範囲、方法に関する制限＝**團体交渉の拒否**、**打切りの合法化**。**團体交渉單位**、**交渉組合の決定手続の法定**。**労働協約の届出の義務ずけ**。協約の自動的延長の禁止。

(三)不当労働行爲の範囲の拡大。不当労働行爲に対する現狀復帰命令権の労働委員への賦與。

(四)労働委員会の強化＝労働委員会の行政組織化。中労委の地労委に対する優位性の確保。**司法的判定的機能からの労資委員の排除**。

(第三編第四章参照)

(ゴチック文字の部分は國会提出法案においては除かれた。くわしくは後出の対照表1を参照)

(ロ)労働関係調整法

(一)公益事業の追加指定権を総理大臣に與えること。

(二)調停の申請を却下する権限を中央労働委員会に與えること。

(三)一般産業の争議行爲についても一五日間の予告期間を設けること

(四)公益事業の争議における冷却期間を四〇日に延長すること。

(五)調停案の受諾後、調停案の解釈についての争議行爲を一五日間禁止すること。

右の労働省試案に対しては各方面の意見が出され、又ひきつゞいて二月二〇日から約一〇日間行われた全國各地の公聽会でも活潑に討論された。特に、(1)労働者側代表および学識経験者から、立案手続の非民主性、改正内容の反動性が鋭く追求され、改正法は憲法違反であると攻撃されたこと、(2)法務廳法務調査意見局の修正意見が出されたこと、(3)一般産業における一五日の予告制、冷却期間の延長、國会閉会中における総理大臣の公益事業追加指定権、調停の申請を却下する権限を労働委員会に與えたこと等、労働関係調整法改正案の重要なねらいが強く反対され、中でも國会閉会中の公益事業追加指定は緊急勅令の復活であつて憲法の趣旨に反することが指摘されたこと、そしてこの点については法務廳法務調査意見局も同意見であつたことは注目される(使用者側の意見については第一篇第三章、労働者側の意見については第二部参照)。

このような反対にあつて、労働省試案は数回にわたつて変更を加えられたが、三月末には最後案が総司令部に提出された。その後になつてから、総司令部からかなり大巾の修正方針が出されたもようである。

國会の審議　右のような経過の後、政府は四月二五日の閣議で改正法案を正式に決定し、同二八日第五特別國会に提出した。

國会における労働大臣の提案理由の要旨は次の如くである。

ただいま議題となりました労働組合法及び労働関係調整法の一部を改正する法律につきましてその趣旨を御説明申し上げます。

まず労働組合法案につきまして申し上げます。現行の労働組合法は御承知の如く昭和二〇年一二月二二日に公布翌昭和二一年三月一日から施行せられたもので、終戰直後日本の民主化促進と経済の再建のための最も重要かつ不可欠の要素である労働者の権利を保障する画期的意義を有する法律として制定せられたものであります。爾来早くも三年有余を経過いたしましてその間に生まれた労働組合の数は三万に達せんとし、一般組織労働者数は五三〇万に及び日本の労働組合運動は終戰後の空白な狀態から一躍他にその例をみない急激な発展を遂げたのでありまして、この点より見ますれば、本法の功績はまことに偉大なものがあつたのであります。しかしながら一面三年間の同法施行の結果を顧みするに本法は立法の当時、わが國に労働組合がほとんどなかつた狀態において立案制定されました関係上、その後の実施の過程に於て当時予想せられなかつた不備な点が現われてまいつたのでございます。

例を申し上げますると労働組合の正当な行爲というものが当時に於ては健全な社会通念によつて判断すると説明されていたのでありますが、その後において必ずしもその範囲がすべての人に明確に認識されるに至つておらず、また労働組合の自主的、民主的な組織運営が立法当時予測せられました通りに行かない点も一部にあらわれ、そのためかえつて本法の本来の目的に背馳するような種々な弊害を生じたうらみもあつたのであります。また使用者の労働組合に対する妨害、干渉が必ずしも十分排除されておらず労働協約の締結、運営の狀態も必ずしも所期のごとくに行われていない狀態であり、労働委員会についてもその顯著な功績にも拘ず一部その運営機構等の上におきましても不備の点があつて必ずしも所期の目的を十分に達成できない面もあつたのでありまして、これらの点につきましては従来労働教育及び行政運営において極力その補正に努めて参ると共に、その中の若干の点につきましては、昭和二一年及び昭和二二年、労働関係調整法及労働基準法の制定の機会に僅少の改正が施されたのでありますが、今日においては、三年間の実績にかんがみ、これらの不備の中に労働教育ないし行政運営をもつてしては的確に補いがたい点があることが痛感せられ、これらの諸点について立法上の措置をとる必要があることが明らかとなつたのであります。これが提案理由の第一点であります。

次に今日この時期において、この改正を行わんとする理由といたしまして第一に、現行労働組合法施行以来の三年間は、いわば労働組合の揺らん期というべき時期で、ともかくも労働組合がわが國において発達することを促進するのが最大の急務であつたのでありますが、三年を経過し、國際的労働運動裡にも近くその参加を許されんとする機運に至りました今日では、かかる発達をとげた労働組合が眞に自主的、民主的であり、かつ経済再建に対してその責任をみずから負うところの自由にして建設的な労働組合となることが何よりも要請されるのであります。

第二には今日わが國に課せられた至上命令である経済九原則の励行のためには、経済再建の最大の担い手としての労働者の組織となり眞に組合大衆のもり上る総意をもつてわが國再建の方途に協力することが不可欠最大の基盤をなすものでありまして、かかる態勢確立のための必要な立法上の措置を講ずることが喫緊の急務となつたことであります。これが提案の第二点であります。

最後に現行労働組合法は言うまでもなく旧憲法下において制定されました法律でありますので、たとえば第一條の目的は憲法第二八條と重複のきらいがあり、その他裁判所による組合解散命令のごとき監督取締り的旧思想の形骸が残つていること、新憲法及びその成立後に行われました諸立法との調整をはかる必要が生じて来たこと等にかんがみ、この際これらの点についても整理を施す必要があるのであります。これが提案理由の第三点であります。次に本法案提出に至ります経過を概略申し上げますと、労働組合法の改正は過去においても考慮せられたこともあつたのでありますが、その後、労働組合法の改正は次第に各方面から強く要望せられ、その必要がいよいよ痛感されるに至りましたので、吉田前内閣におきましては、連合軍総司令部の示唆に基き当時の増田労働大臣のもとに労働省において昨年一二月初めから、これが本格的研究に着手し、本年当初より事務当局の手によつて本法案の立案に着手したのであります。爾来、GHQ労働課の強力な指導と援助のもとに作業を行い、去る二月一四日一応の事務局案を得ましたので、これを労働省試案として発表したのであります。現内閣の成立後も引続き作業を継続し、二月二〇日から一〇日間にわたり全國七カ所におきまして一五回に及ぶ労働省主催の公聴会を開催し、その後公聴会における労働者、使用者、学識経験者の意見、その他政府または労働省に対して寄せられた各方面の意見を参酌し、試案に数回の改訂を加え遂に今回提案の運びに至つた次第であります。

労働組合法改正法案は衆議院においては五月一三日二三五票対八八票で修正可決され、（主として形式的修正、反対投票は社会党、共産党、労農党、新政治協議会）参議院では五月二二日一二二票対五〇票で衆院修正通り可決された。

衆議院における主な反対討論は、**大矢省三議員**（社会党）

私ども、この法案を審議するにあたつて政府の説明と相反する個所が方々にみられるのであります。各條に非常に反動的にして、さらに憲法に違反のおそれのある個所が各所に見うけられるのであります。さらに労働組合にとつて重要な、組合の自主性に対してこれらに非常に干渉し、さらに非組合員の資格を拡大致しまして著しく組合の弱体化をねらつているのであります。さらにまたこれが一種の取締り法であるのであります。特に注意すべきことは自主的に発展しつつある日本の労働運動に対して、検察廳の取締の対象となるべきおとし穴が各所にみられるのであります。また本案全体を通じてみまするに、きわめてあいまいであり、この解釈がいかようにも解釈できるようになつており、これが論議の中心となつたのであります。

今逐條的にその内容を検討してみますると、第一に本法の基本ともいうべき第一條において政府案では憲法に保障されているところの団結権、団体交渉権、団体行動権が單なる団体交渉の手続規定のごときあいまいなものに改悪されておるのであります。特に第一條の第二項においてはいかなる場合においても暴力の行使は労働組合の正当なる行爲と解釈されてはならないと規定しているのであります。これは労働組合の組織母体であるところの労働者の人格を無視し、労働組合を暴力団とひとしい取扱をなし、組合に対する侮辱もはなはだしいものであります。かつて吉田総理が労働者を不逞のやからといつたことがありますが、その考え方がここにあらわれているのであります。およそ労働組合で暴力の行使を正しいと解釈しているものが一体ありますか。もし暴力をとりしまるというならば日本の刑法にちやんと規定があるのであつて、いつでもこれを取締ることはできるのでありますから

ような規定をおくことは日本の國会の名よの上にも、更に國際的にも非常な汚点を残すものであると私は考えるのであります。

次にこの第二條の規定は、從来は使用者の利益を代表する者という言葉であつたものが今度のこの改正案ではこまかく規定いたしまして、しかもそれは先ほど申しましたように、いかようにも解釈できるところの非組合員を不当に拡大いたしまして労働組合の弱体を企図し、さらに分裂をも意図する目的をもつて制定されていることであります。また第二項にはいまだかつてなかつたところの政治活動に対して制限を加えているのであります。これは極東委員会が発しました労働組合に対する一六原則の六項に、労働組合は政治活動に参加し、また政党の支持をすることを許されるということが規定してあるにかかわらず、これまたその政治的な活動の自由を抑制することの規定をおいたのであります。

第五條には從来組合は届出主義であつた。それが今度の改正におきましては労働委員会に証拠を提出して、第二條第二項に適合することの立証をしなければ保護を與えない、こういうふうないわゆる認可主義にかわつているのであります。次に同條の第四号には、法のもとには平等であるべき憲法の保障、すなわち人種、信條、性別、門地により差別されないという憲法第一四條を特にまげて信條だけを削除して憲法にない宗教をここに書いている。これは明かに憲法違反のおそれのあることを私どもは看破するのであります。

さらに又各條を通じて自主的な組合を助成するのだ、民主的な組合の発達を願うのだと言つておきながら、その運営の内部規約にまで随所にその自主性を侵害し、干渉しているのであります。

特に先ほど申しました公共の福祉ということを非常に濫用致しまして、絶えず労働者に向つての権利を抑圧していることであります。公共の福祉の重要性はこれはだれがみても当然であります から私共もみとめるにやぶさかではありませんけれども、これに名をかりてやるということは、かつての軍閥、官僚が天皇の名に隠れて、しかも民衆を圧迫して来た如き濫用は私は断じて許されてはならぬと思うのであります。およそ労働法というものは基本法である。さらにまた一つの保護法でなければならぬのであります。この基本法を故意にこういうようにあいまいに改悪いたしましてまた保護法であるべきものを内部に対して干渉し取締るというふうなこの内容については、私どもはあくまで反対するものであります。

何が故に一体こうした全面的な反対を押し切つてここに通過させようとするかと申しますれば、その意図は資本家の代表日経連と、さらに今日の資本家を代表しているところの反動的な現政府との共謀によりまして、来るべき企業整備の賃金値下げ、馘首あるいは企業整備に備えるために、これをしやにむに通過させようとする意図のあることをわれわれは認めるのであります。

春日正一議員（共産党）

共産党といたしましてはこの二つの法案に対して絶対反対であります。

この法案がつくられた経過あるいは提案に至るまでのやり口をみますと、官僚だけがこそこそとづくつたものだという非難は、すべての人が言つておるのであります。これをここに出して来て政府の説明をきいてみますと、経済九原則の実施に即応するために自由的、民主的、健全な労働組合をつくりたい、こう言つております、はたしてその通りかどうか。

第一に、今度の法律ではいろいろな條文が現行法から除かれております。その中でも現行法第二一條、第二五條を削除している

のであります。これは一体どういうことが書いてあるか、二一條には労働協約は相互に守らなくてはならぬということが規定してある。二五條には平和條項が規定してある。あるいはこの平和條項の手続を経ないでいずれも爭議行爲に入つてはならないということが規定してある。これをお前さんたち削つておるのだ。そうして、これを削つた理由としてはそういうことはわかりきつているから削つたのだ、こういつておる。しかし実際の効果を見るならばかつて労働攻勢が盛であつて、賃金の値上げが要求されるときには資本家どもはこの値上げを一刻でも遲らせたいために平和條項の挿入を盛に主張したのである。今経済九原則に名をかりて首切りとか企業整備、低賃金をやろうということになると、この平和條項がじやまになるのであります。だからこれを削除してこの労働協約の一方的破棄をやり、そうして首切り、企業整備をがむしやらにやつて行こう、こういうたくらみが、この削除と、この法案第一五條の條文によつて明らかに出ております。これがいわゆる提案者の経済九原則に即応する改正、これが改正のねらいである。首きりと企業整備と低賃金、これがねらいだ。

さらに第一條これは問題のあつたところでありますけれども、法文を非常にややこしく日本人がよんだのでは一読、二読、三読してもどこに重点があるのかわからぬような法文をかいて、しかもよく読んでみると、労働組合の目的が団体交渉とか役員の選挙とか、そんなことが目的であるかのようにかいて憲法二八條の條文を制限してそれによつて労働者の団結権を奪おうとしている。さらにもつと大事なことは、先ほど末指摘されておりますようにこの但書に、いかなる場合にも暴力の行使は云々ということが書いてある。しかし政府が現行法第二五條、二一條の削除は自明の理であるから削除するというならば、暴力の行使が悪いというほど自明な理はないのだからなぜこのようなものを入れておるのか、明らかに暴力の行使というこの條文によつて労働運動をあらゆる機会に干渉し、弾圧せんとするおとし穴である。このことは最近における東芝川岸の爭議における警察の動員、農利工業における弾圧、その外の事実をみるならば、明らかにこの暴力云々は労働運動に対するかくのごとき官憲の干渉を導き入れようとする陰謀であることはきわめて明らかである。さらに第二條、第五條において労働組合の資格をいろいろと制限し、組合の規則に干渉をしておるのであります。こういう規約がなければ労働組合を認めないから、この法の保護を與えないという。憲法に保障されている団結権というものはこの法によつて制限され、この憲法の保障を受けない労働者がたくさん出て来るということ、しかもこの法によつて労働組合の内部に対する官憲と資本家階級の干渉が誘発されて来る。これではたして自主的な労働組合、民主的な労働組合ということができるかどうか。自主的ということ、民主的ということは、日本の現政府のやつている、何かといえば外國勢力に頼るというような口吻をもらすことではなくして、自分の考えで自分の力でやつてのけるということである。そうとするならば労働者がいかなる組合をつくり、いかなる規約によつて行動しようともそれが刑法その他の規則にふれないならば決して制限さるべき必要はないと思う。

しかも非常にこつけいなことには、先ほど三蒲議員も言つたように專從者の給與というものはこれは資本家の出すのはけしからぬと言つておるけれども、これに対し政府委員は、こういうものは國際労働機関にわれわれ日本の代表が出席した場合に資本家から組合幹部が給料をもらつておるというようなことになるならこれは恥かしいから、そういうことをしては困るということをいつ

ておる。しかし労働者が資本家から給料をもらつておるのではなくして、組合専從者の給與というものは戰後の労働運動によつてその実力によつて闘いとつたものである。これは日本労働運動の誇るべき力を示すものである。決して政府職員がいつておるような性質のものではない。

最後にいいたいことは、諸君はこういう労働組合法をつくつて経済九原則で首をきつて、それで日本が復興するように主張しておられる。はたしてそうか。外國の例をみるまでもないと思う。昭和五、六年あの不景氣なときに、労働者は企業整備でやはり首切られた。そうして労働運動は彈圧された。しかし労働者を首切つたために何がおこつたか。購買力が減つて國内市場はさらに過剰生産になつて過剰物資を生じ、どうにもならなくなつた。輸出の促進といつてみたけれどもどうにもならなくなつた。結局これらの過剰物資の新しい市場をつくるために、あの戰争という道を行つたという事実この事実を諸君は眞剣に思い返す必要があると思う。

今諸君がやろうとしておることはこれと大体同じ性質をもつたものである。

労働組合法改正法は六月一日法律第一七四号として公布され、六月一〇日政令第二〇一号をもつて施行された。

労働関係調整法改正法案も、労働組合法の場合と同様の経過ののち、五月二二日修正成立し、六月一日法律一七五号として公布され六月一〇日政令二〇二号をもつて施行された。

なお同法成立後、八月には「労働組合法解釈例規第一号」が出されたが、第一條第二項但書の「暴力の行使」の意義について次のように解釈しているのが注目される。

問　第一條第二項但書の「暴力の行使」の意義如何、なお暴力の行使でなければ正当な行爲と解釈してよいか。

答　(1)暴力の行使とは、例えば暴力、傷害、器物毀棄等に該当する行爲、即ち、生命、身体、自由若しくは財物等に関する不法な有形力の行使又は不法な実力の行使をいう。なお、業務妨害罪に規定する「威力」は、暴力より遙かに広い概念であるが、單なる労働組合の団結自体は業務妨害罪の「威力」には該当しないから暴力のような行き過ぎを伴わない同盟罷業については、業務妨害罪の規定は適用されない。

(2)第一條第二項は、暴力の行使に含まれないものであつても例えば民事訴訟の仮処分命令等裁判所の執行に反抗する行爲等は正当な行爲とは解釈されず、現行刑罰法規に該当する限り処罰から免れるものでない。又例えば脅迫等の如き暴力に含まれるか否か疑がある行爲、又は暴力の行使には含まれないが、これに準ずるような性質の行爲は、暴力でなくても不当な行爲であることには疑がない。

(3)　(2)に掲げるものの外にも暴力の行使以外の行爲であつて労働組合の正当でない行爲があることは勿論であつて、第一條第二項は不当な行爲を「暴力の行使」のみに限定する趣旨ではない。

第二節　改正労働組合法の施行状況

一九四九年一二月末日における施行状況は、労働省労政局の発表によれば次の如くである（國家公務員および地方公務員組合、ならびに公共企業体労働組合を除く）。

一、労組法第二條第一号に関して

(イ)利益代表者の排除を既に完了したもの

單位組合　二〇、二三二組合（調査單位組合総数の九一%）

連合団体　一、四五二組合（調査連合団体総数の八八・三%）
(ロ)法に適合する意思を持ち利益代表者の排除について検討中のもの
単位組合　一、九七六組合（調査単位組合総数の八・八%）
連合団体　一九一組合（調査連合団体総数の一一・六%）
(ハ)(ロ)項のうちで現に利益代表者の排除に着手しており、近く排除し終る予定のもの
単位組合　六九六組合（調査単位組合総数の三・一%）
連合団体　五四組合（調査連合団体総数の三・三%）
(ニ)利益代表者を含みながら、排除しない意思を明白に表示したもの
単位組合　三四組合（調査単位組合総数の〇・二%）
組合員数　五、一〇六人（調査単位労働組合員総数の〇・一%）
連合団体　一組合（調査連合団体総数の〇・一%）
組合員数　七六四人（調査連合団体労働組合員総数の〇・〇〇四%）

二、労組法第二條第二号に関して
(イ)使用者からの経理上の援助を既に排除し終つた組合
単位組合　二〇、七九二組合（調査単位組合総数の九三・五%）
連合団体　一、五〇六組合（調査連合団体総数の九一・六%）
(ロ)現在経理上の援助をうけているがこれを排除する意思を持ち検討中のもの
単位組合　一、四二八組合（調査単位組合総数の六・四%）
連合団体　一三六組合（調査連合団体総数の八・三%）
(ハ)(ロ)項の中で現に経理上の援助の排除に着手しているもの
単位組合　四六九組合（調査単位組合総数の二・一%）
連合団体　三六組合（調査連合団体総数の二・二%）
(ニ)現在、経理上の援助を受けており、今後もこれを排除する、意思のないことを明白に表示した組合
単位組合　二二組合（調査単位組合総数の〇・一%）
組合員数　四、七三九人（調査単位組合員総数の〇・一%）
連合団体　二組合（調査連合団体総数の〇・一%）
組合員数　五三三組合（調査連合団体組合員総数の〇・〇〇三%）

三、労組法第五條第二項に関して
(イ)第二項の必要記載事項を既に規約に規定したもの
単位組合　一〇、〇四三組合（調査単位組合総数の四五・二%）
連合団体　七七六組合（調査連合団体総数の四七・二%）
(ロ)必要記載事項を規約に規定する意思を持ち検討中のもの
単位組合　一二、〇八七組合（調査単位組合総数の五四・三%）
連合団体　八三九組合（調査連合団体総数の五・一%）
(ハ)(ロ)項のうちで規約改正につき準備中であり近く改正が実施される予定のもの
単位組合　三、六七四組合（調査単位組合総数の一六・五%）
連合団体　一九九組合（調査連合団体総数の一二・一%）
(ニ)法に適合する規約改正を行う意志なきことを明白に表示した組合
単位組合　一一二組合（調査単位組合総数の〇・五%）
組合員数　一六、五七一人（調査単位組合員総数の〇・四%）
連合団体　二九組合（調査連合団体総数の一・八%）
組合員数　三九七、九一三人（調査連合団体組合員総数の二・四%）

第四章　公共企業体労働関係法の公布施行

第一節　成立の経過

戰後の日本における労働運動の中で官業労働組合特に國鉄労働組合の果した役割の大きさについては、すでに日本労働年鑑第二二輯および本輯第二部においてつぶさに見たところである。

われわれは第三章において、いわゆる國家公務員の労働関係を規制する特別の労働法たる國家公務員法改正の経過を見たのであるが本章で扱う公共企業体労働関係法は、鉄道事業および專賣事業を公共企業体として編成替し、この完全な國有法人である企業体從業員の労働関係を別の形で規整しようとするものである。そしてこの法律的措置は、日本國有鉄道法、日本專賣公社法の制定と同時に行われた。これらの措置の直接的な契機は前節にあげたいわゆるマ書簡であつて、同書簡には、鉄道事業および專賣事業等政府所管の事業を公共企業体に編成替すべきことが示唆されていたのである。（前節参照）

まず、四八年一〇月一一日招集された第三臨時國会において、日本國有鉄道法および日本專賣公社法が成立し、それぞれ法律第二五六号、二五五号として一二月二〇日公布、四九年四月一日施行されることになつた。そして前者はその第三五條において「日本國有鉄道の職員の労働関係に関しては、公共企業体労働関係法の定めるところによる。」と定め、後者はその第二六條において同じ趣旨の規定をおいたのである。

一方公共企業体労働関係法については、四八年一一月四日にその法案が閣議で決定し、同月一一日第三國会に提出された。一一月一二日衆議院労働委員会における増田労働大臣の提案理由要旨は次の如くである。

「先づ提案理由の第一といたしましては、七月二二日附をもつてマッカーサー元帥より当時の芦田内閣総理大臣に対して、國家公務員法の改正に関する書簡の参りましたことは既に御承知の通りでありますが、この書簡におきまして現在特別会計によつて行われている鉄道事業及び專賣事業については、公共企業体への組織替が示唆され、種々研究の結果、今次國会に別に日本國有鉄道法案及び日本專賣公社法案が提出されたのであります。

この二つの法案によりますと、これら公共企業体の職員には國家公務員法が適用されないことになるのであります。このため公共企業体の職員は当然國家公務員法の改正法案が成立いたしました後においても、労働組合法及び労働関係調整法が適用されることになります。

然しながら公共企業体は、一つの企業体ではありますが、その特異性に鑑み完全國有の法人として、國家の厳重な管理と監督の下に運営されることになつておりまして、一般民間の企業又は或る程度の國家の管理を受けている企業とはその性格を異にするものでありまして、マッカーサー元帥の書簡にありますように職員の責任の遂行を怠ることによつて公共企業体の業務運営に支障を起すことのなきよう公共の利益を擁護する方法が確立されなければなりません。

このため公共企業体の職員の労働組合及び労働関係については労働組合法及び労働関係調整法の規定いたしますもののみにては不充分と考えられますので、これに対処する必要な措置を講ずる

ため、この法案を提出いたした次第であります。

第二の理由といたしましては公共企業体の労働関係は第一に述べましたような公共企業体の性格から共通の特異性を持つものでありますので日本國有鉄道と日本専賣公社とに別個の労働関係に関する法制的措置を講じますことは適当でなく、且つ又公共企業体の労働関係を統一的に把握する見地よりしまして不適当であると考えられますので、この法案によりますように統一的取扱をいたすようにいたしました。

第三の理由といたしましては、公共企業体の職員には団体交渉権は、労働組合法の定めるところにより完全に保有するのでありますが、これが行使の方法につきまして従来一般組合においてはややもすれば混乱を生じ、無用に労働紛争議を生ぜしめている傾向があります。然しながらかかる混乱は努めて排除されることは望ましいことでありますが、殊に公共企業体においてはこれら無用な紛争議を極力排除することにより正常な団体交渉を保障し、これによつて職員の地位の維持向上を図ることによつて公共企業体の能率発揮と正常な運営を確保しようとする法制的措置を必要としたことであります。

第四の理由といたしましては、公共企業体の職員には、國家公務員に認められるその地位に関する特別の保障がありませんから、これにかえて完全な団体交渉と適正迅速な調停と厳正なる仲裁との制度を確立することにより、職員の生活の安定を保障する必要があるのでありまして、これに関する法制的措置を講ずるを必要としたことであります。

なおこの点に関しましては御承知のように先程申しましたマッカーサー元帥の書簡におきましても、かかる仲裁、調停の制度が設けられることが示唆されております。」（以下略）

提出された公共企業体労働関係法案の主要点は次の如くである。

㈠　公共の福祉の強調

前節で見た國家公務員法の場合には「國民全体の奉仕者」という理念が強調され、ここでは第一條「目的及び関係者の義務」において、單に、本法の目的が公共企業体職員の団体交渉の慣行と手続とを確立することにあると定めれば充分であるのに「公共の福祉」、「國民の福祉」という理念が強調され、企業体と職員との関係を最大限の努力をもつて友好的に調整すべきことが要求されている。

第一條　この法律は、公共企業体の職員の労働條件に関する苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図るように団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、公共企業体の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。

2　國家の経済と國民の福祉に対する公共企業体の重要性にかんがみ、この法律で定める手続に関與する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、且つ主張の不一致を友好的に調整するために最大限の努力を盡さなければならない。

㈡　労働組合法に対する本法の優越性。労働関係調整法の適用排除

第三條　公共企業体の職員に関する労働組合（以下組合という）並びに労働関係及びその調整については、この法律の定めるところにより、この法律に定のないものについては、労働組合法（昭和二〇年法律第五一号）（第一一條、第一二條及び第二四條から第三七條までの規定を除く）の定めるところによる。

㈢　オープンショップ制の採用

第四條　職員は、組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。但し、管理又は監督

の地位にある者及び機密の事務を取扱う者は、組合を結成し、又はこれに加入することができない。

2　前項但書に規定する者の範囲は、政令で定める。

3　公共企業体の職員でなければ、その公共企業体の職員の組合の組合員又はその役員となることができない。

國家公務員法の場合と同じくオープン・ショップ制が法律をもつて定められたが、これは一般労働組合に対しても事実上あるいは労働協約によりクローズド・ショップ制又はユニオン・ショップ制を排除しようとする政策の線に沿つているものである。

又、第二項で、組合に入りえない者の範囲を政令で定めるとした点、および、第三項で、企業体の職員以外の者は組合員又は役員になれないと定めた点は、労働組合法の場合以上に組合に対する壓力となるものである。

(四)　専従職員に対する制限の強化

第七條　公共企業体は、その定める一定数を限り、その職員が組合の役員としてもつぱら組合の事務に従事することを許可することができる。この場合においては、いかなる給與も支給してはならない。

専従職員の設置および人数は企業体の許可・決定により定められ、しかもその場合には給與を支給してはならない、と定めたことは、國家公務員の場合と同じく、事実上組合に対して一つの壓力になるという意味をもつている。

(五)　団体交渉の範囲の法定

第八條　公共企業体の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

2　第四條の規定により組合に加入できない者以外の職員に関する左に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することを妨げない。

一　賃金、労働時間及び労働條件
二　就業規則
三　時間外割増賃金
四　休日及び休暇
五　懲戒規則並びに昇職、降職、轉職、免職、休停職及び先任権の基準に関する規則
六　苦情処理機関
七　安全
八　労働協約の終期、更新及び延長

まず、第一項において、公共企業体の管理及び運営についての職員の発言を拒否し、第二項において、団体交渉の対象を定め、それに関する団体協約の締結権をみとめた。苦情処理機関を特にかかげたことは特徴的である。

(六)　交渉権限を交渉委員に限定したこと

第九條　団体交渉は、もつぱら、公共企業体を代表する交渉委員とその公共企業体の職員を代表する交渉委員とにより行う。

2　交渉委員の最大限の数及びその機能は、政令で定める。

労働組合法によれば、団体交渉は労働組合の代表者又はその委任をうけたものが行うのであるが（第一〇條―改正前）本法ではそれを交渉委員に限定し、しかもその人数および機能を政令で定めるとしている。

(七)　交渉單位の選出と届出制の設置

第一〇條　公共企業体とその職員又はその組合は、協議により団体交渉を行うに適当な單位（以下單位という）を決定しなければならない。

2　公共企業体とその職員又はその組合は、毎年一月三一日まで

に労働省労政局に前項の単位を届け出るものとする。

団体交渉の単位を定めようとする政策は、後になつて労働組合法改正労働省試案に現れるが（試案第二五條）、改正労働組合法では実現しなかつた。

(八) 交渉委員選出手続の法定、交渉委員が職員によつて決定されない場合における労働大臣の関與

第一一條　公共企業体の職員を代表する主たる組合は、組合員以外の職員の代表者と協議して、毎年二月二五日までに交渉委員を指名しなければならない。交渉委員（交渉委員の辞任の場合の補欠者を含む）は、公共企業体の交渉委員と交渉するために、公共企業体の総ての職員を代表する排他的代表者である。この代表者が選出され得なかつたときは、左の條項が適用されるものとする。

組合と他の職員の代表者が交渉委員の指名に参加する適当なる組合の代表者について意見が一致しないか、又はその他の理由によつて、二月二五日までに交渉委員を選出することができなかつたときは、労働省労政局は、交渉委員が、この法律によつて定められる基準によつて選出されるため三〇日以内に必要な措置をしなければならない。この目的のために労働大臣は、左のことを決定するものとする。

一　職員のいかなる単位が団体交渉を行うに適当であるか。

二　指定された単位の中でいかなる組合又は他の職員の代表者が交渉委員の最終的選出に参加すべきであるか。

三　組合又は他の職員の代表者による交渉委員の最終的選出の投票手続。この投票手続には、投票に参加する組合又はその他の職員の集団の職種と数的勢力に適当なる考慮が拂われなければならない。

2　前項第一号の決定を行うときは、労働大臣は、單位の職員の集団がその職種、資格経験、義務、賃金、労働時間及びその他の労働條件において利害を同一にするように考慮を拂わなければならない。

3　第一項第二号の決定を行うときは、労働大臣は、特別の事情があると認めるときは、職員の多数の希望を確めるために、職員に無記名投票による選挙を命じ、これを管理することができる。有権者の指定に関する事項、選挙日に関する適当なる注意事項の決定、適当なる投票所の選定、選挙監視者の任命並びに迅速な、正確な、忠実な投票の計算の保障等選挙の管理に関する事項は、政令で定める。

第二項に見られる如く、職員代表の選出に対して労働大臣、労働省労政局が関與することは、団体交渉に対する大きな制限とみなされるであろう。特に、労働組合における分裂が存在する時期においては問題である。

(九) 団体交渉に應ずる義務の有無が不明確であること

第一五條　公共企業体及び職員を代表する交渉委員の会合は、一方の請求があれば開くことができる。但し、その会合は毎年少くとも一回は賃金その他雇用の基礎的條件に関する事項を具体化した成文の労働協約を締結する目的をもつて開かなければならない。

右の條文によれば、一方の請求があれば開くことができるのであつて、開かなければならないとはされていない。（労働省労政局労働法規課編著「公共企業体労働関係法の解説」によれば、一方の請求があつても他方に義務は生じないとしている—同書六二ページ）。

(一〇) 不可能な資金支出を内容とする協定は國会の承認によつてのみ効力を発するとしたこと

第一六條　公共企業体の予算上又は資金上、不可能な資金の支出内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。又國会によつて所定の行爲がなされるまでは、そのような協定に基いていかなる資金といえども支出してはならない。

2　前項の協定をなしたときは、政府は、その締結後一〇日以内に、これを國会に附議して、その承認を求めなければならない。國会が閉会中のときは、國会召集後五日以内に附議しなければならない。國会による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発するものとする。

本條の規定は、本法施行後大きな問題となつたものである。（後出）

㈡　爭議行爲の禁止

第一七條　職員及びその組合は、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行爲をすることができない。又職員は、このような禁止された行爲を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2　公共企業体は、作業所閉鎖をしてはならない。

本法の成立以前において國有鉄道に適用されていた労働関係調整法によれば、運輸事業における爭議行爲は調停申請後三〇日を経過した後でなければできない、とされていたが、本法では完全に「職員及びその組合」の爭議行爲が禁止される。本法の最も大きなねらいである。

㈢　苦情処理共同調整会議の設置

第一九條　苦情処理共同調整会議は、公共企業体の代表者二名と職員の代表者二名とをもつて構成し、第一〇條又は第一一條に基いて指定された各単位ごとに設置する。苦情処理共同調整会議は日常の作業條件から起る職員の苦情を適当に解決しなければならない。

2　苦情処理共同調整会議の権限及び運用の細目は、公共企業体と職員の交渉委員の間の交渉でこれを定める。

苦情処理機関の設置は本法によりはじめて法律的に規定されることになつた。

㈢　國有鉄道調停委員会、専賣公社調停委員会の設置（第二〇條）運輸大臣、大藏大臣又は労働大臣への強制調停権賦與（第二四條五号）

第二〇條　日本國有鉄道とその職員との間の苦情及び紛争の調停は、國有鉄道調停委員会が、日本専賣公社とその職員との間の苦情及び紛争の調停は、専賣公社調停委員会が行う。

2　國有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会は、それぞれ中央に置かれる委員会（以下中央調停委員会という）と地方に置かれる委員会（以下地方調停委員会という）とする。

3　地方調停委員会の名称、位置及び管轄区域は、中央調停委員会の勧告に基いて政令で定める。

4　地方調停委員会は、その管轄区域内の事務を、中央調停委員会は、二区域以上に係る事務及び地方調停委員会が調停をなし得なかつた事案に係る事務をつかさどる。

5　中央調停委員会は、それぞれ地方調停委員会から報告を徴し、その事務処理に必要な指示をすることができる。

第二四條　調停委員会は、左の各号に該当する場合に調停を行う。

一　関係当事者の双方が調停の申請をしたとき。

二　関係当事者の一方又は双方が労働協約に基いて調停の申請をしたとき。

三　関係当事者の一方が調停の申請をなし、調停委員会が調停を

行う必要があると決議したとき。
四　調停委員会が職権に基いて調停を行う必要があると決議したとき。
五　日本國有鉄道の労働関係に関しては運輸大臣又は労働大臣、日本專賣公社の労働関係に関しては大藏大臣又は労働大臣が調停委員会に調停の請求をしたとき。
㈣　公共企業体仲裁委員会の設置（第二六條）と強制仲裁制の採用（第三四條五号）
第二六條　内閣総理大臣の委嘱する三名の委員をもつて構成する公共企業体仲裁委員会（以下仲裁委員会という）を設ける。
2　労働組合法に規定する中央労働委員会及び船員中央労働委員会の会長（以下推薦委員という）は仲裁委員会の委員の候補予定者一二名を選出し、その名簿を公共企業体及びその職員を代表する交渉委員に対し提示する。これらの交渉委員は、仲裁委員会を構成すべき三名の候補者及び同数の補欠候補者を選出し、同意の上内閣総理大臣に報告しなければならない。
3　前項の同意が三〇日以内になされないときは、第三者委員は自ら三名の候補者及び同数の補欠候補者を決定して内閣総理大臣に報告しなければならない。
4　内閣総理大臣は、第二項又は前項の報告に基いて仲裁委員会の委員を委嘱する。
第三四條　仲裁委員会は、左の各号の一に該当する場合に仲裁を行う。
一　関係当事者の双方から仲裁委員会に仲裁の申請がなされたとき。
二　関係当事者の双方又は一方から労働協約の定により仲裁委員会に仲裁の申請がなされたとき。
三　調停委員会の委員の過半数の決議により、その委員会において調停中の紛争について仲裁委員会に仲裁の請求がなされたとき。
四　二個月以内に調停が成立しなかつたとき
五　運輸大臣若しくは大藏大臣又は労働大臣が仲裁委員会に仲裁の請求をしたとき。
㈤　この法律の運用および施行を労働省の所管としたこと。
第三八條　この法律に特別の定めのあるものを除き、この法律の運用及び施行の責任は、労働省がつかさどるものとする。
㈥　労働委員会の権限の労働大臣への移譲
附則第三項により、組合の届出、資格審査の決定、法令違反の規約の変更、労働協約の届出および組合解散の申立の事務処理は、労働組合法の規定にもかかわらず労働大臣の権限とされ「資格審査」および「法令に違反する規約の変更」に関する労働委員会の決議は不要とされる。

以上が公共企業体労働関係法案の主要点であるが、國会においては論議沸騰し、ついに第三國会では審議未了、第四國会に再提出となり、一二月一二日政府原案が可決成立するに至つたのである。衆議院本会議における主要な反対討論は次の如くであつた。

社会革新党赤松議員の反対討論（一二月一二日）

私は社会革新党を代表いたしまして本法案に対する反対の意見を述べるものであります。法は万民の間に平等でなければならないはずであります。刑罰法規の適用にあたつては常に法の平等が論ぜられる。しかし保護恩恵の法規の上についても同じく平等でなければならないことはもとより当然であるといわなければならない。

この意味よりして公共企業体関係労働法案は國有鉄道、專賣公

社という、たまたま公共企業体の勤労に従事するというのみの理由によつて労働三法上の恩恵法規の適用より除外せられる運命をもつに至るのであります。すなわち、國鉄従業員と私有鉄道の従業員と、その労働内容あるいは労働條件はたしていずれにその差異ありや。しかもその公共性においても、いささかのかわりもないにもかかわらず、國有鉄道従業員なるがゆえに本法を適用せられ、本法案第一七條にみる罷業権禁止のごとき基本人権の一部を制約せられる。まことに不合理といわなければならない筈であります。

さらに専賣公社の現業員のごとき、タバコあるいは塩の生産に従事する一般私企業従業員と、はたしていずれに違があるだろうか、何が故に労働三法より切り離されてかくの如く罷業権は剝奪せられ、制約を受けなければならないのか理解に苦しむところであります。

この見地よりして國鉄、専賣従業員が本法案に対し義務を感ずるか、すなわち遵法精神を発揮し得るか否かを私は非常に憂慮するものでございます。従つて本法案に賛成するとするならば、以上述べ来つた如く万人平等の法どころではない、同一職種の組合運動に対し法律を以て不平等の扱を與え、団結を中心に育成助長せられなければならないわが國労働戦線を法律によつて分裂に導き、その結果は無用の混乱と非能率を助長し、さらに生産の阻害に通ずること火をみるより明らかであるといわなければならない筈であります。

日本共産党木村栄議員反対討論（一二月一二日）

私は日本共産党を代表いたしましてただいま上程されました公共企業体労働関係法案に対して絶対反対の討論をいたしたいと思います。

この法案においては労働三法その他憲法で保障されました國民の基本的な権利等も完全に無視いたしまして、公共企業体という名のもとにかくれ、強制的な労働あるいは低賃金労働強化をねらつておるということは明らかだと思います。罷業権のない団体交渉権などというものは、実際はあつてもなくても同じことであつて、この法案によれば一応、形式的には団体交渉権というものを與えておりますが、しかしながら実際これを運用する面においては、労働大臣が一方的に処置いたします。決して労働者側の正当な要求は取り上げられないということは、たとえば第九條、第一〇條あるいは第一一條をよく検討すると、明らかだと思います。特に第一七條あるいは第一八條によつて争議行爲、怠業等は禁止いたしておりますが、解雇という労働者にとつては致命的な罰則によつて一切を押しつけ、いわゆる國家公務員法と同様に公共企業体の労働者を奴レイ化しようとしておることは、はつきりしておると思います。

さらに第六章においては仲裁委員会というものを設けており、一見公平な裁定機関のような恰好を示しておりますけれども実際に於ては、内閣総理大臣がこれを操作致します。ただ單に内閣総理大臣の下請機関としての機能しか果せないということがよく明瞭に出ておると思います。これは要するに公共企業に名をかりて労働者階級を不当に弾圧し、労働三法を改悪して、一般民間企業の労働者たとえば私鉄、電産、石炭といつたふうな労働者に対しても圧迫を加える足場をこさえようとしておると断ぜざるを得ないのであります。

公務員法改悪に続くこの法案の制定によつて、日本の三百万の労働者は完全な無権利状態においこまれ、あわれな状態になつてまいりました。このことはかつて戦争を遂行するために民主的な

労働組合を一切解散し、産業報國会といつたふうな妙なものをこさえてだんだんファシズムの方へおいこんだということと同じ方向をたどろうとしておる。

本法は四八年一二月二〇日法律第二五七号として公布され、附則第一項により四九年四月一日に施行されるはずであつた。しかるに同じく四月一日に施行される予定の國家行政組織法が六月一日施行に延期されたため、日本國有鉄道および日本專賣公社の設立もおくれるに至り、本法も三月三一日法律第一六号をもつて六月一日施行に改められた。

なお、公共企業体労働関係法の施行については、第一に、初年度における主として経過措置に関する立法が必要であり、第二に、政令委任事項に関する政令が必要である。「公共企業体労働関係法の施行に関する法律」（一九四九年五月一九日法律第八三号、六月一日施行）は、「職員団体」、「單位及び交渉委員」、「調停委員会」、「団体交渉」等に関する経過措置を定めて前者の必要をみたし「公共企業体労働関係法施行令」（一九四九年五月三一日政令第一八九号、六月一日施行）は、「管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者」＝「組合を結成し、又はこれに加入できない者」（法第四條第一項但書）の範囲、交渉委員の最大限の数、交渉委員の機能等を定めて後者の必要をみたした。すなわち、施行令第一條で「組合を結成し、又はこれに加入することができない者」の範囲を定め、第二條で「交渉委員の最大限の数は、單位内の職員の数が五千人以下の場合は五人、五千人をこえ一万人以下の場合は七人、一万人をこえ二万人以下の場合は十人、二万人をこえる場合は十人に二万人又はその端数を増すごとに一人を加える数とする」と定め、第三條では交渉委員の機能を次の如く定めた。

①公共企業体を代表する交渉委員と職員を代表する交渉委員はそれぞれ交渉委員会を構成して団体交渉を行う。

②交渉委員会は、その事務を処理するため、それぞれ一人の代表者を決定しなければならない。

③交渉委員会は、団体交渉を行うときは、それぞれの権限及び交渉事項を相手方に示さなければならない。

④団体交渉は、交渉委員会の一方の請求があつたときは、公開しないものとする。

第二節　施行状況

(一)公共企業体労働関係法に基く各委員会、公共企業体仲裁委員会、國有鉄道調停委員会、專賣公社調停委員会の委員の選出については、組合、当局、中労委会長三者の間に意見の対立があり、同法施行の四九年六月一日以後久しく決定されなかつたが、六月の國電ストライキに刺戟されて七月二六日に至り次の如く決定した。

(1)公共企業体仲裁委員会

委員長　末弘厳太郎（中労委会長）

委員（任期二年）堀木鎌三（中労委使用者側委員―辞職。鉄道弘済会理事長）

委員（任期三年）今井一男（新給與実施本部長―辞職）

(2)國有鉄道中央調停委員会

委員長　藤林敬三（中立、慶応大学教授）

委員　館　俊三（労働者側、労農党前代議士）

委員　三輪貞吉（当局側、交通協力会理事長）

(3)專賣公社中央調停委員会

委員長　小林直人（中立、弁護士）

委員　高野　実（労働者側、総同盟総主事）

委員　山本浅吉（当局側、三井鉱山取締役）

なお、地方におかれる國有鉄道、専賣公社両調停委員会については、四九年八月一三日政令第三〇二号をもつてその名称、位置、管轄区域が定められた。

右の如く委員の発令をみた中央の各委員会の四九年末までの活動狀況は次の通りである。

(イ)公共企業体仲裁委員会

(1)一〇月二八日　國鉄労組より賃金ベースに関する申請受理、一二月二日　仲裁裁定第一号交付

(2)一二月一四日　専賣中央調停委員会から専賣給與問題仲裁請求を受理、一二月二八日　裁定第二号交付

(ロ)國有鉄道中央調停委員会

(1)九月一四日　國鉄労組本部より「賃金ベースの改訂及び年末賞與金の支給」申請、一〇月一二日　調停案提示（不成立）

(2)一一月二五日　國鉄労組本部より「超過勤務手当、夜勤手当の支給に関する紛争」申請（五〇年一月二四日勧告を行い取下げ）

(ハ)専賣中央調停委員会

(1)一〇月二〇日　専賣労組本部より「賃上げ及び越年資金の支給」申請、一二月二日　調停案提示（不成立）

右のうち、仲裁委員会の二つの裁定は次の如くである。

裁定第一号

当事者

國鉄労働組合

右代表者中央執行委員長　加藤　閲男

日本國有鉄道

右代表者総裁　加賀山之雄

記

一、賃金ベースの改訂はさしあたり行わないが、少くとも経理上の都合により職員が受けた待遇の切下げは、是正されなければならない

二、前項の主旨により本年度に於ては、公社は総額四五億円を支拂うものとする

右の中三〇億円は一二月中に支給し、一月以降は賃金ベース改訂のあるまで、毎月五億円を支給する

右の配分方法は両当事者に於て一二月中に協議決定するものとする

三、組合の要求する年末賞與金は認められないが、公社の企業体たる精神に鑑み、新たに業績による賞與制度を設け、予算以上の收入、又は節約が行われ、それが職員の能率の増進によると認められる場合には、その額の相当部分を、職員に賞與として支給しなければならない

四、本裁定の解釈又はその実施に関し当事者間に意見の一致を見ないときは本委員会の指示によつて決定するものとする

昭和二四年一二月二日

公共企業体仲裁委員会

委員長　末弘嚴太郎

委　員　今井　一男

同　堀木　鎌三

裁定第二号

当事者

東京都品川区大井立会町五六五番地　全専賣労働組合

右代表者中央執行委員長　平　林　剛

東京都千代田区内幸町一丁目二番地　日本専賣公社

右代表者総裁　秋山孝之輔

本委員会は、右当事者の「賃上げ及び越年資金の支給等に関する紛争」につき次の通り裁定する

記

一、公社は調停案第二項の趣旨により、同項所定の金額六カ月分から本年一二月に支給された臨時年末手当総額を控除した金額を昭和二四年度末までに全職員に支給すること

二、昭和二五年四月以降の給與については、当事者間に於て改めて協議すること

三、公社は組合と協議して現行の生産報奨金制度に再検討を加え、次年度以降これを公社の企業体たる性質に適する合理的賞與制度に改変すること

四、以上の諸項に規定した事項について協議が成立しないとき、またはその解釈について意見の一致を見ないときは、本委員会の指示により決定すること

昭和二四年一二月二八日

公共企業体仲裁委員会

委員長　末弘嚴太郎
委　員　今井　一男
同　　堀木　鎌三

(二)國鉄裁定をめぐる問題

公共企業体労働法による右の裁定の取扱いや効力については各方面の大きな問題となつたが、一九五〇年にかけての継続的な問題であるから、詳しく本年鑑來年版にゆずる。

右のうち國鉄裁定につき四九年中の経過は次の如くであつた。

公共企業体仲裁委員会の下した前記の裁定について問題になつた中心は公労法第一六條との関係においてその効力如何ということである。

ことのおこりは、四八年政令二〇一号に関する政府声明が、從來労働組合との間に結ばれた労働協約は無効であることを宣言しつつも、同時に、「労働基準法その他の法令に基き締結された労働協約上の利益については本政令に定めた制限以外は引きつづき尊重される」となしたことにはじまる。しかるに、國鉄職員の待遇は事実上切り下げられたので、四九年六月公共企業体労働関係法の施行による団体交渉権の回復を機として、組合は当局に対し、九、七〇〇円ベースと年末賞與を中心とする要求を提出して団体交渉を行つたが協定成立せず、ここに、中央調停委員会への調停申請、八、〇五八円ベースの調停案組合側受諾、当局側拒否、仲裁委員会への仲裁申請となり、一二月二日前述の如き裁定が下されたのであつた。

右の裁定に対し國鉄当局は、公労法第三五條によつてその裁定に服さなければならないが、同時にそれは第一六條に該当するとして運輸大臣あて次の如き手続をとつた。

公共企業体仲裁委員会裁定について

（二四、一二、五、國鉄総裁発運輸大臣宛――要旨――）

賃金ベース改訂の問題に関し、一二月二日仲裁委員会から裁定を受けた。國鉄は、公労法第三五條に基き本裁定に服從しなければならない。よつて、國鉄は一二月五日以降裁定に基き、その指示する給與の支給方法につき組合側との協議を開始する。

しかしながら、國鉄現在の財政において、裁定の指示する四五億円のうち、予算上並びに資金上可能なる支出は、石炭節約その他あらゆる努力をするも、その一部にとどまる。これについても費用の流用等につき政府の全面的な協力を得なければならない。残余については、公労法第三五條並に第一六條により政府並びに國会の所定の手続を仰がざるを得ない。

本裁定は、公労法施行後最初の裁定であり、同法の精神が一方

において公共の福祉のために公共企業体職員の爭議を禁止すると共に他方調停、仲裁により職員の労働條件に関する苦情又は紛爭の友好的且つ平和的なる調整を図ることにあるにかんがみ、又行政整理以後國有鉄道職員が新たなる労働意欲の下に國有鉄道の復興に努力しつつある事情を諒察せられ、政府が本裁定の実現に特段の御配慮あらんことを切望する次第である。

公共企業体仲裁委員会裁定に伴う予算上の措置について

（二四、一二、一〇、國鉄総裁発、運輸、大蔵両大臣宛

――要旨――）

國鉄の財政を慎重に検討の結果裁定の指示する四五億円のうち、その一部たる一八億円については、石炭費の節約、修繕工事の繰延べ等により公布予算内において費目の流用により支出可能の見透しがついたので、別紙要求書の通り昭和二四年第三四半期支出負担行爲計画額の修正を承認されたい。

なお、残額二七億円については、予算上並びに資金上不可能なる支出であるから國鉄法第三九條により別記追加予算の通り借入金を以て支弁することにしたいと思うから所要の手続を講ぜられたく申請する。（要求書、追加予算略）

しかるに政府は、右の支出は予算上資金上支出不可能であり、従つて第一六條第二項の規定により國会の議決を得る必要があるとして一二月一二日右の裁定そのものを衆議院に提出した。衆議院労働委員会における運輸大臣の提案理由は次の如くである。

提案理由説明要旨

仲裁委員会が、一二月二日下しました裁定につきましては、國鉄当局及び國鉄労組双方とも公労法第三五條の規定により、直ちに拘束されるべきものであります。ただ問題は、公労法第一六條に規定されております予算上、資金上不可能な資金の支出を内容とする場合であります。このような場合は、國会の承認を得なければ、その効力を発生しない。しかもそのような場合には裁定を國会開催中なら、一〇日以内、閉会中なら開会後五日以内に國会に付議しなければならないとされているのであります。そこで國鉄及び政府においては、裁定の要求致します四五億という支出につきまして、それが予算上資金上可能な支出であるかを検討致しましたところ、この金額を支出することは、到底不可能でありますので、法律の規定するところに従つて、裁定を國会に上程し、國会の御審議を願う次第であります。

何とぞ慎重御審議の上速かに國会の御意思の表明を願いたいと存ずる次第であります。

（後に、一五億五〇〇万円は予算の流用が認められることになつたので、四五億円のうち残余の額については支出不可能であるからと訂正された）。

衆議院は一二月二二日に至つて次の如く議決した。

公共企業体仲裁委員会の裁定中、一五億五〇〇万円以内の支出を除き残余につき承認すべきものでない。

附帯條項

一、裁定に関し予算上支出不可能なる部分の金額については、日本國有鉄道は、その公共企業体たる性質に鑑み、将来企業内部における経営の健全化により、独立採算上現実に余裕が生ずる場合において、あらためてその支給につき考慮すること。

二、政府は公社の企業体たる精神に鑑み、将来業績による賞與制度を設け、予算以上の収入又は節約が行われ、それが職員の能率の増進によるものと認められる場合には、公社が職員に賞與

を支給し得るよう適当な措置を考慮すること。

三、政府は一般公務員の待遇についても、現在民間給與に比べて相当低い実情に鑑み、適当なる措置を併せて講ずること。

しかるに、参議院では次の如く右と異る議決をし、直ちにこれを衆議院に回付した。

一公共企業体仲裁委員会の裁定第二項に関しては、一五億五〇〇万円の支出を除き、残額は、昭和二五年一月一日以降日本國有鉄道の予算上資金上及び独立採算上支出可能となつたとき速かにこれを支給すべきものである。」

衆議院は右の回付議案には同意しないことを決定し、議長は両院協議会を求める発議をなしたが、可決されなかつたので、二四日衆議院は國鉄裁定に関する政府提出案件は國会の承認がなかつたことを政府に通告、かくして裁定の効力は政府により否定されるに至つた。

右の経過をめぐり多くの点が問題となつたが、重要な点は次の如くである。

(1)第一六條第二項によつて國会に付議すべきものは、協定（仲裁裁定）そのものであるか、それとも協定（仲裁々定）を履行するための予算案であるか。

この点について政府および民主自由党は前者の見解をとり、國会に付議するものは「予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする」協定そのものであつて、政府はこの協定を提出する義務はあるが、これに伴う予算を提出する法律上の義務はないとするのである。

これに対して野党各派その他多くの反対意見は、予算措置を伴わない裁定のみの審議は違法であり、審議のしようもなく、國会はこれを受理すべきでない、という意見であつた。

(2)予算上資金上不可能な資金の支出を内容とする協定の効力について。

政府側の見解は、予算上不可能な部分に関する國会の審議は、仲裁々定そのものに対する國会の再審査であり、國会の承認がないとき（議決が成立しないときを含む）は、裁定のその部分は無効となり、公共企業体に債務を残さない、というのである。

これに対して仲裁委員会では、右の如き仲裁々定は即時効力を発生するという見解であつた。すなわち、「仲裁々定は労働協約と同一の効力を有する」（労調法第三四條）ものであり、公労法による仲裁々定も同じであつて、成立と同時に債務的効力と規範的効力とが発生する。第一六條は、公共企業体の予算上資金上不可能な協定がなされたとき、その履行のために必要な資金の追加支出に対して國会の承認を求める要件を定めたものであり、協定そのものの成立要件や効力発生要件を規定しているのではない。むしろ、予算上の支出要件を備えないうちは履行してはならないこと、かかる協定に対して速かに支出條件を備えさせることを規定したものであつて、純然たる財政法規である。協定そのものは書面の作成、両当事者の署名によつて効力を生じており、ただ予算の裏付けがない間は履行されないというだけである。

右の二点の他なお多くの問題があるが、政府は、國会の議決が成立しなかつたことをもつて、國会の承認がなかつたものとし、右の裁定は効力を発生しなかつたという見解の下に、裁定には従わなかつたのである。

公労法一六條の疑義の解明

一、公共企業体労働関係法第一六條第一項中「予算上又は資金上不可能な資金の支出」とは、同項後段及び同條第二項との関係から國会の所定の行爲（例えば必要な追加予算の決議）がされなけ

れば資金の支出が不可能な場合のことであつて、國会の所定の行爲をまたずして行政措置さえ行われるならば支出可能となる場合は「予算上又は資金上不可能な資金の支出」に含まれないものと解せられる。然しながら予算の流用がされることによつて、流用された経費が不足となつて將来國会の所定の行爲が必要となることが明らかに予定される場合にはかかる流用を要する支出は「予算上又は資金上不可能な資金の支出」に含まれることはもちろんである。

二、公共企業体労働関係法第一六條第一項中「政府を拘束するものではない」とは、「国会により國会の所定の行爲がなされなければ資金支出不可能な協定が政府を拘束しないということであるが、このことは反面かような協定でないものは政府を拘束すると解せらる。

第五章　行政整理

第一節　準備過程

いわゆる「行政機構の改革」は戦後しばしば問題になつたが、その具体化はまず片山内閣の下ではじめられた。すなわち、片山首相は二二年六月就任第一声で「行政機構の改革」と「官僚主義の一掃」とを唱えたが、七月には「官吏道の確立」、「責任感と能率の強化」等七つの具体策をかかげ、さらに四八年一月二三日第二國会参議院本会議における施政演説の中で次の如く述べた。

「……政府は行政機構の改革を断行いたしまして、能率増進の徹底を図り、政治上における民主化を実現いたしますると共に、一般企業の健全化を促進する手引といたしたいと考えておるのであります。而してその目標は、行政機構の簡素合理化と、行政事務の整理再編成とにあります。……」

右の方針は一月二七日人員整理を伴う行政機構改革の具体策として次の如く閣議決定されている。

一、終戦後の事態の推移に即応して所管行政事務を再検討し不要不急事務の廃止と行政機構の整理合理化を行う。

二、各省各廳に於る権限の重複をできるだけ排除し、統一的な事務の運営と責任の明確化を図る。

三、地方自治の精神に則り中央官廳の権限はできるだけ地方に委譲すると共に、既存の地方出先官廳は徹底的に整理し、且つ能う限り地方団体に統合する。

四、各省各廳は以上各号の措置による人員の減少を図ると共に、少数による能率主義を貫徹するため、原則として昭和二三年一月一日現在の予算定員の二割五分の減少（鉄道通信等企業に従事するものについては能率より算定した合理的員数を基準として別にこれを定める）を目途として、所要の員数を予算上及び官制上減少するものとし、その残存人員の範囲内においてその省廳内の機構の再編成を行うものとする。

五、警察官、消防官、刑務官、検察官及び学校教員については前号の措置はこれを行わない。

六、前各号により整理さるべき職員は、昭和二三年七月末日までこれを定員外として存置するも、その間逐次これを整理する外、今後における減耗補充配置転換等に充当し、又必要により臨時他廳の事務に従事せしめることができるものとする。

しかるに片山内閣は二月一〇日総辞職し、三月一〇日成立した芦田内閣は予算面における人件費一五%の節約を行つたにとどま

り、本格的な行政整理は第二次吉田内閣の成立（四八年一〇月一九日）をまつてはじめて行われるに至つた。

まず岩本國務大臣は四八年一二月七日第四國会衆議院本会議において「徹底的行政簡素化案」（いわゆる岩本試案）を発表、勇敢に実人員を整理する決意を表明したが、その内容は、一般会計において四八年一二月一日現在予算定員の三〇％減、特別会計二〇％減、但し、國会、裁判所、会計検査院、人事委員会、警察、消防、検察、刑務所および研究機関の職員は除く、というものであつた。この案によれば、予算定員で、政府職員三五二、三〇〇人、公団職員二五、六九五人、地方公共団体職員二四二、六八〇人、合計六二〇、六七五人、実人員では合計五七四、〇七五人の整理が行われることになる。

ついで同じく、第四國会で成立した四八年一二月一八日法律第二四七号「行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置に関する法律」を公布施行したが、これは「國家行政組織法が施行されるまでの間における各行政機関の職員の定員を規律し、その増加を抑制し、もつて國家行政組織の規模の適正化に資することを目的とする。」（第一條）ものであり、原則として、四九年一月一日以後においては法律によらなければ各行政機関の職員の定員を新設又は増加することができない（第三條）とされたのである。

四九年一月には政府は「行政機構刷新審議会」を設置したが、同審議会は諮問に対して九回にわたる検討の末二月一〇日次の如き答申を行つた。

行政機構刷新の基本方針

今日わが國が経済九原則を強力に遂行し、國家財政の收支の均衡を回復し、國民に対する財政的重圧を軽減して、健全財政を確立するためには、その重要な一環として、行政機構および事務の徹底的簡素化とこれに伴う人員の整理を果敢に断行することが必要である。すなわち経済九原則を有効に遂行するためには今日わが國力に相応する適正規模の行政機構によつて、経済復興のために必要なる事務を重点的にかつ強力に遂行する態勢を整備しなければならぬ。……いまや日本再建の見地からこれを全体として一貫した行政機構に再編成する必要がある。かような要請に応じて行政機構の徹底的刷新を行うためには各省廳の設置法および定員法の制定を準備すべき今日の時期は正に絶好の機会である。内閣はこの好機をとらえて、以下列挙する各項目を断行すべきである。

第一、各省廳機構の簡素化

行政官廳の機構ならびに人員は年とともに膨大化の一途を辿つてきたのであつて、試に一般会計および特別会計所属のいわゆる本官者についてその増加率をみれば昭和七年を一〇〇とし昭和一六年一八八、昭和二〇年二三三、昭和二四年一月現在四六九となつている。部局の数に於ても終戦時に比して約倍加しているのであるが、かくの如き機構ならびに人員の増加は経済統制の強化、多数邦人の引揚、連合軍関係業務など事務の増大に基くところも少なくないが、わが國の過去の実績および主要各國の例に対比してみても必要以上に膨大化していることは否定しがたい。ことに敗戦の結果、國土はほぼその半ばに縮減せられ國富も多大の喪失をみたわが國として、かくのごとき膨大な行政機構を擁することは國力よりみても不可能事に属する。この見地よりすれば今日の行政機構はこれを半減するもまた可なりとの論もありえようが、ただ単純な理論をもつてこれを律することは決して機宜に適したものではないから、まづ各省廳を通じてその規模を三割程度縮減し、人員もこれに応じて三割以上の整理をすることが適当である。

もつともその規模および人員の整理は各省廳の事務の実体を勘案して決定すべきであるが、その場合左の諸点を特に考慮することが肝要である。

一、各省廳の所掌事務の内容を検討し、今日において廃止または整理しうる事務、とくにその必要性の減少した統制関係事務ならびに補助監督的行政事務をできる限り縮減し、かつ事務処理の簡捷化をはかり、その結果として、部局の整理廃合および人員の整理を行うこと。

二、内閣総理大臣に直結する簡素強力な総合的企画機関を設けると共に、実施部面はあげてこれを各省廳の権限に属せしめ、二重行政の弊を排除すること、すなわち経済安定本部、その他現存の企画的な機関はこの見地に即して根本的な改革を断行すること。なお調査統計的事務はできる限りこれを統合し、その利用の効率化を図ること。

三、各省廳の外局は事務の性質、分量を精査して権限の行使および職員人事の独立性を賦與することを適当とするものに限つて存置し、その他は本省廳の内部々局に統合する事。

四、行政委員会制度はこれを全面的に再検討し、その事務がとくに公正独立な判断を必要とするものに限ることとし、かつその規模は徹底的に縮少すること、すなわち一般的行政事務で機動的運営と責任の所在の明確化を必要とするものについては委員会制度はこれを廃止し、通常の行政機構として本省廳に統合処理せしめること。

五、公団の制度はこれを全面的に再検討し、今日においてとくに存続せしむべき必要のあるものを除く外、これを廃止し、または出来るだけこれを統合すること。

六、以上の外各省廳に設けられる審議会、調査会等の機関は必要欠くべからざるものを除きこれを廃止すること、研究、試験機関は必要なものは重点的に強化し、または各地域、各部局に散在するものはできる丈統合すること、この見地から有名無実の研究、試験機関は整理すること。

第二、國と地方公共團体の権限分配の整理およびこれに伴う地方出先機関の整理（略）

第三、行政運營の能率化（略）

第四、失業対策

以上各項の措置により相当多数の人員整理を行うことを避けたいが、これに対する失業対策については内閣は最善の努力を拂うべきである。今日の事態に於てその完全なる実施はきわめて困難であるが左の諸点につき万全の措置をとるべきである。

一、退職者に対する退職金の給與は民間に於ける場合と均衡を保つよう適切に措置すること、なお、自発的退職者に対しては優遇の途を講ずること。

二、退職者に対し、建設的労働への意欲を振起せしめると共に、公共的建設事業などにこれを吸收するよう適切に措置すること。

三、退職者の自発的更生に資するため、特別の金融の方法を講ずること。

四、失業保険制度の改善および生活保護法による扶助金の引上げなどの措置により、退職者の最低限度の生活を保障する方法を講ずること。

五、退職者に対し職業補導、授産などの施設についての安定をうけるよう措置すること。

六、退職者については、半カ年乃至一カ年にわたり、厚生施設の利用に関し在職当時と同様の取扱をなすこと。

第五、実施について留意すべき事項

以上各項による行政機構の徹底的簡素化とこれにともなう人員の整理は、一般世論の支持するところであり、内閣においては強き決意をもつてこれを断行すべきであるが、その実施にあたつてはとくに左の諸点に留意し、その円滑な実施を期待することが必要である。

一、内閣は各省各廳を強力に統制しその方針の徹底に協力せしめること。

二、國会、裁判所、会計検査院、人事院など独立的機関に対しても現下の狀勢にかんがみ各省廳の刷新の方針にならつて、その機構人員の整理について協力を求めること。

三、人員の整理にあたつては、國家公務員法に基き人事院が樹立すべき民主的で能率的な人事行政体系との関連を考え、整理対象の決定の基準などにつき内閣は人事院と密接な連絡を図ること、なお、この問題の円滑な解決をはかるには、とくに連合國最高司令部の理解と協力をうることを絶対の要件とする、この点については、とくに内閣総理大臣の最善の努力を期待する。

右の答申は行政機構改革の方針を述べるとともに、人員整理については三〇%以上の整理率をもつて行うべきことを答申しているが、政府は右答申に基き、二月二六日次の如く「行政機構刷新および人員整理に関する件」を閣議決定した。

一、機構刷新

1各省部局を三割程度縮減、各省設置法案および設置法改正案を各省から三月一五日の閣議に提出する。

2六月一日実施を目的とする現業官廳の機構改革もその時行う。

3都道府縣その他地方出先機関は原則的に廃止し事務は地方自治体に移轉する。

二、人員整理

1非現業は定員の三割減を目途として整理する。

2國有鉄道専賣公社など現業は定員の二割減とする。

3ただし検察官、警察官、刑務職員、学校教員はこの原則を適用しない。

4公団及び國庫で人件費を支弁している政府代行機関は二割減。

5各省で定員法に規定する定員を三月一五日の閣議に提出、定員法は六月一日実施を目標にする。

6六月一日以後相当期間を設け定員外とすることができる。

7退職條件失業対策は別途これを定む。

四九年三月一六日成立した第三次吉田内閣は右の方針によつて、各省等の設置法案の立案にあたるとともに人員整理の具体案を作成するため、本多國務大臣を部長とし、関係各局長等で構成される「行政整理実施本部」を設け、行政機関職員定員法案の立案を開始した。整理率については閣議において一般会計三〇%、特別会計二〇%と決められたが、実施本部は例外として次の整理率を定めた。

税務署	20%
國立学校	減員せず、但事務職員は欠員2分の1
大学附属病院	同右
國立療養所	同右
國立病院	同右
森林主事	10%
作物報告事務所	20%
食糧事務所	20%
通信事業特別会計	11%
労働基準監督官	18%
公共職業安定所	20%
地方建設局現場	20%

試験研究機関　技術職員欠員事務職員20%
統計職員　20%

第二節　行政機関職員定員法の制定

第五國会は行政機構の改革および人員整理につき極めて重大な役割を果した。前者については國家行政組織法（四八年七月一〇日法律第一二〇号）を改正し、（施行期日を四九年四月一日から六月一日に延期、廳省の内部部局としての部の設置、各省次官制度の改正第三條で定める行政機関の表の作成、第二二條で定める公団の表の作成）又、総理府設置法等各省廳設置法を制定したが、後者については行政機関職員定員法を制定し、もつて法律的には國家行政組織法第一九條「各行政機関に置かるべき職の定員は、法律でこれを定める」という規定を施行するとともに、実質的には人員整理のための根拠を作り出したのである。

四九年五月一四日参議院本会議において本多國務相によつて説明された「行政機関職員定員法案」の提案理由は次の如くであつた。

御承知の如く國家行政組織法が施行せられることになりますと、これに基き各省廳の組織及定員を法律で定めることとなるのでありまして、政府はこの機会に行政機構の簡素化と職員の縮減とを行い、多年の懸案でありまし、且つ國民の輿論でもありますところの行政整理を断行せんことを期し、各省各廳の設置法案はすでに御審議をおすすめ願つておるのでありますが、ここにこの行政機関職員定員法案を提出した次第であります。

即ちこの法律は國家行政組織法に基く各行政機関、即ち内閣の統轄の下における総理府、法務府、各省及び経済安定本部の職員の定員を定め、政府はここに定められた定員の数にまで職員の数を本年六月一日から九月三〇日迄の間において逐次整理するものとし、これに必要なる事項を定めたものであります。以下その大要につきまして御説明致します。先づ各行政機関の職員の定員の定方でありますが、この法律は、本府又は本省と外局とを区別いたしましてその各々に置かれる職員の総定員を定めております。而してこれらの行政機関の内部々局、地方支分局及び附属機関別の定数は、右の各々の定員数の範囲内で各大臣が行政事務の実情に応ずるよう適切に定めることとしたしております。各行政機関の所定員は第二條に列挙しておる通りでありますが、その新定員の算定決定に当りましては、昭和二四年度予算の査定における標準予算定員に対し一般会計三割減特別会計二割減を目途とし、これに各省各廳の事務の実情を詳細に勘案して、最も合理的な数に決定いたした次第であります。その総計におきまして八七一、二七九人となり、これを旧定員に比較いたしますと、本年度予算において、約二四万の減員となりまして認められました新規増員を含めました数は約一七万前後になる予定であります。以上の整理に際し必要な事項は、附則の各項に定められておりますがその主要点について申し上げますと、次の通りであります。

先ず地方自治法附則第八條の規定に基き都道府縣に勤務している政府職員の新定員は地方自治法の建前から地方自治法施行規定で定めることが適当でありますので、同施行規定の定めるところに譲りまして、その新定員を超える職員の整理については一般政府職員と同じに取扱うこととしました。次に御承知の如く、國家公務員法は職員に対してその意に反して免職せしめる等不利益な処分を行つた場合には、その職員は人事院にその審査を請求することができる旨の規定を設けておるのでありますが、今次の

行政整理を円滑に行います上にはこの審査請求に関する規定は適用しないものとする必要があるのであります。次に日本専賣公社及び日本國有鉄道の職員の整理に関してであります。本年六月一日より右の両公共企業体が発足することとなつておるのでありまして、大藏省及運輸省の職員の相当部分が右両公共企業体に移管されることとなるのでありますが、この職員についても整理を行う必要があるため、特に定員を定め一般政府職員の整理と同様の方針で整理することにいたしました。而して、この場合、公共企業体労働関係法によりますと、職員の免職等の事項は団体交渉の対象とし、これに関して労働協約を締結することを妨げないとすると共に、これに関する苦情は苦情処理共同調整会議が解決することと定められておるのでありますが、この規定も今回の行政整理には適用しないことといたしたのであります。最後に今次の行政整理により退職する職員については、その退職後の生活を保護するため退職手当は勿論であり、政府はこの外の失業対策と共にこの問題についても深甚なる考慮を拂つております。但し現下我國の経済財政情況の下において、退職手当の金額については本年度の均衡予算の下で決定せなければならぬことも亦認めざるを得ないのであります。よつてこの法律は附則第一一項におきまして退職手当についての根本方針を定め、その具体的な規定はこれを政令に譲つているのであります。

以上がこの法律案の内容の大要でありまして、政府は確固たる決意の下に今次の行政整理を行い、以て現下の我國力に相応する適正な行政機構の規模を定めまして、この新たな規模の下において能率的な行政事務の遂行に万遺憾なきを期したい考であります。どうか政府のこの決意を諒とせられまして、慎重御審議の上、速かに御議決あらんこと事を切に希望致す次第であります。

右法案は第五國会において最もはげしい賛否の討論が行われたものであるが、衆議院本会議における社会党の反対討論は次の如くであつた。

米窪滿亮議員（社会党）

日本社会党を代表いたしまして以下述ぶるところの理由により反対せんとするものであります。

行政機構の簡素化及能率化はわれわれとしてもきわめて望ましいことと思うのでございます。しかるにただ今上程されましたこの定員法の趣旨並びに現在の國家の行政機構は大よそこの行政機構の能率化及簡素化と反対の方向に進んでおるのでございます。従つてわれわれはこの角度から見ましても今上程されました定員法については強く反対せざるを得ないのでございます。何となれば終戦後のわが國の行政機関は重複を重ね屋上屋を架しておることは諸君がすでに認めておられるところと思うのでございます。従つてこの定員法並びに各省設置法におきましても、行政機構の簡素化及能率化の精神は少しも現われておらないと私は断ずるのでございます。

各省設置法並びに定員法に現われておりまする政府の人員整理の意図は総選挙当時の民自党の無定見その場限りの思いつき公約のしりぬぐいとしてここに登場したのでございます。すなわち政府は均衡予算の名のもとに歳入面におきまして当然その追求に全力をなすやみ利得者、終戦成金、ブローカー成金等に対する財産増加税あるいはやみ利得の捕捉を怠りまして國民総所得を二兆九千億円に増加するという妄想的仮定のもとに、勤労所得税、申告所得税、農業所得税等を昨年の三割ないし五割に増加して歳入増加の根幹といたしましたように歳出面におきましては尨大なる國債、復金債、價格調査整費等の支出の穴埋といたしまして、官吏

の首切りというきわめて拙劣にして消極的なる愚策を採用したことは民主自由党の政策でありますところの勤労階級の犠牲におきまして独占資本金融資本、新興財閥等一連の特権階級の利益に奉仕するその試みがこの法案によつて露呈したものと私は断ずるのであります。しかもその整理はこの支出予算の節約という一点のみから見た天くだり、天引きの憎むべき悪方針から出ておるのでございます。

各省設置法におきまして、海上保安廳、警察関係の官廳等は首切りどころかかえつてその人員を増加しておるのに対しまして、氣象台方面、測候所、農林省、ことに営林署の方面、各省の調査局統計方面等わが國が自立的に再建するための基本的國務に関係のある官署につきまして極度の減員を断行せんとするが如きは本法が無定見なる方針のもとに立案されたことを意味するものでございます。ことに、この首切りが下級官吏に酷であり、高級官吏に寛であることは、昨日本会議を通過しました参政官の新設とにらみ合わせまして、平素官僚打破を叫んでをるところの民自党内閣が実は官僚擁護の本質を内蔵しておることを物語るのでございます。(後略)

衆議院における採決の結果は、賛成二〇二票(民主自由党、民主党連立派)、反対八二票(社会党、労農党、新政治協議会、民主党野党派および共産党)であつたが、参議院においても審議は紛糾し、四回にわたつて会期延長された第五回大詰の五月三一日に至つてようやく成立するに至つたのである。

定員法は成立したその日に法律第一二六号として公布、附則第一項により六月一日から施行された。

定員法の主な内容は次の如くである。

(一)第二條第一項で、各行政機関の職員の定員を次表の如く定めた。ここにいう職員とは、地方自治法附則第八條に規定する都道府縣の職員(いわゆる地方事務官)、日本專賣公社及び日本國有鉄道の職員を除いては(以上の三者について附則第四項及び第六項から第一〇項までに規定されている)行政機関に常時勤務する國家公務員で一般職に属する者をいうが、二ヵ月以内の期間を定めて雇用される者を除く(第一條)。

行政機関の区分	定員	備考
総理府		
本府	二、二六〇人	
統計委員会	六三人	
公正取引委員会	三二三人	
全國選挙管理委員会	四八人	
國家公安委員会		
國家地方警察	四七、〇〇一人	うち三〇、〇〇〇人は警察官とする。
國家消防廳	一二二人	
公職資格訴願審査委員会	六〇人	
外國爲替管理委員会	四四人	
宮内廳	九二八人	
特別調達廳	六、九四一人	
賠償廳	一七二人	
行政管理廳	六六人	
地方自治廳	一〇五人	
計	五八、一三三人	
法務府		
本府	四〇、八七六人	
中央更生保護委員会	一、〇二九人	うち一一、四七六人

	司法試験管理委員会	
	計	四一、九〇五人
外務省	本省	一、五五六人
大藏省	本省	一三、三二一人
	証券取引委員会	一四五人
	國税廳	六〇、四九五人
	造幣廳	二、〇二三人
	印刷廳	九、〇三〇人
	計	八五、〇一四人
文部省	本省	六三、〇九〇人
厚生省	本省	四〇、二九七人
	引揚援護廳	五、〇六六人
	計	四五、三六三人
農林省	本省	三二、六三四人
	食糧廳	二九、二〇二人
	林野廳	二五、二七二人
	水産廳	一、八五二人
	計	八八、九六〇人
通商産業省	本省	一三、八八二人
	資源廳	二、三七三人
	工業技術廳	四、三六五人
	特許廳	五四五人

は検察廳の職員とす

うち六〇、九四〇人は國立学校の職員

うち一八三人は鉱務監督官とする

	中小企業廳	
	計	二一、二五九人
運輸省	本省	一八、四三五人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安廳	八、一三七人
	海難審判廳	七三人
	計	二六、七〇四人
郵政省	本省	二六〇、六五五人
電氣通信省	本省	一三八、八三五人
	電波廳	三、八〇二人
	航空保安廳	一、〇九六人
	計	一四三、七三三人
労働省	本省	一九、八八一人
	中央労働委員会	九九人
	公共企業体仲裁委員会	一九人
	國有鉄道中央調停委員会	一五人
	專賣公社中央調停委員会	一一人
	國有鉄道地方調停委員会	六三人
	專賣公社地方調停委員会	四五人
	計	二〇、一三三人

建設省	本省	一〇、九〇七人	
経済安定本部	本部	一、二四八人	
	物價廳	八五八人	
	経済調査廳	三、七一九人	
	外資委員会	—	
	計	五、八二五人	
合計		八七三、二三七人	

右の職員の各内部々局各地方支分局及び各附属機関別の定数はそれぞれ廳令、省令等で定めることになつている（第三條）。

又、法務府本府の定員は、一九四九年六月三〇日までの間は、前表にもかかわらず四一、八五四人とする（附則第二項）。

(二)各行政機関の職員は、その数が一九四九年一〇月一日において前表の定員をこえないように、同年九月三〇日までの間に、逐次整理されるものとする（附則第三項）。

(三)いわゆる地方事務官の定員は、地方自治法に基く政令によつて定めるが、(二)の規定を準用する（附則第四項）。

(四)國家公務員法第八九條から九二條までの規定は(二)および(三)によつて降任又は免職された職員には適用しない（附則第五項）。すなわち、「職員の意に反する不利益な処分に関する審査」の規定は、定員法によつて整理された者には適用されないのである。前記提案理由においても、「今次の行政整理を円滑に行います上には、この審査請求に関する規定は適用しないものとする必要があるのであります。」と説明されている。

(五)日本專賣公社および日本國有鉄道の職員は、その数が一九四九年一〇月一日において、それぞれ三八、一一四人および五〇六、七三四人をこえないように、九月三〇日までに逐次整理されるものとする（附則第六項および第七項）。その場合、日本專賣公社および日本國有鉄道の総裁は、それぞれの職員をその意に反して降職又は免職することができる（附則第八項）。かつ以上の場合に、公共企業体労働関係法第八條第二項及び第一九條の規定は適用されない（附則第九項）。すなわち、右による降職又は免職の基準を団体交渉の対象

第211表　定員法による人員整理数　（行政管理廳）

区分	旧定員	整理減	新規増	新定員	退職者見込数
Ⅰ.政府関係職員					
1.各省廳	982,084	129,970	20,719	873,237	60,623
2.專賣公社	41,866	3,388	4,636	38,114	486
3.國有鉄道	623,485	120,413	0	506,734	103,704
計	1,647,435	253,771	25,355	1,418,085	164,813
4.公団	128,479	21,937	463	107,005	19,698
5.政府関係機関	46,616	2,430	2,453	46,639	
6.地方自治体法附則関係	14,484	2,540	162	12,106	2,611
計	189,579	26,907	3,078	165,750	22,409
合計	1,837,014	285,678	28,433	1,583,835	187,222
Ⅱ.地方公共職員					
1.都道府縣	293,786	58,757		235,029	24,638
2.五大都市	77,566	11,655		65,911	7,136
3.その他の市	95,461	9,546		85,915	10,648
4.町村	205,022	10,301		195,721	8,240
5.教員	503,570	44,423		459,142	19,993
合計	1,176,405	134,687		1,041,718	70,655
総計	3,013,419	420,365	28,433	2,625,553	257,877

〔備考〕 (1) Ⅰ.の4,5,6およびⅡは推計。
(2) Ⅰ.の1,2,3については，國会・裁判所・会計検査院・人事院が除かれ，新定員中には旧定員中に含まれない運輸省関係職員404及び同じく國鉄職員3,662を含む。

とすることができず、また苦情処理共同調整会議にかけることもできないのである。

(六)以上の規定による退職者の退職手当は、昭和二四年度予算の範囲内において政令で定める(附則第一一項)。

以上が定員法の主な内容であるが、同法による人員整理数は、行政管理廳によれば第211表の如くである。

右の定員法により行われた人員整理は第二部で見た如く、労働組合のはげしい反対闘争を招いたが、「職員の意に反する不利益な処分に関する審査」規定の除外や団体交渉の排除等は憲法違反としてするどく追求され、又人事院が右の整理を傍観していて何等積極的な整理基準も示さず、まして不利益な処分から職員を保護することもしなかつたことが攻撃された。

第六章　労働基準法の施行状況

第一節　労働基準法の全面的適用

一九四七年四月七日法律第四九号として公布された労働基準法は同年九月一日と一一月一日の二回にわたつて分割施行された。

まず、八月三一日には「労働基準法施行規則」(厚生省令第二三号)、「労働基準監督機関官制」(政令第一七四号)、「賃金委員会官制」(政令第一七五号)、「労働者災害補償審査委員会」(政令第一七六号)が制定され、八月三一日政令第一七〇号「労働基準法の一部施行期日を定める政令」によつて、次の部分が同年九月一日から施行された。すなわち、第一章「総則」、第二章「労働契約」、第三章「賃金」、第四章「労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇」、第六章「女子及び年少者」のうち「年少者の労働時間及び休日」(六〇條)、「女子の労働時間及び休日」(六一條)、「坑内労働の禁止」(六四條)、「産前産後」(六五條)、「育児時間」(六六條)、第八章「災害補償」、第九章「就業規則」、第一〇章「寄宿舎」のうち「寄宿者生活の自治」(九四條)、第一一章「監督機関」、第一二章「雑則」のうち寄宿舎に関する法令規則の周知義務についての第一〇六條第二項を除く外全部、第一三章「罰則」および附則の一部である。

次いで一〇月三一日には「技能者養成委員会官制」(政令第二三〇号)、「技能者養成規程」(労働省令第六号)、「事業場附属寄宿舎規程」(労働省令第七号)、「女子年少者労働基準規則」(労働省令第八号)、「労働安全衛生規則」(労働省令第九号)が制定され、一〇月三一日政令第二二七号「労働基準法の一部施行規日を定める政令」をもつて残部が施行された。

しかるに、労働基準法第一二七條には施行後六ヵ月間は適用されない諸規定があげてあり、従つて九月一日施行された諸規定のうち、第一八條第二項(使用者が貯蓄金を管理する場合の認可)、第五七條(年少者の証明書備付義務)、第六二條(深夜業)、第六三條(危険有害業務の就業制限)、第八九條(就業規則の作成及び届出義務)、第一〇六條第一項(法令規則の周知義務)第一〇七條(労働者名簿)、第一〇八條(賃金台帳)は一九四八年三月一日にはじめて適用され、一一月一日に施行された諸規定のうち、第四九條(危険業務の就業制限)、第六〇條(年少者の労働時間及び休日)、第六一條(女子の労働時間及び休日)、第九五條(寄宿舎規則)、第一〇六條第二項(寄宿舎に関する法令規則の周知義務)は一九四八年五月一日に至つてはじめて適用された。

以上に見る如く、労働基準法が全面的に適用されるに至つたのは一九四八年五月一日以後のことである。

第二節　労働基準監督の開始

労働基準法の一部が施行された一九四七年九月一日以降約半年間労働省は主として法令の普及徹底と啓蒙宣傳につとめたが、四八年一月一九日、基発第六四号通牒「労働基準法に関する監督業務の実施に関する件」を地方に発し、もつて監督実施上の指示を與え、ここにいよいよ監督実施の段階に入つた。この通牒の要点は次の通りである。

一、管内適用事業のうち強制労働その他人身拘束の行われ易いと考えられる事業場その他労働條件の劣悪なものについて優先的に監督を行うこと。

二、監督方法については目下本省において監督官執務規範を作成中であるが、これが制定に至るまで、貴局限り暫定的に便宜の方法を定め、これによること。

但し、従来工場法実施当時警察当局によつて行われた一斉臨検の如き機械的方法は努めて避け、実習的に法規の遵守狀況を把握する如き方法を採ること。

三、監督の実施に当つては、努めて労働者側と連絡をとり法規遵守狀況について適格な情報を入手すること。

四、猶予期間中の規定については、工場法及び労働基準法の関連関係を充分に考究の上法規の適用に誤なきことを期すること。

五、違反事実については、関係者より始末書を徴した上戒告を加えて是正させることに重点を置き、是正の可能性なきものについてのみ証拠となるべき資料を蒐集の上本省に稟伺すること。

但し、故意に基く悪質事犯で戒告是正の措置に出ずることを不適当と認めるものについては直ちに本省に稟伺し、そのうち特に強制労働で同時に刑法犯に該当するものについて、証拠散逸の惧がある場合には直ちに所轄検察廳に連絡の上本省に報告すること。

六、司法警察権行使の具体的手続については、目下司法省と打合中であるから、何分の決定を見るまでこれが行使を見合せ違反の摘発は、前号の方法により本省の指揮を受けてこれを行うこと。

七、監督を実施した場合には、各事業場毎にできる限り詳細な記録を作成し、これを所轄労働基準監督署に保管し置くこと。

八、（以下略）

この時期は右の通牒に見る如く指導監督の段階であつたが、四八年五月一日労働基準法が全面的に適用されるようになると、監督も本格的なものになつて來た。すなわち、四月三〇日基発第六七一号極秘通牒「労働基準司法警察について」を発し、悪質な違反に対しては司法警察官としての権限を行使すべきことを指示したのである。その内容は、第一回労働基準監督年報によれば次の如くである。

「司法事件とする一般的基準については、強制労働、中間搾取の如き一般刑法犯にも該当するもの、女子及び年少者に関する重要規定に対する違反の如き人道的見地から強行すべきもの、労働時間、休憩、休日に関する規定の違反の如き行政措置によつて労働者の権利の救済が行われ難いもの、その他常習的計画的なものなど悪質違反については、原則として司法処分とする。」

特に強制労働及び中間搾取の取締については、それより前三月二日基発第三八一号通牒をもつて要旨次の如き指示が與えられており、監督の重点の一つがこの点にあることを示している。

◎強制労働及び中間搾取の取締について

（昭和二三年三月二日基発第三八一号）　　労働省労働基準局長

（都道府縣労働基準局長宛）

標記の件に関し占領以来連合軍司令部に於いては強い関心を示し屢々政府に対し指示が発せられたのであるが特に一昨年八月には北海道において現地軍政部当局によりて強制労働の違反が大量に検挙され此の事実に基き政府は昭和二二年一月二四日付労政局長より地方長官及び各地方局長宛「強制労働取締に関する件、通牒を発し又昨年八月以来政府は連合軍司令部当局の要望に応えて当省を始め内務、司法、文部、商工、農林、警視廳等各官廳主任官を以て屢次に亘り連絡協議会を開き、親分制度に伴う暴力行爲強制労働、中間搾取の幣害排除に関する啓蒙宣傳輿論の喚起に努むると共に、之が取締りを強化しつつある（中略）。

取締の根拠となるべき、労働基準法第五條及び第六條の解釈は別添の通りである。

労働基準法第五條について

一、我が國の労働関係には今尚暴力脅迫等の手段によつて労働を強制するという封建的惡習が残存しているが、從来かかる強制労働に対する直接の処罰規定がなく、僅かに同時に刑法犯を構成する場合に限つて処罰し得るに過ぎず、しかも刑法による処罰は事実上殆ど行われなかつた。

憲法第一八條は國民の基本的人権として、「何人もいかなる奴隷的拘束も受けない。又犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服せられない」ことを保障している。労働基準法第五條は、この趣旨を労働関係について具体化し、労働者の自由の侵害基本的人権の蹂りんを厳罰を以て禁止し以て今尚労働関係に残存する封建的惡習を拂拭し労働者の自由意志に基く、労働を保障せんとするものである。

二、本條の違反が成立するためには、労働者が本法第九條にいう「労働者」でなければならない。即ち使用、被使用者の労働関係はその前提として存在していることが必要である。しかしこの労働関係は必ずしも形式的な労働契約によつて成立している必要はなく、事実上労働関係が存立していればそれで足りる。

從つて本條によつて義務を課せられている者、即ち違反者として処罰せられた者は第一〇條にいう「使用者」であるが、その使用者は事業主のために行爲をするすべての者を含むことはいうまでもない。

三、「精神又は身体の自由を拘束する手段」とは、精神の作用又は身体の行動を何らかの形で妨げられる狀態を生ぜしめる方法をいう。「不当に」とは本條の目的に照らし且つ個々の場合において具体的にその諸條件をも考慮し社会通念上是認し難き程度の手段の意である。從つて必ずしも「不法」なもののみに限られずたとい合理的であつても「不当」なものとなることがある。賃金との相殺を伴わない前借金が周囲の具体的事情により労働者に明示の或は默示の威圧を及ぼす場合の如きはその例である。

(1)「暴行」とは刑法第二〇八條に規定する暴行であり、労働者の身体に対し不法な自然力を行使することをいい、殴る、蹴る、水を掛ける等は総て暴行であり、通常傷害を伴い易いが、必ずしもその必要はなく、又身体に疼痛を與えることも要しない。

(2)「脅迫」とは、刑法第二二二條に規定する脅迫であり、労働者に恐怖心を生ぜしめる目的で本人又は本人の親族の生命、身体自由、名誉又は財産に対して脅迫者自ら又は第三者の手によつて害を加うべきことをいうが必ずしも積極的言動によつて示す

必要なく暗示する程度でも足りる。

(3)「監禁」とは刑法第二二〇條に規定する監禁であり、一定の区劃された場所から脱去できない狀態に置くことによつて労働者の自由を拘束することをいい、必ずしも物質的障害を以て手段とする必要はない。暴行、脅迫、欺罔などにより労働者を一定の場所に伴い来り、その身体を抑留し後難を畏れて逃走できないようにすることはその例である。

(4)「暴行」「脅迫」「監禁」以外の手段で精神または身体の自由を不当に拘束する手段としては、労働基準法の中にも長期労働契約、労働契約不履行に関する賠償額予定契約、前借金相殺、強制貯金の如きものがあり、労働を強制する目的でこれらの規定に違反すれば本條に該当することになる。

四、労働者の意思に反して労働を強制するとは右の不当な手段を用いることによつて、使用者が労働者の意識ある意思を抑圧し、その自由な発現を妨げ以て労働すべく強要することをいう。従つて必ずしも労働者が現実に労働することを必要としない。例えば労働契約を締結するに当り「精神または身体の自由を不当に拘束する手段」が用いられ、それが意識ある意思を抑圧し労働することを強要したものであれば、本條に該当する。

労働基準法第六條について

本條は、新憲法の個人の人格の尊重、基本的人権の確立の趣旨に則り、我が國の労働関係に残存する封建的弊習たる親分乾分の従属関係や労働者の人格を無視した賃金の頭ハネ等の絶滅を期するものである。

本條は職業安定法及び船員職業紹介法の規定する範囲よりも広く労働関係の開始についてのみならず、其存続についても第三者の介入することにより生ずる弊害を排除することを目的とするものである。

一、本條の違反行爲が成立するためには、「業として他人の就業に介入して利益を得る」第三者と「就業に介入」される労働関係の当事者、即ち使用者と被使用者関係の存在が必要である。被使用者の中でも一の被使用者が他の被使用者と使用者との労働関係に介在する場合には本條違反を構成する。

二、違反行爲の主体は「他人の就業に介入して利益を得る」第三者であつて「何人も」とは本法の適用を受ける事業主に限定されず個人団体又は公人たる私人たるとを問わない。従つて官公吏その他の公務員であつても違反行爲の主体となる。無許可の営利職業や募集人、労務供給業者などがこれに該当する。

職業安定法に規定する連絡委員であつても労働者を雇用しようとする者より報酬を受けその実体に於て営利の爲に募集行爲を行つている事実があれば、これに該当する（職業安定法第一〇條同施行規則第六條）。

三、「業として利益を得る」とは営利を目的として同種の行爲を反覆継続することをいう。従つて、一回の行爲であつても反覆継続して利益を得る意思があれば充分である。主業として爲されると副業として爲されるとを問わない。

利益とは、手数料、報償金、金銭以外の財物等、いかなる名称たるとを問わず又有形、無形なることを問わない。使用者より利益を得る場合のみに限らず労働者は第三者より利益を得る場合をも含む。

四、「就業」とは、労働者が基準法第八條各号の労働関係に入り又はその労働関係にある狀態をいう。

五、「他人の就業に介入」するとは、法第八條の労働関係の当事者、即ち使用者と労働者の中間に第三者が介在してその労働関係

の開始存続について媒介又は周旋をなす等その労働関係について何等かの因果関係を有する関與をなしていることである。

職業紹介、労働者の募集又は労働者供給事業の如く労働関係の開始に介在する場合たると又は保有手当を受ける募集人、繰込手当を受ける納屋頭等の如く労働関係の存続に介在する場合たるとを問わない。

第三節　適用事業場および監督状況

適用事業場および労働者数　労働基準法の適用をうける事業場数と労働者数については、四八年八月三一日、同年一二月三一日、四九年九月三〇日の三回にわたつて調査が行われているが、その概略は次の通りである。

まず、第212表は適用事業報告提出事業場数と推定適用事業場数を示す。第二回の調査は、國家公務員法の改正により一般職に属する國家公務員が労働基準法の適用を除外された直後であり、第三回の調査は、公共企業体労働関係法の公布施行により國有鉄道公社と専賣公社の職員が公共企業体職員として國家公務員法の適用外におかれ、従つて再び労働基準法の適用をうけるに至つて後の調査である。四八年一二月末日において國家公務員法の適用をうける職員を使用する官署の推定数は三八、五九六であるから、第一回から第二回までに実質的には三万以上の推定適用事業場の増加があるわけであるが、実際に適用事業場の増加があつたというよりは、推定方法の相違に基くと見るべきであろう。第三回調査における推定事業場数の増加の意味についても、公共企業体職員を使用する事業場の再度の適用を別とすればやはり同様のことがいえる。従つて適用事業場数の正確な推定はむしろ今後の問題であるが、報告提出率を見ると一定の傾向が見られる。まず、第一回労働基準監督年報は、報告提出の状況について次のようにいつている。

第212表　労働基準法適用事業場総数

区分＼調査年月日	1948年8月31日	1948年12月31日	1949年9月30日
適用事業場報告提出事業場数(A)	451,999	508,015	596,480
推定適用事業場総数 (B)	738,651	738,411	742,592
提出率($\frac{A}{B}\times100$)	61.1	68.7	80.3

「労働基準法施行満一年の昭和二三年八月末現在……全國の適用事業場の推定数は七三八、六三一で、その中同日までに適用事業報告を提出した事業場数は六一・一パーセントの四五一、九九九である。報告提出事業場を規模別に見ると、労働者一〇〇人以上の大規模事業場一四、一一二（三・一パーセント）、労働者一〇〇人以上一〇〇人未満の中規模事業場一六一、五八七（三五・八パーセント）、労働者一〇人未満の小規模事業場二七六、三〇〇（六一・一パーセント）で一〇〇人未満の中小企業は総数の九七パーセントに及ぶ。昭和二二年一〇月一日現在の総理廳統計局調査による全國事業所統計……によると従業者一〇〇人以上の事業所数は一三、九六六であるから、一〇〇人以上の労働者を使用する大企業は殆ど一〇〇パーセントこの報告を提出していることがわかる。これに対し、従業者一〇人以上一〇〇人未満のもの二一九、一四九、一〇人未満のもの三、〇四四、〇〇九で相当の差があり、特に小企業数において昭和二三年八月末における労働基準法適用事業報告提出事業場数の一〇倍以上である」これは総理廳統計における「事業所」の

定義が労働基準法におけるそれよりもはるかに幅の広いものであることにもよるが、「何れにしても労働者が数人以下の小企業乃至零細企業の把握が最も困難であつた」（「年報」四三―四七ページ）。

さらに第三回の調査は規模別適用事業場数をかかげている（第213表）。

第213表　労働基準法適用規模別事業場数

規模別	報告提出事業場(A)	報告未提出事業場	計 (B)	$\frac{A}{B}\times100$
1～9人	403,377	128,984	532,361	75.8
10～49人	162,711	16,122	178,833	91.0
50～99人	18,896	758	19,654	96.1
100～499人	9,973	150	10,123	98.5
500人～	1,523	8	1,531	99.5
計	569,480	146,022	742,502	80.3

第214表　労働基準法による報告提出事業場労働者総数

区分＼調査月日	1948年 8月31日	1948年 12月31日	1949年 9月30日
男	7,381,169	7,330,245	7,745,774
女	2,452,416	2,449,179	2,627,419
計	9,833,585	9,779,294	10,373,193

以上により、報告提出数が次第に増加していること、および大規模事業場の報告提出状況は良好であるが、小規模事業場には報告未提出のものがかなりあることは明かであろう。

次に、報告提出事業場における労働者数は第214表の如くであつて、労働力人口約一〇、〇〇〇、〇〇〇乃至一二、〇〇〇、〇〇〇とすれば労働基準法の適用状況はかなり良好であるといえようが、残された零細企業の労働者こそ特に保護を要する点を考えるならば、なお問題はあるわけである。

次に最低年齢以下の労働者数はどの位いるであろうか。労働基準法は一五才未満の労働者について一九五〇年四月以降、工業、鉱業、土建、交通および貨物取扱いの事業における使用を禁止し、その他の事業においても労働基準監督署の使用許可を要することとしているが、その数は第215表の如くである。

第215表　最低年齢以下の労働者数

区分＼調査月日	1948年 8月31日	1948年 12月31日	1949年 9月30日
男	27,421	24,996	14,329
女	31,572	28,508	7,696
計	58,993	53,504	22,025

労働省労働基準局の発表によれば、工業においては第二回調査三六、〇〇〇余名から第三回調査八、七〇〇余名と著しく減少しており、商業においては第二回調査九、〇八六名から第三回調査八、〇三八名と殆ど減少していないが、商業においては許可をうけて使用していると考えられる。

監督状況　労働基準法はその適用事業場が単に報告を提出したというだけでは、実際上の効果を期待し難い。どうしても適切な監督が必要である。いま、一九四八年、一九四九年の監督実施事業場数および労働者数を調べると、第216表、第217表、第218表の如くである。

第216表、第217表、第218表における監督実施事業場数は再監督を含む延監督実施数であり、しかも部分的な監督をも含んでいるから、右の監督がどの程度全面的かつ有効に行われているかについては結論を下すことができないが、第一に注意すべき点は、報告提出数と比較すると大体において小規模の事業場が後に廻される傾向があることである。

第二点は、労働者の申告に基く監督が次第に増加していることである。これは労働條件に対する労働者の不満と基準法に対する関心

の増大によるものと考えられる。

次に、実際の監督にあたる労働基準監督官の現員数とその活動状況を見ると、この面からも監督の進捗はうかがわれるが、監督官の現員数からすれば、その大巾の増員がなければ監督の一層の充実は期し難いと思われる。この点は、一九四九年の行政整理による監督官の定員一割八分、その他職員の定員三割の削減が同年五月以降九月までの監督実施事業場数の減少を招いていることからも明かであろう(監督官定員の充足率は一九四八年九月一日七五%、一二月末七七%、一九四九年春には約九〇%といわれている)。

違反事件の状況　労働基準法に違反した事業場数および違反件数は第217表、第218表の如くである。

第216表　監督を実施した事業場数及び其の労働者数

区分＼年別		1948年	1949年
監督実施事業場総数		191,317	394,898
通常監督実施事業場数		181,636	377,138
労働者の申告に基いて監督した事業場数		9,681	27,757
規模別事業場数	労働者100人以上	14,259	21,079
	労働者100人未満10人以上	74,161	154,427
	労働者10人未満	80,681	228,381
労働者数	総数	9,095,486	15,732,669
	男(満18歳以上)	6,200,583	11,219,586
	女(満18歳以上)	1,901,837	3,166,162
	年少者(満18歳未満)	993,066	1,346,907

〔備考〕(1) 延監督実施数
(2) 1948年の事業場数は2月以降，規模別事業場数と労働者数は5月以降

第217表　月別，條文別，労働基準法違反件数

		1948年(2)	1949年
違反事業場数	合計	155,416	357,865
	100人以上の事業場	12,002	17,244
	10人以上99人以下の事業場	70,463	136,626
	9人以下の事業場	72,951	204,031
(1) 違反件数	合計	506,247	1,257,924
	総則	873	849
	労働契約	12,846	36,752
	賃金	11,740	44,703
	休憩時間の労働，休日の労働，年次，有給休暇	101,797	197,816
	安全及び衛生	95,463	345,232
	女子及び年少者	51,946	98,256
	技能者の養成	67	89
	災害補償	899	2,364
	就業規則	25,609	33,591
	寄宿舎	4,481	7,131
	監督機関	88	154
	雑則	200,409	496,987

〔註〕(1) 労働基準法各章別違反件数。
(2) 一九四八年の数字は二月以降。同年違反事業場数は二月分は報告を徴せず、三月分は秋田、山形、福島、埼玉、富山、長野、徳島以外の三九都道府県を除く。四月分は福井、広島、香川、愛媛、福岡の六県分を除く。

第218表　労働基準法違反工場及び件数

	監督実施事業場数(A)	違反事業場数(B)	違反件数(C)	B/A	C/B
48年(2月～12月)	191,317	155,416	506,247	0.81	3.3
49年(1月～12月)	404,895	357,872	1,257,924	0.83	3.5

第一に注意すべき点は、監督実施事業場数の四八年においては八一%、四九年においては八八%が違反しており、一違反事業場当り平均違反件数は四八年において三・三件、四九年において三・五件に及んでいることである（第218表参照）。

その違反事件の過半数は、帳簿書類の備付、保存、作成、提出義務についての違反であり、いわば形式的なものであるが、第一回年報にいうように、「実質的違反、たとえば賃金、年齢、労働時間などの違反を隠蔽するために形式的違反が行われている場合もあり、又形式的違反は往々にして実質的違反の温床となることもある」（七二ページ）のであるから、必ずしも軽視はできないであろう。

次に違反事件を内容別に見ると、四八年において多いのは下の如くである（二月―一二月合計）。

労働契約	労働条件の明示（一五條）	六、七六三
	解雇の予告（二〇條）	二、八六二
賃金	賃金の支拂（二四條）	九、五二五
労働時間，休憩，休日及び年次有給休暇	労働時間（三二條）	三七、三九七
	休憩（三四條）	五、三〇五
	休日（三五條）	二四、二五九
	割増賃金（三七條）	一七、〇八二
	年次有給休暇（三九條）	一五、二〇一
安全及び衛生	危害の防止（四二、四三、四四條）	六二、二三七
	安全装置（四六條）	一〇、五〇九
	健康診断（五二條）	一〇、六一六
	安全管理者及び衛生管理者（五三條）	三、七四四
	監督上の行政措置（五四條）	五、三二三
女子および年少者	最低年齢（五六條）	二、三七六
	年少者の証明書（五七條）	三〇、〇八三
	年少者の労働時間及び休日（六〇條）	五、七七八
	女子の労働時間及び休日（六一條）	九、六一七
就業規則	就業規則の作成・届出（八九條）	二五、三五二
寄宿舎	寄宿舎の設備及び安全衛生（九六條）	二、九二三
雑則	労働者名簿（一〇七條）	六三、八三三
	賃金台帳（一〇八條）	七一、五五〇
	記録の保存（一〇九條）	二、三一二
	報告の義務（一一〇條）	三五、四七九

これによつてみると、第一は、先にもふれた如くいわゆる形式的違反（主として右の雑則関係）が極めて多いこと、第二は、実質的違反のうち安全衛生関係が壓倒的に多いこと、それに次いで労働時間、賃金等基本的な労働條件に関係する違反が多いことがわかる。低賃金、長時間労働、安全衛生設備の欠除は、明治以來日本におけつたが、労働基準法は依然としてこのような労働條件の特徴であ

労働條件の抵抗にぶちあたつているというべきであろう。

右の違反とならんで、左の如く、いわゆる「封建的」労働関係の遺制ともいうべき違反があることは注目される（四八年二月――一二月合計）。

強制労働の禁止（第五條）	四六
中間搾取の排除（第六條）	三六二
契約期間（第一四條）	四九五
賠償予定の禁止（第一六條）	九六
前借金の相殺禁止（第一七條）	八三三
強制貯金（第一八條）	九〇八
未成年者の労働契約（第五八條）	五一〇
最低年齢（第五六條）	二、三七六
計	五、六二六

四九年においても大体右の傾向と同じであるが、一つだけ注意すべき点は、賃金支拂および解雇予告手当に関する違反の著しい増加である。（賃金不拂の実情については第一部参照）。一九四八年中における「賃金の支拂」（第二四條）違反件数は第219表の如くであるが、四九年になると第220表にみる如く「賃金の支拂」に関する違反事件のうち賃金の支拂をなさしめた件数だけでも著しい増加の傾向にある。

賃金不拂が次第に増加しはじめた一九四九年春、労働省は次の如き通牒を発しているが、賃金の回復は充分には行われていないという（一九四八年については第219表を参照。四九年については第220表「賃金の支拂」の項の違反件数と第220表「賃金の支拂」の項の同復件数とを比較対照）。この点につき、労働省労働基準局が「これは、右のような使用者の債務不履行に対する強制執行権が労働基準監督機関にはないこと、民法、訴訟法等において取引安全の思想が優位を占めていることから賃金等の保護が充分行われ難いこと、更に現下の経済事情から支拂能力のない使用者が多くなつてきていることなどがその主な原因であると考えられる。」（「第一回労働基準監督年報」九三ページ）といつているのは正しいであろう。

第219表　賃金の支拂違反件数

		1948年	1949年
24條(賃金の支拂)違反件数		8,588	38,000
賃金支拂を回復させたもの	件数	1,672	15,756
	金額(円)	101,875,417	5,107,810,471

〔備考〕 1948年の数字は5月以降

○賃金不拂又は支拂遅延事件の処理について

（昭和二四年三月一一日基発二九〇号）

労働省労働基準局長

都道府縣労働基準局長宛

最近各地に賃金の不拂又は支拂遅延の事件が頻発する傾向があるが、これが労働基準法第二四條違反の罪を構成するか否かは既に数次の通牒で明かにした通り使用者が社会通念上通常の経営者としてなすべき最善の努力をなしたにもかかわらず、眞に支拂不能であるか否かにつき、経営の実情を調査して決定すべきものである。しかしながら従来の実例に徴すると、使用者が眞に支拂不能の実情にあるか否かを認定することは実際上極めて困難であり、又その認定のためには相当長期の調査期間を要するので、使用者は支拂不能に藉口して支拂を遅延することが多く、ために労働者の最低生活維持が不可能となる実情にある。よつて今後は次の方針によつて措置に

遺憾なきを期されたい。

記

一、次の場合には一応労働基準法第二四條違反の罪の疑が濃いものとして事件を取扱うこと。

(イ) 刑罰をもつて支拂を強制されない他の債務を弁済し又は弁済しようとしたために賃金の一定期日拂が不可能になつたとき。

(ロ) 使用者が賃金の借入れについて努力しないために賃金の一定期拂が不可能になつたとき。

(ハ) 使用者が故意に逃避して基準局又は監督署の呼び出し又は報告に応じないとき。

(ニ) その他使用者が社会通念上なすべき最善の努力をなさなかつたとき。

二、前号の場合においては、使用者に対し改めてなるべく速やかな期日を指定してそれ迄に賃金を支拂う旨を嚴重に確約させ、確約に応じないとき又は確約した場合において、その後重大な事情の変更がないにもかかわらずその期日に至つてもなお使用者が賃金を支拂わないときは、事件を地方検察廳に送致すべきこと。

第220表　司法警察事務処理狀況

		1948年	1949年
送致		240	989
起訴		100	240
不起訴		20	112
判決	体刑	(6) 2	43
	罰金	(1) 8	49
	略式命令	43	156
	無罪	0	1

司法処分の狀況

違反事件のうち司法処分になつたものの件数は第220表の如くである。一九四九年になつて司法処分をうけたものが著しく増加していることが明かである。

第四節　労働基準法施行規則等の改正

労働基準法施行後約二年たつた四九年一一月に、労働基準法施行規則その他の省令が改正された。すなわち、九月一二日に、「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」、「技能者養成規程の一部を改正する省令」、「事業場附属寄宿舍規程の一部を改正する省令」、「女子年少者労働基準規則の一部を改正する省令」、九月一九日には、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」のそれぞれ労働省案が発表され、中央労働基準審議会の審議および東京、大阪における公聽会を経て、多少の修正の後、一一月一六日には右の五つの省令および「技能者養成指導員資格検定規則」が公布施行されたのである。

改正の理由については、労働省は要旨次の如き発表をしている。

労働基準法実施二ヵ年の経験に鑑み、今後更に労働基準法に基く監督の能率的な実施を計る必要が痛感せられ、特に今回の行政整理に伴い不急不要の机上事務を徹底的に整理して國民に対し徒らに煩雑な手続を強いることを避けるとともに、監督行政本来の目的である工場事業場の監督に重点を指向することとなつたので、この機会に兼ねて各方面から要望せられて居た届出報告等の手続の簡素化を中心とし併せて従来運用上支障のあつた若干の規定を修正することとした。

すなわち「手続の簡素化」と「運用上支障のある若干の規定の修正」の二点が改正の主たる理由であつた。第一点については特に四九年における行政整理の下でいわゆる机上事務が監督行政の重荷になつた事情と、他方で、手続簡素化についての使用者側の要望とが改正の契機になつており、第二点については、「実情にそわない規

定一はかえつて監督を困難にし、監督署と使用者間の、あるいは労資間の摩擦を大きくするという見地に立つたものである。

労働省の改正案に対して、使用者側はもちろん賛成であり、むしろ改正が不徹底であると主張したほどであるが、労働者側は、労働組合法、労働関係調整法の改正と同じく労働者に対する攻撃であると強く反対した。特に、手続の簡素化が監督の強化になるという労働省の意見に対しては、全く逆の見解をとり、「事務簡素化のために届出を大巾に削除することは、監督官の定員減により事業場の監督が困難となつている上に総括的把握を困難ならしめる。届出の大巾削除は、資本家側には好都合だが、労働者には不利であるから反対である」と主張した。又「実情にそわない規定を改正するというのは、労働條件の後退を意味する」と指摘している。

改正についての重要点は次の如くである。

(1)許可、届出等の廃止。常時一〇人未満の労働者を使用する使用者が、一週四八時間制（労働基準法第三二條第一項）の例外として四週間平均一週四八時間制（同上第二項）を採用した場合の届出制の廃止（施行規則第一二條の改正）。異式の賃金台帳を使用する場合の許可制の廃止（施行規則第五五條但書の削除）等。

(2)報告の廃止。施行規則第五七條、第五八條に定める報告の義務のうち、金品の返還に関する爭の報告その他の隨時報告および帰郷旅費に関する報告その他の定期報告の大巾な廃止等。

(3)非常時拂の範囲を拡大して、労働者の收入によつて生計を維持する者の事故にも適用するようにした（施行規則第九條の改正）。

(4)施行規則第一〇條（休業手当）の削除と第三八條（休業補償）の改正によつて、使用者の責に帰すべき休業及び業務上の負傷疾病による療養のための休業の場合の労働者の收入が低下するようになつた。

(5)安全衛生規則第一一條の改正により、従來は事業の種類を問わず常時五〇人以上の労働者を使用する事業場は衛生管理者を選任しなければならなかつたのを、非工業的企業（基準法第八條第六号乃至第一七号の事業）については百人以上の事業に限るようにした。

(6)時間外および休日労働の協定（基準法第三六條）の期間は三ヵ月を超えてはならない、という施行規則第一六條第二項を削除しようとした労働省の改正案は、これでは八時間労働制が有名無実になるという労働者側の反対にあつて、現行規則通りとされた。

第七章　失業対策職業安定立法

第一節　政府の失業対策方針

四八年、特に四九年における失業人口の激増に対し、失業保険法による救済と職業安定法による職業紹介がいかに効果少きものであつたかは、すでに第一部で見たところである。これに対し政府は何等積極的な対策をとり得ず、わずかに第二――四節で見る如き失業保険法、職業安定法の部分的改正と緊急失業対策法の制定を行つたにとどまる。

この間、政府が決定した失業対策の方針、中央職業安定委員会の答申、建議、失業対策審議会の答申はそれぞれ次の如くであつて、緊迫する失業情勢に対しては殆ど糊塗策以上に出ないものといわれるであろう。

中央職業安定委員会答申（一九四九年二月一五日）

第一、失業発生を最少限に止むべき措置を講ずること。

(イ) 産業の振興の方策を確立し企業の操業度を向上し雇用量の維持を図ること。

(ロ) 民間企業における便乗的人員整理を行わないよう措置を講ずること。

(ハ) 人員整理に当つては徐々に行うと共に一定の待機期間を設けその間の給與を保証し再就業の途を開くこと。

第二、建設的公共事業に失業者を吸收すべき特別方途を講ずること。

(イ) 産業再建の基礎となる電源開発、道路の建設、港湾の修築、治水工事、鉄道建設、観光事業及び不燃性住宅の事業を積極的に行い、公共事業量の拡大を図ること、これがため國内資本にて不足する場合は外資導入を極力懇請すること。

(ロ) 公共事業に失業者を出来得る限り多数使用できるよう公共事業に対し失業者を一定率優先的に使用せしめる法律的措置をすること。

(ハ) 不測に発生する失業に対処し、直ちに事業を実施し、応急的に失業者を就労せしめるため國庫に一定の金額の予備費を計上すること。

(ニ) 貿易資金特別会計の黒字は輸出入物資價格調整の補給金のみ使用しないで公共事業にも積極的に投資する措置を講ずること。

第三、配置轉換を円滑ならしむべき措置を講ずること。

(イ) 住宅の絶対的不足は労働者の地域的移動を極めて困難にしている現狀にかんがみ、失業保険、厚生年金等の積立金を労働者用住宅建設のために長期低利資金として活用する方途を講ずること。

(ロ) 労働者の配置轉換に関し公共職業安定所に活潑なる活動をなさしめるべく安定所の管轄区域毎に労資協議会を設けること。

(ハ) 現行の職業補導事業を刷新拡充し民間業者に協力を求め委託補導制度或は協同養成制度を実施し熟練工の養成を行うこと。

第四、失業保険制度の急速なる改善拡張を図ること。

(イ) 失業保険金の給付率を引上げること。

(ロ) 保険料率の検討を行い、これを或る程度引下げること。

(ハ) 失業保険の適用範囲を拡充すると共に失業の機会の多い日雇労働者に対する失業保険制度を新たに設けること。

第五、失業者の就職結合機能を刷新整備すること。

(イ) 大量失業発生に備え職業安定機関と労働市場を有機的に結合せしむべく労働市場を中心とする地方中間職業安定機関を設け中央地方を一体とする職業安定行政の強力なる運営を図ること。

(ロ) 職業安定機関の設備の拡充とその職員の資質向上、待遇改善をなし、更に活潑なる活動をなし得るよう措置すること。

(ハ) 将来の失業者の就職の円滑促進を図るため官廳の公共職業安定所を利用し、更に一般にも公共職業安定所を活用するよう國民に大々的宣傳を行うこと。

第六、その他。

(イ) 近き将来起るべき新規学校卒業者の就職難及び知識層の失業について政府は深甚なる考慮をなし必要なる対策を講ずること。

(ロ) 技術技能移民の対策を樹立し、その実施につき関係方面に懇請する。

(ハ) 前各項の失業対策によりなお失業し困窮せる者に対しては生活保護法を適用せしめること。

現下の失業情勢に対処すべき失業対策に関する件

（一九四九年三月四日閣議決定）

経済九原則の強力なる実施に伴い近き将来に大量の失業者の発生をみることは必至である。更に潜在失業の顕在化、引揚者の失業等は愈々深刻化しつつある。これらの失業者に就労の機会を與え雇用の安定を得るには輸出産業を中心とする民間企業を急速に振興し雇用量の可及的拡充を図ることが根本的解決であることは勿論であるが、産業の振興には時間的経過を必要とし当面の離職者を直ちに吸収するに足る雇用の拡大は困難であると認められる。かかる情勢に対処し失業の深刻化が社会不安の原因となりひいては経済九原則の円滑なる推進を妨げることのないよう次の如く失業対策を急速に確立整備するものとする。

第一、人員整理の実行を適正ならしめるよう必要な措置を講ずること。

(イ) 政府は各産業別に労務の実態調査を行い生産との関連における所要労務量の測定と過剰労務の調査をなすこと。

(ロ) 民間企業において人員整理のやむを得ない場合においては整理の人員、時期等の整理基準、将来における優先的再雇用等につき十分に考慮のうえこれを行うよう指導する。

(ハ) 行政整理の実施に当つては必要に応じ一定の待機期間を設け再就職の円滑化を図ると共に、民間企業の人員整理に当つても同趣旨により適当な勧奨を行うこと。

(ニ) 人員整理の円滑化を図るため退職金等の整理資金の供給に特別の考慮を拂うこと。

第二、公共事業に失業者を吸収すべき特別方途を講ずること。

(イ) 公共事業量の増大を図り、これに失業者をできうる限り多数使用するよう関係官公廳の協力により公共職業安定所の全面的活動を強化すること。

(ロ) 公共事業に失業の情況に応じて失業者を一定数以上優先的に雇用せしめることとし、これがため必要なる場合は法律的措置をすること。

(ハ) 公共事業における失業者吸収の現況に鑑み失業者救済を主たる目的とする失業対策事業費を公共事業費とは別途に設けること。

第三、配置轉換を円滑ならしむべき措置を講ずること。

(イ) 住宅の絶対的不足は労働者の地域的移動を極めて困難にしている現狀に鑑み労働者用住宅建設のための措置を講ずること。

(ロ) 労働者の配置轉換に関し公共職業安定所の活動を援助するため公共職業安定所の所在地を中心として労資協議会を設けること。

第四、失業保険制度の整備拡充。

企業合理化による失業者及び日雇労働者についてはその失業中の生活は失業保険により保障することを原則としそのため左の如く失業保険制度の整備拡充を行うこと。

(イ) 給付期間の延長

現在の給付日数一八〇日に対し緊急措置として暫定的に更に九〇日（三ヵ月）給付日数を延長し得る措置を講ずること。

(ロ) 適用範囲の拡充

現在の適用事業の外に土木建築業、映画の製作、映写その他興業の事業及び旅館、飲食店等の事業を適用事業とすること。

(ハ) 日雇労働者に対する失業保険制度の創設

日雇労働者に対して失業保険を適用しその保護を図ること。

(ニ) 保険料率千分の一一を千分の一〇に引下げること。

(ホ) 保険給付率を百分の六〇に改めること。

第五、職業補導事業を整備拡充すること。
技能工の不足している現況に鑑み現行の職業補導事業を整備拡充し以て失業者に対し短期技能訓練を行い、その就業を促進すると共に民間業者の協力を求め職場補導を実施し技能工の養成を行うこと。
第六、その他。
(イ) 新制中学校卒業者の就職難については、関係学校当局と公共職業安定所とが愈々緊密な協力をなしこれが打開に努めるの措置を講ずる。
(ロ) 前各号の対策によるもなお失業し生活困難なる者に対しては生活保護法の適用により保護すること。

失業対策審議会の内閣総理大臣に対する答申書

（一九四九年九月五日）

昭和二四年度均衡予算の実施と爲替レートの決定はインフレーションの抑制に一応の成功を收め、かつ企業の合理化を相当強力に推進しつつあるが、この反面企業の人員整理、行政整理の強行等による離職者の増加、農林部門における人口吸收力の減退、ヤミ市場の縮少等にともない、就労機会の減少と生活の窮乏化を招きつつある。
現在の失業情況は、総理府統計局の労働力調査報告によれば、六月において完全失業者は三六万に過ぎないが、この他に雇用面及び生活面に安定性をかくと考えられる部分就業者が相当多数存在していることを示している。さらに公共職業安定所の窓口における未就職者は六月には四七万人に達し、失業保険受給者も七月には一六万人を超え、しかもこれらの数字は毎月飛躍的に増加しつつある狀況である。
しかるに最近海外市況の惡條件の累積によつて輸出産業及びその関連産業の伸長による雇用量の増加は望み難い狀態にあり、且つ一般産業における金詰り、及び有効需要の減退は顯著であつて、現狀のまま推移すれば、右の雇用狀況はますます惡化し、ここに重大な社会不安を招くおそれもなしとしない。
思うに失業問題解決のためには生産活動の興隆に伴う雇用量の増大を図ることを以て第一義とすべきであるから政府においてはこのため概ね左記により急速かつ強力に雇用増大策を実施するとともに已むを得ざる失業者に対する所要の緊急施策を実施せられたい。

第一、失業の防止と雇用の増大
一、貿易の振興
二、金融対策の実施
三、見返り資金の活用
四、産業の振興
五、中小企業の振興
六、公共事業及長期建設事業の拡充
第二、失業者の保護
一、緊急失業対策事業の強化拡充
二、職業安定機関の整備拡充
三、職業補導施設の整備拡充
四、失業保険の拡充
第三、失業狀況の把握と失業対策実施の推進
一、失業狀況の把握
二、失業対策実施推進機関の設置

中央職業安定委員会建議

（一九四九年九月一二日）

失業情勢に対処し労働大臣の処置さるべき当面の失業対策。

第一　失業対策事業の拡充　民間企業における雇用の増加による吸収、経済復興のためにする公共事業の拡充実施あるいは失業保険によつてもなお救済をなし得ない失業者に対しては次のように失業者の発生する地域に失業対策事業を機動的に拡充実施する。

1　昭和二四年度第三、第四・四半期分の緊急失業対策事業費を大幅に増額するとともに昭和二四年度失業対策事業費既定予算八・億八二六万円は追加予算の成立まで当初の既定計画に捉われず必要に応じ繰上支出の方途を講ずる。

2　地方財政の窮迫した他面、地方起債の困難な現状にかんがみ本事業費（労力費及び資材、器材、事務費）は全額國庫負担し、失業の緊迫性に十分対処するよう措置すること。

3　職業安定局の組織を拡充すること。

第二　公共事業の全面的な早急施行と失業者の吸収を有効且つ十分にする措置を講ずること　公共事業における事業開始の遷延は失業者のあぶれが益々増加するに鑑み、公共事業労働者のあぶれがある場合、失業対策事業に吸収する体制を整備確立すること。

第三　職業補導施設の整備拡充　輸出産業の振興を中心とする産業の再編成と失業者の配置轉換を円滑にするため左による就業に必要な知識技能を與える職業補導事業の拡充強化を図る必要がある。

1　輸出産業に必要な技能者の養成拡充。

2　知識層労働者の配置轉換を促進するため統計経理関係を中心とする事務的職業補導所を新設又は拡充すること。

3　未亡人を中心とする婦人のための職業補導所を新設又は拡充すること。

4　補導生の技能の訓練と就業を円滑にするため、要すれば民間の協力を得て、民間の工場事業場の施設を補導生の実習施設として活用する方途を講ずること。

5　補導生の募集選考、就職、斡旋の円滑化を図るため補導所公共職業安定所間の連絡を強化する。

第四　失業保険の拡充　企業合理化等によつて生ずる失業者の生活の保障に万全を期するため失業保険事業において次の事項を実施する必要がある。

1　一般失業保険の充実及び運営の改善

イ、勤労所得税等の減額により手取賃金が上昇する場合において手取賃金に対する失業保険金に対する失業保険金額の調整が破れるので保険給付額を引上げる。

ロ、受給資格者の保険金受給方法手続に検討を加え、失業認定回数の減少及び認定基準の緩和等の方途を講ずるとともに特に遠隔地居住者に対しては保険金の受給を容易にするための措置を講ずること。

2　日雇労働者失業保険制度の運営に関する改善

イ、現行の受給要件の緩和、待期期間の短縮、保険受給手続の簡易化等につき再検討を加え日雇労働者の就労の実態に即した所要の改正を行う。

ロ、公共事業及び失業対策事業に雇用される日雇労働者を被保険者として、できるだけ広く受給條件を満たさせる措置を講ずること。

ハ、現行の保険金額については一般職種別賃金との関係を考慮してその増額を図ること。

3　失業保険特別会計の剰余金を活用すること。

第五　公共職業安定所の整備拡充

第二節　職業安定法の改正

(一)労働者供給事業禁止の強化

職業安定法はその第四四條において、何人も労働組合法による労働組合が労働大臣の許可を受けて行う無料の労働者供給事業のほかは、労働者供給事業を行つてはならないことを定め、附則第二項において、施行後三ヵ月すなわち四八年三月一日限り全面的にこれを禁止すると定めていた。しかるに、いわゆる請負契約という形式の下で純然たる労働者供給事業を行い、事実上脱法行爲を行う者が多いので、四八年三月七日労働省令第三号をもつて職業安定法施行規則に新たに第四條を追加し、単純な労働力を使用して請負つた事業を行う者は、請負契約という形式をとつても、これを労働者供給事業を行う者とみなすことにした。右の措置に際して労働大臣が行つた談話の要旨は次の如くである。

労働者供給事業の禁止について――労働大臣談話――

(前略)職業安定法は第四四條におきまして従来の労働供給事業を全面的に禁止したのでありますが、その理由はその事業の実体が労働の中間搾取を行い、且つ強制労働の悪弊を伴うからであります。個人の基本的人権が、憲法によつて完全に保障されておりますす今日、これらの悪弊のある労働供給事業が禁止されることは当然のことと云わねばなりません。然し従来労働者供給事業が果し、てきた社会的、経済的な機能が大きかつた丈にその禁止は各方面に相当大きな影響を與えますのでその主な対策と致しまして

(1)労働者供給事業者から労働者の供給を受けていた工場、事業場、はその労働者を直用とすること。

(2)直用できない者については公共職業安定所に登録しておいて紹介すること。

等を考えておりまして、労働者供給事業の禁止により労働者の充足の困難な産業に対しましては、公共職業安定所が積極的に所要労働者のあつ旋を行う方針であります。

労働者供給事業は、各種各様の形態をとつて存在しており、殊に請負契約の名を借りて、工場、鉱山、土建、運輸業等種々の産業にその網を拡げております。然したとえ形式的には労働者供給という名称を用いていなくとも実体が労働者供給のあるものについては、如上の趣旨により新規定に照応してその監督取締を厳重に行つてゆく方針であります。本措置に関しましては、労働者供給事業者は勿論、その所属労働者、その利用者の方々の自覚と積極的な協力とを切望します。(後略)

(一九四八年二月七日)

しかしながら、日本産業の多くの分野に根強く存在している労働者供給制度の排除はなかなか困難であり、法律面においてもその禁止規定の強化が必要とされた。かくして、この点についての改正をおり込んだ「職業安定法の一部を改正する法律」は第二國会で成立し、四八年六月三〇日から施行されたが、その主な内容は次の如くである。

(1)従來労働者供給事業の禁止を規定していた第四四條に新たに加えて「又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用してはならない」ことを定めた。

(2)第四九條に一項を加えて「行政廳は、第四四條の規定の実施狀況を調査するため、必要があると認めるときは当該官吏をして工場事業場その他の施設に臨み、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して質問させることができる」とした。

労働省の推定によれば、これまで違法の労働者供給事業に従事し

ていた業者は八、〇〇〇人であり、その下に従属していた二五万人の労働者が、右の改正によつて「解放」されたとみられている。しかし、違法の労働者供給事業が事実上絶滅されるまでには相当の時日がかかるであろう。

(二)学生、生徒又は学校卒業者の職業紹介の円滑化等

職業安定法はさらに第五國会においてその一部が改正され、四九年五月二〇日公布施行された。その主要な改正点は次の如くである。

(1)学校に公共職業安定所の業務の一部を分担させて安定所と協力を行わせ、また、学校が在学生又は卒業生の職業を斡旋しようとするときは、労働大臣への届出によつて無料の職業紹介事業を行うことができるようにした。これは学生の父兄が経済的に窮迫しつつある反面、学費が昂騰したためいわゆる内職問題がはげしくなり、さらに新規卒業生の就職が困難になつてきたことに対する措置である。

(2)身体障害者に対する職業補導その他職業補導に関する規定を整備強化した。

(3)職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業、労働者の募集に関する禁止規定を整備し監督を強化した。特に、料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、両替店その他これらに類する事業（酒販業、待合等）を行う者は職業紹介事業を行うことができないとしてその兼業を禁止したが、これは一九三三年國際労働條約第三四号「有料職業紹介所に関する條約」および「職業紹介所に関する勧告」（第四二号）の趣旨に基いたものである。

第三節　失業保険法の改正

昭和二二年一二月一日法律第一四六号として公布され一一月一日にさかのぼつて施行された失業保険法は、第五國会においてその一部が改正された（二四年五月二〇日法律第八七号）。

改正の要点は次の如くである。

(1)失業保険法の適用範囲を拡張し、土木建築、映画演劇、旅館料理店等の接客業娯楽場を新たに適用事業とした（第六條）。これは八月一日から適用される（附則第二項）。

(2)失業保険金の給付率を一律に一〇〇分の六〇に改め、日額の最高を三〇〇円とした。従來は一〇〇分の六〇を基準とし、賃金の低い者については最高一〇〇分の八〇まで逓増した率により、賃金の高い者については最低一〇〇分の四〇まで逓減した率により支給されていたものである。労働省によれば従來実際に支給された率は平均一〇〇分の五〇程度であるから、右の改正により保険金の支給は実質的に増額されるというのであるが、低額の賃金を得ていた者にとつては不利とみられる（第一七條）。

(3)失業保険金額の自動的変更規定を設けた。すなわち、労働省作成「毎月勤労統計」における工場労働者の平均給與額に二〇％の増減があるときはその度に保険金額を改めなければならない、と定めた（第一七條の三）。

(4)保険料率を一、〇〇〇分の一一から一、〇〇〇分の一〇に引きさげた。

(5)日雇労働者に対して新たに失業保険制度を設けた（第五章「日雇労働者被保険者に関する特例」）。すなわち新たに第三八條の二から一五までの規定を設けて日雇労働者に対し失業保険法を適用することにした（一九四九年一一月一日から適用――附則第一項）。これは失業人口の増大に伴う日雇労働者の増加、就労機会の減少に対隠した措置であるが、その主な内容は次の如くである。

1　日雇労働者の定義。日雇労働者とは日々雇用される者、又は一カ月において三〇日以内の期間を定めて雇用される者であるが、

前二カ月の各月において一八日以上、又は前六カ月において通算して六〇日以上同一事業主に雇用された者を除く。

2 被保険者の範囲。

(イ) 日雇労働者が、次の何れか一に該当する場合、これを被保険者とし、公共職業安定所に届け出る義務を課し、被保険者手帳を交付することとする。

a 適用区域（公共職業安定所の所在する市町村及びその隣接の市町村）内に居住する日雇労働者が適用事業所に雇用される場合。

b 適用区域外の地域に居住する日雇労働者が、適用区域内の適用事業所に雇用される場合。

c 適用区域外の地域に居住する日雇労働者が、労働大臣の指定する適用区域外の事業所に雇用される場合。

(ロ) 前号以外の日雇労働者については、公共職業安定所に申し出ることによつて、任意加入することができる。

3 受給資格および受給要件。

(イ) 失業の日の属する前二暦月において三二日分以上の保険料を納付したこと。

(ロ) 公共職業安定所に出頭して失業の認定を受けること。

(ハ) 失業の日の属する月において、通算して七日又は継続して五日の待期を経過していること。

4 失業保険金の支給。

(イ) 失業保険金は、公共職業安定所において失業の認定を行つた日について、その日分を支給すること。

(ロ) 失業保険金は被保険者手帳に貼付した失業保険印紙の枚数に応じて一暦月において一三日分から一七日分を限度とし支給すること。

5 失業保険金額。

失業保険金の日額は、賃金の日額が一六〇円以上の者については一四〇円、一六〇円未満の者については、九〇円の定額とすること。

6 保険料額および納付の方法。

(イ) 保険料の日額は、賃金一六〇円以上の者については六円、一六〇円未満の者については五円とすること。

(ロ) 保険料の納入は、スタンプ制度によることとし、事業主をして失業保険印紙を購入させ、日雇労働者を雇用した都度、これをその雇用した日雇労働者の被保険者手帳に貼付させること。

(ハ) 前号の義務を怠つた事業主に対しては、追徴金及び罰則を課すること。

7 一般の被保険者と日雇労働被保険者との調整。

(イ) 日雇労働者が二暦月の各月において一八日以上同一事業主に雇用された場合は、一般の被保険者となること。

(ロ) 一般の規定による受給資格者が日雇労働者となつた場合においては、一般の規定による失業保険金と、日雇の失業保険金の何れかを選択させること。

(ハ) 日雇労働者が一般の被保険者となつた後、その月において離職した場合は、離職前の二暦月を一般の被保険者期間とし算入すること。

右の改正に伴い、二四年六月一日労働省令第六号をもつて失業保険法施行規則が全文改正されたが、さらに、日雇労働者に対する失業保険制度の適用に備え、九月一日労働省令第一七号をもつてその一部が改正された。

第四節　緊急失業対策法の公布施行

一九四六年五月二二日連合軍総司令部は日本政府に対し、一九四六年度予算に公共事業費六〇億円を計上するよう命令し、同時に「公共事業計画原則」を示したのであつたが、これに基いて政府は四六年九月三日「公共事業処理要綱」を決定し、それ以來公共事業は「日本経済の復興と失業者の吸收」を目的として行われて來た。同年一一月には失業者優先使用の原則が決定し、四八年四月には失業者吸收率も定められたが、公共事業における失業者の使用は決して十分でなかつた。例えば四八年において公共事業で働いた全労働者のうち職業安定所の紹介で雇われた労働者は全体の二〇%にも達していない。これは公共事業を行う地域と失業者の存在地との不一致、仕事の内容と労働者の能力または希望との不一致、公共事業における低賃金等が原因であるとみられる。

このような情勢の下で前記中央職業安定委員会の答申の第二に基き、政府は前記「現下の失業情勢に対処すべき失業対策に関する件」の第二で、「公共事業に失業者を吸收すべき特別方途を講ずること」を定めたのであるが、第五國会に提出された緊急失業対策法案は右の方途を具体化しようとしたものである。

同法案は四九年四月二三日衆議院および参議院に同時に提出され、衆議院では四月二〇日原案通り可決、参議院は五月一一日同じく無修正で可決した。提案理由は要旨次の如くであつた。

緊急失業対策法案提案理由

公共事業については、昭和二一年五月に連合軍総司令部の命令として発せられました「日本公共事業計画原則」に基き、昭和二一年度から、経済再建と失業者吸收を目途として計画実施せられて参つたのであります。

而して、公共事業に対する失業者吸收のためには、公共事業に就労する労働者は、公共職業安定所の紹介によることが、同上覚書に命令されており、政府はこの命令に従い行政措置としてこれを実施し、更に昨年四月以降は公共事業に更に一層の失業者を吸收活用するため、公共事業について一定の失業者吸收率を定め、この方針に基き、失業者吸收のために努力を致して参つたのであります。

然るに、今般経済九原則の強力な実施に伴いまして、今後の失業は、いよいよ深刻化することが、予想せられ、一部の企業においてはその経営の合理化のためすでに失業者の発生を見るに至つたのであります。

かような情勢に対処致しまして強力な失業対策を樹立し、社会不安の除去と経済安定興隆に寄與致しますことは、洵に緊要なことでありまして、政府におきましては、失業保険法及び職業安定法の改正と相まつて、ここに本法案を提案する次第でございます。

成立した同法は五月二〇日法律第八九号として公布即日施行されたが、その主な内容は次の如くである。

(一)目的。まず第一條で、「この法律は、多数の失業者の発生に対処し、失業対策事業及び公共事業にできるだけ多数の失業者を吸收し、その生活の安定を図るとともに、経済の興隆に寄與することを目的とする」と定めた。

(二)失業対策事業および公共事業の定義。第二條第一項で、「この法律で『失業対策事業』とは、失業者に就業の機会を與えることを主たる目的として、労働大臣が樹立する計画及びその定める手続に従つて、國自ら又は國庫の補助により地方公共団体等が実施

する事業をいう」と定め、同第二項で、「この法律で『公共事業』とは、経済安定本部総務長官の認証を受けて、國又は地方公共団体等が実施する公共的な建設及び復旧の事業をいう」と定めた。

㈢失業対策事業の要件。第四條は、失業対策事業が左の各号のすべてに該当するものでなければならないと規定している。

一、できるだけ多くの労働力を使用する事業。

二、多数の失業者が発生し、又は発生するおそれのある地域において施行される事業。

三、失業者の情況に応じて、これを吸收するに適当な事業。

四、事業費のうち労力費の占める割合が、労働大臣の定める率以上のものである事業。

五、雇用情況の変化に応じて、容易にその規模を変更し、又は停止することができる事業。

右のうち第四号の「事業費のうち労力費の占める割合」は四九年八月五日労働省告示第一五号によつて次表の如く定められた。

事業種目	率	事業内容
荒廃市街地整理事業	八〇%	公共用地内の整理及び防空壕埋戻
街路整備事業	八〇%	都市計画指定道路の新設、補修、改良、除雪
公共空地整備事業	八〇%	公園、兒童公園、運動場、緑地の新設、整備（清掃を除く）
水路整備事業	八〇%	排水溝の新設、補修、改良、水面埋立
河川整備事業	六〇%	河川の補修、改良
道路整備事業	六五%	道路（街路を除く）の新設、補修（清掃を除く）、改良、除雪
砂防事業	六五%	河川砂防、山林砂防
港湾整備事業	六〇%	港湾（漁港を含む）護岸、埋立、浚渫関係の用排水路、溜池、道路、
農業土木事業	七〇%	農業の新設、補修、改良
環境衛生整備事業	八〇%	井堰、街路及び道路の側溝、下水公園、溝、浄水池の清掃及び堆積塵芥の処理

㈣失業情勢の調査、計画の樹立、種目の決定、開始又は停止時期の決定。政府は失業情勢の調査分析のために必要な措置を講じ（第五條）、この調査に基いて労働大臣は所要の失業対策事業のための一般的計画を樹立しなければならない（第六條）。事業種目は労働大臣が経済安定本部長官と協議して定め（第七條）、事業の開始又は停止の時期は労働大臣が定める（第八條）。

㈤失業対策事業に使用する労働者。

1　失業対策事業の事業主体が使用する労働者は、公共職業安定所において紹介することが困難な技術者、技能者及び監督者を除いて、公共職業安定所の紹介する失業者でなければならない。

2　労働大臣は、失業対策事業に使用される失業者に支拂われる賃金の額を定める。この場合には、同一地域において同一職種に従事する労働者に通常支拂われる賃金の額より低く定めなければならない（第一〇條）。

㈥費用。失業対策事業は、國が、自らの費用で、又は地方公共団体等が、國庫から全部若しくは一部の補助を受けて、実施する（第九條）。

㈦公共事業における失業者吸收率の決定。労働大臣は、経済安定本部長官と協議の上、公共事業の事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者とそのうちの失業者の数と

の比率を定めることができる（第一二條）。

右の吸收率は四九年六月二一日労働省告示第一二号をもつて五％から四〇％の間で定められたが、これによつて吸收される失業者数は二五、〇〇〇人、就労全労働者五〇万人の五％にすぎなかつたが、失業情勢の緊迫にあい、四九年一〇月二二日労働省告示第二三号をもつて次の如く改訂された。

都市及び特定地域において実施される事業――四〇％。

その他の地域において実施される事業――二〇％（但し、災害復旧事業――四〇％）

(八)失業者吸收率による失業者の雇入。失業者吸收率の定められている公共事業の事業主体は、公共職業安定所の紹介により、つねに失業者吸收率に該当する数の失業者を雇い入れなければならないが（第一三條第一項）その数をこえて雇入れることを妨げるものではない（第三項）。又、雇入を必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる（第二項）。

第八章　賃金政策

第一節　総　説

最近における賃金政策の一貫した基調は、業種別平均賃金＝賃金ベースの策定ということにあらわれている。この業種別平均賃金はいわゆる一、八〇〇円ベースとして一九四七年七月、片山内閣によつてきめられたのが最初であつたが、それは物價体系の一環としてくみこまれた低賃金政策としての意義をもつものであつた。当時政府は「新價格体系の確立について」という声明の中で、「新價格体系はインフレーションの進行をくいとめ、かつ正常な國際貿易の再開に備えて、できるだけ價格系列を整えるために左の原則によつてこれを組立てる」とし――

一、基準年次をわが國の経済がほぼ正常であつたと認められる昭和九年から同一一年に定め、その價格水準の約六五倍を限界として基礎的な價格の安定帶を設ける。

二、基礎的な物資の供給者價格が安定帶をうわまわるときは、政府からの價格調整補給金によつてその需要者價格を安定帶の線までひきさげる。

という二つの原則を指示している。

右の第一の原則に明かなように、主要な工業商品の價格は基準年次の六五倍ときめられてあるが、これにたいして賃金は、物價賃金の同時決定というたてまえから基準年次の約二七倍、すなわち工業平均賃金一、八〇〇円（新物價体系によるはねかえりによつて一、六〇〇円と仮定したものが一、八〇〇円にひきあげられた）と決定された。物價体系において主要工業商品が基準年次の六五倍にきめられたのは、騰貴した諸商品のヤミ價格において最低であつた鉄鋼價格の騰貴率がその程度であつたことにもとずいているが、このことは物價体系が、まず戦後製品の價格が最も低落した金属機器産業部門の採算條件の整備を眼目としていることをものがたつている。すなわち物價体系の組み立ての順序は、第一に鉄鋼の消費者價格がきめられ、この價格における鉄鋼資本の採算を考慮した上で炭價が決定され、この炭價において炭鉱資本の利潤を保証するように労賃がきめられたのである。例えば二三年度の物價改訂の際には、全國平均炭價は二、三八八円と決定されているが、そのなかにくみこまれた労務費は一、二六四円であり、そのうちわけは坑内六九五円、坑外三

二三円、計一、〇一八円、その他二四六円であつた。このように労務費の総額は固定され、一定の枠にはめられることによつて炭鉱資本にたいする利潤は確実に保証されているのである。この賃金を一カ月当りに換算すると次表のようになる。

第221表　坑内坑外別炭鉱賃金

人員		坑内55%	坑外45%
基準内協定平均賃金(A)		6380円	3592円
基準外	超過労働（B）	12.5%	18.0%
	不就業（C）	4.0%	4.0%
	特殊労働（D）	3.0%	3.0%
基準外計		25%	25%
A＋B＋C＋D 炭價に見込まれた賃金		7975円	4490円

上のように決定された炭鉱賃金は、一般的な産業賃金、ひいては官業労働者の賃金水準設定の基準になつたのである。

ところで以上のような賃金のきめ方は、資本の採算條件の確保を第一義とし、そのうえで賃金ベースをいわば恣意的に低く決定していることを明かにしており、物價と賃金の不自然な格差もこのような事情にもとずいて必然となつていることを示している。

さらにさきの政府声明における第二の原則は價格調整補給金の支給を明かにしているが、このことによつて資本は利潤の保証を一層確実にされていると同時に、反面からいえば公定價格を名目的なものにし、賃金と物價の格差を実質的に一層拡大するものといわねばならない。補給金支給の本質的意義は、これをテコとして物價体系を維持するところにあり、それによつて直接的生産過程からの剰余價値收奪の條件を確保する資本家的体制が整備され、國家独占資本主義の再生産の論理構造が一應完備されるという点にある。しかもこの再生産の論理構造において低賃金を維持する賃金政策は、特別に重要な役割を果すものといえるのである。

以上簡單に最近の賃金政策の基本的意義を明かにしたが、次に一九四八、九の両年にわたる賃金政策の具体的な展開過程を検討してみよう。

第二節　一、八〇〇円ベースの崩壊と二、九二〇円ベースの設定

一九四七年七月、片山内閣によつて策定された一、八〇〇円ベースは、流通秩序の維持、配給生活の確立等をめざした緊急対策を前提としたものであつた。和田安本長官はこのような政策の裏ずけが行われることを仮定して、一一月の家計は四〇〇円の黒字になると言明したが、その後八月以降における主食、副食物のヤミ値の高騰や緊急対策が当初期待した程の効果をおさめえなかつたことをみるにおよんで、一一月には一一六円の黒字になると修正するにいたつた。しかしこれらの黒字説はいずれも机上の空論であり新米價の決定等の影響もあつてあえなく崩壞し去り、安本が予定した最低生活基準をもつてしてもなお一〇〇円以上の赤字がでることが判明したのである。実際家計における赤字はそれ以上であることは確実であり、安本労働局の算定によつても五一六円という数字が示されている。このような狀態はついに片山首相をして「現実は理論通りにはゆかない」（時事新報四七・一〇・一二）ことを告白せしめ、一、八〇〇円ベースが策定当初から矛盾をはらんでいることが暴露されたのである。したがつて一、八〇〇円ベースは何らかの機会に改訂せざるをえない運命にあつたといえるが、この機運を促進したのはいうまでもなく、労働攻勢であつた。すなわち物價騰貴と、七月、八月

にかけての食糧の遅配にはさみうちされた労働者階級は期せずして突破資金・賃金値上げの要求を各地で廣汎に展開し、九月には日鉄、富士産業、日立、日産化学等の大企業の労働組合連合体があいついでストにたちあがり、一、八〇〇円ベースに眞向から衝突した。この連合体の闘争は一般に長びいたが、九月一一日には池貝鉄工が税込四、六〇〇円を獲得して一、八〇〇円ベース打破の突破口をつくり、つずいて東京機器、日産油脂、帝國火工、理研ゴム等の各組合がこの突破口になだれこんで、一、八〇〇円ベース崩壊の基礎をつくった。さきの大企業をはじめ、その他大部分の経営は依然として「業種別平均賃金」の堅持に必死となつたが、一〇月物價騰貴がいよいよ深刻となるにいたつて、全遞を中心とした全官公、電産、機器等は最低賃金制の要求をかかげて大規模な闘争を展開することになつた。全遞は九月にその要求を中労委に提訴した結果、一一月一四日には調停案が提示され、政府、組合ともこれを受諾した。全遞調停案は、最低賃金制をみとめなかつたとはいえ、「政府は本年一一月中に臨時給與委員会を設け、早急に新給與案を作成すること」として「(イ)本年一月からの消費者價格の高騰を十分考慮すること、(ロ)民間の同種企業の水準を下らないこと」等の給與算定方針を指示している。このことは、一、八〇〇円ベースの不合理を確認したことを意味する点できわめて大きな意義をもつといえる。かくしてこの全遞調停案は、もはや一、八〇〇円ベースの崩壊を決定的なものにしたのであつた。

ところでさきの中労委の調停案にも指示されていた臨時給與委員会は、幾多の迂余曲折を経て一九四八年一月ようやく発足をみた。

委員の構成は次の通りである。

中立側 桂皋(委員長、中労委々員) 中山伊知郎(産大教授、中労委々員) 藤林敬三(慶大教授)

組合側 加藤閑男(國鉄委員長) 蓮見太一(同給與部長) 大西要(同調査部長)

政府側 今井一男(大藏省給與局長) 稲葉秀三(安本次長) 金子美雄(労働省給與課長)

右の委員の構成にみられるように、組合側としてこれに参加していたのは國鉄のみであつた。それは次のような経緯によるものだつたのである。すなわち政府はこの給與委員会を、その査定結果に科学的信頼性をもたせるために計数に明るい少数委員をもつて構成し、純技術的機関としようとしたのにたいし、國鉄をのぞく他の官公労組は、組合代表に団体交渉権をもたせるべきことと、委員の増加を要求してこれに反対した。かくして当初から同委員会の答申案を積極的に支持した國鉄のみが、委員会に参加し、他の組合は不参加となつた。

臨時給與委員会は、各種の情勢、資料を検討した結果、二、九二〇円の新給與ベースを策定した。その算定根拠は次の通りである。

策定の基本方針

委員会は給與水準を策定するに当つて次の諸点を考慮した。すなわち(1)民間給與との均衡を保たしめること。(2)一般國民的水準の生活を官廳労働者に可能ならしめること。(3)その他の諸点—(イ)財政上とくに一—三月の政府の支拂能力の問題、(ロ)民間給與水準に及ぼす影響、(ハ)一般にインフレーションへの影響などである。

その何れに重点をおくかについては委員間に意見の一致をみなかつたといわれる。とくに民間給與との均衡を主にすべきか、一般國民的生活水準を基礎とすべきかについては意見が対立し遂に一致をみるにいたらなかつたので、委員会としては多数意見に従つて前者を基礎とすることに根本方針を決定した。

すなわち同種の労働については官廳労働者と民間労働者との間の給與の不均衡をとり除くことを主眼としたものであり、同時にこれは全逓調停案の趣旨にもそうものであつたからである。

かくて委員会は、民間の一般給與水準を示す統計を基礎とし、これに地域的分布狀況、性別、年齢別構成、事務員と労務者との割合、労働時間の長短等による修正を加えたものをもつて、官廳労働者の給與水準とする方法を採用した。これが基礎資料としては総理廳統計局の毎月勤労統計に於ける工業労働者全國平均が使用された。この方法は最も安易なものではあるが、時間と資料との制約のためには止むをえなかつたものとされている。

(1)本年一月における工業労働者全國平均賃金の算定

まず勤労統計は昨年一一月分であつたから、これによつて本年一月分を算定する必要があり、その方法として昨年一月—一一月にいたる三カ月移動平均を示す線の延長によつてこれを求めることとした。すなわちこれによつて一日八時間の労働に対し一カ月二、八五〇円の賃金が算定された。

(2)毎月勤労統計に対する修正

つぎに問題は、この勤労統計に現れた数字をそのまま認めるかどうかであるが、右統計には現物給與あるいは貸金等の形で支給される給與について報告もれのあることが考えられ、統計上の賃金は実際の数字より若干下廻ることが認められる。その率は大体一割—二割程度とみられるので、その中間をとつて一割五分と押さえこれを加算した。したがつて実際の民間給與水準は

$2,850 \times 1.15 = 3,277.50$

三、二七七円五〇銭となつた。

第二段の修正は、右の水準を官廳労働者の地域、男女、年齢、事務、労務別構成に引きなおすことであつた。これを各種の資料によつて検討した結果八%を加算することが妥当と認められ、これによつて

$3,277.50 \times 1.08 = 3,539$

三、五三九円を得た。これが民間企業と同一時間労働する場合の官廳労働者に対する賃金水準とされた。

(3)労働時間を考慮した官廳労働者に対する給與水準

しかし官廳労働者の勤労時間は民間企業と同一ではなく、かつ『官廳執務時間』の適用を受けるものと然らざるものとがあつてその間に労働時間の差がある。その人員比率は大体前者六、後者四と押えられ、前者の年平均基準労働時間は一日六時間、後者それは七時間半であるから、これを加長平均すると六・六時間という基準労働時間となる。したがつてこの場合の官廳労働者に対する平均賃金は民間平均賃金（労働時間八時間）の八分の六・六が妥当であり、これを算定すると

$3,539 \times \frac{6.6}{8} = 2,920$

二、九二〇円となる。すなわちこれが官廳労働者の平均賃金であり、従来の一、八〇〇円に代るべき新水準である。

なお右の新水準は基準労働時間に対する平均賃金であるから、時間外労働を含む平均労働時間七・一一時間に対する賃金は

$3,539 \times \frac{7.11}{8} = 3,145$

三、一四五円（含税金四一九円）となるわけである。さらに同様の算式によつて官廳執務時間の適用を受けるものが、これを受けないものと同一時間労働する場合の一人当り一カ月給與水準は、基準労働時間（七・五時間）に対するもの　三、三一八円（含税金四六三円）

時間外労働を含む平均労働時間（八時間）に対するもの　三、五

三九円（含税金五二一円）
となる。

一般國民生活水準との比較

(1)CPSを國民消費水準と見られるか否か

CPS（総理廳統計局、消費者價格調査報告）はその性質上次の如き特色をもつていることが認められる。

㋑現物支出を含んでいないこと。㋺税金が含まれていないこと。㋩調査対象が都会地だけであること。㋥勤労者以外のものを含むこと。

かかる点から相当の修正を施すことが必要であることは否めないが、委員会としては『諸種の事情を考慮するとこれが一般國民の生活水準を示すものとしては現在最も信頼できるものであり、かつその乙地の平均をとればそれが全國的生活水準を示すものとみて大差あるまい』ということに意見の一致をみた。

(2)CPSと給與水準

労働者側委員は、このCPSをそのまま勤労者の給與水準とすべきであると主張した。これは生活賃金の建前からして当然の主張であつたとみられる。しかし他の委員は若干の修正を加うべきことを主張した。すなわちそれは

㋑國民的な赤字家計の実情を認めるか否か、認めるとすればその程度如何。

㋺世帯主の経常収入で家計支出の金額を補塡すべきか否か、若し金額を補塡するに及ばぬとすればその率は何割程度とすべきか。

㋩家計のとり方の上手下手によつて補塡しうる部分があるかどうか、あるとすればどの程度か。

等に対する見解の相違によるものである。修正論の根拠もこの点にあつたものとみられるが、労働者側委員はCPSの金額を世帯主の経常収入によつて賄うべきであると主張したものである。しかしこの主張は採用されず、結局、政府ならびに中立委員の見解に従つて修正が行われた。すなわち東京都家計調査、大蔵省職組家計調査等を参考として、全家計費のうち世帯主の経常収入によつて賄われる部分を約九割と認めたものである。

(3)官公吏の給與水準への適用

CPSの対象とする家族数と、官廳労働者の家族数とには相違があるのでまずこれを修正する必要があつた。すなわち官廳労働者の平均扶養家族数一・五人を採り、物價廳標準生計費の二人家族および三人家族の生計費によつて換算した換算率六一・二五%を乙地五人家族のCPSに乗ずることとした。

(4)乙地二・五人家族の本年一月におけるCPS中、世帯主の経常収入によつて賄われるべき金額

以上によつて本年一月の乙地二・五人家族のCPS中、世帯主の経常収入によつて賄われるべき金額は、二、九六七円となつた。

すなわちその算出方法は

(1)本年一月の國民消費水準（乙地五人家族CPS）五三八三円

㈠物價廳の東京都油配給物價指数二三年一月までの騰貴率により、東京都二二年一月のCPSから二三年一月のCPSを推定　七、八八二円

㈡特地の二二年一一月のCPSと東京都のそれとの比率によつて特地の二三年一月のCPSを算定　七、八九三円

㈢二二年一月―一一月までの特地のCPSと乙地のCPSとの各月比率の平均値六八・二%により特地の一月のCPSから乙地の一月のそれを算出　五、三八三円

(2)乙地二・五人家族のCPS　三、二九七円

物價廳標準生計費二人家族と三人家族との平均生計費と五人家族生計費との比率六一・二五%により換算。

(3)右消費支出の中、世帯主の経常收入によつて賄われる分（九二、九六七円〇%）

かくて、この二、九六七円を官廳労働者の給與水準と比較すれば、官廳労働者の給與水準を民間に於ける工業労働のそれと均衡をとつた場合、官廳労働者はこの二、九六七円を若干上廻るという結論に達した。すなわち官廳労働者の新給與水準は、一般的國民生活水準を多少とも上廻るものであり、決して不合理なものではないとの数字的根拠を明かにしたものであつた（右の二、九〇〇円ベース算定根拠の説明は、労務行政研究所「労政時報」第九九七号によつたものである）。

政府は、右の新給與ベース二、九二〇円を三月一三日の臨時閣議で承認するとともに、各省廳の団体協約責任者（大臣又は長官）から各組合責任者にたいし左のような通告書を手交し、一四日までに通告書中の諸点についての諾否の回答を要求した。政府は、満足な回答のえられない場合は、その組合所属員に新給與を実施しない決意をかため、組合が政府提案を受諾した場合は、二〇日前後に前給與と新給與との差額の一部をとりあえず支給することにした。

政府通告書

(1)臨時給與委員会の決定通りの給與を実施すること。

(2)経済要求に関するかぎり昨年以来の問題は中央及び地方を通じてこれで一応打切ると共に、その他の問題も争議行爲によつて解決をはかるという段階から団体交渉の段階に移すこと。

(3)右の団体交渉は各組合に於てそれぞれ所要の統制を把持し、組合本部の責任者を通じてなすこと。

このような政府の通告にたいして、國鉄は三月一五日から臨時全國大会をひらいて新給與問題を検討した結果、受諾と決定しこれを政府に通告した。他の全官公労組は、臨時給與委員会に國鉄が入つただけであり全官公は関知しないという立場をとり、受諾の氣配をみせなかつたが、一方國会においては新給與を含む追加予算、ならびに新給與水準による暫定給與支給のための「政府職員の俸給等に関する法律案」がそれぞれ可決され、ここに事実上二、九二〇円ベースは実施をみることになつたのである。

なおこの二、九二〇円ベースが新に職階制をとり入れたことは、賃金政策上きわめて重要である。すなわち新給與は最低の給仕一、三〇〇円から最高の各省次官などの一三、〇〇〇円まで、職務の重要性、困難性に應じて一五級に分類し、さらに各級を六ないし一〇の俸給額に区分している。しかし、この職階制は未だ不完全なものであり組合側からは身分制を温存するものであるとして非難されたが、他の一般産業に與えた影響はかなり大きなものがあつた。

第三節　三、七〇〇円ベース設定をめぐる賃金安定策の動揺過程

一九四八年の初頭以來、米國の対日政策は國際情勢に対應して日本を自立安定させる方針に轉換するにいたつた。このことは一月六日の陸軍長官ロイヤルの声明によつて明らかにされ、さらに三月九日発表されたストライク委員会の報告書が、日本の賠償緩和方針を指示することによつて具体化の方向にむかつた。その後ドレーパー陸軍次官が來朝するに及んで、米國の対日援助が一層積極化し、対日物資援助強化、集中排除緩和方針、綿花借款成立、綿花回轉基金の設定、ガリオア・エロア資金の設定等が続々具体化された。このような情勢下にあつて特に重要な問題として提起されたのは外資の

導入であつた。

芦田内閣の政策のねらいも、外資導入の受入れ態勢整備のため、資本の採算條件を確立することにあつたのである。かくして低賃金、低米價を基礎とした物價体系の再構築は、二、九二〇円ベースの賃金を前提とした上で鉄道、郵便の値上をはじめとした一連の物價改訂をおこない、その改訂値上りのはね返りをおりこんで賃金ベースを三、七〇〇円に固定したのであつた。

この三、七〇〇円ベース算定の根拠は次のようなものである。

一、六月の民間平均給與額を三、七〇〇円と推定し、これに二、〇二四六倍という系数を乗じて三、七九一円を出し、これを官廳從業員給與平均額としている。この系数は臨時給與委員会で決定答申された「民間給與に対する官廳從業員給與の比率」が採用された。系数の算定は次の様に行われている。

1　第一次修正系数一・一五　毎月勤労統計報告もれを考慮したもの。

2　第二次修正系数一・〇八　地域、男、女、年齢、労職別の四つの構成差を表わすもの。

3　労働時間修正系数　$\frac{6.6}{8}=0.825$

二、民間給與水準は次のような方式で算定された。

総理廳統計局の毎月勤労統計による工業労働者全國平均賃金は三月迄しか発表されていないから、六月は推定値をとらなければならない。それには

(a)　長期間にわたる三カ月移動平均値（昭和二二年二月―昭和二三年二月）の直線傾向

$$Y=594,264+177,467X$$

によつて六月は三七八九である。

(b)　短期の傾向を原値昭和二二年一一月と昭和二三年一月を結ぶ線の一月から四分の一点と昭和二三年二月と三月の中点との両点の直線を延長すれば六月　三、五三〇円となる。

(c)　昭和二三年三月を結ぶ直線の延長によるもの六月　三、六六〇円

(a)(b)(c)の値の平均は　三、六六〇円であり、これをラウンドナンバーで、三、七〇〇円とする。

三、官廳從業員給與の一月と六月の実質賃金比較

一月給與　二、九二〇円から勤労所得税額三七九円（扶養家族一・五人）を引いた手取額は、三、七九一円から改正案による税額九四円を引いた手取額は、三、六九七円である。

消費者價格数（C・P・I）は一月二八六・二　五月推定値三四一・二であり、物價補正による実効價格の上昇率二二・一%をみこむ。一月の手取額を一〇〇として六月は一〇〇・一となる。

四、財政的見地からみた場合は次のことが考慮される。

a　三、七九一円を給與平均額とする場合、人件費は一般会計、特別会計及び地方歳出國庫負担分を合せて約一、一〇〇億である。一例として四、〇〇〇円ベースをとると官公吏給與水準は四、〇九八円となるが、この場合人件費は約八〇億増加とみこまれる。これは民間産業物價ベースとしての賃金水準を三、七〇〇円として官公吏ベースのみを引上げた場合である。

b　物價ベースを四、〇〇〇円とし官公吏給與をこれに均衡させるときは、更に物價高による物件費の値上りを考慮しなければならない。それは約一〇〇億である。從つて両者の合計二〇〇億である。税收入額を五〇億と見込んでも一五〇億が赤字となる。これは賃金ベースを八・一%引上げたことと同様であり、このような高い給與水準は財政の均衡を破壊させる結果となる。

以上説明した様に政府の三、七〇〇円給與水準は、次の三つの視点から綜合的に検討して決定されたものなのである。すなわち第一には民間給與との均衡、第二は財政的見地、第三は実質賃金の維持である。

芦田内閣が右のように算定した三、七〇〇円ベースを基礎とした物價体系と、四八年度予算とを漸くつくりあげたと思つたのもつかのま、タバコの値上げや、取引高税の新設等にみられる間接税の増大、價格差補給金と復金資金の撒布等は、四月以降日銀券を急ピッチに増発せしめ、一時停滞したかにみえたインフレーションは又も昂進する勢を示して物價体系をおびやかしたのであつた。このような結果をもたらしたのは、四八年度予算が表面的には收支の均衡とインフレの抑制を標榜していたにもかかわらず、財政の均衡を單に一般会計にのみとどめて、特別会計では膨大な赤字を擁していたことの当然の結果であり、資本にとつてはインフレよりも、それによる賃金の値上りが、すなわち採算條件が最大の関心事だつたのである。ここに賃金、物價の悪循環をたちきるという名目のもとに、賃金安定の問題がやかましく論議されるにいたつた根拠がある。すなわち、一九四八年六月四日本会議における北村藏相の財政演説で強調された外資導入を支柱とする中間安定策の正体も、インフレの抑制よりは、資本主義の本格的再建のための採算條件の確保に重点があつたことはいうまでもない。この点は、その後経済安定本部によつて作製された「中間安定策の第一次試案」にあらわに表明されている。この「中間安定策」は、官僚の作文にすぎず、後に「長期復興計画」とのかねあいによつてたなあげされたものではあるが、資本家的体制整備のための体系的政策において賃金政策の占める地位を明らかにしている点で、注目に價するのである。

この「中間安定策」の基本方針としては、一、労働不安の一掃による勤労態勢の確立、二、生産増强、三、輸出振興、四、財政收支の実質的均衡の確保、五、金融統制の强化の五項目があげられ、安定のための時期を、準備期間、安定第一期、（一九四八年一一月から）、安定第二期（第一期の目標を達成した時期からおそくも一九五〇年三月ごろまで）と三期になつている。

安定第一期の措置として第一にあげられているのは賃金と物價の悪循環を断ちきるための措置である。その内容は一、実質賃金の向上と、その向上策を要件として直接的な賃金安定策を講ずる。二、右の安定策では基準賃金を超える賃金要求のための争議行爲を禁止する。三、賃金の紛争解決の爲には國家的基礎に立つ最終的決定機関を設立する。四、労働能率向上のための職場責任制、職階給與制能率増進制度の普及を図る。次に援助物資の完全有効利用、生産輸送面の措置、輸出振興、物價面における措置、流通秩序の確立、財政金融面における措置等の項目があげられている。

安定第二期の方針は國際経済への参加態勢を確立するとともに、單一爲替レートの設定によつて外資導入と輸出の増進をはかることが基本方針とされて居り、そのための措置には物價体系の國際水準化が强調されている。

以上の「中間安定策」によつて資本主義の再建政策の全貌はほぼ明らかであるが、そのなかで能率増進制度と不可分な賃金安定策が特にクローズ・アップされていることが知られるであろう。

さてこのような意義をもつ賃金安定策は如何に具体化されようとしたであろうか。

賃金安定策が具体的な日程にのぼつたのは、一九四八年の五月賃金安定八原則が決定されて以來のことであるが、その方式の採用について政府ならびに資本家階級は動揺をかさねた。すなわち最初政府は五月一八日賃金安定法案を作成したが、その構想は次のような

ものであつた。

一、賃金安定に関する最高機関として労働、経営、政府代表による賃金安定委員会を設置する。

一、各業種部門間に均衡がとれるように業種別安定賃金（最高賃金）を決定する。

一、現在各業種部門またはその部門内の一企業で労働者が取得している賃金の現状は認めるが、その賃金が安定賃金より高いものはそれ以上の賃金取得を認めない。

一、安定賃金よりも低いものは団体交渉で安定賃金の線まで引上げることはかまわない。

一、物価改訂が実施された場合には安定賃金を物価値上りに調整する。

一、特殊の工場で増産した場合、報償賃金として賃金を安定賃金以上にすることが出来るが、この報償賃金は委員会で決める。

一、報償賃金の條件はその工場が生産計画に即応して増産した場合で、会社がヤミ利得によつて経理がよくなつたというような場合は認めない。

右の構想は明らかに最高賃金制＝直接統制を企図しているものであるが、それも立案者自身の安本内部から時期尚早論がもち上るとともに、閣議に新に参加した加藤労相の意見をも反映して急速に軟化し、その構想は間接統制に移行することになつた。

かくして経済安定本部、労働省、商工省の事務当局において間接統制についての検討がそれぞれすすめられた。これら事務当局の私案は本質的には大同少異であり、いずれも直接的な立法措置は避けて、物價、資材、資金の面から行政的措置をもつて間接的に統制することをそのねらいとしている。ここでは労働省案を示すにとどめる。

一、賃金安定委員会を設ける。

一、委員会は物價改訂を勘案し、各業種別に最高賃金を決定する。

一、製品原價中に占める人件費の割合を定め、これ以上の人件費を赤字金融など企業の正常な支拂能力によらず支拂う場合、当該企業に対する融資を抑制する。

一、割当資材にもこの面を考慮。

一、能率向上などで正常な賃金の支拂能力のできた場合は引上げについて別途考慮する。

一、業種別最高賃金は賃金ベースの変化に応じて変化させる。

政府は事務当局案にもとずき五相会議を開いて検討したが、一致した結論をみ出すことはできなかつた。

このことは社会党が、物價安定、財政均衡、配給秩序の確立の方策がたたない限り、賃金統制は行うべきでないということを決定したため、閣僚間の不一致に大きな影響を與え、連立内閣の弱体を暴露したものともいえる。しかしかかる動揺の本質的原因となつたものは、第一に四月においてすでに現実の毎月勤労統計が三、七〇〇円ベースの基礎を崩してしまつたことと、第二に全官公廳を中心にした労働者階級の壓力であつた。この当時提出されていた全官公廳の五、二〇〇円要求には、物價改訂をしないこと、首切り、行政整理反対、等の政治的要求と共に、最高賃金制を設けぬことという一項が加わつていたことを思いあわさねばならない。

このような狀勢で推移するうちに八月、公務員法の改正問題がおこり、政策の焦点がこれに移行し、官公吏の給與水準の引上げが問題となることによつて、賃金安定もたなあげの形になつた。しかしその後、全石炭、炭労の両組合が物價改訂によるはねかえりと、新賃金の要求を、電産がスライド要求を、更に全官公が七、三〇〇円賃

金要求を提出するに及んで、賃金安定は再び緊急に要請されることになつた。特に電産と全石炭の賃上げの要求に譲歩することは、赤字融資が物價改訂をすることをいみするものであり大きな政治問題であつた。したがつて政府は、現行物價におりこみずみの賃金によつて賃金安定を具体化することが必要であつた。かくして前面におし出されたのは集中生産方式加味による賃金安定策である。

集中生産方式による賃金安定策は、企業合理化の観点から、副次的に賃金安定を導き出そうとするものであり、賃金安定をまつ先におし出しているものではないという意味において労働者の反撥をやわらげる意図をもつたものであつた。石炭産業、電氣産業の労働組合を先頭にしてもりあがろうとしている労働攻勢を前にして、これを幾分かでも緩和する意図をもつて出された集中生産方式による賃金安定策は資本の苦慮の程を物語るに充分なものがある。その構想は次のようなものである。

一、個々の企業の監査により正常な財源から、賃金が支拂われているかどうかを調査する。

一、監査は届出制と現地調査を併用する。

一、監査には次の諸点を重視する。①資材の入手から製品の販賣まで正規のルートを流れているかどうか、②経理面での收入支出が見合い、人件費、物件費の割合が適当に保持されているかどうかなどの点。

一、以上の監査により不健全な企業で、不当な財産から賃金の支拂われているのには、もとより資材の配当にもこれを反映してゆく。

この集中生産方式につずいて事務当局から出されたものは、経営成績スライド制（Proceeds Sharing System）である。この方式は労働者の協力による生産増強と関連させて賃金問題を解決することが眼目とされて居り、電産のスライド要求に呼應する意味をもつて考えられた。

すなわちこの頃電産のスライド交渉は難関に逢着し、電産中央本部は電源スト指令を発するなど、事態はいよいよ悪化し、ついにヘプラー労働課長のスト停止命令が発せられることになつた。このような狀勢に対應するため、政府は賃金安定策を具体化することに焦慮したが、その結果出されたのが経営成績スライド制なのである。

この方式は生計費スライド制と製品價格スライド制の欠点を修正したスライド制ともいうべき制度であり、そのねらいは企業の賃金支拂能力を直接に測定し、これによつて賃金を調整する点にある。

その方法は次の通りである。

一、労資双方で一定期間を定めて企業営業成績を調査する。

一、これにより明らかになつた営業收入から、(イ)基本賃金、(ロ)賃金以外の生産費、(ハ)基本利潤を差引いて剰余金を算出する。

一、この剰余金の一定割合を賃金として基本賃金に附加して支拂う。

一、営業收入から基本賃金およびその他の生産費を差引いたものが基本利潤に足らないときは不足分を次期に繰越し、次期の調整金で調整する。

右の経営成績スライド制もついに実施されず、賃金安定策はゆきなやみの狀態を示しつつあつた。しかるに一一月始め、電産、石炭の賃上げ要求にからんで、いわゆる「三原則」が吉田内閣によつて決定され、賃金の間接統制は、ここに漸く具体化されるにいたつたのである。

第四節　三原則による賃金の間接統制の具体化と公務員の給與ベース改訂

賃金の間接統制をねらいとした三原則とは次のような内容のものであつた。すなわち

一、赤字融資の禁止。

二、物價改訂は行わない。

三、補給金は増額しない。

この三原則が、当面する労働攻勢の中心であつた電産、石炭の賃上げに直接対処するものであつたことはいうまでもない。これによつて賃金値上げのための財源は完全にたちきられたかの感があつた。しかし三原則は單に賃金の間接統制のみを目的としたものではなく、合理化による企業の自立化を要請するふくみをもつものであつた。すなわち各企業は、独立採算制の採用と強化、企業の予算制度の強化と経費節約、原單位の向上、生活給の能率給えのきりかえ、赤字工場、非能率工場の整理等の方向に進むことを余儀なくされたのである。かくして産業界の混乱は非常に大きなものがあつたが、この間の事情を日本経済新聞はつぎのように傳えている。

「石炭＝三原則の矢面に立つた業種だけに最も打撃が大きい。三原則をめぐつて大炭鉱と中小炭鉱との利害関係が完全に対立し、情勢が悪化している。後略。

非鉄金属＝三原則の強化で企業経営は危機に直面している。この部門は石炭に比し能率増産の余地が少く、戦後無理を重ねて今日までこぎつけてきただけに企業余力が少く、賃上げが直ちに経営面に響き採算割れになる。後略」（日経、四八年一一月二二日）

右のように三原則の実施は　首切りと賃金にたいする壓迫という二つの面から労働者階級に大きな影響を及ぼした。多くの労働組合が企業整備の具体化に直面し、「首切り三原則」としてこれに全面的に反対した。特に電産、石炭の両組合は三原則の直接の対象であつただけにはげしく抵抗し、賃金交渉は資本家側と基本的に意見の対立したまま結着をみるにいたらなかつた。このような情勢において政府の三原則にたいする見解も多少の動揺をみせたことは否定できない。例えば、一一月二六日の参議院商工委員会において大屋商相、増田労相は次のように答弁している。

大屋商相「石炭賃金の解決は労資の団体交渉によるべきで政府は介入すべきでないとされている。財源については三原則との振合いもあるが、万やむを得ない場合は補給金でなければどうにもならないのではないかと思う」。

増田労相「三原則はできるだけ励行してゆくが、個々の企業については幅のある見方が必要だと思う。したがつて特に石炭のように現行の生産者價格トン当り二、三八〇円が採算割れしている場合、当面の賃金問題解決には補給金を若干考慮し、物價改訂が許されるならばこれを併せて行う方向で進みたい」（日経、四八年一一月二七日）。

このように補給金の支出によつて当面する労働攻勢をきりぬけようと図つた政府は、その後関係方面との折衝の結果、こうしたゆき方が困難であることを知り、従來の態度を捨てて三原則にのつとつた新しい立場をとることになつた。この点について泉山安本、大屋商工、増田労働の三相は次のような共同声明を発表した。

「炭鉱その他における賃金の引上げに関連して赤字融資、財源を伴わない政府補給金の支出および物價改訂を行わないという三原則が明示されていることは周知の通りである。この三原則は現

在の財政およびインフレの狀況からみて、補給金の支出なり、價格の改訂なりを極力避けようという意味だけでなく、日本經濟再建は現下の經濟狀況においては労資の眞劍な努力による生産の增加および企業能率の最高度の発揮を図ることが、根本であるということを意味しているのである。したがつて賃金問題の解決に当つてはまずもつて労資がこの事実をはつきり認識し、生産能率の発揮上昇とこれによる收入の增加に向つて全幅的な努力を盡されることが必要と考える。これなくして賃金の拾收策として漫然と補給金の支出なり物價改訂なりを行うことは問題の眞の解決にならないことはもちろん、いたずらにインフレ增進、國民負担の增加をもたらすのみであるから、政府としてはこの際労資双方が今回の三原則の意味するところを深く認識せられて、增産による增給ということについてさらに一段の努力を致されんことを切望する。右に述べたような趣旨において労資双方が眞劍な努力を盡された場合においては政府としてもこれに対して必要な援助を惜むものではない」(日経、四八年一一月三〇日)。

石炭の三組合はこのような三相の勸告をけつて一一月三〇日から第二次ストに入り、石炭鉱業連盟との交渉は依然としてゆきなやみの狀態をつずけた。その後総司令部へプラー労働課長の、三原則は絶対に必要であるとの警告が労資双方に行われたにかかわらず、石炭、海員等の労働組合は爭議狀態をつずけていたが、政府が追加予算の成立を機会にこれら爭議の解決に直接のり出そうとした矢先、米國政府がマックアーサー元帥にたいして「日本經濟安定の九原則」を指令するにいたつて、局面は急速に解決の方向にむかつた。すなわち一二月二〇日総司令部は、石炭、電産、海員、纖維の諸組合にたいしてスト中止を勸告し、それにもとずいて各組合はただちに爭議解決のための交渉を再開することになつた。かくして三原則をめぐつての資本と労働のするどい対立抗爭には終止符がうたれ、結果的には、三原則が爾後の賃金政策の確固たる基調となるであろうことを明らかにしたのである。

ところで右にのべた三原則の强行をめぐる石炭、電産等の賃金問題の展開とならんで、それとからみあいながら問題となつたのは公務員の給與ベースの改訂であつた。すなわち、全遞等を中心とした全官公労働組合は、三、七〇〇円ベースを基礎とした予算案にたいし、五、二〇〇円の手取賃金を要求して、激しい闘爭を展開した。この闘爭は、芦田内閣の予算案の土台骨を大きくゆさぶるものであつたが、七月なかばマックアーサー元帥の書簡にもとずいて公務員の爭議権は消滅し、その賃金問題の解決は、臨時人事委員会に移管されるにいたつた。かくして臨時人事委員会は三、七〇〇円ベースを根本的に検討し、成案を得た上で新給與案を第三國会に提出することになつた。

臨時人事委員会は官吏の給與水準を新に算定した結果、六、三〇七円という数字が出たので、これを政府に勸告した。しかるに政府は人事委員会の案は尊重するが、そのままはのめないという態度をとり、政府独自で給與ベースを算定して國会に提出することになつた。かくして政府は一二月三日夕刻五、三三〇円と算定された「昭和二三年一一月以降の政府職員の俸給に関する法律案」を衆議院に上程するとともに、六、三〇七円ベースの人事委員会案も参考資料として提出することになつた。

政府の給與法案の骨子は次の通りである。

一、平均本俸を三、八七五円とする。

一、扶養家族手当は月額妻六〇〇円その他一人につき四〇〇円とする。

一、級で定めた俸給の最高を超える額を受けていた者は今回の給

與改訂によつて増額する分を三割二分に止める。

一、一一月以前に新給與に相当する俸給額を受けていた場合は新給與の内拂いとみなす。

右の政府案と人事委員会案とはその算出方法において根本的に相違するものであつた。もとより〔(本俸＋家族手当)×基礎手当率＋基礎手当〕という方式は両者に共通であるが、その計算の過程において政府案は從來の家族手当二五〇円を妻六〇〇円、その他四〇〇円とし、本俸を三割二分増しとすることにより、いわゆる「ふくらまし」として五、三三〇円ベースを算出したのにたいし、委員会案は七月を基準として理論生計費、実際生計費、民間給與との比較などの科学的検討の結果、一、独身者四級一号は、その最低生計費の算出にもとずいて二、四七〇円とする、二、家族手当は生活給から割出して一、二五〇円とする、三、地区差は特地五割、甲地一割をはじき出すということを基礎として、六、三〇七円ベースを算定したのであつた。

さて給與案の審議は、國会に政府案と人事委員会案が同時に上程されることによつて果然波乱をよんだ。すなわち、社会、民主、國協の野党三派は、基本的に人事委員会案を支持し、それを部分的に修正するという見地から次のような案をとりあえず決定した。すなわち、

一、新給與ベースは六、三〇九円八〇銭。

一、第八條三項二現物給與についてのただし書を加え、予算、法律、規則で定めたものは控除しない。

一、第一五條に一項を加え、教職員については人事院で研究し、必要と認める勧告を内閣と國会に提出する。

一、家族手当は妻、長子六〇〇円、その他四〇〇円、勤務地手当は特地三割、甲地二割、乙地一割の現行通り。

一、勤務時間は一週四〇時間を超えない範囲で定める（ただし休憩時間は加えない）。

以上のような修正案にたいして政府は「野党修正案の新給與六、三〇九円八〇銭ベースは実施期日が不明であり、その期日の如何によつては政府原案より年内手取額はむしろ少くなるのではないか」として原案を固守する態度を示した。野党三派はさらに一五日政府不信任案を上程することに決し、給與審議をめぐる政府、野党の対立は切迫した情勢を生み出したが、一五日夕刻、吉田首相がマックアーサー元帥を訪問して懇談した結果、政府原案を全面的に撤回することになつた。一方、野党三派は一五日夜総司令部のフーヴァー公務員制度課長を訪問した結果、新給與案の修正について次のような最後的結論を得た。

一、新給與ベースは六、三〇七円とし、一二月一日から支給する。

一、給與予算額を二六五億円とし、二月分給與は特に調整し、総手取り額は新給與ベースの三〇％引きの四、四一四円九〇銭ベースとし、右の趣旨を規則に明記する。

一、勤務地手当、家族手当は人事院が政府に勧告し、國会が決定する。

なお冒頭に同修正案は人事院の勧告によつたものである旨を明記する。

さてさきに原案を撤回することに決した政府は、六、三〇七円ベースを基本的に採用し、しかも予算は修正しないという方針を決めて具体案を作成したが、これは野党の修正案と相当の距りがあつたため、野党は依然として反対し、審議はふたたび難関にほうちやくするにいたつた。しかし一二月二〇日九原則の発表にともない客観情勢が変化し、又政府、與野党各代表が相ついで総司令部を訪問して懇談した結果、急轉して解決の運びとなり、二一日の國会において

徹宵審議の結果、ついに野党修正案が可決され、ここにようやく公務員の新給與ベースは成立をみることになつたのである。

第五節　経済安定九原則実施後の賃金政策の展開過程

一九四八年一二月一八日に発せられた、アメリカ政府の指令にもとずく、マックアーサー元帥の吉田内閣にたいする九原則実施の要求は、戦後における日本資本主義再建に一つの大きな劃期を與えたものであつた。この九原則とは次のような内容のものである。

一新経済安定計画は単一爲替レートをすみやかに設定する前提として次の諸目標の実施を要求している。

一、急速に予算の均衡を図ること。

一、徴税計画の促進強化。

一、資金貸出を日本経済復興に寄與するものだけに厳重制限すること。

一、賃金安定策の確立。

一、現在の物價統制計画の強化。

一、外國貿易管理の運営改善と外國爲替管理の強化。

一、特に輸出増大の爲の物資割当および配給制を改善すること。

一、全重要國産原料および製品の生産増加。

一、食糧集荷計画の改善。」

右の九原則のなかには「賃金安定策の確立」が特にうたわれていることは注目すべきであるが、一万田日銀総裁もいちはやく「これによつて採上げねばならないものはまず賃金安定策で、すでに直接統制を必要とする段階にあると考える」（日経、四八、一二、一九）と談話を発表して、賃金政策が新しく展開されねばならないことを示唆したのであつた。しかし、賃金政策の展開は、九原則実施後の経済情勢のはげしい変化によつて根本的な規定を受けることは当然なことである。したがつてわれわれは、賃金政策の具体的な展開過程の検討に入る前に、九原則実施後の経済情勢の概略的な展望と、それが賃金政策に與えた基本的な規定とを明かにしておく必要がある。

九原則は右にみる通りきわめて抽象的な内容のものであり、それの具体化は、予算を中心とした諸経済政策の実施によつてはじめて行われうるものであつた。ところで九原則の具体化はいわゆるドッジ・ラインの実施によつて本格化した。すなわち四九年度予算は、ドッジ氏の「内示案」にしたがつて編成されたが、その特質は一般会計、特別会計、政府関係機関を通じて綜合的に、しかも完全な收支均衡を図つたばかりでなく、更に進んで國の既存の債務の減少をおこなつたことにある。しかも從來インフレの大きな原因であつた復金融資は停止され、対日援助見返資金特別会計が設置される一方、租税は直接税を中心に著増したのであつた。

このような画期的な均衡予算は、財政資金の撒布超過を原因とする通貨の膨脹を停止し、インフレーションの根因をとり除いたが、一方において深刻な金ずまりをもたらしたのであつた。

かくして経済安定本部が発表した「轉換期経済の分析」にも指摘されているように、予算削減にもとずく政府発注の減少、金融ひきしめによる民間企業の金ずまり等の國内的要因による生産の停滞減少、滞貨の増大、さらにはヤミ物價の下落、中小企業の倒壊等の一連の恐慌現象が顯著となつてきたのである。

右のような経済的困難の克服の手段としては、三六〇円の単一爲替レートの設定による輸出の増強に唯一の望がたくされ、コスト引下げのための集中生産方式と、企業合理化が強行されるにいたつ

た。しかしそのかんじんの輸出も、世界的不況の壁に打ち当り、新規注文の減退や、契約の破棄、あるいは求償となり、ぼう大な輸出滯貨となつてあらわれた。輸出滯貨の累積は当然に、輸出價格の低落に作用し、このことは更に企業合理化を促進せしめる要因となつたのである。

ところで集中生産と、企業合理化の強行は、産業の全般にわたつて廣汎な人員整理をもたらし、失業者は激増する一方であつた。失業者の増大は、必然的に賃金にも影響し、賃金きり下げのための重要なテコとなつたことは否定できない。更にこの合理化は、労働行程の技術化、科学化による本來的な合理化と異り、労働強化によるいわゆる金のかからない合理化であつたため、賃金形態の能率給へのきりかえは合理化の一環として特に大きな役割をもつものであつた。資本は能率給の採用によつて労働を強化し、実質的に賃金のきり下げを行うことができたのである。より直接的に賃金きり下げの効果をもたらしたのは、一九四八年の夏頃から中小企業においてまずひろがつてきた賃金の遅配、欠配の現象である。労働基準局の推定によると、一九四九年二月において遅配件数は、全國で一〇、〇〇〇件以上に及ぶといわれている。

右に明かにしたように九原則実施後の経済情勢の変化は、失業者の増大、能率給採用の一般化、賃金の遅欠配等の現象を顯著にし、賃金きり下げにたいして絶大な影響をおよぼした。このような賃金にたいする影響は、政府による賃金統制の必要をはるかに追いこしたかのようである。少くともこの時期においては賃金政策の局面は、より廣汎な財政金融政策に移され、具体的な賃金問題の処理は個別的な企業にゆだねられたかの感がある。このように個々の企業が、独自に賃金問題を処理することが可能となつたのは、経済的な重壓もさることながら、労働組合運動の急速な弱化の要因をあげなければならない。

以上簡單に九原則実施後の経済情勢が賃金政策に與える基本的規定を明らかにしたが、次に具体的な賃金政策の展開過程を検討しよう。

九原則には、「賃金安定策の確立」ということが強調されているところから、その発表の直後、安定本部は一九四九年四月の物價改訂を機会に賃金をストップし、以後一定期間ごとに生計費の値上りにスライドさせるという直接統制方式の立案にとりかかつた。前にも述べたように賃金安定問題は、片山、芦田、吉田の歴代内閣の懸案であつたにかかわらず、ついに実施をみなかつたものであるだけに今回は相当氣負いたつて成案をいそいだのであるが、間接統制方式を省議で決定した労働省との間に意見がまとまらず、依然として本極まりにいたらなかつた。一九四九年に入つて労働省は、更に企業経済統制の法制化等を中心とする間接統制方式と、最低賃金制の設定を内容とする対策を安本に呈示したが、これまた具体化することなく、その後、ドッジ氏の來朝、單一爲替レート設定の切迫、総選挙等の客観情勢の急激な発展によつてたなあげの形となつた。しかしその間に賃金三原則による間接統制が適当であるとの氣運が濃厚となりつつあつたことは否定できない。このことを端的に表明したのは、一月二七日から開催された労資協議会の賃金生産分科会の結論である。それは次のようなものであつた。

◇賃金生産分科会（議長＝商大学長中山伊知郎氏、副議長＝國鉄委員長加藤閲男氏、日経連専務理事前田一氏）

(一) 経営者は最高の能率を発揮するため諸困難の克服に努力し、労働者は生活の困難をしのんで経営者に協力する。

(二) 賃金安定の原則は労資ともに承諾した。賃金の安定を達成するには次のことが必要である。

(A) 現行物價体系の不均衡修正。
(B) 実質賃金の維持改善。
(C) 政府にヤミ取引を撲滅させ、現在の必需品配給の不均衡を是正させる。
(D) 全國民の税負担を公平にする

(三) 賃金は三原則の厳守によつて安定させるべきであるが、次のことに注意する。
(A) 基礎産業と輸出産業は特別の考慮を必要とする。
(B) 各地域や産業、企業面に見られる賃金の不均衡をなんらかの方法で是正することに努める。
(C) 三原則を受諾する場合、政府は労資が受取る利潤の割合に関する基準を設定する責任も引受けるべきである。

(四) 賃金と生産は直接的関連がなければならぬ。
(五) 増産による利潤の一部は施設の修理改善に充てらるべきである。
(六) 最低賃金については意見の一致を見なかつたが、分科会の大多数は最低賃金の確立を支持した。
(七) 直接賃金統制についても意見の一致を見なかつた。経営者側はかかる統制の必要を強調したが労働者側はこれに反対した。労働者側と一部経営者代表は特にかかる計画は実施が非常に困難であると述べた。直接賃金統制に関する取極めはなかつたが、分科会は三原則を厳守することによつて賃金を統制すべきことを満場一致同意した（日経、一九四九、一、三〇）。

右の賃金生産分科会の結論においても、直接統制については意見の一致をみず、三原則による間接統制を支持する結果となつたが、このことは、二月八日ロイヤル陸軍長官に随行して來訪し、日本の労働問題を視察したギブソン労働次官補の言明によつてさらに決定的となつた。すなわちギブソン労働次官補は賃金問題について「経済安定計画に関する賃金統制については九原則は賃金統制、赤字融資、補助金問題について十分な効果を発揮することができ有効な団体交渉を行い得るものと考える。したがつて直接統制の必要はない。賃金統制の方向は現在アメリカ議会に提出されている賃金統制の方向に行くべきだと考える。」との談話を発表した。なおこの時期において賃金値上りの傾向はめだつてにぶくなつたことが、安本の資料等によつて実証され、賃金の直接統制はかえつて危険であるとの意見が支配的となつた。鈴木労相も二月二八日の記者会見で「最近均衡予算の実現という有力意見が示されて、建設公債、地方公債の起債もできないとの空氣が強い（中略）。均衡予算確立の有力意見は予想以上に強い要請であり、これは賃金問題にも痛烈にひびくものと思う。諸般の事情からみて賃金政策は根本的轉換の時期に入り、三原則の強力な推進の時期が近い」といつているが、この談話は、ドッジ・ラインの実施下における賃金政策のあり方を示したものとして興味あるものといえよう。

四月一六日には四九年度予算案が國会を通過し、給與ベースも六、三〇七円にすえおきになつた。さきにものべたように、この予算は賃金に重壓を與え、又労働運動にも賃金値上げより首切り反対の闘争に重点が移行した結果、賃金政策にもめだつて変化はあらわれなかつた。このことはさきにもふれたように九原則実施後経済情勢に大きな変化があり、國家的賃金政策にまつまでもなく、企業の合理化が不可避となり、能率給採用の一般化、單價の引下げによる賃金の切り下げなどが行われ、賃金問題が個別企業によつて処理されたことにもとずくものである。もともと戰後の賃金政策は、インフレーションによる労働組合の強力な賃上げ闘争に対処する意味をもつたものであつたが、一九四八、九年においてインフレーションは鈍化

し、更に労働組合運動もめだつて後退したため、あえて直接統制等の國家的な賃金政策を必要としない段階であつたといえるであろう。

ところでこのように停滞していた賃金政策も、四九年の一〇月に入つて、國鉄の九、七〇〇円ベースの要求にもとづき、國鉄中央調停委員会が八、五二七円の調停案を勸告したことをきつかけとして、人事院は、公務員の給與改訂を勸告しようとする動きをみせはじめた。これにたいして増田官房長官は一三日の記者会見において「ベース改訂をやればインフレが再燃し、物價と賃金の悪循環から國民生活を一層苦しくする。インフレが終熄しかけている現在こそわれわれは耐乏生活をしなければならぬときであり、政府としても必需物資の値下げなどで実質賃金の向上を図りたい。」と言明し、賃金ベース改訂の意思のないことを明らかにした。政府と人事院の意見の対立は、やがて政治的問題として表面化しようとする形勢を示したが、このときにあたつて、鈴木労相が「最低賃金制の問題は今や眞剣に検討すべき段階にきた」と強調し、さらに増田官房長官も、本格的に産業の合理化が推進される結果予想される賃金引下げなどの労働條件の悪化を防止する方策として、労働基準法第二八、九條にもとづき最低賃金制を定めると言明したことは特に注目に價する。最低賃金制を設定しようとする政府の意向は、フロア・プライスの撤廃にともない日本が再びソシアル・ダンピングを行おうとしているという國際的非難を緩和する意図にでたものであることはいうまでもない。

さて政府と人事院の給與ベース改訂についての意見のくいちがいは、二八日の参議院本会議の答弁において表面化した。その後人事院浅井総裁は、吉田首相を訪問して善処方を要望したが、首相の了解を得ることができず人事院の勸告も早急に提出することは困難となつた。なお政府は一一月二八日、明年度においても給與の改訂はしないとの言明をかさねておこなつた。

一二月四日にいたり、人事院は、ついに意を決して公務員法第二八條にもとづく國家公務員の給與ベース改訂についての勸告を國会および内閣にたいして行つた。勸告の内容は次の通りであつた。

総　説

一、政府は、公務の民主的かつ能率的な運営を確保するため、模範的使用者として、國家公務員にたいして適用すべき各般の根本基準を確立しこれにたいし公正な待遇をなす義務をもつている。なかんづく緊急且つ重要なものは、職員にたいして公正適当な給與水準を決定することである。これはまた同時に人事管理上もつとも複雑にして困難なる問題の一つである。

二、公正適当な給與水準は少くとも職員に最低限度の生活を保障するとともに、誠実有能な職員を公務に誘致し、その職務に専念させるに足るものでなければならない。かかる給與水準は民間給與との均衡ならびに公務の特殊性および勤労條件を考慮して決定したものでなければならぬ。このような諸條件を検討して、はじめて公正適当な給與水準を算定することができるのである。

三、人事院は國家公務員の給與に関し、常に調査研究を行い、その事情に通ずるよう努めているが、その公正な待遇を確保するため必要があると認めた場合には、國家公務員法の規定にもとづいて適当な勸告をなす権限と責任とをもつている。

四、人事院は昨年以来給與行政の改善向上に努めてきたがこの結果、給與の実態は從前に比して一段と明確にされるようになつた。しかも職階制が制定されたあかつきには、職員の職務内容と責任に応じた給與が保障せられ人事記録が完備されるときには、職員に対する給與は正確に、かつ遅滞なく支拂われることとなろ

う。

五、昭和二三年一二月、人事院が國会および内閣にたいして勧告した給與計画は、國会において原則的に承認され、「一般職に属する國家公務員の人事および給與に関する方針の統一をはかる」ものとして、政府職員の新給與に関する法律を全面的に改訂することとなつた。この法律は職員給與額の総平均を月額六、三〇七円とするものであつた。

六、この六、三〇七円はその算出の根拠を昭和二三年七月におけるマーケット・バスケットによる生計費および民間給與実態調査におき官民給與の均衡をはかつたものである。

しかるにその後における生計費は除々に上昇を示し、官民の給與には次第に不均衡が生じはじめた。

そこで人事院は、昭和二四年四月、民間給與の実態調査を全國にわたつて行つた。この結果は昭和二三年七月に行つた第一回給與実態調査と比較するとき、各職種ともその給與額において相当の上昇を示していることがわかつた。

その後においての民間給與の推移を毎月勤労統計についてみると、大体において横ばいの狀況を示している。

七、つぎに生活費としては、まず國民一人当りの食物標準量を定め、ついで栄養調査に基いての消費の実態を加味するとともに、年齢、性別、家族構成などの相違をもあわせ考えて食料費を決定し、さらに衣服、住宅、サーヴィスなどにたいして支拂う適正額をこれに加えなければならない。

以上の方針にもとづき、小都市に居住する独身成年男子で、中等程度の労働をするものが最低水準を維持するのに昨年七月においては、月額二、四七〇円を要したが、その後地域による生計費の差等は漸次減少を示し、本年七月においては、物價の騰貴と共に食物標準量も多少増加して、俸給算定の基礎となる独身成年男子一人当りの生計費としては、月額三、六〇六円を要することとなつた。

八、以上の諸点を、國家公務員の特殊性ならびにその勤労條件ないしは生活実態とあわせ考えるとき、人事院は、現行の俸給表を改正して國家公務員の給與の調査を行うことがきわめて急務であることを認識する。

従つて、中等度の労働に従事する成人職員の本年七月の生計費三、六〇六円を土台とし、人事院の行つた民間給與調査を勘定して現在の俸給表を改正すれば、別表B以下のとおりとなり職員給與額の総平均はおおむね月額七、八七七円となるはずである。

よつて人事院は、以上の報告にあわせて以下のとおり勧告を行うものである。

勧　告

九、人事院は、現行の給與額を増額する必要を認め、別表B—1およびB—2に示す給與額のとおり改訂することを勧告する。なおこの改訂を実施するさいには、別表Aの規定にしたがうべきである。

一〇、勤務手当については、人事院は絶えず調査研究を行つてきたのであるが、とくに本年五月に行つた全國三八一都市における生計費の料学的研究調査の結果、勤務地手当の支給割合については、つぎのとおり改訂することを勧告する。

勤務地手当は、生計費を算定の基礎とするものであるが、最近における全國各地の生活物資の價格の超勢は、絶対額においてかなり上昇を示してきたが、輸送の改善等のために地域間の較差は次第に歩み寄りの傾向をみせ、従来の三〇%、二〇%、一〇%、〇%の割合を不合理とするに至つた。従つて現在における特・甲

乙・丙の区分を廃し、新たに五区分を設け、それぞれ二〇%、一五%、一〇%、五%、〇%とすることがもつとも合理的な支給法である。

一一、元来扶養手当は、経済狀態の不安定な時期において臨時的に設けられるものであつて経済狀態が正当化するとともに当然職員の基本給にふくまるべきであり、また社会情勢に即応しつつ改廃さるべき性質のものである。しかるに、その後における民間の給與をみるに、その基本給は漸次改訂されたが、扶養手当にほとんどみるべき変化がなかつた。しかして公務員の現在一人当り平均扶養手当額は民間とほとんど同額である。従つて扶養手当については、なお従前の例によることを勧告する。

一二、検察官の俸給に関しては、従来検察官の俸給などに関する法律によつて規定され、政府職員の新給與実施に関する法律の適用を受けていなかつたのであるが、給與に関する方針の統一をはかる上からも、速かにこれを特別法から一般法へ切りかえることが必要である。よつて人事院は、検察官の俸給に関する法律（昭和二三年法律第七六号）を廃しその俸給については、別表Gに示す給與額のとおりに改訂することを勧告する。なおこの改訂を実施するさいには、別表Aの規定に従うべきである。

一三、人事院は、國家公務員の福祉および利益を保護するため、以上の各項目にわたり勧告を行うものであるが、今後においても常に調査研究を行い、職員の給與に関し公正適切なる措置をとるよう、いつそう科学的資料の收集に努めこれを基礎として、給與額表を作成し、國会および内閣に対して適当な勧告を行うはずである。

〔別表A〕 新標準給與額への切替規定

一、職員の新俸給額は、現行の俸給表の月額に対応する別表B―1、B―2およびGにかかげる新俸給額とする。

二、前項の規定によつて、職員は、別表C、D、E、FおよびHの俸給表の適用をうけるものとする。なお、別表CないしFの級別俸給表の適用をうける職員にあつては、その属する職務の級は変更されない。

三、職員の新俸給がその職員に適用される俸給表にかかげる職務の級に相当する俸給の巾の最高額をこえた場合においても、第一項に規定する方法により決定した新俸給額を支拂うものとする。

四、前項に規定する新俸給額をうけるばあいにおいては職員が同一の級にある間は昇給しない。

五、職員の新給與額が、その職員に適用される俸給表にかかげる職務の級の巾のうちで、この切替により従来の号俸とことなる場合には、新しい号俸によるものとする。

〔別表B―1〕 俸給の新旧切替表

（以下すべて單位は円とする）

号俸	現在の俸給額	新俸給額	号俸	現在の俸給額	新俸給額
一	二、四〇〇	三、四二五	二	二、四七〇	三、五一四
三	二、五四一	三、六〇六	四	二、六一三	三、七〇〇
五	二、六八八	三、七九六	六	二、七六五	三、八九五
七	二、八四四	三、九九七	八	二、九二六	四、一〇一
九	三、〇〇九	四、二〇八	一〇	三、〇九六	四、三一七
一一	三、一八四	四、四三〇	一二	三、二七五	四、五四五
一三	三、三六九	四、六六三	一四	三、四六六	四、七八五
一五	三、五六五	四、九一〇	一六	三、六六七	五、〇三八
一七	三、七七二	五、一六九	一八	三、八八〇	五、三〇三
一九	三、九九一	五、四四二	二〇	四、一〇五	五、五八三
二一	四、二二三	五、七二九	二二	四、三四四	五、八七八

二三	四、四六八	六、〇三一	二四	四、五九六	六、一八八
二五	四、七二七	六、三四九	二六	四、八六三	六、五一五
二七	五、〇〇二	六、六八五	二八	五、一四五	六、八五九
二九	五、二九二	七、〇三七	三〇	五、四四四	七、二二一
三一	五、六〇〇	七、〇三七	三二	五、七六〇	七、六〇二
三三	五、九二五	七、八〇〇	三四	六、〇九四	八、〇〇三
三五	六、二六九	八、二一一	三六	六、四四八	八、四二五
三七	六、六三三	八、六四五	三八	六、八二三	八、八七〇
三九	七、〇一八	九、一〇一	四〇	七、二一九	九、三三八
四一	七、四二六	九、五八一	四二	七、六三八	九、八三一
四三	七、八五七	一〇、〇八七	四四	八、〇八二	一〇、三五〇
四五	八、三一三	一〇、六一九	四六	八、五五一	一〇、八九六
四七	八、七九六	一一、一八〇	四八	九、〇四七	一一、四七一
四九	九、三〇六	一一、七七〇	五〇	九、五七三	一二、〇七七
五一	九、八四七	一二、三九一	五二	一〇、一二九	一二、七一四
五三	一〇、四一九	一三、〇四五	五四	一〇、七一七	一三、三八五
五五	一一、〇二四	一三、七三四	五六	一一、三三九	一四、〇九二
五七	一一、六六四	一四、四五九	五八	一一、九九八	一四、八三五
五九	一二、三四一	一五、二二二	六〇	一二、六九五	一五、六一八
六一	一三、〇五八	一六、〇二五	六二	一三、四三二	一六、四四三
六三	一三、八一六	一六、八七一	六四	一四、二一二	一七、三一〇
六五	一四、六一九	一七、七六一	六六	一五、〇三七	一八、二二四
六七	一五、四六七	一八、六九九	六八	一五、九一〇	一九、一八六
六九	一六、三六五	一九、六八六	七〇	一六、八三四	二〇、一九八

〔別表B—2〕 一五級の俸給の新旧切替表

現在の俸給額	新俸給額
一八、三二〇	二一、八一八
一九、九四〇	二三、五六八
二一、七〇〇	二五、四五九
二三、六二〇	二七、五〇〇

〔別表C〕 一般俸給表
〔別表D〕 税務職員および経済調査官級別俸給表
〔別表E〕 警察職員、海上保安廳職員および刑務職員級別俸給表
〔別表F〕 船員級別俸給表
〔別表G〕 検察官の俸給の新旧切替表
〔別表H〕 検察官特別俸給表 （以上省略）

右のような人事院の勸告によつて政府ならびに與党は苦慮し、民自党内には予算の組替論すらおこつた。又野党の動きも年末賞金の支給をめぐる民同系官公労組の越年闘争と呼應して、とみに活發化し、給與法の改正を共同提案しようとする動きすらみえはじめた。

ところが、その後野党代表が、総司令部予算課長リード氏と会見し、ベース改訂は不可との言明を得るにいたつて給與問題をめぐる野党攻勢も、頓座した形となつた。かくして、一二月二一日の國会においては「國鉄裁定および臨時年末手当支給法案」のみが可決され、人事院の給與ベース改訂案はついにひのめをみずにおわつたのである。

ここで、公務員の給與問題についての人事院の役割は如何なるものであるかということが当然問題となるが、人事院はそもそも公務員から争議権をはくだつすることの代償として設置されたものであり、公務員の給與については相対的に独自の役割と権能をもつていたといわねばならない。ところが、右にのべたような事情は、人事院の独自な役割に大きな限界のあることを明かにした。すなわちこの段階にあつては、労働者階級にたいする偽装すらもはや不用になつたのである。

第三編　使用者の労働対策

——日本経営者團体連盟の成立とその活動——

一九四七年五月設立された日本経営者団体連合会は、地方別経営者団体と全國的な業種別団体とをもつて構成され、それらの全國的な相互連絡提携、労働関係の調整等を目的としていた。しかるに、労働運動の発展に伴い経営者団体のより統一的な方針による共同闘争の必要が痛感され、ここに一九四八年四月一二日経営者団体連合会を改組改称して日本経営者団体連盟（略称日経連）が成立するに至つた。同日の創立総会におけるその宣言はその間の事情を次の如くのべている。

「いまや世界をあげて政治経済外交に緊迫した動向を示し、うちには労働不安の中に外資導入をめぐつて経済復興の基礎を確立すべき重大関頭に立つて経営者団体連合会の改組強化をはかり、日経連の旗の下に総力を結集しその知識経験を動員、その熱意勇氣を振作し、以て経営権を確立し産業平和の確保と日本経済の再建に向つて不退轉の努力を傾倒せんとするものである。経営者よ正しく強かれ！」（傍点筆者）

経営者は、戦後二年半の労働運動によつて自己の経営権が不当に侵されたと感じ、日経連の統一的な旗じるしの下に再び経営権を完全に掌握しようとしたのである。

日経連成立後一九四九年末までに発表された宣言・意見・建議等は極めて多いが、そのうち重要なものをかかげると次の如くである（傍点筆者）。

第一節　経営者活動の基本方針

(1)第一回全國経営者大会における宣言。その全文は次の通りであるが、ここでは「國家的見地」が強調され、経営権確立がそのために強化されなければならない、と宣言されている。

全國経營者大会宣言（四八・九・九発表）

経済危機は愈々深刻化し祖國再建のため極めて重大なる轉機に直面した。今にして全國民が経済危機克服のための渾身の努力を怠らんか、遂に日本経済は最終的破局に突入するであろう。

われわれ経営者はさる四月一二日「経営者よ正しく強かれ」をモットーとして日本経営者団体連盟を結成し、爾来経営権確立のために総力を傾倒して来た。然るに救國経済再建の中核としての経営者の責務に深く思いを致すとき、われわれの國家的見地よりの大局的行動は益々これを強化すべき必要を痛感する。

われわれは日経連を中心とする全國経営者の主体的実力を結集

し、救國経済再建のための主動力として、眞摯旺盛なる経営者活動を広く展開する。

本日ここに第一回全國経営者大会において決定せられたる行動方針に從い、高き自覚と深き責任を以て新しき進発をなさんとするものである。

「経営者よ、経済再建の先頭に立て」

右宣言する。

(2) 第一回大会で決議された「経営者活動の基本方針」および第二回総会宣言。ここでも自己の國家的見地を強調し、「救國経済再建」を目標とする健全な労働組合とはすすんで協力することを誓う経営者の姿があらわれている。

経営者活動の基本方針

(四八・九・九全國経営者大会で決議発表)

敗戰後三カ年を閲して、わが國経済は依然その危機的様相を継続し、今にしてこれが再建のための最後的努力を致さなければ悔を千載の後に残すも詮なしというべきである。

抑もかかる事態を招来した原因は主として敗戰による必然の成行と政府施策の不適正にありとはいえ、われわれ経営者自身が果して救國的情熱を傾けて自らの力を結集し、自ら施策を具体化するために悔なき努力を致したか深く反省するところがなくてはならぬ。

経営者は経済再建の眞の担い手としての自覚に徹底し、自由な逞しき企業活動によつてこの危機を克服し、経済を再建し得ることを固く確信しているのである。

日本経営者団体連盟は全國の地域別、業種別経営者団体を母体とし末端の現場に直結する眞に実践力ある経営者の団体である。この日経連を強化することによつて、全國経営者の行動力を結集し、主体的実力を確立しなくてはならない。しかして救國的経済再建のための主動力として凡そ経済再建に必要な各般の事項につき、経営者の実践的機関として積極的に活動し、全経営者の要望を貫徹するためにあらゆる努力をなすものである。かかる見地より日経連の活動は、当面の経済危機克服のため、國家的見地に立つ経営者活動全般に及ぶのである。労資関係についてもこの大局的活動の一環として、その健全化のために努力を傾倒するものとする。

本日ここに全國の経営者相会するの秋に方り、新たなる決意をもつて、救國的経済再建を目指し、当面の行動方針を左の通り決定する。

一、略

二、健全労働組合主義の高揚

われわれ経営者は経済民主化の方途において経済再建を遂行せんがために、過去のわれわれの行動につき深き反省を致し、新しき経営の在り方のため一層の努力をなさんとするものであるが、それと共に労働組合に対しては極左的偏向の破壞的活動を清算し組合運動の限界は明かに社会全体の福祉にあることを認め、一部過激なる分子を自らの手で排除し、眞に民主的運営によつて経済復興のために建設的努力のなされ得る健全労働組合としての発展を切に念願してやまない。かかる健全組合とは、われわれ経営者は救國経済再建を目標として、相共に提携し、互に努力することを誓うものである。その具体的方法は地域並に業種の実情に応じ又経営の現場の狀況に即し決定推進する。

三、労働関係法規の改正

われわれ経営者は敗戰経済再建のため相共に協力し得る健全な労働組合の発展を切に念願するものであるが、組合運動を利用

して自らの権慾を満足せんとする少数分子によつて、不当なる爭議行爲や経営権の侵害が公然と行われるに至つて、世論はこれに厳しい批判を加え始めた。

われわれは労働者の基本権はこれを十分尊重すると共に、過激分子の行過ぎ行動を是正するために過去半歳の間、全國各経営者団体が協力して労組法、労調法の整備充実につき慎重なる検討を加えて、近く成果をみんとするに至つた。

今や世論は破壊的運動の惨禍から健全労組を防衛するために関係法規の改正を熱望しつつあることを確信して、われわれは最も効果的時機を考慮の上これが実現を期するものである。

四、略

日経連第二回定時総会宣言（四九・四・一二）

敗戰経済の行手は苛烈なる艱難の途であることは世界の歴史の訓えるところである。

然るに敗戰後の日本経済は混乱の怒濤に流されつつも、資本の居食いと、連合軍の恩恵とにより饑餓を免れ、わずかに破綻を弥縫しつつ今日に至つたことは全國民の深き反省を要することであつた。あたかもこの時経済九原則は展示せられ、國際経済の一環に復帰せんとする日本経済に対し曖昧を許さぬ関係当局の強き要望があきらかにされた。

経済の自立的再建の作業は今日より始まる。このきわめて困難なる作業を前にして、日本人全階層の人々が、自からの大らかな眞の祖國愛と眞の民族愛とを経済再建に結集しなければならぬことを信ずる。

われわれ経営者はこの歴史的段階に立つて、深刻なる事態を克服することによつて全國民的幸福の必成を確信し経済の自立的再建の先達たらんことを念願するものである。

われらは混沌と混迷の中から愛國的経済再建を念じ、その努力を傾倒しつつある建設的労働組合とはさらに相提携し、さらに一層の相互信頼を増進して、相共に悔いなき努力を祖國に捧げんとする決意をここに表明する。

「経営者よ、総力を自立経済に結集せよ」

右宣言する。

(3) 経営権確保に関する意見。右において宣言されている経営権確保について、四八年五月一三日常任理事会は次の如く改めてその意見を決定した。企業整備に対する労働組合の反対運動がようやく盛んになり、それに対する官憲の出動が強化された時期に、経営者が断乎として「自衛の道」を歩むべき決意が示されているのである。

経営権確保に関する意見

一九四八年五月一三日、日経連常任理事会

企業再建整備の方策中には経営限界以上の冗員整理を必然的に伴うが、吾々経営者は決してこれを一方的に勤労者の犠牲において実施する意図なく、勤労者と慎重に協議の上、民主的方途により或は人員の配置轉換、作業方法の改善或は能率向上等の処置を講じて人員の整理は極力回避し、万止むを得ぬ場合にのみ最後的措置としてこれを実施するよう最善の努力を傾注している。

しかるに現状は吾々の意図に反し労働組合の一部においては或は政治的から或は自己権力拡大のため必要以上の紛争を惹起し円滑な企業再建を阻みつつあることは遺憾である。例えば東宝における紛争はその一例であるが、思うに日本経済の再建は一方に既に憲法によつて保障された労働権とこれに相対応する経営権とを支柱とし、この権能の正当な運営によつて始めて可能なのである。近頃、労働権の運用について一部の組合はとかく法の意図するところを逸脱し、本来的に経営権に属すべき人事権、経理権等

を不当に侵害し、日本再建を妨げていることは、各所の罷業或は生産管理等に見られるところである。

かかる現狀において今日このまま放任せば各企業は殆んど倒壞する最後の関頭に立至る。ここに経営者は断乎として経営者が本来保有する経営権を行使し速かに自立体制の確立を計る以外に自衛の道なしと深く決意するに至つた。

(4)経営者の共同闘争。次にかげる申合わせは、労働者の統一的運動に対し、自己の陣営をもまた統一させてこれに当ろうという経営者の要望をあらわしている。

争議時における経營者の相互援助に関する申合

（四九・七・二七　東北経営者大会申合）

現段階における労資関係特に争議においては労組側は概して地域闘争戰術により集中的に一企業に対する攻勢にその力を結集しているにかかわらず、経営側においては依然單独でこれに対抗せざるを得ない情勢にある。ここにおいて当面経営側の対策の一つとしては次の方策を確立することはきわめて緊要である。すなわち

（1）同地域経営者間において地域的あるいは業種的に結集すること。

（2）同業または同地域の経営者間において情報資料の交換を行うこと。

（3）団体交渉あるいは争議時における相互連絡、相談を行うこと。

（4）他に影響する問題については企業が單独に利己的協定をしないこと。

（5）繫争問題に関する共同声明の発表をなすこと。

（6）争議会社に対し同業者が営業、資金資材関係等において圧迫を加え、これを窮地に陥れるがごときことは絶対に差控えること。

（7）自社従業員が時間中他社の争議の応援に出動した場合はこれに対し遅滞なく相当な処分を講ずること。

大体少くとも以上諸点に関する相互援助の経営者協定が可能なるごとき態勢をつくることは、経営者が当面する経営ならびに労働不安を解決する機関となりうると思われる。

第二節　労働政策に対する意見

次の二つは、第二次、第三次吉田内閣に対する要望であるが、(1)能率賃金制度の普及および直接賃金統制策の実施要望、(2)行政整理および企業整備の不可避性の強調とその徹底的遂行の要求、(3)民主的労働組合の育成と紛争防止・処理のための行政的、立法的措置の要望がその骨子である。

労働政策に関する吉田新内閣への要望意見書

（四八・一〇・二〇、総理、安本、商工、労働、厚生、文部、内閣官房各当局に提出）

現下内外諸情勢の轉機に際し、祖國再建のため積極的進発をなすの秋は今をおいて再びない。われら経営者は経営担当の最終的責任者たる自覚に徹し九月九日全國経営者大会において自ら経済再建の先頭に立ち、自由な逞しき企業活動により当面する経済危機を克服すべき行動方針を決定した。

今や新政権の成立に当り政府はわれら救國の決意をくみ、その新政策のうち左記の事項をとり入れ、もつて健全なる労資関係の確立のため施策を強力に実行するとともに、経営者の活動を促進しかつ労働者の生活安定を期する産業経済対策を講じ、経済復興

再建政策の一環として有効適切なる施策を迅速果敢に実施に移されんことを要望する。

一、労働者に対する主食の増配を機として、生活必需物資の裏付による実質賃金の確保に一段の努力を致すとともに速かに賃金安定方策を講ずること。

二、生産増強の促進を図り併せて國際経済参加に備え高能率高賃金主義を採用するため、職場規律の確立による勤労者の義務観念の高揚を図るとともに、能率賃金制度の普及を徹底する方策を強力に採ること。

三、行政整理と企業整備の現段階における不可避性を確認して、積極的失業対策を講じ、企業の再建整備を推進して企業経営を合理的基礎におき、國際経済への参加態勢を準備するとともに企業整備により生ずべき失業者の吸收については経営者の創意による新職場の開発を助成し、さらに失業者に対する國家的生活保障制度の充実を図ること。

四、労働者の基本権と公正なる労働運動はこれを尊重するとともに、過激分子によつて指導せられる労働組合運動の行過ぎを是正する趣旨から労働関係法規の改正を断行すること。

五、労働運動の民主化を促進するため労働者に対する教育活動を徹底するとともに、教育の実際化を図るため学校教育における企業経営ならびに生産技術教育に力を致すこと。

六、当面の不安定なる経済情勢下における労働者の福祉増進を図るため、現在の不徹底なる社会保険制度を整理統合して適正なる負担割合による社会保障制度の確立に向うとともに、現在死藏同様の狀態にある各種社会保険の積立金の合理的運用を速かに行うこと。

吉田新内閣に対する要望意見書（四九・二・一六）

過般の総選挙においては全國民の総意が政治経済の安定を希求した結果、議会の安定勢力として民主自由党が絶対多数を獲得したのであつて、この総選挙の実績に鑑み今回広く志を同じうする人材を集めて新内閣の組織が行われたことは政治安定への第一歩として同慶に堪えないところである。いうまでもなく内閣今後の施策の中心は経済安定にあり、その基盤は九原則の実施にある。経済九原則にもとずく諸政策を強力に遂行しわが國経済の自立安定を達成するためには政府施策に対する國民の明るい希望に満ちた衷心よりの支持がなければならない。

政府はこの新発足に当り総選挙において國民に公約した諸政策の忠実なる実行を期するとともに、殊に今後諸施策の重点たる経済政策については広く財界の意見を積極的に反映し、経済の実態に即応した眞に適切なる施策の具現を図られたい。

特に産業労働政策については高邁なる叡智と旺盛なる熱意をもつて全國民の自発的協力により、左記の事項を強力に推進してこれを実践に移されんことを要望するものである。

一、爲替レート設定を機とする物價、賃金の安定は経済安定の要件である。從つてこれに関する方策としては

（1）單一爲替レートはわが経済の総合的実勢に基き確実に維持し得る合理的水準において決定すると共にこれに関連する諸施策の準備に遺憾なきを期すること。

（2）一般物價水準は賃金安定の前提としてこれを確保すべきであるが、甚だしく不合理な公定價格についてはこれを是正すると共にこれにより一般生計費の増加を来さないよう関連産業の合理化による値上りの吸收等適当な措置をとること。

（3）賃金安定方策としては企業三原則の厳守に対応し生産意欲

の向上を促進することを條件とする方法において直接賃金統制策を実施すること。この際、

（イ）地域間、産業間、企業間の賃金格差は適当に是正する。

（ロ）支拂能力の限定について適正な基準を設定する。

（4）賃金安定策に伴う措置として

（イ）生活および労務用必需物資の配給確保、増配による実質賃金の維持改善。

（ロ）ヤミ取引の撲滅、資材配給の適正化。

（ハ）勤労所得税の軽減、租税負担の公正化を図ること。

二、九原則の実施に伴う企業の合理化、失業の発生は必然的である。従つてこれに関する方策としては

（1）行政整理は九原則の重要な一環としてかねての公約にもとずき、單なる経費節減のための人員整理でなく、政府事業と行政事務の全般に亙る能率化を図るため徹底的に実施すること。

（2）失業対策としての公共事業については従来の官僚的非能率な企画運営を改善するとともにわが國唯一の無盡藏資源たる電力の電源開発その他産業道路の拡張等生産的事業を中心とすること。

（3）右の生産的公共事業に要する資材資金調達については連合國の援助を仰ぎ船員の就労職分を増大するため船舶のチャーターを連合軍当局に懇請すること。

（4）失業対策の第一線機関として公共職業安定所の重点的再編成を行うとともに窓口行政の刷新を図り職業紹介事務のサービス化、失業保険事務の効率化、職業補導所の民間委託等を実施すること。

5）社会保険及び解雇手当、家族手当等の諸制度を整理統合して合理的なる社会保障制度の確立を目標とし

（イ）当面の企業整備に対する解雇手当については企業合理化資金の一部として融資のあつ旋を図る等の指導につき遺憾なきを期すると共に

（ロ）現行厚生年金保険等の積立金は労働者住宅、その他勤労者の生活安定のため積極的に合理的な運用を図ること。

三、九原則実施のためには労資関係の安定が必須の要件である。したがつてこれに関する方策としては

（1）労資間の紛争防止の見地より

（イ）労働組合の民主化を一層促進するため必要な立法的措置を講ずるとともに

（ロ）労働組合に対する政党の支配を排除するため破壊と混乱を目的とし経済再建を阻害する一部分子に対して明確な思想対策を確立し、眞の民族的福祉の基盤となる健全な國家観念と愛國精神に関し國民に対する啓蒙運動を強力に展開すること。

（2）労資間の紛争処理のため

（イ）企業内の苦情処理機関の設置、調停機関への附託などにつき労働協約に関する強力なる指導を行うとともに

（ロ）特に公益事業については社会の福祉を脅す恐れある場合は強制仲裁をなし得るよう法的措置を講ずること。

（3）従来の労働運動の実情に鑑み極東委員会一六原則の主旨に従い

（イ）労資対等および公正の原則を明確にし

（ロ）紛争の平和的解決の義務を強化し

（ハ）労働組合の民主性、責任性を確立するため労働組合法および労働関係調整法の根本的改正を実行すること。

第三節　労働組合対策

労働組合法等に関する意見。これらの点については次の諸意見が具体的に問題を語つているが、特に重要なのは(二)「当面の労働情勢に対應して経営者のとるべき態度」で、共産党員排除を具体的に主張している点であり、特に、四九年夏國鉄人員整理のやり方に教訓を見出している点である。労働法の改正に対しては、当然のことながら労働省を支持し、むしろ、それが控え目であるといつているのである。又(五)で再び改正することに反対しているのは、四九年春の改正が経営者にとつて著しく有利であることを物語つている。

(1) **組合業務専従者の取扱基準要領**（略）（四九・五・一三発表）

(2) **当面の労働情勢に対應して経営者のとるべき態度**

（四九・九・七）（要旨）

破壊分子を追いだせ

今次の夏期攻勢を期として、共産党はいわゆる地域人民闘争を戦術とし、企業内の問題をできるだけ外にも働きかけて地方的紛争にまで発展させ吉田内閣打倒を目的とした政治的行動に出る傾向がはつきりしている。かくて経営者は常に彼等の脅威の前に立ち労資の健全な関係をうちたてることはとうてい期待できない経営内にある共産党員の排除こそまず第一に行うべきである。

一、意識的継続的非協力者として排除すればよい

いままで共産党員を排除するばあい、一般的に非協力者ということで首切れるかどうかという点が法規上問題であつた。しかしこれの解答が今回の國鉄の人員整理によつてあきらかになつた。すなわち「とくに業務に対する協力の程度を重視し、正常な業務運営を阻害する行爲を自ら行い、あるいは加担し、策動するごときものは、たとえ知識能力などが優位でも、資格要件が高いとされない」とされた。これは整理基準であるが、当然具体的に証拠を平素から固めておけば、いつでもこのような分子は排除できるし、また排除すべきである。

二、就業規則、協約、業務命令違反行爲があれば速かに処断すべきである

これは当然のことでありながら、いままでも経営者は紛争化するのをおそれて、とかく処断する機会を失つてきたが断乎行うべきである。

三、反共第二組合に対する態度

一企業のなかに二以上の組合ができることは必ずしも企業者として喜ぶべきではないが、現実の基盤の上にたつて、労資相協力して企業の向上をはかろうという第二組合がつくられたばあいはたとえその組合が少数であつても、会社施策の重点をその組合へ集中すべきである。ただ第二組合も一つの労働組合であり、その自主性は当然尊重して、これを故意に御用化するような行爲は絶対にさけるべきである。

四、法廷闘争を忘れるな

われわれの企業防衛は、單に経営者だけではなく全従業員の問題である。したがつて一部共産党員のために企業が破壊されることはゆるされるべきではない。経営者は充分法規を研究して、もし法廷闘争となるならば堂々と所信をのべるべきである。

五、宣傳戰を強化せよ

共産党の宣傳活動に負けてはならない。われわれは進んで従業員の前に立つて共産党の思想、行動、企業の破壊をつき、文書、ビラによる宣傳戰を勇敢に行うべきである。

六、反共教育を徹底せよ

経営者は、従来反共を口にすることは非民主的行動であると批判されることを恐れて、反共教育を従業員にたいして行うことをさけてきた。しかし共産党が共産主義をあらゆる方法で教育する以上、経営者も概念的反共でなく、大衆にわかりやすく、具体的な問題について教育すべきである、とくにそのために従業員中優秀な青年社員、青年工員のみを目標とした教育を同時に行うことが大切である。

法外組合を排除せよ

改正労働法でのいわゆる法外組合（アウトサイダー組合）は、法の精神にもとずいて具体的事実のあるごとに排除すべきである。その基準は次によつて行えばよい。

1　労組法第二條に示された要件をそなえていない労働組合は法外組合である。

2　刑事上の免責を規定した法第一條二項は労組以外のものには直接適用しないが、争議団や法外組合の行為でも正当なものである限り、刑法第三五條が直接適用されることとなるから、刑法上の免責がある。民事上の免責についても同様に、法外組合といえども民事上の免責を免除される場合がある。もつとも争議などにさいして正当性を判断するばあい、法外組合は不利をうけることが多い。

3　不当労働行為については

(イ)　経営者は法外組合の組合員を解雇し、もしくは不利益待遇をしても不当労働行為とはならない。この種の不当労働行為は法第二條の要件をそなえている組合の組合員に対する関係においてのみ成立するのであるから、法外組合の組合員は労働委員会に提訴する権限はない。また民事訴訟（仮処分）によつて救済されることもない。

(ロ)　正当な理由があれば、法外組合に対しては団体交渉を拒否しても不当労働行為とはならない。

(ハ)　法外組合が存在していると他の労働組合の結成を妨げることになる場合が多いから、労働者が法に適合した組合を結成し、もしくは運営することを支配し、もしくは介入することとなつて通常不当労働行為となりやすいことを注意しなければならない。したがつて経営者としては法外組合に対して経費援助および利益代表者の組合参加容認のごとき行為にでることは断じてつつしむべきである。

4　法外組合との協定は労組法上の労働協約でないから労組法第十六條―第十八條は適用されない。

また労組法上の労働協約であつても専従者給與、就業時間中の組合活動に対する賃金支拂、使用者の利益代表を組合員とすることなど、法が禁じていることを規定してあれば、その部分は法律上不能なことを規定したものであり、同時に公序良俗に反するものとして民法第九十條に違反するから無効である。

5　労働組合から労働委員会に対し、あつせん、調停などの申請があつた場合には、法第五條の資格証明をしたのちでなければ調停、あつせんには参加できないから、使用者としては、具体的事件にさいし、労働委員会と緊密に連絡すべきである。このばあい労働委員会が法外組合ぼく滅のため組合の資格審査を励行し、組合規約の補正などについて努力するよう要請すべきである。なお職権調停、あつせんについては法第五條の要件をそなえない組合でも参加できる。

労働協約改訂を利用せよ

労働法の改正で労働協約改訂の機会がきた。経営者はこれを最

大限に利用しなければならない。さしあたつて改訂にさいして考慮すべきことは次のとおり。

1　新労働法の主旨にそつて、労組の自主性、民主性、責任性の確立に関する事項は必要なかぎり協約で明かに規定しておくべきである。

2　労働権とともに経営権の尊重を確立すべきである。

3　とくに非組合員の範囲については、経営権の面と労組の自主性、独立性との両面から妥当な線をひかなければならない。しかし具体的協約をむすぶばあい、単に職名、地位などの機械的、末稍的形式主義にこだわつて、労資相互間の勢力の均衡を失わないことが肝要である。

4　組合に対する経理援助の禁止規定は厳格に解釈されねばならない。ノーワーク・ノーペイの原則と有償主義の建前のもとに詳細に規定し、いやしくも不当労働行爲の疑念の余地のないようにしておくべきである。

5　団交の対象、手続（機関）、慣行についての労資関係を正当に取りきめておくべきである。

6　経営協議会はこのさい一たん解消し経営方針執行にあたつての組合の協力は生産委員会のような諮問機関を通じて行うようにすべきである。

7　協約の期限は常に明確に規定されるべきで、もはや自動延長規定は設くべきではない。

合理化は経理の建直しを重点

國際経済へのつながりをより一そう緊密化するために、インフレ政策にともなう安定恐慌を通過しなければならない現段階における企業の合理化は、つぎの諸点を考えて行わるべきである。

1　現段階では企業経理の建直しが重点で、そのために事業の縮小、雇用量の適正化、労働生産性の高揚に力をそそがざるを得ない。

2　合理化の方途は、デフレ下にある現在では、合理化即人員整理の考え方をとることもやむをえない。

人員整理は科学的基礎の上に

企業合理化の一環として行う人員整理は、生産計画、経理上の冗員および再建上の労務管理計画によつて排除される人々の整理である。したがつて人員整理の実施は融資先方面、対組合関係などだれもが納得のゆく方式をとらなければならない。右方式の概要を示すと

一、事前の準備計画

1　既存労働協約、就業規則などについて人員整理遂行に当り制約をうける権限事項などの検討―（例）解雇について組合の同意を要する特約があるばあい、協議中に解雇者の氏名を発表するのは解雇無効の問題とされる。

2　遅欠拂賃金、解雇手当などの資金準備計画。

3　人員整理遂行予定日程表作成―この種の経過はややもすると変轉することが多いので一応日程表に則り計画を進行せしめることが有利である。

4　人員整理遂行のためになすべき企業努力―労組側の攻撃目標は「いかに企業努力がなされたか」に集中されることが多い。

二、人員整理遂行計画

1　人事考課表の整備作成―現場係長級からの進言によつて作成するのが妥当

2　今後の生産および経理計画の立案

3　生産工数計算などによる冗員数の決定―（例）島津製作、

小糸車輛など好例。

4　工職員、直接間接員の合理的比率による職場別要員の再検討。

5　冗員解雇の基準作成は、生産、経理計画あるいは今後の労働管理方針にもとづいて合理的妥当性をもつこと—労組法第七條に違反せず、しかも経営方針上の理由によるべきである。

6　退職手当支給基準の作成

三、人員整理に着手

1　全従業員に人員整理のやむをえざる事由などの主旨を周知せしめる措置をとる—（例）会社声明の発表など。

2　労組幹部に対しては事前に主旨を十分説明しておき協力を要請する。

3　解雇基準、退職金など労働條件と認められる事項については十分協議、交渉をつくす。

4　右協議、交渉がうまくすすまずその原因が労組の同意権の濫用によるものと認められるばあいは、仮処分申請によつて解決をはかる。

四、人員整理遂行上の注意

単に形式的、事務的に処理することが妥当でないばあい、あるいは組合の実態に応じて注意しなければならない点をあげると

1　解雇基準の適用によつて退職する従業員に対しては、その名誉を重んずるために十分留意すること—氏名発表など行わなくてもいいばあいは秘密裡に処理する。

2　再雇用の方策あるいは退職者の就職あつせんなどできる限り努力する。

3　経営者相互間においても積極的に雇用量増大のために連絡調整をはかるべきである。

4　たとえば人員整理と賃下げを同時に行い、残留従業員の労働條件の低下をもたらす結果をまねくことないよう留意する。

退職金は企業経理の範囲で

人員整理成否の鍵は、退職金問題にあると断じても過言ではない。経営者の退職金に対してとるべき態度をあげると

1　退職金は勤続、功労の報償であるが、社会保障制度の不十分な現状では退職後の生活保障という点を付随的にもたせるべきである。

2　解雇手当と退職金とは別個に支給すべきではなく失業保険給付との関係を考え、両者を一体とすべきである。

3　退職金の原資は企業の通常経理でだせる範囲にとどめるべきである。

4　一企業の高額な退職金は必ず他企業にひびくことを考え、一般的水準によつて支給すべきである。

5　退職金の協約ないし規定をつくるばあいには、通貨不安定の折から、長期にわたるものとせず、有効期間を近い将来に限るべきである。

6　退職金制度の将来については、賃金制度の合理化、社会保険の整備拡充と併行して、できるだけ速かに労働條件の範囲から除き、純粋な慰労金として経営者の権限に属するものとして残しておくべきである。

経営者よ團結せよ

労働者の団結に対抗するものは、経営者の団結である。経営者は労働組合にくらべて、業種、規模、形態などによつて、意識、利害関係が複雑多岐であり、団結に欠けるところが多く、労働攻勢にあつてたえず「うけだち」であり「押し切られて」きたことは否定できない。経営者はその団体を中核として団結し、今や経

営者攻勢を展開すべき時である。

なお、世論の支持をえるため、経営者は、民事部、監督官廳、警察、裁判所、検察廳などと常時連絡することはもちろん、その企業所在地の各種機関にとくに新聞、通信、放送局など世論機関に対しても常に緊密な連絡をとり、企業の実情を十分認識せしめ社会の支持がえられるよう積極的努力をたえずつくすべきである。

(3) 労組法及び労調法改正に対する意見（四九・三・二五、民自、民主、國協、社会各党および法務、安本、労働等政府関係当局に提出）

一、労働法改正の緊急性

現行労働法は労働組合の保護育成を目的として簡略な原則的規定を設けるに止つたものであるが、本法制定以来労働組合の組織は急速に拡大してその実勢を昂めるに伴い、ややもすれば一部の過激なる組合指導者の乗ずるところとなつて労動運動の行過ぎを招き、労資対等の原則は破られ、公正なる労資関係の確立も期し得られず、眞に民主的な組合運営をも著しく阻害し、我國経済の興隆に寄與することを目的とする労働組合の使命を十分に果していないことは、すでに過去の経驗と事実に徴して議論の余地のないところである。

右の如く労働法の不備欠陥を是正するためには畢境労資対等の原則にたつ労資関係法を制定し経営者の有する権限の不可侵性を明確にすることが望ましいが、いまや経済九原則の要請に照らし速かに日本経済の自立を達成すべき重大な時に当り、この際少くとも労働組合の自主性・民主性・責任性を強化し、労資対等の立場において公正なる労資関係を確立すると共に公共の福祉を尊重して経済の安定興隆に寄與するため、日本経済の実情に適応するが如き労働法の改正を速かに実現することが緊要である。

二、労働法改正の重点

労働法の改正に当つては、先般発表せられた労働省改正試案について検討する。第一に左の諸点は概ね妥当かつ必要なる事項であるから、これに対する原則的反対はあくまでこれを排除して改正内容を確保すべきである。

(一) 非組合員の範囲に関する規定（第二條第三項）
(二) 労働組合の資格基準に関する規定（第七條）
(三) 団体交渉の慣行並びに手続に関する規定（第四章）
(四) 公益事業の指定に関する規定（労調法第八條）
(五) 労働争議の予告期間に関する規定（労調法第三十六條の三及び第三十七條第一項第二号）

然し乍ら更に労資対等の原則並びに経済九原則の要請からみて労働省試案はなお不十分な点が少くなく、これについての具体的な改正意見は別記「労働法並びに労調法改正法律案（労働省試案）に対する改正意見」の通りであるが、特にこの中で強く主張し積極的に実現を期する諸点は次の如き事項である。

(一) 争議行為の正当性の限界を明確にすること。
(二) 労働者の不当労働行為を規定すること。
(三) 団体交渉の対象とすべき事項の範囲を明示すること。
(四) 平和義務條項を労働協約の適法要件とすること。
(五) 人命並びに業務上の重要施設の保全を妨害する争議行為を禁止すること。
(六) 公益事業の争議に対しては政府がインヂャンクションを発し得ることとすること。

三、改正労働法の急速なる実施

労働法が改正されてもこれが実施を遅らせることは、それだけ改正の意義を殺減するのみならずこれを政治的に悪用する間隙を

あたえるものであるから、差迫つた経済安定の課題に対処して改正法公布後は直ちにこれを実施に移すべきである（別記改正意見略）。

(4) 改正労働組合法の施行に対する意見（四九・六・九、労働大臣、労政局長、労働法規課長に提出）

改正労働組合法は過去の経験に鑑みて労働組合の自主性、民主性、実在性を明確ならしめるとともに使用者の不当労働行為を拡充し、これに対する労働委員会の機能、権限を強化する等により労使関係の公正なる維持と調整を図ることがその主たる改正理由となつているが、従来の労働組合運動の実情からは、かかる改正の趣旨を理解せず、むしろ解釈運用の面において事実上改正法を無力化せんとする傾向がみられることは、まことに遺憾とするところである。しかるに今回の改正法は、その英米法的性格のため條文が抽象的かつ弾力性ある表現をとり、解釈上はなはだ不明解な点が少くない。そのためややもすれば労資間にいたずらなる混乱動揺を来し、あるいは労働組合側に政治的策謀の余地を與えるがごとき結果をみちびきがちであるとすれば、今後改正法実施のもつ意義はきわめて重大である。よつて改正労働組合法の施行に当りわれわれは少くとも次のごとき見解をもつものであるから、改正法実施の当初に臨み法の公正なる解釈運用のすみやかなる確立を期せられんことを希望するものである。

一、（違法性阻却の適用除外）第一條第二項による刑事上の免責規定は、第二條各号に該当するものには適用がないことの趣旨を明確にすること。

（理由）第二條各号に該当するものは本法にいう労働組合でないのみならず、実質的にかかる団体は未組織労働者などの單なる争議団とも異り、労働組合としての法的資格要件に反する意思ないし事実行物が存在すると認められるものであるから、かかる団体の争議その他の団体行動は本法第一條第二項にいう「労働組合の行爲」ではなく、したがつて刑法第三十五條の規定の適用はないと解すべきである（ただしかかる団体の争議行爲のごとき具体的事実行爲に対しては社会通念による「正当性」の判断に際して本法が類推適用され得る場合があり得るに過ぎず事情によつては業務妨害罪を問うこともちろん差支えないと考えられる）。またかかる団体には当然第七條第八條の適用もないのみならず労働協約も成立し得ないと解される。

二、（無資格組合の取扱）第五條により資格を立証し得ない労働組合は、関係当事者としても労調法に定むる斡旋、調停、仲裁の手続に参與し得ないことをあきらかにすること。

（理由）第五條により資格なき労働組合といえども、争議団またはは争議の当事者としては労調法上の調停手続に参與し得るとすれば第五條の規定の趣旨は全く無意味となるのみならず、無資格組合と実体的になんら異らない場合が争議団または関係当事者としては労調法の手続に参與できると解することはあまりに形式的議論に堕するものであり條理上不合理である。

三、（正当な行爲の解釈）第七條第一号中「正当な行爲」については

(イ) 第一條第二項の規定により違法性を阻却されない行爲

(ロ) 協約に違反する行爲

(ハ) 使用者に不当労働行爲を強要する行爲等はこれに該当しない旨の解釈をあきらかにすること。

（理由）従来使用者の不当労働行爲はきわめてその限界が不明確であり、つねに受動的な立場に置かれていたが、この際自明のことであつても右のごとき労働者側の不当行爲を明確にする

ことは労資の公正なる関係の確立と労働者の権利濫用防止のためぜひ必要である。

四、（団体交渉拒否の正当なる理由）第七條第二号における「正当な理由」の一般的基準を具体的に例示すること。

（理由）単に「正当なる理由」との規定のみではあまりに抽象的であつて、実際の団体交渉において労資双方にいたずらなる紛糾を起す原因となるものであるから、これを労働省試案第二十三條のごとく具体的事項を掲げてその一般的基準を示す必要がある。なおこの場合暴力の行使ある場合（第一條第二項但書）使用者に不当労働行為を強要する場合、協約に違反する場合、交渉事項が労働関係の範囲を逸脱する場合等をも労資関係からみて交渉拒否の正当な理由となることは当然であるから、これらを右の試案第二十三條、規定事項（ただし第六号を除く）とともに一般的基準として明示すべきである。

五、（組合の支配、介入の意味）第七條第三号による労働組合の結成に対する支配、介入の禁止は組合に対する批判意見、議論の発表を妨げない趣旨を確認すること。

（理由）省略。

六、（民事上の免責の除外）第八條に規定する「正当なる争議行為」については第七條第一号の場合に準じてその範囲を明示すること。

（理由）第七條第一号により対使用者との関係において正当ならざる争議行為が損害を生ぜしめた場合には、本條の免責規定の適用をうけないことは当然であるから、第七條と関連してこの関係をあきらかにする必要がある。

七、（中労委の再審査手続について）第二十五條第二項については

(イ)第五條の処分に関する使用者の申立または職種による再審査申は第二十七條による手続を開始し得ないこと。

(ロ)第二十七條の処分に関する労働組合もしくは労働者の申立または職種による再審査の行使は第二十七條第項によつて使用者が再審査の申立をする場合と同様当該処分の決定後三〇日以内の期限を付すること。

（理由）

(イ)は労委の手続として当然のことであるから問題はない。また

(ロ)は、労委の処理を迅速ならしめるとともに、使用者のとるべき措置を再審査の決定まで確定し得ないという不利益があるから、この場合の再審査権は第二十七條第八項の規定にかかわらず地労委の命令確定後には行使し得ないこととすべきである（この場合の使用者の提訴期間については第二十七條第六項を準用することとする）。

八、（不当労働行為の時効）第二十七條による労委の取扱う不当労働行為は、少くとも六カ月以前の事実に限定すること。

（理由）労委に対する申立時より遠い以前の不当労働行為は現在の労資関係にあまり影響なく、また事実の調査も困難であるのみならず、これを採上げることによりかえつて逆効果を来すおそれがあるから、少くとも六カ月程度の時効を設けるのが妥当である。

(5)**労働法規改訂反対の意見**（四九・一一・一七）（略）

第四節　労働関係の調整、争議対策

(1)では、生産管理は経営権の侵害であるとし、その防止につき政府が「適切果敢な」措置をとるよう要望しており、(2)は紛争処理機

関の性格、構成等に関する詳細な意見であつて、従來の経営協議会の廃止を主張している。経営協議会は不当に経営権に関與しているというのである。

(1) 生産管理に関する意見（四八・六・一九）

生産管理は個々の場合に応じて具体的内容を異にするが、その態様は概ね事業場を占拠し、使用者の指揮命令を排除するに止まらず、進んで労働者自ら代つて経営を掌握し、労務のみならず設備、資材、資金、製品等全般に亙つて管理運営することを本質とする。従つて生産管理は單なる契約上の義務の不履行に過ぎぬ怠業罷業とは全く趣を異にし、積極的に相手方の財産権、経営権を侵害する行爲であつて、法益権衡、労資対等の原則に反するのみならず、若し使用者がこれを阻止せんとする正当なる行動に出る時は概ね労働者側の暴力行爲を伴い、法秩序破壞を招来する。最近の事例について見ると、一部の急進的指導者によつて殊更に争議を激化し、執拗な共同闘争の形態をとつて経営を攪乱せんとする傾向が窺われる。最近の生産管理は思想的政治的意図を持つ経済的暴力行爲に類する。苟も資本を脅かし経営権を侵害するがごとき争議行爲を先ずもつて速かに除去しなければ、健全な労資関係の確立も経済の興隆も到底達成することができない。故に政府は、経営権と労働権の権衡を図り、それぞれの限界を明確にし、生産管理の違法なることを全國民に周知徹底せしめ、その防止につき適切果断な措置を講ぜられんことを望む。

(2) 紛争処理機関に関する指針（四八・七・一六）（略）

労働関係調整に関する指針（四八・六・九）

わが國かつての企業経営者は独自の見解により、企業方針を推進しこの間労働者の意見を徴することは殆んどなかつたのであるが、終戦後は経営民主化の精神に基き、経営協議会を設置し、労働者をして企業の推進にその意見を反映せしめ以て相当の効果をあげたことは見逃しがたい所である。又かかる機関を利用して労働條件その他労資関係各般にわたる事項につき、平和的にその調整を図り無用の紛議を回避し得た点もまたこれを認むるに吝かではない。

しかし乍らかかる反面或は経営協議会が本来の目的を脱して経営権に対する不当な容喙、介入の場となり、或は団体交渉の場と化し又は紛議醸成の場となつてその庶幾する所と余りにもかけへだたるに至つた事例の多いこともまた事実である。

元来労資間の問題は（1）賃金、労働時間、休日その他労働條件及び労働協約の締結改廃に関する事項については団体交渉により又（2）協約の解釈適用及び個人的苦情の処理については紛争又は苦情処理機関によつて夫々処理すべき性質のものであり、更に（3）業務並に生産その他の事項については本来当然に経営者の責任と権限に於て処理さるべきものであるに拘ずこれら殆んど凡てが経営協議会に持ち込まれ協議の対象となり、従つてその間甚しい混乱と、紛糾を醸し、事業の運営にも尠からぬ支障を来した事情は吾人の深く認識せねばならぬ処である。

従つて今や労資の権利義務関係を明確化すると共に従来の協約に再検討を加え更に経営協議会の在り方についてもまた再反省を要すべきものと思われる。

勿論経営の民主化は当然実行せねばならないものであるが、更に又今や自立経営態勢確立のため生産能率向上、企業合理化の推進という緊急課題の遂行に当り労働者の真摯な協力に俟つべきものあるに鑑み、その意志を強力に経営に反映せしむべき機関の設置を考慮せねばならない。

かかる観点よりして従来の経営協議会は之を廃止し団体交渉及

び紛争又は苦情処理機関について処理すべきものは之を夫々の方法又は機関に委ね、更に生産乃至業務その他に関する事項については会社の機関によつてこれらに関する労働者の意志を積極的に反映せしむるよう措置するを適当と考える次第である。

なお、会社の実情により従来の経営協議会をもつことが、以上の趣旨に抵触しない限り、団体交渉に準ずるものとして当分の間これを存置するも妨げないが、この場合名称は労働協議会等適当なものとし、経営協議会という名称はさけるべきである。

（一）団体交渉

（1）性格

賃金、労働時間、休日、休暇等の労働條件その他に関する事項を労働者、経営者対等の立場で交渉するものである。

（2）構成

交渉委員は当事者間において交渉に関する権限を有するものであることが確認されなければならない。

交渉委員は各代表者のほか、その代理人又は委任をうけた者も交渉権限を有するが、複代理又は再委任は絶対に認められない。

（3）交渉事項

交渉事項は賃金、労働時間等の労働條件及び労働協約の締結改廃である。

（4）交渉手続と慣行

団体交渉は平和的にして秩序ある雰囲氣の中で行うべきであつて、そのため少くとも左の如き手続を相互に協定することが必要である。

（イ）議題、日時及び場所を少くとも二週間前に通告し、相手方に充分検討する機会を與えること。

（ロ）交渉開始に際してはまず人員、及資格を記載せる交渉委員名簿を交換しその代表権限を確認するほか、座長の選任議事進行の手続を協定すること。

なお決定事項その他議事内容については、後で疑義、紛争の起つた場合に備え議事録を作成し、これを双方で確認し合うことが肝要である。

交渉はなるべく早期に妥結を図ることが双方の利益であるが、然しどうしても妥結は得られない時と雖も爭議手段に訴えることを極力さけるため当事者のいずれか一方からでも第三者的機関の斡旋、調停、仲裁を申請できるという平和條項を定めることが特に望ましい。

（5）団体交渉の拒否

団体交渉の雰囲氣が次に示す場合の如く不穏であり、無秩序に流れる場合又はそのおそれある場合は相互に拒否することを協定すべきである。

（イ）正規の交渉手続によらないで団体交渉をしようとする場合

（ロ）相手方が不当に多数である場合

（ハ）著しく喧騒であり、連続して著しく長時間にわたり、又は著しく業務の運営を阻害する場合

（ニ）個人の生活及び自由をおびやかすような場合

（ホ）暴力行爲を伴う場合

（ヘ）提案に対し相手方が故なく対案を提出しない場合

（ト）交渉権限を明示しない場合

（チ）その他組合側が著しく誠意を欠き、団体交渉を続けることができないと認められる正当な理由のある場合

（二）紛争及び苦情処理機関

紛争及び苦情処理機関（以下紛争処理機関という）については昨夏その在り方について指針（経営者の爲の労働協約改訂の手引参照）を発表したが今日においてもこれについて何ら変更する必要を認めない。

しかしながらその実績をみると必ずしも活用されているとはいえない憾がある。これが一因は経営協議会に於て紛争処理問題をとり上げていたことにもあると考えられるが今後労働協約の整備充実と経営協議会の廃止に伴い、紛争処理に関する問題は一元的に紛争処理機関に於て処理されざるを得ないであろう。労働協約が労資の平和協定であるとすれば紛争処理機関はその安全弁の役割をもつものであるから、これに関する規定を労働協約中に設けることの必要は今後益々増大するものと考えられる。

（三）生産委員会

生産を対象としないところでは業務委員会の如き名称に換えればよいであろう（以下「生産」とある箇所は「業務」に読み替えるものとする）。

（1）性格

企業の堅実なる発展を目的とし、企業の生産計画を円滑に推進するための会社の機関であつて、生産の向上、合理化に関する問題について、会社の諮問に答申するほか、更に進んでは従業員のこれに関する意見を採り上げて審査し、優秀と認められるものは会社に具申するものである。

生産委員会の性格はあくまで諮問機関であり、意見具申機関である以上、委員会の意見の採否は会社独自の判断でなさるべきである。

然し会社側としては委員会が意見が公正妥当であり、実行可能なものであるかぎりこれを実施にうつすことが当然であり、又かくすることが従業員の生産問題に対する熱意を促進する所以である。

（2）附議事項

（イ）生産能率の向上に関する事項

生産計画に基く実施計画、すなわち工数の決定、これに伴う最低労働量の決定及び割当、労働配置、生産速度及び能率向上方策、生産隘路の発見、技術及び設備の改善方法に関する事項

（ロ）生産合理化に関する事項

生産コストの引下方法即ち作業人員の能率的配置、作業時間経費、資材、並びに動力の節約方法に関する事項

（ハ）製品の品質向上改善に関する事項

（ニ）工場内の作業環境の整備に関する事項

（ホ）生産向上に関する創意工夫、発明考案の奨励及びその褒賞に関する事項

（ヘ）直接生産に関係ある福利、厚生の運営改善に関する事項

（ト）教育、訓練に関する事項

（チ）職場規律の維持改善に関する事項

（リ）その他直接生産に関連する必要事項

（3）構成

原則として各事業場別に設けることが望ましく、場合によつては中央に設ける必要もあろう。

（イ）委員

委員の構成は原則として経営者及び組合側各同数とし、各々十名程度が適当と思われる。経営者側は事業場長の指名する幹部職員（事業場長を含まず）とし、組合側は組合代表及び

各議題に応じて組合より選出された職能代表とする。選出方法は組合によつて決定さるべきであらうが、その被選挙資格は職能代表としての性格から考え、例えば勤続三年以上の要件を備えることが望ましい。

（ロ）議長

委員会の性格上経営者側委員中より社長又は事業場長が任命することとするのが妥当であろう。

（ハ）幹事

委員会の事務を司るため、労資各側委員より若干名の幹事を置き議長を補佐し各委員の連絡事務を司る。労働者側幹事は労働者委員の互選により、経営者側幹事は事業場長の指名により議長が任命する。

（4）運営方法その他

（イ）方針

生産委員の性格は、会社、組合共同の利益を増進するものであるから、およそ次の点が考えられねばならない。

（A）労資双方とも生産能率向上のため協力すること。

（B）生産委員会の活動は労資双方の共同の利益になることを取扱い、一方の特殊利益を促進するために利用しないこと（かかる問題は団体交合その他の取扱事項としてこれに委りべきであり、生産委員会としては重複して取扱うべきでない）。

（ロ）議事内容

会社側の諮問事項に答申するものと、従業員の意見を聴取して審議し、これを委員会の意見として会社に具申するものとの二つの場合があろう。

（ハ）答申手続

経済者側の諮問事項は資料とともに予め各委員に配布して研究せしめ、委員会に於てはこれが説明討議を行い意見が一致しない箇所は夫々多数意見並びに少数意見を明示した答申案を作成してこれを報告する。

（ニ）意見具申手続

従業員側の意見の提案は一定の文書により委員会に提出する。

従業員個人の提案は予め設けられた投書箱に投書し、委員会は各提案を検討する。委員会が必要と認めたときは適任者に委ねて研究報告せしめ、その報告に基いて討議の結果、無記名投票によりその価値を決定する。この決定により採用される価値あるものであることが判明すれば委員会の意見として会社側に具申する。

なお採用、不採用にかかわらずその結果を従業員一般に公示し、不採用の場合は提案者の氏名を明示することなくその理由を公表することが必要である。又採用された提案については褒賞を與えることとして提案者側の熱意を喚起することが望ましい。

（ホ）開催

原則として毎月一回、又は臨時必要ある場合議長が招集する。

（ヘ）経費

委員会の性格に鑑み、これに要する経費は会社が全額負担すべきである。

（ト）細則

委員会運営については問題別により小委員会を設けるほか、各会社の実情に照し細則を以て規定するのが適当であろう。

第五節　賃金対策

ここではまず(1)において、理論生計費に基く賃金算定、およびスライド制をともにとるべきでないとしてしりぞけ、実態生計費による場合も信じうる資料は総理廳統計局のいわゆるC・P・Sだけであると断じている。かくして「賃金決定の原則」として(1)能率主義によること、(2)支拂能力を考慮することの二項をあげ、その場合、同種産業における他社との振合および他産業との振合を考慮しなければならないとしている。

さらに(2)においては六、三〇七円ベース案が右の「基本理念をまつたく無視」したものであること、従つて民間賃金への影響から考えて「重大なる関心」を拂わざるをえないことを述べている。また(3)においては、生産力の向上と経営の合理化を行い、もつて賃金支拂能力の増大を図べるきであるとし、(1)適正人件費の設定＝合理的な企業整備の促進、(2)不健全経営に対する赤字融資の制限＝高能率健全経営に対する資金資材割当の優先的措置、(3)能率賃金制度採用のための指導を政府に要望するとともに、これに反対する「急進的破壊分子に対しては健全労働組合主義の高揚によりこれを破砕すべきである」と主張している。

(4)は一九四九年末の越年資金要求に対する基本的態度をのべたもので、原則として支出すべきでないが、経営者の恩惠による「餅代」は支給してもいいと述べているのである。

(1)賃金要求に対する経營者の基本態度（四八・九・二四）

第一、理論生計費による賃金の要求は現段階においては適当でない。

ここにいう理論生計費による賃金とは、最近の労働争議における賃金要求の場合しばしば用いられる労働力再生産のために要する熱量（たとえば全逓の二、四〇〇カロリー、私鉄総連の一、九四〇カロリー）を攝取しうるに足る主食副食物の公定價格とヤミ値により購入するに足る金額を算出し、更にこれにエンゲル係数を援用して総生計費中に占むる飲食物費の割合を六〇%内外に置いて算出せる金額を水準として要求するものを意味している。しかしこの要求は次の理由により現段階では適当でないとして拒絶すべきである。

1　労働力再生産のために必要なる攝取カロリーの量については栄養学上未完成であつて未だ定説がない。従つてカロリーを基準として算出せられたる金額を賃金水準とすることは根拠が薄弱である。

2　理論生計費における支出金額の構成はカロリー計算と共に消費配分を想定するのが通常の構成であるが、想定に客観的妥当性ある基準が求められない。例えば(イ)牛肉は一一カロリー当り四円六二銭、鯨は同カロリー八二銭、(ロ)ゴボウは六カロリー当り七銭、菜類は同カロリー当り三三銭。

3　敗戰日本の食糧事情は米國からの輸入によつて不足を補つている。米國がこの輸入を認可する基準は日本國民一人当りの攝取カロリーを一、五五〇カロリーに抑えている。従つてかかる占領下にある日本経済の特殊事情を無視したカロリー計算による要求は適当でない。

4　國民全体が組合要求のような高カロリーを攝取しうる食糧事情でないことは周知の通りであるが、労働者といえども國民の一人として國民と苦楽を共にすることが当然である。自分達だけが一〇〇%保障されることを要求することは、これだけ労働

者以外の人々の食糧を減らす結果となることを知らねばならぬ。いわんや労働量に応ずる合理的加配米制度が実施されている今日ことにしかりである。

5　労働力を再生産するためにはぜひ要求通りのカロリーが必要であるという労働力再生産費説の基本理念は、理論生計費による必要量の食糧をよこせという「需要に対応する供給」を強要するという点にある。しかし食糧事情の現段階においては無理な要求であることは明瞭であり、実際問題としてかかる要求に応じられないことはいうまでもない。

以上五点の主なる理由によつて理論生計費は排除さるべきものである。理論生計費にもとづく最低賃金制などの要求も同様に上述の理由によりその根拠が薄弱である。

第二、賃金の生計費スライド制は現段階においては適当でない。

1　インフレの進行に限界の見透しがつかず物価政策の変更も期待できない現在、物價の昂騰率に即応して自動的、機械的に賃金をスライドさせることは経費の支拂能力を無視するものであつて、多くの場合企業経営を破滅に導く危険性を包蔵している。

2　生産を裏付けとせざるスライド制の適用は、賃金と物價の悪循環を招来するのみで必ずしも実質賃金の維持向上を齎すものではない。

上述の理由によりスライド制は適当でない。

（備考）（イ）労資間でスライド率を資料的に確認し、実際に幾何をスライドさせるかは両者協議の上で決定するという者がある。この方法は前項の自動的機械的スライドに比し遙かに経営の立場を考えたものであるが、それも適用率の協定が困難であるが故に注意を要する。

（ロ）さらにスライドに似ているが物價の変動に応じ二カ月、三カ月または六カ月ごとに賃金を更新するという「レバイス・システム」は今日のように物價の変動がはなはだしく生活難に当面する時代には「一応妥当な考え方である」ただこの場合にも両者の折衝が容易でないことは前項の場合と同様である。

第三、実態生計費は理論生計費に比し、より実際的であると思うが次の点を十分検討すべきである。

1　凡そ統計的調査はある特殊の目的を以て短期間に作成せられたものは権威がない。然るに今日争議等の場合しばしば援用される実態生計費調べなるものは概ね賃金要求を出さんがために特に短期間記帳し集計せられたものが多いからこれらを以て有力なる資料として賃金額決定に使用することは危険である。

2　生計費の記帳は指導宜しきを得たとしても正確を期することは困難である。従来記帳等の事務的経験に乏しい労働者が賃金要求に前後して匆々の間に作成したような資料であるならばその信憑性に再検討を要するといつて差支えない。

3　援用し得る資料としては広範囲にしかも多数の労働者が専門家の指導を受けて少くとも一年以上良心的に作成したものであることを條件としたい。然らざる資料については信憑性を軽くすることも当然である。

4　現在に於て信憑性を繫ぎ得ると思われる資料としては総理廳統計局のCPSだけであろう。ただしCPSの調査対象にいわゆるヤミ商人その他勤労階級以外のものを包含しているという欠陥があり、そのまま利用することは妥当でない。

第四、賃金決定の指導を何に求むべきか。

賃金決定に当り経営者として考慮すべき問題は以上の三点を基本態度とし、賃金決定の原則として次の二点を挙げたい。

1 賃金の決定は原則として能率主義によるべきである。能率賃金主義は日本経済再建の鉄則であり高能率高賃金はもとよりわれわれの最も希望するところである。まず食わせろの生活資金で始終しいる限り企業の自立体制は断じておぼつかない。民間経営者は一応政府が國家予算に織込んでいるベースを尊重して必要に応じ一部の固定給を出すことは止むを得ぬが、原則として能率給の方式をとることを建前としたい。しかしこの点は各企業の実情に応じて種々実行上の問題が出てくると思われるが、要するにいかなる場合でも能率給による賃金の決定ということは経営者としてあくまでも主張すべきである。

2 賃金の決定は支拂能力を考慮すべきである。賃金決定に当つて経営者としてまず考慮すべきことは企業経営面から見て支拂能力ありや否やという点である。企業を破滅に導くような賃金が約束されないことは当然であり、この一線を守ることは経営者の権利であり同時に義務である。この点を考えずいたずらに労働攻勢に押され、または労働組合に迎合して経営の支拂能力限界を逸脱せる賃金を約束することは労働者に対してはひつきよう画餅を與うる不信行爲であり、日本再建に対する反逆行爲であるといわねばならぬ。かるが故に経営者は労働組合のかかる「会社はつぶれてもまずおれ達に食わせろ」とか「まず賃金を上げろ、能率を上げるから」というような要求に対しては勇氣と忍耐とをもつて「まず生産をあげることが先決であり企業の繁栄が労資共存の途であること、すなわち企業における労資の運命一体観」を説いて納得を得るに努むべきである。

（備考）上述の二原則にもとづいて実際に賃金額を決定する際には、左記の振合ということを考慮すべきである。第一は同種産業における他社との振合である。この場合次の二点を注意せねばならぬ。

（イ）比較の対象とする会社をできるだけ数多くとることが必要であるが、この場合その会社の作業内容、作業様式、給與体系等を十分調査し、高賃金な少数の会社のみとの振合は絶対採らるべきでなく、自分の会社と以上の点がほぼ近似している会社を対象として振合を考慮せねばならぬ。

（ロ）比較の対象とする会社と自己の会社の従業員（職員、工員別）の平均年齢、勤続年数、家族数、稼働時間、性別構成などを同一ベースに引直してその振合を考慮すべきである。

第二は他産業と自分の産業との振合である。各種産業間には自らその産業に対する國家の要請度や労働の種類、強度、作業環境條件などの差異があつて、他産業と自分の産業を比較する場合はその差異を十分勘案し、以上の諸点ができるだけ自己の属する産業に近い産業との振合を考慮すべきである。

第三は労働者の生活と國民全体の生活との振合である。この理由は上述第一の項に記述した。

以上の振合が現在何故に考慮せられねばならぬかというに、自分の企業では利益があつて拂えるから他に構わず高賃金を拂うということであつては、今日の場合他会社に影響するところが甚大であり、時によつてはそれが致命的である場合すら予想される。ここに第一点にいう振合が考慮されねばならぬ理由がある。さらに各種産業間の振合が今日の場合も考慮されねばならぬことは同じ理由によつてであるが、今春電力事業が中労委調停案の五、三五八円を呑んだ時、他産業がいかに狼狽したかを回顧しても判るが、今日では逆に電力事業が他産業の高賃金に狼狽して来た兆候も見えており、第二点の振合が考慮されねばならぬ理由を有力に物語つている。

(2)官公吏の新給與に関する意見書（四八・一一・一二、関西経営者大会決議。四八・一二・九、國会、両院議長、予算委員、各政党政府関係当局に提出）

われわれは経済再建推進の見地よりさきに今秋の賃上要求に対する経営者の基本態度をあきらかにし賃金はまず経営の支拂能力を基礎とし、高能率高賃金主義に即応して決定さるべきであり、かつ他との振合および國民生活の許容水準を考慮すべき旨を決定した。

しかるに今回臨時人事委員会の発表による官公吏の平均基準案は六千三百七円の高水準にして右の賃金決定の基本理念をまつたく無視せるのみならず、この新基準を民間給與水準に換算するときは過般中労委の調停勧告せる電産の新給與水準七千六百五円をも上回る結果となり、一般に比較的低位にある現給與すら支拂困難な企業の数多き現狀よりみて、われわれ経営者はこの官公吏新給與案に対し重大なる関心を拂わざるを得ないのである。

今回の給與引上をそのまま実施せんか、國民一人当りの國家財政負担は平均一万二千円に達し、さらに地方自治体における重圧は倍加するものと考えられる。周知のごとき低能率かつぼう大なる官公吏機構の下にかかる高賃金水準が國民の到底容認し能わざることは自明の理である。官吏の給與と民間給與と同一水準におくためにはその労働の質と量を民間と同一に引直すことが前提要件であつて、これは官公吏の徹底的行政整理と綱紀粛正をまつて初めて実現し得るところである。かかる前提の実現せられることとなくして新給與水準案を実施すれば、國家財政に破たんを来し民間給與に重大なる影響を及ぼし、さらに経済再建の一大障害となることは必至である。國会は臨時人事委員会案を検討するに当り、國民経済の許容限界を十分考慮して官公吏の新給與を決定せられんことを要望してやまない。

(3)賃金安定方策に関する意見書（四八・一一・二六、総理、安本、大蔵、労働、商工各当局に提出）

物價と賃金の悪循環は現下インフレーションの最も現実的な側面として経済再建のため緊急施策を必要とする問題である。然しながらこの物價賃金の安定問題は生産と消費両面の実情に即応して取上げられねばならないのであつて單に消費材物價の騰貴に対応して名目賃金水準を調整するだけで解決することのできるものではなく、生産力の恢復に基く流通秩序の確立こそその前提要件である。このためには、従来のような企業資金の喰潰しによる賃金引上げではなく、まず生産力の向上を図り同時に経営の合理化を行い以つて賃金支拂能力の増大を図らなければならない。

最近の実情をみるに、名目賃金の上昇率は消費材物價水準の騰勢を凌賀し、従つて実質賃金水準は漸次向上しつつあるが、他方生産面においては数次の公定價格改訂にも拘らず、名目賃金水準の騰貴が遙かにこれを超える狀況であつて、企業の経理内容は依然として不健全な狀態にある。

政府は、この際主食の増配を好機として、さらに勤労者に対する実質賃金確保について一層の努力を盡すと共に、強力なる政治力をもつて、左の如き賃金安定方策を迅速果敢に実施されんことを要望する。この方策こそ現在の過小生産を克服し生産増強の契機たらしめると共に、企業を健全なる合理的経営に恢復し企業整備を促進して國際経済参加の基盤たらしめる所以であつて、救國経済再建を念願とするわれわれ経営者は経済再建施策の一環として政府に要請するものである。

記

生産面から物價と賃金との相対的安定を図るためには、物價が

公定価格をもつて統制されている現在、賃金はあくまで生産力との関連によつて決定されねばならぬ。これがため

（一）次の如く適正人件費率を設定して企業の支拂賃金の規制を図る。

（1）この方策は重要産業の特定規模以上（例えば企業単位常時従業員五百人以上）の企業に適用する。

（2）各企業の過去三カ月間の平均支拂賃金額はこれに対応する生産とリンクさせてこれを規制し、生産が現状の儘である限り、右の総額を超える支拂を認めない。右の支拂総額と生産量とは後出の賃金安定委員会に報告させる。

（3）従つて賃金総額の増額は労働の生産性向上により生産が増加するときはこれを認めるが、この場合の増額の割合は、後に賃金安定委員会が定める適正人件費率に到達することを目標とし名企業において能率賃金制度の確立により合理的にこれを決定せしめる。この場合賃金形態並びに賃金増加額は賃金安定委員会に報告せしめる。但し賃金安定委員会において（5）の適正人件費率が決定されるまでは暫定的に認可制とする。

（4）不当と認められる賃金を支拂つている企業に対しては賃金安定委員会が企業監査を行い、必要に応じて賃金の改訂を命ずる。

（5）賃金安定委員会は業種別、規模別、地域別に適正人件費率（総生産費に対する総人件費の適正なる比率）を決定し、一応一カ年以内に各企業をしてこの比率に到達せしめることを目標とする。

但し各企業は正当の理由があるときは右の適正比率と異る比率の適正を賃金安定委員会に申請してその認可をうけることができる。

正当の理由なくして右の期間内に到達不能の低能率不健全企業は整理されるもやむを得ないこととする。即ち賃金安定を契機として合理的な企業整備を促進する。

（6）この賃金安定方策は一応一カ年を限つて実施する。

（7）右の方策の実施監督に当る機関として労資及び中立の専任委員よりなる賃金安定委員会（機構内容は大体公正取引委員会に準ずる）を設け、必要に応じ諮問機関として業種別専門委員会を置く。

（二）以上の賃金規制がその効果をあげるためにはこれに伴つて経済並に労働政策が強力に実施されなければならぬ。

（1）不健全経営に対する赤字融資を制限し、この面よりする浮動購買力の造出を極力制限することによつて、健全経営と不健全経営とを峻別し、高能率健全経営に対しては資金資材割当の優先的措置を講ずべきである。

（2）労働生産性の向上による賃金支拂能力の増大は勤労者の生活安定のため望ましいところであるから、各企業が積極的に能率賃金制度を採用する様給與体系の強力な指導を行うべきである。なお実情に応じ適当と認められる場合は所謂プロシーズシェアリング制度（営業収入から基本賃金その他諸経費及び基本利潤を差引いた剰余金の一定割合を附加支給する制度）の実施を勧奨する。

（3）勤労者生活の安定を期するため、連合軍当局に懇請して勤労者に対する食糧及び衣料その他生活必需物資の傾斜配給により賃金の最大限度の実質的裏付を行うことは賃金安定方策に伴う最も緊要な施策である。

（4）賃金安定方策の成否はかかつて一般勤労者の理解の如何にあるともいえるのであるから、この方策が戦時中の賃金釘付

政策と趣を異にし生産能率の向上による賃金増額こそ勤労者の生活を眞に向上せしめる所以であることを十分徹底せしめ、これに反対する急進的破壊分子に対しては健全労働組合主義の高揚によりこれを破碎すべきである。

（5）企業経営健全化の過程において生ずべき失業者に対しては高能率健全企業への吸收、生産的職場開発に対する助成、失業保険制度の改善等強力なる失業対策を実施すべきである。

(4) **本年度越冬資金に対する経營者の基本的態度**（四九・一一・一一）

第一、戰後毎年年末には越冬資金、越年資金、賞與等の名目で一時金の要求が組合より提出せられ、その都度紛爭を生じているが、之等名目の要求は各種の要素が混淆し甚だしく混乱を生じている。

即ち之等要求を大別すれば

一、生活補給金的性格を要素とするもの（越冬、越年資金）

二、利潤分配の理念の上に立つ賞與

三、所謂慣習的に支出せる餅代的意味の一時支給金

に分類せられるものであり、我々経営者はこの区分を明確に把握し、その対策を確立せねばならない。

第二、我々経営者は右の如き観念の上に所謂越冬資金と称する要求には左記の如き態度で臨むべきである。

一、生活補給金的性格を要素とする所謂越年資金の要求に対しては、その名目の如何に不拘九原則の線に沿う企業整備や賃銀引下げの行われつつある現段階においては、支出すべからざるものであることを確認する。

二、所謂年末賞與は利潤分配の理念の上に立つものであり、企業者自身の自ら決すべきことであることを確認する。

三、從来慣習的に支出せられた所謂年末の餅代的意味の一時金の支給は本来経営者の義務には必ずしも属しないが、長年の慣習であり、今俄かに之を廃止することも困難であると思われるので、企業経理の許せる限度内に於て、支拂い得る企業は之を支給することもやむを得ないことを確認する。

第三、この場合支給金額を全國的に統一することは、各種條件の異る他業種間は勿論のこと、同一業種に於ても規模の大小や條件の差異に依つて異るので困難であるが、狀況によりやむなく支給する場合は現在の段階に於ては昨年支給せる金額を超ゆることなく、且決定に際しては地域的業種的條件を勘案し同業種間又は隣接企業間において相互に密接な連絡を十分にとつて、出来るだけ統一的に決定すべきである。

第六節　失業対策

ここでは特にとりあげるほどの積極策は述べられていないが、見返資金の確保、外資導入体制の整備等他力本願による産業復興を主張し、失業対策としては極めて表面的な意見を述べているにとどまる。

失業対策に関する意見書（四九・九・二四）

第一　経済産業対策

一、産業投資にあたつては、とくに電源開発、造船、國鉄電化、合成繊維その他重要産業の設備合理化資金を中心とすること、原材料の滯貨は輸出を中核とする生産的事業をおこし、生産財に対する有効需要を喚起すること。

二、財源ならびに金融対策としては

1　見返資金を最大限確保し、その運用遅滞にはつなぎ資金を

考慮する。

2　外資導入の体制を整備し、積極的施策を講ずること。

3　失業救済費の支出にかかわるものとして生産的事業助成基金を設置、長期低利資金の融資をはかる。その財源には財政余剰金、預金部資金、財政償還金、その他民間資金より捻出する。

4　日銀融資あつせんの拡大、証券金融の活潑化、金利の引下げ、融資準則の改正により一般金融政策における長期設備資金々融を積極的にする。

三、貿易振興対策として

1　輸出手続の簡素化

2　輸出補償制度の実施

3　貿易金融の円滑化

4　盲目貿易の改善

5　キャンセル、クレームの審査機構の確立

6　ポンド・ブロック取引決済の合理化および円滑化

7　最低ドル価格制度の改正

8　自國船舶および自國保険の活用

9　協定貿易および近隣貿易の拡充促進などをはかること

第二　社会政策的対策

一、公共事業による失業者吸収として治山、治水、港湾、農地の改良、開拓、道路、住宅建設ならびに都市建築の不燃化をはかり、かつ失業発生に対する地域的考慮をはらうこと。

二、一般失業者の就職補導として

1　現在の公営職業補導施設を拡充改善し、産業界の要求、実情にそわしめる。

2　労働用具を低料貸付する機関を公共団体その他により、各所に設置する。

3　一般失業者を配給業務、サーヴィス業務に吸収する。

4　知識層の配置轉換、雇用促進については、技能養成、就職あつせんの措置を講ずる。

三、潜在失業者の顕在化をすすめ國民経済の合理化と失業対策の徹底を期するため、失業保険ならびに生活保護法の利用向上をはかること。

附録その一

労働関係法令一覧

労働関係法令

一九四八年

○労働基準監督機関官制の一部を改正する政令（昭和二三年三月三一日政令第七二号）
○労働基準監督官試験細則第七條の規定による労働基準監督官試験の受験手数料等の件（昭和二三年三月二五日物價廳・労働省告示第一号）
○昭和二二年一二月労働省告示第八号（政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律第二條第二項の規定による一般職種別賃金）の別紙改正の件（昭和二三年四月一〇日労働省告示第四号）
○一般職種別賃金協議会規程（昭和二三年三月二四日労働省訓令第七号）
○昭和二二年八月厚生省令第二三号労働基準法施行規則別表第三中労働基準監督署の位置、名称、管轄区域の一部改正の件（昭和二三年三月三一日労働省令第六号）
○労働安全衛生規則第四八條但書及び第四九條第三項の規定により労働大臣の指定すべき健康診断（昭和二三年四月三〇日労働省告示第九号）
○労働基準法第五三條及び労働安全衛生規則第三條第二項の規定により、産業安全に関する学科及び実務の範囲（昭和二三年五月二五日労働省告示第一五号）
○労働基準法第四六條及び労働安全衛生規則第一七〇條の規定による内壓容器の構造規格及び検査（昭和二三年五月二五日労働省告示第一六号）
○労働基準法第四九條及び労働安全衛生規則三二一條第三項の規定による汽罐溶接工実技試験規程（昭和二三年五月二五日労働省告示第一七号）
○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和二三年六月三〇日法律第七一号）
○労働基準監督機関官制の一部を改正する政令（昭和二三年七月一〇日政令第一五一号）
○技能者養成規程の一部改正（昭和二三年六月三〇日労働省令第九号）
○労働者災害補償保険法施行規則の一部改正（昭和二三年七月一〇日労働省令第一〇号）
○労働基準法第四六條及び労働安全衛生規則第二四八條の規定による汽罐及び特殊汽罐の構造並びに溶接規格（昭和二三年六月一二日労働省告示第一九号）
○技能者養成規程第一三條の規定に基く教習事項に関する件（昭和二三年六月三〇日労働省告示第二三号）
○埼玉労働基準局の位置指定（昭和二三年七月七日労働省告示第二四号）
○労働基準監督機関官制第六條第二項の規定による労働基準監督署の指定（昭和二三年七月一〇日労働省告示第二五号）
○職業安定法の一部を改正する法律（昭和二三年六月三〇日法律第七二号）
○勤労統計調査令の一部を改正する政令（昭和二三年八月三一日政令第二七六号）
○勤労統計調査施行規則の一部改正（昭和二三年八月三一日総理廳

労働省令第二号）

○毎月勤労統計調査施行心得（昭和二三年八月三一日労働省訓令第一三号）

○昭和二〇年勅令第五四二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働に関する団体の役職員への就職禁止に関する件（昭和二一年厚生省・運輸省・内務省令第一号）一部改正（昭和二三年九月一三日運輸省・労働省令第一号）

○労働基準監督機関官制の一部を改正する政令（昭和二三年八月一三日政令第二二七号）

○夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令（昭和二三年九月一日政令第二八〇号）

○労働基準監督機関官制の一部を改正する政令（昭和二三年八月三一日政令第二七五号）

○昭和二二年一二月労働省告示第八号（一般職種別賃金に関する件）別紙一部改正（昭和二三年八月一八日労働省告示第二九号）

○職業安定委員会委員旅費支給額の件（昭和二三年七月二一日労働省告示第二六号）

○失業保険審査官及び失業保険審査会規定第三條第一項及び第二三條第一項に規定する審査請求書の様式（昭和二三年七月二一日労働省告示第二七号）

○職業安定法（昭和二二年法律第一四一号）第八條の規定により、公共職業安定所に労働出張所を置き、その名称、位置、事務取扱の範囲及び所属公共職業安定所名制定の件（昭和二三年八月九日労働省告示第二八号）

○失業保険法施行令（昭和二二年政令第二五九号）第一條第一項第二号の規定により、失業保険の被保険者としないことの承認の件（昭和二三年九月九日労働省告示第三〇号）

○職業安定組織における監察に関する件（昭和二三年七月一四日労働省訓令第一〇号）

○失業保険特別会計物品取扱規程（昭和二三年七月二三日労働省訓令第一一号）

○失業保険特別会計事務取扱規定の一部改正（昭和二三年八月一八日労働省訓令第一二号）

○労働安全衛生規則に規定する審査、検査並びに試験手数料に関する件（昭和二三年総理廳・労働省令第一号）の一部改正の件（昭和二三年九月二〇日総理廳・労働省令第三号）

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和二二年九月労働省令第一号）第一九條の規定による病院又は診療所指定の件（昭和二三年九月二八日労働省告示第三一号）

○移轉費支給規則（昭和二三年七月労働省令第一一号）一部改正の件（昭和二三年九月二一日労働省令第一二号）

○失業保険法施行規則（昭和二二年一二月労働省令第一〇号）一部改正の件（昭和二三年九月三〇日労働省令第一三号）

○職業安定法施行規則（昭和二二年一二月労働省令第一二号）第二四條第一項第七号の規定による労働大臣の職業の指定の件（昭和二三年九月二九日労働省告示第三二号）

○職業安定法施行規則（昭和二二年一二月労働省令第一二号）一部改正の件（昭和二三年一〇月四日労働省令第一四号）

○失業保険法施行規則（昭和二二年一二月労働省令第一〇号）一部改正の件（昭和二三年一一月二日労働省令第一五号）

○職業安定法第四九條第三項の規定による当該官吏の身分証票制定の件（昭和二三年一〇月七日労働省告示第三三号）

○職業安定法第二七條第二項の規定に基く身体障害者公共職業補導所設置の件（昭和二三年一一月労働省告示第三四号）

○労働組合施行令（昭和二一年勅令第一〇八号）の一部を改正する政令（昭和二三年一一月一日政令第三三三号）
○労働基準監督機関官制第六條に基く労働大臣の指定する監督署の告示の件（昭和二三年一一月一一日労働省告示第三五号）
○労働者災害補償保険法施行規則別表第一改正の件（昭和二三年一一月二五日労働省令第一六号）
○職業安定連絡委員会令（昭和二三年一一月一九日政令第三四九号）
○物價統制令第四條及び職業安定法施行規則第二四條の規定により有料で又は営利を目的として職業紹介事業を行おうとする者が納付する許可料の額並びにその者が徴收する手数料の最高額（昭和二三年一一月二六日総理廳・労働省令第四号）
○職業安定法施行規則による有料営利の職業紹介事業の供託金額（昭和二三年一一月二六日労働省告示第三六号）
○公共企業体労働関係法公布、昭和二四年四月一日から施行する。（昭和二三年一二月二〇日法律第二五七号）
○労働組合法施行令（昭和二一年勅令第一〇八号）の一部改正（昭和二三年一二月二八日政令第三八四号）
○労働基準法（昭和二三年法律第四九号）第八四條第一項の後段の規定に基き、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二三年法律第一六七号）を指定し、即日施行し、昭和二二年九月一日から適用する。（昭和二三年一二月四日労働省令第一七号）
○職業安定法第八條の規定により公共職業安定所の名称、位置、管轄区域及び事務取扱の範囲並びに所属出張所の名称及び位置を定め、昭和二三年一一月一日から適用する。（昭和二三年一一月三日労働省告示第三七号）
○厚生省告示第四六号（公共職業安定所の名称、位置、管轄区域及び事務取扱の範囲指定の件）及び昭和二三年八月労働省告示第二八号（公共職業安定所労働出張所の名称、位置及び所属公共職業安定所名指定の件）は、昭和二三年一〇月三一日限り廃止する。（昭和二三年一一月三〇日労働省告示第三八号）
○失業保険法施行令第一條第一項第一号の規定により失業保険法の適用を除外する者を定める告示（昭和二三年四月労働省告示第八号）の一部を改正し、施行する。（昭和二二年一二月七日労働省告示第三九号）

一九四九年

○労働基準法施行規則（昭和二二年八月厚生省令第二三号）別表第三（労働基準監督署の位置、名称及び管轄区域）の一部を改正し施行する。（昭和二四年一月二四日労働省令第三号）
○政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律（昭和二三年法律第二六五号）第一九條の規定による昭和二四年総理廳令第一号第二項の規定に基く、公共職業安定所の職員の勤務時間の特例に関する命令（昭和二四年一月一日労働省令第一号）
○大正一一年閣令第六号（官廳執務時間並休暇に関する件）第六項の規定に基き、公共職業安定所の執務時間の特例に関する命令を定め、即日施行する。（昭和二四年一月一日労働省令第二号）
○昭和二三年七月労働省告示第二六号（職業安定委員会委員旅費額）を改正し、昭和二三年七月一〇日（但し、準急行料金については昭和二三年八月一〇日）以後の旅行につき適用する。（昭和二四年一月一〇日労働省告示第一号）
○公共企業体労働関係法（昭和二三年法律第二五七号）の一部改正（昭和二四年三月三一日法律第一六号）

○失業保険特別会計法（昭和二二年法律第一五七号）の一部改正（昭和二四年三月三一日法律第一二号）

○職業安定組織における監察に関する件（昭和二三年七月労働省訓令第一〇号）の一部改正（昭和二四年三月一日労働省訓令第一号）

○昭和二二年一二月労働省告示第八号により一般職種別賃金の定められている職業で、土木建築業、陸上運送業及び港湾運送業に属するものに従事する日日雇い入れられる者の平均賃金額の件（昭和二四年四月一一日労働省告示第四号）

○労働基準法（昭和二二年法律第四九号）第一二條第八項の規定に基き、同條第一項乃至第六項の規定（昭和二二年厚生省令第二三号労働基準法施行規則第三條及び第四條の規定を含む）によつて算定し得ない場合の平均賃金の件（昭和二四年四月一一日労働省告示第五号）

○公共職業安定所に置かれる官吏の定員に関する件（昭和二三年一二月労働省令第一八号）の一部を改正し、昭和二四年四月一日から適用する。（昭和二四年四月二五日労働省令第五号）

○失業保険特別会計監査規程を公布、即日施行する（昭和二四年四月一日労働省訓令第二号）

○昭和二三年一一月労働省告示第三七号の一部を改正し、昭和二四年四月一日から適用する。（昭和二四年四月二八日労働省告示第六号）

○公共企業体労働関係法の施行に関する法律公布、昭和二四年六月一日から施行（昭和二四年五月一九日法律第八三号）

○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律公布、昭和二四年六月一日から施行（昭和二四年五月一九日法律第八二号）

○失業保険法の一部を改正する法律公布、昭和二四年六月一日から施行（昭和二四年五月二〇日法律第八七号）

○職業安定法の一部を改正する法律公布、即日施行（同法律第八八号）

○緊急失業対策法公布、即日施行（同法律第八九号）

○昭和二三年一一月労働省告示第三七号（公共職業安定所の名称、位置、管轄区域の名称及び位置を定める件）の一部を改正、昭和二四年四月一日から適用する。（昭和二四年五月一四日労働省告示第七号）

○昭和二三年一一月労働省告示第三七号の一部を改正、昭和二四年五月三日から適用する。（同労働省告示第八号）

○失業保険法の一部改正に伴い、昭和二二年一二月労働省告示第二号（失業保険金額表）を昭和二四年五月三一日限り廃止し、あらたに同法第一七條の規定による失業保険金額表を定め、昭和二四年六月一日から適用する。（同労働省告示第九号）

○失業保険法の一部改正に伴い、昭和二二年一二月労働省告示第四号（失業保険法第三一條第一項に規定する失業保険料額表）を昭和二四年五月三一日限り廃止し、あらたに同法第三二條第二項の規定による失業保険料額表を定め、昭和二四年六月一日から施行（同労働省告示第一〇号）

○公共企業体労働関係法施行令公布、六月一日から施行（昭和二四年五月三一日政令第一八九号）

○労働組合法の施行期日を定め政令公布、即日施行（昭和二四年六月九日政令第二〇一号）

○労働関係調整法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令公布、即日施行（同政令第二〇二号）

○労働組合法施行令公布、即日施行し、昭和二四年六月一〇日から適用する。（昭和二四年六月二九日政令第二百三一号）

○労働関係調整法施行令の一部を改正する政令公布、即日施行し昭和二四年六月一〇日から適用する。（同政令第二三二号）
○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正、即日施行（昭和二四年六月一日労働省令第七号）
○労働者災害補償保険監察官規定公布、即日施行（同労働省訓令第三号）
○失業保険特別会計令の一部を改正する政令公布、即日施行（昭和二四年六月一日政令第一九四号）
○失業保険法施行規則改正即日施行（昭和二四年六月一日労働省令第六号）
○職業安定法施行規則の一部を改正する省令公布、即日施行（昭和二四年六月一日労働省令第八号）
○緊急失業対策法施行規則公布、即日施行、昭和二四年五月二〇日から適用する。（昭和二四年六月二一日労働省・経済安定本部令第一号）
○職業安定法（昭和二二年法律第一四一号）第三二條第三項の規定により営利職業紹介事業を行おうとする者が供託する保証金の額を定める件（昭和二四年五月三一日労働省告示第一一号）
○緊急失業対策法第一二條の規定に基く失業者吸収率を定め昭和二四年五月二〇日から適用する。（昭和二四年六月二一日労働省告示第一二号）
○失業保険特別会計監査規程公布、即日施行（同労働省訓令第二号）
○労働基準法施行規則の一部改正（昭和二四年九月六日労働省令第一八号）
○労働者災害補償保険法施行規則の一部改正（九月一〇日労働省令第一九号）
○埼玉労働基準局の位置指定の件廃止（昭和二四年九月九日労働省告示第一八号）
○失業保険法施行規則の一部改正（九月一〇日労働省令第一七号）
○失業保険法第三八條の三第一項第一号の規定により労働大臣の指定する市町村（同労働省告示第一七号）
○公共企業体仲裁委員会、國有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会組織規程により事務局に課を置く地方調停委員会指定（昭和二四年一一月八日労働省告示第二五号）
○公共企業体労働関係法施行令の一部改正（昭和二四年一一月一八日政令第三〇七号）
○地方に置かれる國有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会の名称、位置及び管轄区域等に関する政令の一部改正（同政令第三七一号）
○労働基準法施行規則の一部改正（昭和二四年一一日一六日労働省令第二六号）
○技能者養成規程の一部改正（同第二七号）
○事業附属寄宿舎規程の一部改正（同第二八号）
○女子年少者労働基準規則の一部改正（同第二九号）
○労働安全衛生規則の一部改正（同第三〇号）
○技能者養成指導員資格検定規則制定（同第三一号）
○労働者災害補償保険法施行規則の一部改正（同第三二号）
○失業保険法の規程により労働大臣の指定する市町村を定める告示の一部改正（昭和二四年一一月四日労働省告示第二四号）
○職業安定法に基き神奈川身体障害者公共職業補導所等設置（昭和二四年一一月九日労働省告示第二六号）
○失業保険法施行規則の一部改正（昭和二四年一一月二一日労働省令第三三号）

附録その二

勞働組合・官廳・諸団体名簿

労働組合

日本労働組合総評議会	東京都港区三田四國町二ノ六（三田五七九七）
日本労働組合総同盟	東京都港区三田四國町二ノ六（三田五七九七）
全國繊維産業労組同盟	東京都港区三田四國町二ノ六（三田五七九七）
全國金属産業労組同盟	東京都港区三田四國町二ノ六（三田二七〇）
全國化学産業労組同盟	東京都港区三田四國町二ノ六（三田二七〇）
全國木材産業労組同盟	東京都港区三田四國町二ノ六（三田二七〇）
全國食品産業労組同盟	東京都港区三田四國町二ノ六（三田二七〇）
全國進駐軍労組同盟	東京都港区三田四國町二ノ六（三田二七〇）
日本鉱山労働組合	東京都港区三田四國町二ノ六（三田二七〇）
全國専賣局労働組合	東京都大井立会町五六五（大崎六六一〇）
日本都市交通労働組合連合会	東京都港区芝三田四國町一八東交会館（三田四七九一）
國鉄労働組合	東京都千代田区丸ノ内運輸省内（丸の内三九）
日本教職員組合	東京都千代田区神田一ッ橋教育会館（九段一一三四—七）
全日本金属鉱山労働組合連合会	東京都港区三田功運町（三田四六三八）
日本炭鉱労働組合	東京都千代田区神田三崎町二ノ四（九段二一五四、六二四八）
全國産業別労働組合連合	東京都港区芝公園中央労働学園内（芝一一三一—五）
全逓信従業員組合	東京都中央区日本橋両國両國郵便局内（浅草三八六三）
日本官公廳労組協議会	東京都千代田区神田一ッ橋教育会館（九段七八九四）
日本私鉄労働組合総連合	東京都港区芝高輪南町三〇（大崎一八三八）
全國蚕糸労働組合連合会	東京都中央区京橋三ノ二片倉ビル内（京橋三一六一—九）
全日通労働組合	東京都千代田区三年町一ノ二一（銀座三六二八）
全日本海員組合	東京都港区海岸通三ノ一（三田二八三六）

全日本産業別労働組合会議　東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館（芝三〇〇五、三一〇五）
全日本金属労働組合　東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館（芝三〇〇五、三一〇五）
全日本印刷出版労働組合　東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館（芝三二〇五）
日本映画演劇労働組合　東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館（芝三三〇五）
全日本木材産業労働組合　東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館（芝三〇〇五、三一〇五）
大化学産業労働組合　東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館（芝三一〇五）
全日本金属産業労働組合協議会　東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館（芝三〇〇五、三一〇五）
全日本土建一般労働組合　東京都港区芝新橋一ノ一二（芝四四〇八）
日本電氣産業労働組合　東京都中央区築地五ノ一（築地一三九一）
全國生命保険従業員組合連合会　東京都千代田区丸ノ内三ノ四保険協会内（丸の内一一〇五―九）
全日本港湾労働組合　東京都大田区山王町二ノ一八二五（大森二三〇〇）
日本冷蔵労働組合　東京都中央区湊町三ノ八日本冷蔵内（築地二一〇六）
日本石油労働組合　東京都千代田区丸ノ内三ノ一〇（丸の内二一七一―九）
全日本國立医療労働組合　東京都中野区新井町五一四（中野五二六）
全國官公廳労働組合連絡協議会　東京都千代田区三年町特許局内（銀座三一七一―四、内線三六六）
全逓信労働組合　東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館
全國財務労働組合　東京都千代田区代官町二東京財務局内（丸の内三七一―九）
全國官廳労働組合連合会　東京都芝新橋七ノ一二産別会館
全公団従業員組合全國協議会　東京都中央区日本橋茅場町二ノ八金商ビル内（茅場町一〇一二―三）
日本自治団体労働組合総連合　東京都千代田区丸ノ内三ノ一都廳内（丸の内五一一―五二〇内線九七七、九〇五）
國鉄労働組合統一委員会　東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館
全國ガス労働組合協議会　東京都港区芝海岸通一ノ一五（芝一一一五―九）
全國硫安工業労働組合連盟　東京都港区本芝三〇二〇（三田五一〇〇）
全國銀行従業員組合連合会　東京都港区青山南町六ノ一二〇（赤坂九八二、六〇〇七―八）

全日本造船労働組合　東京都澁谷区原宿三ノ二九八（赤坂三二六四）
東京都労働組合連合会　東京都千代田区丸ノ内三ノ一都廳内（丸の内五一一—二〇）
全日本自動車産業労働組合　東京都港区芝浦四ノ三トヨタ自動車（三田一〇五八—九）
全國連合軍労働組合総連合　東京都千代田区霞ケ関三ノ四
全日本新聞労働組合　東京都中央区木挽町二ノ一一（京橋二五六六）
全日本電線工業労働組合　東京都中央区築地三ノ一〇懇親会館（築地三〇一）
世界労連連絡事務局　東京都港区芝新橋一ノ一二産別会館（芝三〇〇五、三一〇五）

農民組合・農業團体

全國農民組合　東京都港区琴平町二虎の門会館内（芝八九三）
日本農民組合主体性派　東京都港区芝新橋二ノ一一堤ビル（銀座二三三二）
日本農民組合統一派　東京都千代田区丸ノ内帝農ビル（丸の内一〇六九）
農業復興会議　東京都千代田区神田駿河台二ノ五（神田二一〇一—四）

官廳

内閣府　東京都千代田区永田町二丁目（銀座二一一—五）
総理府　東京都千代田区永田町二丁目（銀座二一一—五）
〃　東京都新宿区若松町（九段一九四—八）
統計局　東京都千代田区霞ケ関一丁目（銀座七六七〇—八九）
最高裁判所　東京都千代田区霞ケ関一丁目（銀座五六〇一—八）
法務府　東京都港区芝田村町一ノ二（銀座五一一一—九）
外務省　東京都新宿区本塩町二（淀橋一七五二—五）
大蔵省　東京都千代田区霞ケ関三丁目（銀座五七七〇—八五）
文部省　東京都千代田区霞ケ関二丁目（銀座五七七〇—九）
厚生

農林省	東京都千代田区有楽町一丁目（丸の内一一五一—九、二二八五—九）	
通商産業省	東京都千代田区霞ヶ関三丁目（赤坂一一〇—九、一三〇—四九）	
特許庁	東京都千代田区三年町一（銀座六五六、一四〇一）	
中小企業庁	東京都千代田区永田町一丁目（銀座四五二四、四五四四）	
運輸省	東京都千代田区丸ノ内一丁目（丸の内一五五一—九）	
郵政省	東京都港区麻布飯倉六丁目（赤坂一一六一—七一）	
電氣通信省	東京都港区葵町二（赤坂五九一〇—二九）	
労働省	東京都千代田区大手町一丁目（日本橋四二五四—六〇）	
〃	東京都千代田区代官町（日本橋一五一六—七、一五三六）	
〃	〃	
〃	〃	
労働基準局	〃	
婦人少年局	〃	
労働統計調査部	〃	
建設省	東京都千代田区霞ヶ関一丁目（銀座七六一一—六、五八三一—九）	
経済安定本部	東京都千代田区霞ヶ関一丁目（銀座七六一一—六、五八三〇—九）	
人事院	東京都千代田区霞ヶ関一丁目（銀座五六一〇—三九）	
会計検査院	東京都千代田区霞ヶ関三丁目文部省内（銀座五九二一—七）	
統計委員会	東京都千代田区三年町五	

國会・政党

衆議院	東京都千代田区永田町（銀座三九八〇—六）
参議院	東京都千代田区永田町（銀座六一〇一—六）
国立国会図書館	東京都港区赤坂一ノ一（赤坂三五四一—五）
自由党	東京都千代田区永田町一丁目（銀座一二〇三、五八四）
国民民主党	東京都港区芝新櫻田町二七（銀座二六〇一—二）
日本社会党	東京都千代田区永田町一ノ四（銀座一〇〇七、一五一四）

日本共産党　東京都澁谷区千駄ヶ谷四ノ七一四（赤坂一六五一、一九八三）
労働者農民党　東京都千代田区神田駿河台二ノ一政経ビル（神田四〇三—四）
緑風会　東京都千代田区永田町（銀座四一三一、六一〇一）

研究調査機関

國民経済研究所　東京都千代田区神田駿河台二ノ一政経ビル（神田四〇三、四〇四、一〇一六）
政治経済研究所　東京都千代田区神田駿河台二ノ一政経ビル（神田四〇三、四〇四、一〇一六）
三菱経済研究所　東京都千代田区丸ノ内丸ビル内
労働科学研究所　東京都世田谷区祖師ケ谷二ノ一二三六（砧六四四）
日本産業労働調査局　東京都千代田区神田駿河台二ノ一政経ビル（神田四〇三、四〇四、一〇一六）
中央労働学園　東京都港区芝公園六（芝一一三一—六）
農業綜合研究所　東京都港区新龍土町（赤坂四四四）
資源科学研究所　東京都新宿区百人町四
食糧研究所　東京都江東区深川浜園町二
日本農業研究所　東京都杉並区下高井戸四ノ一〇二六（萩窪三〇二九）
農政調査会　東京都世田谷区北沢二ノ一六一（世田谷二七八一）
大原農業研究所　倉敷市住吉町七三六（倉敷二一五）
法政大学大原社会問題研究所　東京都千代田区富士見町法政大学内（九段一五〇、一五六—九）
大阪府労働科学研究所　大阪市大淀区本庄中通一ノ一五（豊崎三七）
京大人文科学研究所　京都市左京区吉田京大文学部
金融経済研究所　東京都中央区日本橋室町二ノ一三井新館（日本橋四一〇一）
経済政策研究所　東京都中央区銀座一四五ノ三
厚生省人口問題研究所　東京都港区芝田村町日産館（銀座九五九五）
早大人文科学研究所　東京都新宿区戸塚町一ノ六四七（九段七七二）
中國研究所　東京都千代田区神田駿河台政経ビル（神田四〇三—四）

東大社会科学研究所	東京都文京区本富士町東大内（小石川二一二一）
大阪市立大学経済研究所	大阪市南区綿屋町（南三四〇〇）
雇用問題研究会	東京都千代田区神田須田町一ノ二三（神田二七二二）
労働行政研究所	東京都港区芝公園労働会館内（芝一九三五）
労働立法研究所	東京都杉並区阿佐ケ谷三ノ五三九（荻窪三〇一一）
労働省産業安全研究所	東京都港区芝田村町二ノ一三（三田二六〇三）
一橋大学経済研究所	東京都北多摩郡谷保村國立中区一八五（國立五七）
東洋経済新報社	東京都中央区日本橋本石町三ノ二（日本橋八一―三、二七八五）
北海道立労働科学研究所	札幌市北四條西四丁目労働会館内（二五九二）
廣島縣立労働科学研究所	廣島市皆実町一丁目中央労働学校内
兵庫縣立労働研究所	神戸市生田区相生町一ノ二七（元町三六五〇）
労働調査協議会	東京都中央区日本橋三越七階（日本橋三三一一―五七）

新聞・通信機関

日本経済新聞社	東京都中央区日本橋茅場町二ノ一六（茅場町二五一）
毎日新聞社	東京都千代田区有楽町一ノ二（丸の内三二一―三一）
朝日新聞社	東京都千代田区有楽町二ノ三（丸の内一三一―四一）
読賣新聞社	東京都中央区銀座西三ノ一（京橋六二八一―九）
時事新報社	東京都中央区木挽町八ノ一九（銀座七一五一）
東京新聞社	東京都千代田区内幸町二ノ一〇（銀座三一〇一―九）
工業新聞社	東京都千代田区飯田町一（九段一一七一）
共同通信社	東京都千代田区飯田町一ノ一（九段三二〇）
時事通信社	東京都千代田区日比谷公園市政会館（銀座六一六一―八）
連合通信社	東京都港区芝田村町四ノ二二（芝四五七九、四三六七―八）

経営者團体

関西経済連合会　大阪市北区堂島西町一（福島一五一―七）
関東経営者協会　東京都千代田区丸ノ内一ノ二（丸の内六二四、三六三二）
経済団体連合会　東京都千代田区丸ノ内一ノ二（丸の内四三七五―九）
経済同友会　東京都千代田区丸ノ内一ノ二（丸の内二四五五）
全國銀行協会連合会　東京都中央区日本橋本石町三ノ八（日本橋五〇一一―五）
日本経営者団体連盟　東京都千代田区丸ノ内一ノ二（丸の内六二四、三六三二）
日本工業クラブ　東京都千代田区丸ノ内一ノ二（丸の内一五四六―九）
日本産業協議会　東京都千代田区丸ノ内一ノ二（丸の町四三七五）
日本石炭鉱業連盟　東京都中央区日本橋茅場町二ノ六（茅場町七七一五、七二三二）
日本商工会議所　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四（丸の内三五―六）

その他の團体

平和擁護日本委員会　東京都港区芝新橋七ノ一二文化工業会館
日本学術会議　東京都台東区上野公園
民主主義科学者協会　東京都千代田区神田駿河台二ノ一政経ビル（神田四〇三―四、一〇一六）
日本フェビアン協会　東京都渋谷区松濤町六七
日本アナキスト連盟　東京都港区芝新橋七ノ一二文化工業会館
民主主義文化連盟　東京都港区芝新橋七ノ一二文化工業会館
I・L・O日本駐在員事務局　東京都千代田区大手町労働省（日本橋四八七七、四二五一―六〇）
中日友好協会　東京都千代田区西神田二ノ一東方学会（九段二五三九）
日ソ親善協会　東京都港区芝新橋七ノ一二文化工業会館
全日本学生自治会総連合　東京都文京区本富士町東京大学
自由法曹団　東京都港区芝琴平町二一（芝二六〇二）
労農救援会　東京都港区芝新橋七ノ一二文化工業会館

附錄その三　附屬統計表

附属統計表　目次

一　一九三〇年、一九四〇年、一九四七年産業中分類別有業者数……八六一
二　年令階級別就業状態別人口（一九四七年）……八六五
三　産業中分類別従業上の地位別就業者数（一九四七年）……八六七
四　産業中分類別事業所数および種類別男女別従業者数（一九四七年）……八七一
五　産業別規模別（従業者総数による）操業事業所数および従業者数（一九四七年）……八七三
六　工場従業者数（職工五人以上の工場）（一九三四―四七年）……八七四
七　全國男女別就業状態別一五才以上人口数……八七七
八　市部、男女別就業状態別一五才以上人口数……八七九
九　郡部、男女別就業状態別一五才以上人口数……八八一
一〇　産業別、従業上の地位別就業者数（一五才以上）……八八三
一一　産業別雇用指数……八八七
一二　産業別雇用指数（雇用状態調査による）……八八九
一三　月別公共職業安定所職業紹介状況……八九二
一四　月別失業保険状況……八九三
一五　産業別加入団体別単位組合数および組合員数……八九四
一六　府縣別加入団体別単位組合数および組合員数……八九五
一七　農民組合組織状況……八九九
一八　全常用労働者、月別、産業別一カ月平均現金給與……九〇一
一九　全工業月別、定期、臨時別一カ月平均現金給與……九〇三
二〇　全常用労働者、月別、産業別、地域別一カ月平均定期現金給與……九〇四
二一　賃金不拂事件措置状況……九〇七
二二　勤労者世帯一カ月平均家計収支総括（一九四六年四月―一九四八年三月）……九〇九
二三　一世帯当り一カ月間の平均支出金額（一九四六年八月―一九四八年一二月）……九一三
二四　食糧品群別一人一日当り摂取熱量表……九一五
二五　食品群別一人一日当り摂取蛋白質量表……九一七
二六　農地改革成績(一)　都道府縣別買收管理換賣渡面積累計（一九四九年一二月末現在）……九一八
二七　農地改革成績(二)　登記進捗状況（一九四九年一二月末現在）……九一九
二八　農業協同組合設立状況（一九四九年一月一五日）……九二〇
二九　一九四八―九年度月別発生労働争議件数および参加人員……九二一
三〇　一九四八―九年度月別発生および繰越し労働争議件数および参加人員……九二三
三一　一九四八―九年度規模別労働争議形態別調（同盟罷業・同盟怠業・工場閉鎖・事業管理）……九二三
（その二）一九四九年度規模別労働争議形態別調（同盟罷業・同盟怠業・工場閉鎖・事業管理）……九二九
三二　一九四八―九年度規模別労働争議形態別調（総括表）……九三二
三三　（その一）一九四八年度産業別各月発生労働争議形態別調（同盟罷業・同盟怠業・工場閉鎖・事業管理）……九三五
（その二）一九四九年度産業別各月発生労働争議形態別調（同盟罷業・同盟怠業・工場閉鎖・事業管理）……九三九
三四　（その一）一九四八年度産業別労働争議形態別調（同盟罷業）……九三五
（その二）一九四九年度産業別労働争議形態別調（同盟罷業）……九三九
三五　（その一）一九四八年度産業別労働争議形態別調（総括表）……九四三
（その二）一九四九年度産業別労働争議形態別調（総括表）……九四七
三六　（その一）一九四八年度各月別総府縣別労働争議形態別調（括表）……九五一
（その二）一九四九年度各月府縣別労働争議形態別調（総括表）……九五五
三七　（その一）一九四八年度月別発生労働争議の要求事項……九五八
（その二）一九四九年度月別発生労働争議の要求事項……九五九
三八　全國婦人団体数並に会員数調……九三三

別表 1 (その 1)

1930年, 1940年, 1947年産業中分類別有業者数

Population by mid-groups of industry. (1930, 1940, 1947)

産業分類		1930年			1940年			1947年		
大分類	中分類	実数	大分類の中の%	総数中の%	実数	大分類の中の%	総数中の%	実数	大分類の中の%	総数の中の%
農業	1 稲作業				10,180,680	75.5		10,002,372	60.2	
	2 麥作業				1,044,770	7.7		800,810	4.8	
	3 雜穀作業	13,420,367	96.2		236,617	1.8		423,600	2.6	
	4 甘藷, 馬鈴薯作業				249,627	1.8		587,321	3.5	
	5 蔬菜作業				308,410	2.5		238,120	1.4	
	6 果樹園藝業	83,548	0.6		169,959	1.3		170,103	1.0	
	7 工藝作物業	28,179	0.2		153,652	1.1		139,147	0.8	
	8 其他の作物作業				160,367	1.2		20,337	0.1	
	9 畜産業	62,791	0.5		104,003	0.8		57,660	0.4	
	10 蚕業	349,072	2.5		905,303	6.7		97,578	0.6	
	11 雜農業							794,001	4.8	
	12 自給農業							3,187,781	19.2	
	13 入植農業							103,588	0.6	
	計	13,943,957	100.0	47.1	13,513,398	100.0	41.6	16,622,418	100.0	49.9
林業	14 森林業	49,412	26.4		132,483	45.3		258,117	53.8	
	15 木炭製造業	116,366	62.2		153,312	52.4		157,381	32.8	
	16 其他の林業	21,290	11.4		6,631	2.3		64,064	13.4	
	計	187,068	100.0	0.6	292,426	100.0	0.9	479,562	100.0	1.4
水産業	17 漁撈業(採藻業を含む)	563,304	99.1		529,031	97.4		682,798	96.2	
	18 水産增殖業	5,132	0.9		13,927	2.6		26,819	3.8	
	計	568,436	100.0	1.9	542,958	100.0	1.7	709,617	100.0	2.1
鉱業	19 石炭鉱業	225,648	71.5		390,960	65.4		502,202	75.2	
	20 石油鉱業	5,417	1.7		7,527	1.2		14,028	2.1	
	21 金属鉱業	46,425	14.7		139,104	23.3		71,870	10.8	
	22 非金属鉱業	2,855	0.9		14,230	2.4		18,735	2.8	
	23 土石採取業	35,131	11.2		45,934	7.7		60,643	9.1	
	計	315,476	100.0	1.1	597,755	100.0	1.8	667,478	100.0	2.0

別表 1 (その2)

産業分類		1930年			1940年			1947年		
大分類	中分類	実数	大分類の中の%	総数中の%	実数	大分類の中の%	総数中の%	実数	大分類の中の%	総数の中の%
木土建築業	24 建設工業	1,009,360	100.0		1,016,832	100.0		1,320,057	100.0	
	計	1,009,360	100.0	3.4	1,016,832	100.0	3.1	1,320,057	100.0	4.0
製造工業	25 金属工業	398,916	8.5		709,275	10.3		689,134	12.0	
	26 機械器具工業	480,393	10.2		2,074,646	30.1		1,119,830	19.6	
	27 化学工業	194,049	4.1		568,936	8.2		598,945	10.5	
	28 窯業及土石業	210,534	4.5		290,534	4.2		231,252	4.0	
	29 紡績工業	1,738,566	36.9		1,648,619	23.9		1,050,012	18.4	
	30 製材及木製品工業	422,771	9.0		480,952	7.0		716,513	12.5	
	31 食料品工業	529,366	11.2		430,336	6.2		460,633	8.0	
	32 印刷及製本業	125,429	2.7		135,129	2.0		101,394	1.8	
	33 其他の工業	607,557	12.9		559,720	8.1		754,183	13.2	
	計	4,707,581	100.0	15.9	6,898,147	100.0	21.2	5,721,901	100.0	17.2
ガス業 電氣業 水道業	34 ガス業	17,831	14.6		18,198	12.7		16,072	8.4	
	35 電氣業	84,700	69.2		109,955	76.7		160,326	84.1	
	36 水道業	19,831	16.2		15,265	10.6		14,356	7.5	
	計	122,362	100.0	0.4	143,418	100.0	0.5	190,754	100.0	0.6
商業	37 物品販賣業	2,88,6244	83.0		3,323,100	92.8		1,958,817	89.4	
	38 各種物品小賣業	291,347	8.4		71,600	2.0		84,345	3.9	
	39 物品賣買仲立業	157,587	4.5		3,032	0.1		71,353	3.3	
	40 出版業	118,556	3.4		113,120	3.2		52,763	2.4	
	41 倉庫業	12,681	0.4		15,743	0.4		12,014	0.5	
	42 其他の商業	11,299	0.3		53,392	1.5		10,839	0.5	
	計	3,477,714	100.0	11.7	3,580,047	100.0	11.0	2,190,131	100.0	6.6
金融業	43 銀行業,信託業	95,720	49.3		102,463	38.0		118,727	49.5	
	44 保険業	49,889	25.7		95.474	35.4		75,827	31.6	
	45 証券業	10,423	5.4		32,138	11.9		12,713	5.3	
	46 其他の金融業	38,011	19.6		39,706	14.7		32,736	13.6	
	計	194,043	100.0	0.7	269,781	100.0	0.8	240,003	100.0	0.7

運輸通信業	47 陸運業	736,862	78.0		880,327	64.5		1,030,784	68.4	
	48 水運業	161,885	17.1		194,617	14.3		181,433	12.1	
	49 通信業	43,369	4.9		289,452	21.2		294,315	19.5	
	計	945,116	100.0	3.2	1,364,396	100.0	4.2	1,506,532	100.0	4.5
サービス業	50 接客業	872,118	41.0		908,539	43.5		362,977	43.3	
	51 理髮，理容業及び浴場業	270,260	12.7		228,235	10.9		164,483	19.6	
	52 物品預り業，貸貸業	9,231	0.5		14,531	0.7		8,471	1.0	
	53 娛楽興業	87,532	4.1		83,385	4.0		80,935	9.7	
	54 家事業	802,167	37.7		708,945	33.7		100,550	12.0	
	55 其他のサービス業	84,769	4.0		158,667	7.5		120,987	14.4	
	計	2,126,077	100.0	7.2	2,102,302	100.0	6.5	838,405	100.0	2.5
自由業	56 医療衛生	251,091	27.6		364,571	33.0		341,084	30.3	
	57 教育	388,515	42.7		488,899	44.3		524,749	46.6	
	58 宗教	173,951	19.6		170,598	15.5		122,682	10.9	
	59 法務	14,232	1.6		15,013	1.5		16,840	1.5	
	60 著述業，藝術，遊藝	60,765	6.7		53,550	4.8		45,382	4.0	
	61 其他の自由業	16,706	1.8		10,896	1.0		75,796	6.7	
	計	910,260	100.0	3.1	1,103,527	100.0	3.4	1,126,533	100.0	3.4
公務団体及	62 公務	949,410	91.1		621,319	74.0		915,051	72.0	
	63 団体	92,198	3.9		218,069	26.0		356,310	28.0	
	計	1,041,608	100.0	3.5	839,588	100.0	2.6	1,271,361	100.0	3.8
其他の産業	64 其他の産業	70,582	100.0		218,141	100.0		444,213		
	計	70,582	100.0	0.2	218,141	100.0	0.7	444,213	100.0	1.3
	総計	29,619,640		100.0	32,482,516		100.0	33,328,963		100.0

〔註〕 昭和5年，同15年國勢調査結果と，昭和22年臨時國勢調査結果による。

状 態 別 人 口 (1947年)

by age groups (1947)　　(総理府統計局調)

～19才		20～61才			62才以上		
男	女	総数	男	女	総数	男	女
—	—	—	—	—	—	—	—
8,580,834	8,428,597	38,241,851	18,377,704	19,864,147	5,461,448	2,376,781	3,084,667
—	—	—	—	—	—	—	—
2,466,172	2,101,575	27,131,792	17,142,608	9,989,184	2,287,292	1,470,170	817,122
—	—	—	—	—	—	—	—
2,438,053	2,075,466	26,568,799	16,747,339	9,821,460	2,246,645	1,436,825	809,820
1,175,746	1,163,604	12,569,508	5,834,759	6,734,749	1,713,560	1,002,910	710,650
48,400	11,322	396,290	347,887	48,403	23,550	21,655	1,895
91,125	17,772	554,031	478,667	75,364	46,689	42,594	4,095
62,906	27,161	567,866	496,367	71,499	9,545	8,680	865
145,438	10,235	1,127,697	1,086,935	40,762	36,687	35,973	714
516,063	455,293	4,623,101	3,625,143	997,958	127,444	108,754	18,690
17,354	5,350	165,368	150,741	14,627	2,682	2,366	316
71,985	62,602	1,934,070	1,336,773	597,297	121,474	88,062	33,412
7,134	27,882	198,651	144,882	53,769	6,336	5,791	545
167,615	60,285	1,262,813	1,147,277	115,536	15,819	14,917	902
20,514	70,204	709,293	316,273	393,020	38,392	22,048	16,344
19,620	60,073	988,539	617,345	371,194	58,301	45,344	12,957
54,468	78,496	1,113,390	011,038	202,352	25,007	23,179	1,828
39,685	25,187	358,182	253,252	104,930	21,159	14,552	6,607
—	—	—	—	—	—	—	—
28,119	26,109	562,993	395,269	167,724	40,647	33,345	7,302
17,857	13,879	495,139	370,129	125,010	37,937	31,992	5,945
1,240	1,187	24,113	12,541	11,572	4,830	2,664	2,166
195	78	4,303	3,791	512	455	421	34
642	175	8,379	7,220	1,159	1,061	992	69
523	368	13,133	11,017	2,116	784	757	27
1,731	265	36,295	34,615	1,680	2,520	2,484	86
7,474	5,511	161,039	130,709	30,330	8,113	7,522	591
225	90	4,945	4,389	556	282	277	10
1,011	1,040	62,418	46,679	14,739	7,335	6,303	1,032
79	226	7,927	5,443	2,484	794	765	29
1,765	810	39,120	34,585	4,535	2,077	2,030	41
612	1,825	58,541	26,010	32,531	3,873	2,688	1,185
230	682	22,021	11,744	10,277	2,166	1,811	355
658	988	34,714	26,639	8,075	2,408	2,335	73
1,472	625	18,191	12,747	4,444	1,239	942	297
10,262	12,239	67,854	25,140	42,714	2,710	1,353	1,357
—	—	—	—	—	—	—	—
6,114,662	6,327,022	11,110,059	1,235,096	9,874,963	3,174,156	906,611	2,267,545

	差数	水害避難地に於ける就業状態不明の者	水害地に於ける就業状態不明の者	地域的に配分せられない調査洩れ
10才以上総数	1,091,079	28,659	649,336	413,084
労働力総数	565,967	13,183	321,840	230,944
就業者総数	552,055	12,713	312,888	226,454
失業者総数	13,912	470	8,952	4,490
非労働力	525,112	15,476	327,496	182,140

別表 2

年齢階級別，就業

Employment status of population,

就業状態	総数 総数	総数 男	総数 女	10 総数
10才以上総数	61,803,809 1) 60,712,750 2)	29,872,819 1) 29,355,319 2)	31,930,990 1) 31,377,411 2)	— 17,009,431
労働力総数	34,552,793 3) 33,936,831 4)	21,460,700 3) 21,078,950 4)	13,092,098 5) 12,907,881 4)	— 4,567,747
就業者総数	33,881,018 5) 33,328,963 6)	20,994,049 5) 20,622,217 6)	12,886,969 5) 12,706,746 6)	— 4,513,519
産業（大分類）別 1 農業	16,622,418	8,013,415	8,609,003	2,339,350
2 林業	479,562	417,942	61,620	59,722
3 水産業	709,617	612,386	97,231	108,897
4 鉱業	667,478	567,953	99,525	90,067
5 建設工業（土木建築業）	1,320,057	1,268,346	51,711	155,673
6 製造工業	5,721,901	4,249,960	1,471,941	971,356
7 ガス業，電氣及水道業	190,754	170,461	20,293	22,704
8 商業	2,190,131	1,496,820	693,311	134,587
9 金融業	240,003	157,807	82,196	35,016
10 運輸通信業	1,506,532	1,329,809	176,723	227,900
11 サービス業	858,403	358,835	479,568	90,718
12 自由業	1,126,533	682,309	444,224	79,693
13 公務及び団体	1,271,561	988,685	282,676	132,964
14 其の他の産業	444,213	307,489	136,724	64,872
失業者総数	671,780 7) 657,868 8)	466,651 7) 456,733 8)	205,129 7) 201,135 8)	— 54,228
就業したことのあるもの	564,803	419,978	144,825	31,727
失業する前の産業（大分類）別 1 農業	31,370	16,445	14,925	2,427
2 林業	5,031	4,407	624	273
3 水産業	10,257	8,854	1,403	817
4 鉱業	14,808	12,297	2,511	891
5 建設工業（土木建築業）	40,811	38,830	2,031	1,996
6 製造工業	182,137	145,705	36,432	12,985
7 ガス業，電氣業及水道業	5,542	4,886	656	315
8 商業	71,804	54,993	16,811	2,051
9 金融業	9,026	6,287	2,739	305
10 運輸通信業	43,772	38,386	5,386	2,575
11 サービス業	64,851	29,310	35,541	2,437
12 自由業	25,099	13,785	11,314	912
13 公務及び団体	38,768	29,632	9,136	1,646
14 其の他の産業	21,527	16,161	5,366	2,097
就業したことのない者	93,065	36,755	56,310	22,501
非労働力	27,251,011 9) 10)	8,412,119 9) 10)	18,838,892 9) 10)	—
	26,725,899	8,256,369	18,469,530	12,441,684

〔註〕 (1) 1) 3) 5) 7) 9) 補正数

(2) 2) 4) 10) 未補正数

(3) 6) 8) 未補正数であつて本表の産業別はこの数の内訳である。
これ等の補正数と未補正数の差の内訳は次の如くである。

4) 「昭和22年臨時國勢調査結果報告」による。

地 位 別 就 業 者 数 (1947年)

and occupational status : (1947)

(総理府統計局調)

業上の地位別								
会社及び団体の役員			家族作業者			雇用者		
総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
—	—	—	—	—	—	—	—	—
281,805	264,918	16,887	12,973,661	4,346,510	8,627,151	11,857,276	8,921,233	2,936,043
8,090	4,721	3,369	11,248,456	3,494,256	7,754,200	366,332	205,654	160,728
4,981	2,445	2,536	6,881,151	2,154,804	4,726,347	187,710	101,156	86,553
261	193	68	538,106	173,173	364,933	18,024	10,303	7,721
169	93	76	291,579	90,673	200,906	14,497	7,586	6,911
293	215	78	389,131	119,398	269,733	17,917	8,774	9,143
218	113	105	142,284	37,920	104,364	14,460	8,489	5,971
231	214	17	101,291	36,276	65,015	13,472	8,324	5,148
101	95	6	99,448	32,137	67,311	3,722	2,251	1,471
80	61	19	10,967	3,336	7,631	3,462	2,108	1,354
442	428	14	23,924	10,102	13,822	14,401	11,969	2,432
285	231	54	67,263	13,598	53,665	8,005	4,626	3,379
690	326	364	523,909	167,176	356,733	20,811	11,572	9,239
—	—	—	2,124,543	637,931	1,486,612	43,841	23,584	20,257
339	307	32	54,860	17,732	37,128	6,060	4,912	1,148
3,314	3,226	88	94,955	62,846	32,109	263,594	236,090	27,504
2,550	2,509	41	25,388	18,682	6,706	191,052	173,165	17,387
329	297	32	59,215	37,251	21,964	34,141	28,456	5,685
435	420	15	10,352	6,913	3,439	38,401	34,469	3,932
3,070	3,028	42	218,347	144,349	73,998	276,687	256,713	19,974
2,671	2,634	37	208,805	139,101	69,704	268,957	250,426	18,531
399	394	5	9,542	5,248	4,294	7,730	6,287	1,443
4,580	4,445	135	8,000	5,760	2,240	640,384	543,679	96,705
2,152	2,102	50	1,674	1,121	553	495,977	421,843	74,134
241	231	10	146	100	46	13,407	11,630	1,777
896	875	21	783	529	254	68,864	57,156	11,708
373	357	16	951	586	365	15,441	12,279	3,162
918	880	39	4,446	3,424	1,022	46,695	40,771	5,924
11,604	16,358	246	85,941	80,958	4,983	925,316	879,605	45,711
1,449	1,405	33	638	734	204	20,453	19,229	1,224
7,666	7,588	78	6,096	5,245	851	256,189	234,908	21,281
4,878	4,832	46	74,839	71,388	3,451	577,672	558,417	19,255
2,611	2,533	78	4,068	3,591	477	71,002	67,051	3,951
113,913	111,313	2,600	522,915	284,389	238,526	4,151,634	3,007,086	1,144,548
14,563	14,293	270	35,350	27,702	7,648	573,955	499,012	74,943
24,479	24,040	438	34,734	27,803	6,931	994,533	855,258	139,275
14,007	13,625	392	37,573	18,069	19,504	505,350	375,079	130,271
4,478	4,357	121	24,526	13,761	10,765	174,218	127,517	46,701
14,139	14,139	—	109,532	32,666	76,866	742,009	232,079	509,930
16,594	16,323	267	66,694	54,232	12,462	476,532	406,308	70,224
12,450	11,913	537	88,561	36,322	52,239	256,964	182,207	74,757
3,013	2,874	139	6,172	3,819	2,353	81,631	62,160	19,471
6,915	6,580	335	79,929	38,788	41,141	195,674	126,257	69,417
3,275	3,165	110	39,844	31,227	8,617	150,768	141,209	9,559

別表 3 (その 1)　　産業中分類別従業上の

Population by mid-groups of industry

産業 (大分類，中分類)	就業者数 総数	就業者数 男	就業者数 女	従 個人業主 総数	従 個人業主 男	従 個人業主 女
総数	1) 33,881,018	3) 20,994,049	5) 12,886,969	—	—	—
	2) 33,328,963	4) 20,622,217	6) 12,706,746	8,216,221	7,089,556	1,126,665
1 農業	16,622,418	8,0130415	8,609,003	4,999,490	4,308,784	690,706
1 稲作業	10,002,372	4,860,777	5,141,595	2,928,530	2,602.372	326,158
2 麥作業	800,810	389,342	411,468	244,419	205,673	38,746
3 雜穀作業	423,600	196,746	226,854	117,355	98,394	18,961
4 甘藷馬鈴薯作業	587,321	273,743	313,578	179,980	145,356	34,624
5 蔬菜作業	238,120	107,726	130,394	81,158	61,204	19,954
6 果樹園藝業	170,103	95,021	75,082	55,109	50,207	4,902
7 工藝作物業	139,147	67,280	71,867	35,876	32,797	3,079
8 其他の作物作業	20,337	10,047	10,290	5,828	4,542	1,286
9 畜産業	57.660	40,153	17,507	18,893	17,654	1,239
10 蚕業	97,578	36,314	61,264	22,025	17,859	4,166
11 雜收入農業	794,001	385,570	408,431	249,591	206,496	42,095
12 自給農業	3,187,781	1,488,104	1,699,677	1,019,397	826,589	192,808
13 入植農業	103,588	62,592	40,996	42,329	39,641	2,688
2 林業	479,562	417,942	61,620	117,699	115,780	1,919
14 森林業	258,117	232,836	25,281	39,127	38,480	647
15 木炭製造業	157,381	128,938	28,443	63,696	62,934	762
16 其他の林業	64,064	56,168	7,896	14,876	14,366	510
3 水産業	709,617	612,386	97,231	211,513	208,296	3,217
17 漁撈業 (採藻業を含む)	682,798	591,893	90,905	202,365	199,732	2,633
18 水産増殖業	26,819	20,493	6,326	9,148	8,564	584
4 鉱業	667,478	567,953	99,525	14,514	14,069	445
19 石炭鉱業	502,202	427,385	74,817	2,399	2,319	80
20 石油鉱業	14,028	12,177	1,851	234	216	18
21 金属鉱業	71,870	59,804	12,066	1,327	1,244	83
22 非金属鉱業	18,735	15,044	3,691	1,970	1,822	148
23 土石採取業	60,643	53,543	7,100	8,584	8,468	116
5 建設工業 (土木建築業)	1,320,057	1,268,346	51,711	292,196	291,425	771
24 設計監督業	26,031	24,511	1,520	3,191	3,143	48
25 綜合工事業	285,654	263,302	22,352	15,703	15,561	142
26 職別工事業	917,864	894,629	23,235	260,475	259,992	483
27 設備工事業	90,508	85,904	4,604	12,827	12,729	98
6 製造工業	5,721,901	4,249,960	1,471,941	933,439	847,172	86,267
28 金属工業	689,134	605,630	83,504	65,266	64,623	643
29 機械器具工業	1,119,830	971,495	148,335	66,084	64,394	1,690
30 化学工業	598,945	446,342	152,603	42,015	39,569	2,446
31 窯業及土石工業	231,252	172,957	58,295	28,030	27,322	708
32 紡織工業	1,050,012	409,090	640,922	184,332	130,206	54,126
32 製材及び木製品工業	716,513	631,849	84,664	156,693	154,982	1,711
34 食料品工業	460,633	323,748	136,885	102,659	93,306	9,352
35 印刷及び製本業	101,394	78,930	22,464	10,578	10,077	501
36 其の他の工業	419,391	296,067	123,224	136,873	124,442	12,431
37 修理業 (塗装業を含む)	334,797	313,852	20,945	140,910	138,251	2,569

業上の地位別								
会社及び団体の役員			家族従業者			雇用者		
総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
3,732	3,592	140	—	—	—	187,022	166,869	20,153
393	389	4	—	—	—	15,679	13,634	2,045
3,142	3,009	133	—	—	—	157,184	140,522	16,662
197	194	3	—	—	—	14,159	12,713	1,446
41,734	39,273	2,461	504,047	171,480	332,567	634,245	460,953	173,292
22,759	22,339	400	33,923	20,320	132,603	216,314	170,224	46,090
12,310	10,680	1,630	414,833	130,637	284,196	285,638	194,161	91,477
1,319	1,192	127	18,052	5,113	12,939	38,179	20,898	17,281
559	420	139	27,172	9,985	17,187	16,689	11,579	5,110
1,044	984	60	7,908	4,025	3,883	15,637	12,702	2,935
2,345	2,286	59	1,062	639	423	46,107	38,523	7,584
583	566	17	491	366	125	10,264	8,720	1,544
835	806	29	606	395	211	5,417	4,146	1,271
9,531	9,094	437	2,638	1,185	1,453	219,197	139,948	79,249
3,786	3,559	227	—	—	—	114,941	67,251	47,690
2,927	2,804	123	773	405	368	68,842	48,066	20,776
1,112	1,095	17	310	154	156	10,599	8,361	2,238
1,760	1,636	70	1,555	626	929	24,815	16,270	8,545
18,121	17,535	586	33,445	28,050	5,395	1,366,643	1,196,714	169,929
11,204	10,915	289	23,701	20,676	3,025	920,179	847,952	72,227
4,040	4,001	39	9,744	7,374	2,370	155,026	144,564	10,462
2,877	2,619	258	—	—	—	291,438	204,198	87,240
6,520	5,247	1,273	159,592	37,876	121,716	418,382	145,218	273,164
2,161	1,365	796	78,595	15,151	63,444	170,607	38,879	131,728
469	349	120	45,085	12,113	32,972	40,853	17,597	23,256
109	105	4	410	248	162	6,158	5,126	1,032
83	75	8	1,805	497	1,308	2,087	1,426	661
1,992	1,865	127	5,538	2,120	3,418	61,873	36,710	25,163
361	351	10	420	265	155	6,843	5,524	1,319
160	79	81	12,731	706	12,025	83,675	8,031	75,644
1,185	1,058	127	15,008	6,776	8,232	46,286	31,925	14,361
23,692	19,860	3,832	52,684	21,418	31,266	800,261	455,655	344,606
2,148	1,679	469	24,100	7,832	16,268	182,652	60,284	122,368
5,452	4,292	1,160	4,548	2,258	2,290	508,566	315,286	193,280
762	740	22	471	317	154	29,585	23,637	5,948
13,818	11,866	1,952	16,222	8,422	7,800	28,918	21,861	7,057
270	256	14	594	368	226	7,517	5,907	1,610
672	577	95	2,182	934	1,248	18,338	13,740	4,598
570	450	120	4,567	1,287	3,280	24,685	14,940	9,745
26,005	24,720	1,285	—	—	—	1,245,356	963,965	281,391
—	—	—	—	—	—	915,051	733,168	181,883
26,005	24,720	1,285	—	—	—	330,305	230,797	99,508
2,899	2,506	393	42,641	13,943	28,698	362,173	263,084	99,089
2,899	2,506	393	42,641	13,943	28,698	362,173	263,084	99,089

水害避難地に於ける就業状態不明の者(推定) 9,026　水害地に於ける就業状態不明の者(推定) 222,466　地域的に配分せられない調査洩れ 140,340 (例言7,8,9参照)

(3)　5)補正数　6)未補正数 (本表の産業別, 従業上の地位別はこの未補正数の内訳である) 5)と6)の差 180,223の内訳は次の如くである。水害避難地に於ける就業状態不明の者 (推定) 3,687　水害地における就業状態不明の者(推定) 90,422　地域的に配分せられない調査洩れ 86,114 (例言7,8,9参照)　(4)「昭和22年臨時國勢調査結果報告」による。

別表 3 （その 2）

産業（大分類，中分類）	就業者数 総数	男	女	従業 個人業主 総数	男	女
7 ガス業，電氣業及び水道業	190,754	170,461	20,293	—	—	—
38 ガス業	16,072	14,023	2,049	—	—	—
39 電氣業	160,326	143,531	16,795	—	—	—
40 水道業	14,356	12,907	1,449	—	—	—
8 商業	2,190,131	1,496,820	693,311	1,010,105	825,114	184,991
41 卸賣業	353,061	289,051	64,010	80,085	76,168	3,917
42 小賣業	1,440,370	923,045	517,325	727,589	587,567	140,022
43 各種物品小賣業（特掲しないもの）	84,345	47,944	36,401	26,795	20,741	6,054
44 露店商．行商	165,386	113,454	51,932	120,966	91,470	29,496
45 物品賣買仲立業	71,353	59,711	11,642	46,764	42,000	4,764
47 出版業	52,763	44,433	8,330	3,249	2,985	264
47 倉庫業	12,014	10,222	1,792	676	570	106
48 不動產取扱業	10,839	8,960	1,879	3,981	3,613	368
9 金融業	240,003	157,807	82,196	8,637	7,580	1,057
49 銀行業，信託業	118,727	70,810	47,917	—	—	—
50 保險業	75,827	54,419	21,408	3,285	3,144	141
51 証券業	12,713	10,253	2,460	692	643	49
52 其の他の金融業	32,736	22,325	10,411	4,660	3,793	867
10 運輸通信業	1,506,532	1,329,809	176,723	88,323	87,510	813
53 陸運業	1,030,784	954,617	76,167	75,700	75,074	626
54 水運業	181,433	168,375	13,058	12,623	12,436	187
55 通信業	294,315	206,817	87,498	—	—	—
11 サービス業	838,403	358,835	479,568	253,909	170,494	83,415
56 接客業	362,977	119,200	243,777	111,614	63,805	47,809
57 理髮，理容及び浴場業	164,483	83,281	81,202	78,076	53,222	24,854
58 労務供給周旋業	8,128	6,792	1,336	1,451	1,313	138
59 物品領り賃貸業	8,471	5,056	3,415	4,496	3,058	1,438
60 娯楽興行	80,935	49,707	31,228	11,532	9,012	2,520
61 廣告宣傳行	9,330	7,776	1,554	1,706	1,636	70
62 家事業	100,550	9,881	90,665	3,984	1,065	2,919
63其他のサービス業	103,529	77,142	26,387	41,050	37,383	3,667
12 自由業	1,126,533	682,309	444,224	249,896	185,376	64,520
64 医療，衞生	341,084	162,280	178,804	132,184	92,485	39,699
65 教育	524,749	325,798	198,951	6,183	3,962	2,221
66 試驗研究（檢査を含む）	31,740	25,520	6,220	922	826	96
67 宗教	122,682	98,029	24,653	63,724	55,880	7,844
68 法務	16,840	14,850	1,990	8,459	8,319	140
69著術業，藝術，遊藝	45,382	32,048	13,334	24,190	16,797	7,393
70 其の他の自由業	44,056	23,784	20,272	14,234	7,107	7,127
13 公務及び団体	1,271,361	988,685	282,676	—	—	—
71 公務	915,051	733,168	181,883	—	—	—
72 団体	356,310	255,517	100,793	—	—	—
14 其の他の產業	444,213	307,489	136,724	36,500	27,956	8,544
73 其の他の產業	444,213	307,489	136,724	36,500	27,956	8,544

〔註〕 (1) 1)補正数 2)未補正数（本表の產業別，從業上の地位別はこの未補正数の內訳である）1)と2)の差 552,055の內訳は次の如くである。
水害避難地に於ける就業狀態不明の者(推定) 12,713 水害地に於ける就業狀態不明の者(推定)数 312,888 地域的に配分せられない調査洩れ 226,454（例言 7,8,9 参照）
(2) 3)補正数 4)未補正数（本表の產業別，從業上の地位別はこの未補正数の內訳である）3)と4)の差 371.832の內訳は次の如くである。

び 男 女 別 種 類 別 従 業 者 数 (1947年)

occupational status, by mid-groups of industries (1947) (総理府統計局調)

業者の内訳								
個人業主及び家族従業者			常用の職員及び労務者			臨時日雇の職員及び労務者		
総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
4,949,324	3,500,862	1,448,462	9,358,336	6,925,474	2,432,862	1,680,929	1,369,885	311,044
3,464	2,505	959	38,627	28,653	9,974	17,997	10,650	7,347
240,105	197,268	42,837	147,304	122,006	25,298	123,179	106,938	16,241
454,245	340,231	114,014	163,154	152,559	10,595	96,026	77,680	18,346
406,738	313,140	93,598	160,893	150,922	9,971	94,340	76,797	17,543
47,507	27,091	20,416	2,261	1,637	624	1,686	883	803
12,166	10,861	1,305	578,122	496,484	81,638	63,725	46,638	17,087
2,518	2,111	407	458,098	395,333	62,765	39,836	27,601	12,235
53	43	10	10,642	9,507	1,135	1,187	753	434
1,647	1,519	128	68,309	57,338	10,971	4,701	3,282	1,419
193	156	37	9,719	7,890	1,829	938	693	245
7,755	7,032	723	31,354	26,416	4,938	17,063	14,309	2,754
308,565	300,974	7,591	534,230	486,857	47,373	606,830	541,256	65,574
1,468,619	1,130,403	338,216	4,154,351	2,926,947	1,227,404	406,004	293,143	112,861
96,239	86,376	9,863	489,327	411,344	77,983	29,068	25,331	3,737
83,125	75,641	7,484	1,035,628	865,213	170,415	57,422	50,837	6,585
86,791	57,346	29,445	513,719	364,807	148,912	58,523	38,192	20,331
46,741	35,196	11,545	177,635	128,589	49,046	20,281	15,392	4,889
271,304	159,292	112,012	709,988	203,096	506,892	37,901	14,867	23,034
213,705	197,154	16,551	517,738	422,605	95,133	79,015	68,306	10,709
258,436	165,707	92,729	243,573	170,039	73,534	72,617	44,389	28,228
14,953	11,748	3,205	84,321	63,109	21,212	2,321	1,810	511
197,009	154,876	42,133	150,165	82,845	67,320	22,565	9,661	12,904
200,316	187,067	13,249	232,257	215,300	16,957	26,291	24,358	1,933
—	—	—	136,088	123,183	12,905	11,937	10,362	1,575
1,584,607	982,181	602,426	618,880	460,267	158,613	65,311	50,869	14,442
13,958	10,632	3,326	237,920	147,856	90,064	7,694	5,980	1,714
138,960	131,717	7,243	1,305,066	1,104,312	200,754	150,145	132,039	18,106
493,190	238,517	254,673	246,894	98,321	148,573	37,174	22,257	14,917
228,410	153,059	75,351	753,666	444,378	309,288	30,116	18,495	11,621
—	—	—	432,152	323,773	108,379	48,311	39,764	8,547
3,035	2,514	521	11,882	9,878	2,004	16,480	13,814	2,666

別表 4　　産業中分類別事業所数および

Number of establishments and their workers by sex and

産業分類	事業所数	従業者総数			従 会社及び団体の役員		
		総数	男	女	総数	男	女
総数	3,516,895	16,944,916	12,698,643	4,246,273	956,327	902,422	53,905
1 農業	4,564	64,138	45,608	18,530	4,050	3,800	250
2 林業	148,460	528,564	443,969	84,595	17,976	17,757	219
3 水産業	217,513	723,784	580,480	143,304	10,359	10,010	349
漁撈業（採藻業を含む）	198,603	671,453	550,043	121,410	9,482	9,184	298
水産養殖業	18,910	52,331	30,437	21,894	877	826	51
4 鉱業	11,625	661,481	561,144	100,337	7,468	7,161	307
石炭鉱業	3,321	504,140	428,528	75,612	3,688	3,483	205
石油鉱業	164	12,011	10,430	1,581	129	127	2
金属鉱業	1,369	75,680	63,137	12,543	1,023	998	25
非金属鉱業	327	11,191	9,072	2,119	341	333	8
土石採取業	6,444	58,459	49,977	8,482	2,287	2,220	67
5 建設工業（土木建築業）	257,260	1,492,318	1,370,231	122,087	42,693	41,144	1,549
6 製造工業	1,031,280	6,333,033	4,641,494	1,691,539	304,059	291,001	13,058
金属工業	68,410	643,470	550,660	92,810	28,836	27,609	1,227
機械器具工業	66,017	1,229,574	1,043,342	186,232	53,399	51,651	1,748
化学工業	53,757	690,656	490,394	200,262	31,623	30,049	1,574
窯業及び土石工業	28,028	256,855	190,910	65,945	12,198	11,733	465
紡織工業	188,884	1,056,642	411,904	644,738	37,449	34,649	2,800
製材及び木製品工業	168,599	865,941	741,823	124,118	55,483	53,758	1,725
食料品工業	152,022	623,821	427,551	196,270	49,195	47,416	1,779
印刷及び製本業	10,769	108,286	83,006	25,280	6,691	6,339	352
其の他の工業	134,195	386,773	263,430	123,343	17,034	16,048	986
修理業（塗装業を含む）	160,599	471,015	438,474	32,541	12,151	11,749	402
7 ガス，電氣，水道業	8,565	150,752	136,174	14,578	2,727	2,629	98
8 商業	1,053,882	2,448,017	1,663,671	784,046	179,219	170,654	8,565
9 金融業	25,233	282,827	186,133	96,694	23,255	21,665	1,590
10 運輸通信業	146,288	1,617,447	1,390,740	226,707	23,276	22,672	604
11 サービス業	291,335	794,407	373,898	420,509	17,149	14,803	2,346
12 自由業	271,824	1,108,059	701,034	407,025	95,867	85,102	10,765
13 公務及び団体	45,988	706,835	575,835	131,050	226,422	212,298	14,124
14 其の他の産業	3,078	33,204	27,932	5,272	1,807	1,726	81

〔註〕「昭和22年臨時國勢調査結果報告」による。

別表 5 （その 1） 産業別規模別（従業者総数による）操業事業所数および従業者数（1947年）

Operating establishments and workers, by size (in terms of total number of workers): 1947

産業分類	総数	1人～4人	5人～9人	10人～14人	15人～29人	30人～49人	50人～99人	100人～199人	200人～499人	500人～999人	1,000人以上
総数	3,277,124	2,802,043	241,966	80,001	88,674	31,990	18,484	7,582	4,423	1,206	755
1 農業	4,382	2,548	574	335	457	226	149	48	36	9	—
2 林業	118,970	104,961	6,832	2,242	2,563	1,155	825	292	88	9	3
3 水産業	195,786	170,835	17,314	2,213	2,950	1,474	826	136	33	5	—
4 鉱業	10,221	4,494	1,557	898	1,345	739	512	235	197	104	131
石炭鉱業	2,276	162	265	282	535	380	233	125	103	79	112
石油鉱業	116	21	20	11	22	11	8	10	8	4	1
金属鉱業	590	104	76	61	112	59	58	42	50	15	13
非金属鉱業	173	28	38	22	34	16	18	8	7	1	1
土石採取業	5,223	3,363	754	340	408	179	131	31	15	1	1
5 建設工業	241,254	208,992	12,752	5,060	6,833	3,301	2,447	1,074	565	150	80
6 製造工業	967,174	776,275	95,386	33,272	35,410	13,388	8,023	2,962	1,597	499	362
金属工業	63,778	46,769	7,357	3,110	3,754	1,382	808	313	180	60	45
機械器具工業	60,822	34,384	9,974	4,532	5,899	2,608	1,903	810	432	166	114
化学工業	42,586	27,585	6,829	2,508	2,741	1,174	903	461	244	75	66
窯業及土石工業	25,547	15,466	5,274	1,680	1,758	697	426	155	66	19	6
紡織工業	178,795	149,122	15,977	4,918	4,615	1,931	1,257	463	344	94	74
製材及び木製品工業	159,480	123,470	17,498	6,719	7,461	2,699	1,219	315	73	17	9
食料品工業	130,528	106,187	14,990	4,101	3,510	1,012	503	122	79	21	3
印刷及び製本業	10,114	6,166	1,921	709	805	272	155	52	16	9	9
其の他の工業	124,183	111,444	7,511	2,104	2,036	684	297	77	27	2	1
修理業（塗装業を含む）	152,986	144,939	4,643	1,191	1,267	429	285	89	86	24	33
7 ガス電氣水道業	8,379	4,618	1,321	670	845	360	276	171	97	14	7
8 商業	1,012,633	949,715	41,021	10,848	7,783	1,902	895	303	126	28	12
9 金融業	24,431	13,775	3,469	2,197	3,084	1,067	549	194	75	15	6
10 運輸通信業	134,584	104,664	11,481	4,538	7,095	2,393	1,616	1,278	1,124	293	102
11 サービス業	244,249	218,417	18,957	3,378	2,493	545	275	120	51	10	3
12 自由業	267,103	222,672	21,606	8,807	9,456	2,926	1,036	376	179	30	16
13 公務及び団体	45,188	17,760	9,512	5,474	8,234	2,482	1,020	388	250	39	29
14 其の他の産業	2,770	2,317	184	70	126	32	26	5	5	1	4

別表 5 (その 2)

産業分類	総数	1人～4人	5人～9人	10人～14人	15人～29人	30人～49人	50人～99人	100人～199人	200人～499人	500人～999人	1,000人以上
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
総数	16,446,051	4,774,134	1,543,256	939,299	1,799,854	1,197,601	1,248,834	1,046,019	1,331,481	822,246	1,743,327
1 農業	63,449	4,879	4,871	3,885	9,446	8,269	9,717	6,528	11,077	5,777	—
2 林業	476,368	182,511	42,785	26,598	52,230	43,116	55,775	38,691	24,908	5,775	3,979
3 水産業	662,319	333,018	102,830	25,808	61,232	55,799	53,261	17,473	10,009	2,889	—
4 鉱業	655,905	8,744	10,343	10,628	28,134	23,176	36,077	33,362	62,606	74,418	363,417
石炭鉱業	484,505	474	1,881	3,369	11,291	14,591	16,445	17,652	33,545	57,615	327,642
石油鉱業	9,443	58	131	131	458	425	568	1,429	2,178	2,686	1,379
金属工業	68,124	226	530	722	2,354	2,301	4,094	6,179	15,859	10,523	25,336
非金属鉱業	10,167	54	259	260	701	613	1,215	1,292	2,253	572	2,948
土石採取業	50,387	6,115	4,852	4,018	8,499	6,640	9,012	4,081	4,170	500	2,500
5 建設工業	1,465,463	311,554	82,569	59,643	141,160	124,876	166,257	149,052	166,752	101,951	161,649
6 製造工業	6,178,047	1,360,136	614,030	390,536	719,595	504,352	541,254	404,961	486,925	340,428	815,830
金属工業	618,502	88,748	47,918	36,747	76,296	51,513	54,219	43,863	54,484	40,826	123,888
機械器具工業	1,183,411	73,036	65,514	53,682	121,463	98,204	129,686	110,530	133,292	115,865	282,139
化学工業	630,816	61,406	44,231	29,434	56,010	44,680	62,928	63,367	72,795	50,261	145,654
窯業及土石工業	244,109	34,528	33,824	19,745	36,006	26,506	28,326	21,083	20,290	12,425	11,376
紡織工業	1,025,308	251,806	102,029	57,380	93,735	73,559	84,651	63,834	107,011	62,195	129,108
製材及木製品工業	824,317	208,816	113,312	78,817	152,010	101,197	80,179	41,894	21,304	12,393	14,395
食料品工業	556,103	214,235	94,739	47,722	69,523	37,895	33,792	16,227	23,920	14,165	3,890
印刷及び製本業	105,293	13,260	12,501	8,359	16,154	10,151	10,352	7,008	4,559	6,326	16,623
其の他の工業	363,783	183,915	47,870	24,690	41,489	25,532	19,878	10,307	7,541	1,405	1,161
修理業(含塗装業)	455,121	209,903	23,952	13,975	25,789	16,140	19,234	12,592	27,503	16,924	84,104
7 ガス電氣水道業	148,543	8,587	8,921	7,368	17,330	13,552	19,061	24,464	29,938	9,327	9,495
8 商業	2,879,743	1,595,595	258,526	125,741	153,126	70,435	60,434	41,396	35,692	19,554	19,244
9 金融業	281,297	22,835	23,607	26,162	63,202	39,561	36,510	26,338	21,351	10,528	11,203
10 運輸通信業	1,602,335	146,665	72,427	54,526	144,254	89,957	112,812	181,133	343,904	196,649	260,048
11 サービス業	702,005	415,387	116,065	39,404	48,720	20,148	19,830	16,175	15,799	6,823	3,654
12 自由業	1,102,616	343,352	143,254	103,987	189,099	107,614	68,822	51,534	50,996	19,670	24,288
13 公務及び団体	696,009	37,449	62,828	63,682	169,760	90,591	67,238	54,305	69,961	27,517	52,678
14 其の他の産業	31,952	3,422	1,200	831	2,586	1,175	1,786	607	1,563	940	17,842

操業，休業，閉鎖別現業事業所数及び従業者数

操業,休業,閉鎖別	事業所		従業者	
	事業所数	百分比	従業者数	百分比
総数	1,705,715	100.00%	10,751,499人	100.00%
操業	1,579,119	92.58	10,457,104	97.44
休業	116,549	6.83	252,844	2.36
閉鎖	10.047	0.59	21.551	0.20

〔註〕 (1) 鉱業と製造工業における産業中分類別数字は現業部門についての数字であつて非現業を含まない。

(2) 「昭和22年事業所統計調査結果報告」による。

別表 6（その1） 工　場　従　業　者　数（職工，人以上の工場）　（1934～1947年）

Factory employees cat boctories with 5 employees audover : 1934～1947

年次	総数	職員				職工					
		計	内男	事務員	技術者	合計			年令		
						計	男	女	16才未満	16～49才	50才以上
年 1934	2,402,812	166,501	(155,280)	97,870	68,631	2,163,453	1,147,097	1,016,356	216,311	1,907,453	36,689
1935	2,631,366	185,148	(171,285)	108,693	76,455	2,369,277	1,287,575	1,081,702	241,202	2,085,360	42,715
1936	2,875,672	203,887	(127,818)	119,303	84,584	2,592,687	1,458,398	1,134,289	258,109	2,289,370	45,208
1937	3,265,550	234,055	(212,162)	138,810	95,245	2,936,512	1,727,032	1,209,480	286,214	2,596,687	53,611
1938	3,604,283	277,659	(245,790)	165,684	111,975	3,215,421	1,997,807	1,217,614	296,861	2,853,679	64,881
1939	4,370,265	396,067	(339,948)	246,295	149,772	3,786,247	2,421,725	1,364,522	363,941	3,319,251	103,055
1940	4,503,339	456,887	(388,308)	296,435	160,452	3,843,220	2,545,161	1,298,059	374,407	3,350,813	118,000
1941	4,524,203	528,261	(434,663)	348,429	179,832	3,786,916	2,509,528	1,277,388	350,406	3,294,279	142,231
1942	4,756,315	604,664	(492,000)	396,449	208,215	3,924,457	2,709,908	1,214,548	329,037	3,432,523	162,897
1945	2,234,667	425,348	(328,249)	284,990	140,359	1,730,587	1,135,247	595,340	……	……	……
1946	3,339,996	581,214	(464,121)	……	……	2,554,341	1,740,494	813,847	……	……	……
1947	3,572,550	631,621	(507,961)	425,031	206,590	2,749,991	1,855,549	894,442	……	……	……

別表 6 (その 2)

職工業中分類										その他	
金属工業	機械器具工業	化学工業	ガス及電氣業	窯業及土石業	紡織工業	製材及木製品工業	食料品工業	印刷及製本業	その他の工業	計	内男
184,682	314,669	192,270	8,260	82,363	969,320	76,584	147,565	56,891	130,849	72,858	(57,033)
217,612	367,263	228,638	8,390	92,698	1,006,705	85,107	158,125	60,569	144,172	79,941	(59,497)
246,858	456,963	273,487	8,721	101,702	1,027,917	93,293	165,310	58,839	159,597	79,098	(60,709)
310,490	601,684	322,796	9,286	112,857	1,032,510	107,869	185,508	64,652	188,860	94,983	(71,148)
377,398	860,431	322,205	10,517	105,345	976,953	113,823	190,697	63,568	194,484	111,203	(80,952)
445,300	1,131,604	397,155	12,493	140,554	1,067,283	153,308	230,327	66,277	141,946	187,951	(135,456)
449,842	1,276,926	398,756	13,385	145,966	974,454	163,552	222,483	63,726	134,130	203,232	(139,634)
409,466	1,388,043	374,302	13,923	138,466	875,965	170,309	211,716	61,255	143,471	209,026	(139,054)
445,334	1,682,727	373,106	13,894	125,183	735,249	159,416	193,280	56,290	139,978	227,294	(149,791)
197,075	594,494	206,490	10,077	79,207	282,280	173,740	97,565	22,365	67,294	78,732	(56,567)
327,769	821,421	319,016	11,773	120,462	423,920	276,395	118,404	43,526	91,655	204,441	(151,315)
308,946	836,466	336,727	19,473	124,454	529,878	292,842	155,379	35,282	110,544	190,938	(137,457)

〔註〕 「工業統計表」による。

15 才 以 上 人 口 数

(單位千人)

status and sex for all Japan (in thousand persons)

男			女				
働 力 人 口		非労働力	15才以上	労 働 力 人 口			非労働力
就 業 者	失 業 者	人 口	人口総数	総 数	就 業 者	失 業 者	人 口
20,460	290	4,840	28,840	11,760	11,580	180	17,080
20,590	220	4,840	28,900	12,010	11,870	140	16,890
20,860	160	4,580	28,910	12,470	12,380	90	16,440
21,230	160	4,25[illegible]	28,870	13,160	13,080	80	15,710
21,370	110	4,140	28,830	13,710	13,640	70	15,120
21,540	110	3,970	28,800	14,370	14,310	60	14,440
21,600	110	3,980	28,740	14,150	14,100	40	14,600
21,650	100	3,830	28,820	14,070	14,010	60	14,750
21,540	100	3,990	28,760	13,760	13,700	60	15,010
21,670	200	3,800	28,320	14,630	14,530	100	13,690
21,800	160	3,670	28,320	15,190	15,110	80	13,130
21,690	170	3,780	28,350	14,770	14,680	90	13,580
21,110	210	5,010	29,070	13,750	13,650	100	15,320
21,220	240	4,920	29,290	13,650	13,440	210	15,640
21,410	220	4,730	29,310	14,030	13,860	170	15,280
21,830	220	4,390	29,080	14,310	14,100	210	14,760
21,810	240	4,450	29,130	14,670	14,470	200	14,460
22,130	240	3,970	28,970	15,850	15,720	120	13,130
21,960	240	4,140	29,050	15,780	15,640	140	13,270
22,000	320	4,050	29,000	15,350	15,230	120	13,650
21,870	310	4,250	28,710	14,810	14,650	160	13,900
22,010	230	4,190	28,790	14,950	14,840	120	13,830
22,140	210	4,090	28,810	15,570	15,450	120	13,240
22,070	230	4,180	28,780	15,010	14,890	120	13,770

別表 7

全國男女別,就業狀態別,

Population at 15 years of age and over by employment

調査期間	総数						
	15才以上人口総数	労働力人口			非労働力人口	15才以上人口総数	労
		総数	就業者	失業者			総数
1948年1月	54,430	32,510	32,040	470	21,920	25,590	20,750
2月	54,550	32,820	32,460	360	21,730	25,650	20,810
3月	54,500	33,490	33,240	250	21,020	25,590	21,020
4月	54,480	34,540	34,310	230	19,950	25,610	21,380
5月	54,450	35,190	35,010	180	19,260	25,620	21,480
6月	54,420	36,010	35,850	170	18,400	25,610	21,650
7月	54,440	35,860	35,700	150	18,580	25,690	21,710
8月	54,400	35,820	35,660	160	18,590	25,580	21,750
9月	54,390	35,390	35,230	150	19.000	25,630	21,640
10月	54,000	36 500	36,200	300	17,500	25,680	21,870
11月	53,950	37,150	36,910	240	16,800	25,630	21,960
12月	53,980	36,630	36,370	260	17,360	25,630	21,860
1949年1月	55,390	35,060	34,750	310	20,330	26,330	21,310
2月	55,680	35,110	34,660	460	20,560	26,390	21,470
3月	55,670	35,650	35,270	380	20,010	26,360	21,620
4月	55,510	36,360	35,930	430	19,160	26,440	22,040
5月	55,630	36,730	36,290	440	18,910	26,500	22,050
6月	55,310	38,210	37,860	360	17,100	26,340	22,370
7月	55,390	37,970	37,600	380	17,410	26,340	22,190
8月	55,290	37,580	37,240	350	17,700	26,280	22,230
9月	55,140	36,990	36,520	470	18,150	26,430	22,180
10月	55,220	37,200	36,850	350	18,020	26,440	22,250
11月	55,250	37,920	37,590	330	17,330	26,550	22,350
12月	55,260	37,300	36,960	340	17,950	26,480	22,300

〔註〕 労働力調査による。

15 歳 以 上 人 口 数

(單位千人)

status and sex, for urbam (in thousand persons)

男			女				
働 力 人 口		非労働力	15才以上	労 働 力 人 口			非労働力
就 業 者	失 業 者	人 口	人口総数	総 数	就 業 者	失 業 者	人 口
6,780	150	1,770	9,640	2,740	2,680	60	6,900
6,980	110	1,780	9,830	2,890	2,830	60	6,940
7,080	90	1,730	9,880	3,000	2,970	30	6,880
7,160	80	1,670	9,940	3,070	3,040	30	6,870
7,240	60	1,660	9,950	3,180	3,150	30	6,770
7,300	50	1,650	9,990	3,270	3,230	30	6,730
7,380	50	1,630	10,020	3,200	3,180	20	6,810
7,400	50	1,600	10,110	3,240	3,210	30	6,870
7,400	50	1,630	10,070	3,160	3,140	20	6,910
7,520	90	1,690	10,090	3,330	3,280	50	6,760
7,590	80	1,680	10,140	3,390	3,350	30	6,760
7,580	80	1,720	10,180	3,350	3,320	30	6,830
7,490	80	1,970	10,370	3,210	3,170	40	7,160
7,480	100	2,020	10,520	3,210	3,120	100	7,310
7,550	80	1,970	10,570	3,250	3,150	90	7,320
7,640	90	1,920	10,380	3,120	3,000	120	7,260
7,670	100	1,920	10,410	3,270	3,150	120	7,150
7,600	110	1,740	10,130	3,340	3,260	80	6,790
7,680	100	1,800	10,280	3,480	3,400	80	6,800
7,710	130	1,720	10,300	3,470	3,390	70	6,840
7,740	150	1,810	10,380	3,480	3,380	100	6,900
7,640	150	1,790	10,230	3,360	3,300	60	6,870
7,820	150	1,810	10,430	3,520	3,450	70	6,910
7,840	140	1,810	10,440	3,450	3,390	70	6,990

別表 8

市部,男女別,就業状態別,

Population at 15 years of age and over, by employment

調査期間	総数						
	15才以上人口総数	労働力人口			非労働力人口	15才以上人口総数	労
		総数	就業者	失業者			総数
1948年1月	18,340	9,670	9,450	210	8,670	8,700	6,930
2月	18,700	9,980	9,810	170	8,720	8,870	7,090
3月	18,770	10,160	10,050	110	8,610	8,900	7,170
4月	18,860	10,320	10,200	110	8,540	8,920	7,250
5月	18,910	10,480	10,390	100	8,430	8,960	7,300
6月	18,980	10,620	10,540	90	8,360	8,990	7,360
7月	19,080	10,630	10,560	80	8,450	9,060	7,430
8月	19,160	10,690	10,610	30	8,470	9,050	7,450
9月	19,150	10,610	10,540	70	8,540	9,080	7,450
10月	19,400	10,940	10,800	130	8,460	9,300	7,610
11月	19,500	11,060	10,950	110	8,440	9,350	7,680
12月	19,560	11,000	10,900	110	8,550	9,380	7,650
1949年1月	19,910	10,780	10,660	120	9,130	9,540	7,570
2月	20,120	10,790	10,600	190	9,330	9,600	7,580
3月	20,170	10,880	10,710	180	9,290	9,600	7,640
4月	20,030	10,850	10,640	210	9,180	9,650	7,730
5月	20,100	11,030	10,810	220	9,060	9,680	7,770
6月	19,590	11,050	10,860	190	8,540	9,460	7,710
7月	19,870	11,270	11,090	180	8,600	9,580	7,790
8月	19,870	11,310	11,100	210	8,550	9,560	7,850
9月	20,090	11,370	11,120	260	8,720	9,710	7,890
10月	19,820	11,150	10,940	210	8,660	9,580	7,790
11月	20,200	11,490	11,270	220	8,710	9,770	7,970
12月	20,240	11,440	11,220	210	8,800	9,790	7,980

〔註〕 労働力調査による。

15 歲 以 上 人 口 数

(單位千人)

status and sex, for rural division (in thousand persons)

男			女				
働力人口		非労働	15才以上	労働力人口			非労働
就業者	失業者	人口	人口総数	総数	就業者	失業者	人口
13,680	140	3,070	19,200	9,020	8,900	120	10,180
13,610	110	3,060	19,070	9,120	9,040	80	9,940
13.780	80	2,850	19,030	9,470	9,410	60	9,560
14,060	70	2,560	18,940	10,090	10,040	50	8,850
14,130	50	2,480	18,880	10,530	10,500	30	8,350
14,240	50	2,330	18,810	11,100	11,070	30	7,710
14,220	50	2,350	18,730	10,940	10,920	20	7,780
14,250	50	2,230	18,710	10,830	10,800	30	7,880
14,150	40	2,360	18,690	10,590	10,550	40	8,100
14,150	120	2,110	18,230	11,300	11,250	50	6,930
14,220	80	1,990	18,180	11,800	11,760	40	6,370
14,110	90	2,060	18,170	11,420	11,360	60	6,750
13,620	130	3,040	18,700	10,540	10,480	70	8,160
13,740	150	2,910	18,760	10,430	10,320	120	8,330
13,850	130	2,770	18,740	10,780	10,710	70	7,960
14,190	120	2,470	18,690	11,190	11,100	90	7,500
14,150	130	2,530	18,720	11,410	11,330	80	7,310
14,540	120	2,230	18,840	12,500	12,460	40	6,340
14,270	140	2,350	18,770	12,290	12,240	60	6,470
14,290	90	2,340	18,700	11,890	11,840	50	6,810
14,130	150	2,430	18,330	11,330	11,270	60	7,000
14,370	90	2,400	18,550	11,590	11,540	50	6,960
14,320	70	2,290	18,380	12,040	12,000	50	6,340
14,230	80	2,370	18,340	11,550	11,500	50	6,790

別表 9

郡部,男女別,就業状態別,

Population at 15 years of age and over, by employment

調査期間	総数						
	15才以上人口総数	労働力人口			非労働力人口	15才以上人口総数	労
		総数	就業者	失業者			総数
1948年1月	36,090	22,840	22,590	250	13,250	16,890	13,820
2月	35,840	22,840	22,650	190	13,000	16,780	13,720
3月	35,730	23,330	23,190	140	12,400	16,700	13,850
4月	35,630	24,220	24,100	120	11,410	16,690	14,130
5月	35,540	24,710	24,630	80	10,830	16,660	14,180
6月	35,430	25,390	25,310	80	10,040	16,620	14,290
7月	35,350	25,220	25,150	70	10,130	16,630	14,280
8月	35,250	25,130	25,060	80	10,120	16,530	14,300
9月	35,240	24,780	24,700	80	10,460	16,550	14,190
10月	34,600	25,560	25,390	170	9,040	16,370	14,260
11月	34,450	26,090	25,960	120	8,360	16,270	14,280
12月	34,430	25,620	25,470	150	8,800	16,260	14,200
1949年1月	35,490	24,290	24,090	190	11,200	16,780	13,740
2月	35,560	24,320	24,060	260	11,240	16,790	13,890
3月	35,430	24,770	24,570	200	10,720	16,750	13,990
4月	35,480	25,510	25,290	220	9,970	16,790	14,320
5月	35,540	25,690	25,470	220	9,850	16,820	14,280
6月	35,720	27,160	27,000	170	8,560	16,880	14,660
7月	35,520	26,700	26,510	190	8,820	16,760	14,410
8月	35,420	26,270	26,130	140	9,150	16,720	14,380
9月	35,050	25,610	25,400	210	9,430	16,720	14,290
10月	35,410	26,050	25,910	140	9,360	16,860	14,460
11月	35,050	26,430	26,320	110	8,620	16,670	14,390
12月	35,020	25,870	25,740	130	9,150	16,680	14,320

〔註〕 労働力調査による。

別就業者数　　(15才以上,単位千人)

by occupational status (in thousand persons)

水産業				鉱業					製造工業				
業主	家族従業者	雇用者	不詳	総数	業主	家族従業者	雇用者	不詳	総数	業主	家族従業者	雇用者	不詳
150	140	210	0	610	0	0	590	0	5,350	960	530	3,840	20
140	110	220	0	580	0	0	540	0	5,240	920	530	3,760	30
160	120	210	0	610	0	0	590	0	5,200	920	510	3,750	30
190	150	250	0	620	0	0	590	0	5,250	940	520	3,770	20
180	140	210	0	610	10	0	600	0	5,280	930	510	3,830	10
300	280	280	10	580	0	0	570	0	5,400	880	460	4,050	30
240	240	250	0	550	10	0	540	0	5,380	910	450	3,990	30
250	260	250	10	530	10	0	510	0	5,510	930	470	4,090	20
210	180	190	0	550	10	0	530	0	5,520	910	560	4,030	20
190	170	190	0	540	10	0	530	0	5,520	890	490	4,110	20
180	140	200	0	550	10	0	530	0	5,480	890	470	4,100	20
200	190	200	0	570	10	0	530	0	5,130	890	460	3,760	20
180	200	220	0	500	10	0	490	0	4,670	690	400	3,530	0
180	130	160	0	490	10	10	480	0	4,500	630	360	3,510	0
210	180	180	0	470	10	0	460	0	4,570	640	360	3,570	0
250	220	210	0	500	10	10	490	0	4,520	670	410	3,450	0
280	290	310	0	450	10	10	440	0	4,750	690	470	3,580	0
310	340	330	0	450	10	0	440	0	4,710	660	440	3,610	0
270	240	300	0	450	0	0	440	0	4,570	640	370	3,560	0
280	320	270	0	440	0	0	430	0	4,670	690	380	3,600	0

位を含む。
他の産業に含まれる。

別表 10（その1）

産業別，従業上の地位

Employed persons, by industries,

	全産業					農林業					
	総数	業主	家族従業者	雇用者	不詳	総数	業主	家族従業者	雇用者	不詳	総数
1948年1月											
2月											
3月											
4月											
5月	35,010	9,490	12,640	12,460	420	16,540	5,620	10,430	490	0	500
6月	35,850	9,680	13,480	12,300	390	17,690	5,830	11,310	550	0	470
7月	35,700	9,660	13,220	12,420	400	17,340	5,800	11,020	520	10	490
8月	35,660	9,640	13,140	12,470	420	17,150	5,700	10,920	520	10	580
9月	35,240	9,610	12,700	12,560	360	16,700	5,650	10,510	520	10	540
10月	36,200	9,580	13,070	12,730	810	17,360	5,830	10,970	520	20	870
11月	36,910	9,800	13,920	12,450	740	18,630	6,070	11,960	570	20	720
12月	36,370	9,850	13,240	12,620	660	17,720	5,990	11,180	540	10	780
1949年1月	34,750	9,490	12,400	12,340	520	16,480	5,700	10,320	470	10	590
2月	34,660	9,500	12,210	12,410	540	16,340	5,740	10,120	460	10	550
3月	35,270	9,680	12,520	12,500	560	16,920	5,920	10,490	500	10	510
4月	35,930	9,910	13,220	12,230	590	17,680	6,090	11,070	510	10	600
5月	36,290	10,160	13,740	12,260	130	18,090	6,070	11,480	540	10	610
6月	37,860	10,330	15,550	11,940	30	20,620	6,500	13,480	640	0	480
7月	37,600	10,590	14,870	12,110	30	19,850	6,610	12,660	590	0	570
8月	37,240	10,620	14,550	12,040	30	19,150	6,460	12,170	520	0	670
9月	36,520	10,390	13,510	12,580	40	17,900	6,190	11,130	560	20	880
10月	36,850	10,540	13,600	12,700	10	18,060	6,300	11,130	580	0	980
11月	37,590	10,620	14,510	12,440	30	19,430	6,530	12,310	580	10	810
12月	36,960	10,580	13,870	12,540	20	18,430	6,310	11,540	580	0	870

〔註〕 労働力調査による。
(1) 産業及び従業上の地位は本業によつて分類されている。
(2) 1949年4月以前の従業上の地位「不詳」は他に分類されない従業上の地
(3) ガス・電氣・水道業は1948年6月迄は製造工業に含まれ7月以後はその

商業				運輸通信業					その他の産業および不詳				
業主	家族従業者	雇用者	不詳	総数	業主	家族従業者	雇用者	不詳	総数	業主	家族従業者	雇用者	不詳
1,520	910	970	30	1,670	70	20	1,580	0	4,340	570	210	3,200	350
1,580	980	900	20	1,630	60	20	1,550	0	4,350	580	220	3,230	340
1,560	1,010	880	30	1,680	60	20	1,600	0	4,470	570	230	3,350	320
1,600	980	890	20	1,650	60	20	1,570	0	4,440	560	220	3,300	350
1,600	970	870	30	1,660	70	20	1,570	0	4,470	560	230	3,410	290
1,370	780	770	30	1,600	70	30	1,490	10	5,180	570	240	3,680	690
1,410	780	770	40	1,590	60	10	1,500	10	4,950	560	210	3,550	640
1,480	820	790	40	1,630	70	20	1,560	0	4,890	530	220	3,550	570
1,460	800	780	30	1,620	70	20	1,530	0	4,700	540	200	3,520	450
1,490	870	770	30	1,610	70	20	1,520	0	4,800	550	270	3,510	480
1,510	860	790	30	1,660	60	20	1,580	10	4,810	550	270	3,510	500
1,540	900	810	40	1,670	70	50	1,540	10	4,840	560	250	3,550	490
1,510	910	980	0	1,670	70	30	1,580	0	4,360	720	330	3,200	120
1,470	840	940	0	1,600	60	20	1,530	0	4,150	670	270	3,200	20
1,520	910	990	0	1,610	60	20	1,540	0	4,210	650	270	3,260	30
1,520	950	1,020	0	1,560	60	10	1,480	0	4,210	690	290	3,190	20
1,440	850	1,020	0	1,530	70	20	1,450	0	4,450	760	300	3,380	20
1,490	850	1,030	0	1,500	50	20	1,420	0	4,450	750	310	3,390	10
1,490	860	1,000	0	1,490	50	10	1,430	0	4,360	720	290	3,350	20
1,490	860	1,010	0	1,520	60	20	1,440	0	4,440	750	320	3,370	10

ス業および他に分類されない産業を含む。

別表10（その2）

調査期間	製造兼小賣業					土木建築業					
	総数	業主	家族従業者	雇用者	不詳	総数	業主	家族従業者	雇用者	不詳	総数
1948年1月											
2月											
3月											
4月											
5月	1,170	400	250	520	0	1,380	190	80	1,110	0	3,440
6月	1,100	380	240	470	10	1,300	190	70	1,040	0	3,470
7月	1,130	400	240	490	0	1,310	200	80	1,030	0	3,470
8月	1,130	410	250	470	0	1,350	190	60	1,110	0	3,490
9月	1,110	410	240	460	10	1,370	200	70	1,100	0	3,480
10月	1,020	400	260	350	10	1,240	170	50	1,010	10	2,950
11月	960	380	210	370	0	1,150	180	50	920	0	2,990
12月	990	400	230	360	0	1,190	190	50	960	10	3,130
1949年1月	1,060	430	260	370	0	1,180	170	50	970	0	3,070
2月	1,000	380	230	370	0	1,160	180	40	930	0	3,160
3月	980	380	240	350	0	1,170	180	40	960	0	3,190
4月	1,000	390	250	360	0	1,160	180	50	930	0	3,280
5月	1,870	690	340	850	0	1,120	230	60	820	0	3,390
6月	1,890	650	390	850	0	870	190	50	640	0	3,250
7月	1,960	700	410	840	0	920	200	50	660	0	3,430
8月	2,150	760	430	960	0	930	200	50	720	0	3,500
9月	1,970	680	350	940	0	1,260	280	90	890	0	3,320
10月	2,020	700	350	970	0	1,310	270	100	940	0	3,360
11月	1,940	660	330	950	0	1,190	250	80	850	0	3,340
12月	1,990	690	350	950	0	1,230	260	90	880	0	3,360

〔註〕 「其の他の産業」には自由業，公務および利益を目的としない団体，サーヴィ

用　　指　　数

industries

化学工業	窯業土石工業	紡織工業	製材木製品工業	食料品工業	印刷製本業	その他の工業	ガス電氣水道業	商業	運輸通信業
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
99.41	99.25	101.56	98.59	99.79	100.09	98.18	100.26	99.90	99.96
99.56	99.07	103.06	96.96	100.09	100.07	97.11	101.59	99.98	99.99
101.00	101.15	113.31	96.49	100.02	101.11	97.65	102.42	103.06	100.42
101.19	102.42	112.99	93.42	100.32	100.70	97.86	103.28	104.45	101.09
101.29	103.11	111.25	91.09	100.22	101.68	95.07	103.78	105.31	99.13
101.64	104.08	109.83	89.42	99.77	100.62	92.95	105.39	106.09	99.87
102.58	104.38	109.18	86.90	99.17	99.68	92.93	108.03	105.99	101.17
103.16	105.78	109.02	84.46	98.83	99.52	91.22	109.93	106.04	102.30
103.52	106.03	107.34	82.25	98.45	98.90	89.96	110.73	106.11	102.82
103.78	105.15	106.68	80.10	98.86	99.04	90.15	113.53	105.72	102.95
103.95	105.74	108.48	78.71	97.39	99.46	87.74	115.48	106.05	103.45
103.37	105.45	108.13	76.74	97.84	98.66	84.82	117.94	105.35	103.72
103.63	105.28	108.89	75.38	96.91	99.98	84.29	119.39	105.24	105.80
104.55	105.35	109.63	73.45	97.03	100.97	80.55	121.33	106.12	105.90
107.28	108.07	116.81	72.31	98.54	103.99	80.90	124.45	113.40	106.45
108.69	110.39	117.59	71.59	98.60	104.74	80.40	126.81	112.45	107.16
109.41	110.90	117.16	70.37	99.27	105.42	79.91	127.10	113.63	104.15
110.84	111.79	116.05	69.08	98.84	105.83	80.02	130.38	113.79	106.50
112.60	113.72	116.15	68.01	99.09	106.33	80.52	132.60	113.56	107.05
114.26	114.88	116.60	67.54	99.15	106.86	80.26	135.42	113.80	107.76
114.50	116.33	114.71	66.08	99.81	104.18	78.46	135.85	113.70	108.04
114.35	116.21	114.09	63.66	99.99	105.49	77.55	136.46	113.68	108.77
114.12	116.25	113.98	62.87	100.08	105.68	77.18	138.90	114.04	109.30
114.13	115.96	112.42	62.36	100.46	105.52	75.47	136.03	113.39	109.53
113.96	115.76	110.95	61.41	100.67	105.95	73.50	136.55	112.50	109.63
112.89	115.62	102.89	59.46	102.78	105.97	72.73	136.63	111.73	109.59
114.31	116.18	112.87	57.74	103.54	108.46	73.07	137.49	117.79	109.25
114.13	116.59	111.13	56.35	103.40	108.10	70.54	137.77	117.55	109.09
113.71	116.13	109.39	55.03	102.68	107.21	69.13	137.35	116.77	108.40
113.27	114.90	108.01	53.68	101.47	106.78	67.91	133.18	116.89	107.20
112.85	112.91	106.75	52.53	100.37	102.23	66.62	132.68	117.16	105.09
122.27	110.22	105.30	51.44	100.56	101.34	65.13	132.17	117.16	102.72
111.79	108.55	103.15	50.32	100.71	99.92	63.00	131.98	116.90	101.56
111.45	107.36	102.71	49.31	100.21	98.52	62.24	132.51	117.48	101.66

月の雇用量の対前月比をもとめ，47年1月を100として指数化したものである。

府統計局に於て集計したものである。

人以上の労働者を使用する事業所の中，下記抽出割合で抽出選定された事業所の労働者
大産業（大分類）別に述べると次の如きである。
部(ロ)50～499人の労働者を使用する事業所は15%，土石採取業及び石油鉱業についてはする事業所は15%
は全部(ロ)30人～99人の労働者を使用する事業所は10%
全部(ロ)30人～99人の労働者を使用する事業所は10%
保険業の本店は全部(ハ) 100人以上の労働者を使用する銀行．信託業の支店は全部(ニ)100人

上の労働者を使用する事業所は全部(ロ)200人～499人の労働者を使用する事業所は30%，
以上の労働者を使用する事業所は全部(ロ)30人～499人の労働者を使用する事業所は10%
全部(ロ)200人～499人の労働者を使用する事業所は30%

別表 11

産　業　別　雇

Employment index by

月別	総計	鉱業	金属鉱業	石炭鉱業	石油鉱業	土石採取業	製造工業	金属工業	機械器具工業
1947年1月	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
2月	99.90	100.93	100.12	101.11	98.51	99.27	99.53	99.80	98.94
3月	99.90	101.74	98.99	102.26	97.10	100.34	99.23	99.68	97.97
4月	101.74	103.17	98.35	104.05	98.50	101.24	101.36	100.39	98.70
5月	102.13	104.27	97.53	105.87	98.00	101.09	101.34	101.18	98.69
6月	102.03	104.85	96.23	107.65	98.90	98.23	101.07	101.82	98.56
7月	102.50	106.34	97.09	109.29	98.11	100.56	100.80	102.43	98,30
8月	102.50	107.20	97.51	110.23	97.54	103.47	100.55	102.74	97.85
9月	102.68	107.93	99.03	110.89	97.24	106.14	100.35	103.06	97.31
10月	102.52	108.59	98.88	111.69	97.03	105.28	99.76	103.51	96.66
11月	102.46	109.51	98.31	112.95	97.96	102.99	100.37	103.15	96.08
12月	102.91	112.83	98.07	114.80	97.43	102.01	99.38	103.45	95.60
1948年1月	102.59	111.85	98.61	115.62	105.11	104.07	98.65	102.66	94.78
2月	102.78	112.23	98.79	116.05	104.12	104.87	98.43	102.35	94.19
3月	102.84	112.53	97.89	116.52	103.76	104.59	98.34	102.76	93.47
4月	104.77	114.13	98.37	118.31	103.87	109.63	100.41	104.04	94.32
5月	105.39	114.97	99.05	119.33	103.14	113.76	100.93	105.63	94.16
6月	105.36	115.57	100.10	119.92	102.59	109.89	101.02	106.87	94.22
7月	105.89	115.57	102.18	119.61	102.12	116.46	101.55	108.01	94.63
8月	105.89	116.38	102.74	119.91	101.71	118.49	102.31	109.80	95.09
9月	107.27	117.09	103.35	120.42	101.71	118.34	103.09	111.23	95.64
10月	107.54	116.38	103.48	121.25	100.43	118.60	103.23	112.67	96.19
11月	107.95	117.69	103.63	121.95	100.25	116.88	103.53	115.84	96.40
12月	108.25	118.16	104.03	122.63	77.63	117.34	103.69	117.24	96.56
1949年1月	108.02	117.81	104.29	122.63	72.12	117.58	103.40	117.46	96.37
2月	107.78	117.36	103.92	122.18	72.25	118.18	103.18	118.40	96.02
3月	107.29	116.30	103.77	120.90	73.50	119.99	102.80	119.35	95.93
4月	107.86	115.37	103.34	119.86	74.19	121.29	103.76	121.31	96.23
5月	107.14	114.08	102.81	118.40	73.26	123.59	103.11	121.88	95.18
6月	105.83	112.69	101.99	116.88	73.27	121.35	101.71	121.15	93.22
7月	104.26	111.74	101.81	115.78	73.16	120.06	99.81	120.55	90.11
8月	102.43	110.52	100.86	114.49	72.63	117.76	97.77	119.12	87.05
9月	101.07	109.14	100.08	112.97	73.10	114.47	96.50	117.51	85.67
10月	99.70	107.25	99.15	110.84	73.67	113.23	95.21	116.75	84.03
11月	98.90	106.28	99.05	109.70	73.67	112.66	94.35	116.05	82.93

〔註〕 (1) 毎月勤労統計による。
(2) 算出方法は次のとおりである。即ち毎月勤労統計によつて47年1月以降の各
(3) 調査の方法
本統計は，都道府縣統計主管課（又は官営事業所主務省）を通じ調査し，総理
調査対象及び抽出方法
本調査は，鉱業，製造工業，ガス．電氣．水道業，商業，運輸業及び通信業に於て 30
について，人員，給與，労働日数，労働時間を調査している。抽出方法について
1　石炭及び金属鉱業については(イ) 500人以上の労働者を使用する事業所は全
(イ)200人以上る労働者を使用する事業所は全部(ロ)50人～199人の労働者を使用
2　製造工業の64の特定産業について(イ) 100人以上の労働者を使用する事業所
3　ガス・電氣・水道業については(イ) 100人以上の労働者を使用する事業所は
4　商業については(イ)百貨店は30%(ロ)30人以上の労働者を使用する銀行．信託．
以上の労働者を使用する保険業の支店は30%
5　運輸業中，鉄道軌道業の事業所（官営，民営を含む）については(イ) 500人以
旅客自動運送業，貨物自動車運送業，小運送業，港湾運送業については(イ)500人
6　通信業（官営のみ）については(イ) 500人以上の労働者を使用する事業所は

用　　指　　数

by industries　　（雇用状態調査による）

金属工業	機械器具工業	化学工業	窯業土石工業	紡織工業	製材木製品工業	食料品工業	印刷製本業	その他の工業	修理業
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.1	99.7	100.4	100.9	99.7	97.1	100.4	100.4	100.1	100.0
101.0	99.1	100.9	102.8	99.4	95.7	102.6	101.4	100.2	97.1
101.2	99.1	101.7	104.0	102.2	94.5	104.6	103.2	101.9	95.8
100.8	97.3	101.6	103.5	101.6	92.7	104.2	103.1	100.4	95.6
100.1	95.0	101.0	101.9	100.8	90.9	103.1	103.2	99.6	95.3
98.0	91.4	100.4	99.6	99.8	89.0	104.0	101.9	99.2	89.3
96.6	88.9	99.7	97.7	99.0	87.6	102.7	101.5	98.1	88.6
95.3	86.9	99.2	95.9	98.6	87.6	102.5	100.5	96.8	88.3
94.3	85.4	98.9	94.6	97.5	86.6	102.6	99.9	96.4	88.0
93.5	83.5	98.6	93.0	97.1	85.5	102.6	99.8	96.2	85.0
92.7	82.4	98.4	93.2	96.9	85.1	102.0	100.1	95.3	84.5
(97.0)	(85.6)	(100.8)	(95.2)	(96.5)	(85.0)	(103.6)	(98.7)	(94.6)	(90.4)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.8	99.7	100.7	101.3	99.3	96.4	100.8	100.4	99.2	100.3
102.3	99.3	101.1	102.2	98.3	93.7	102.5	100.6	98.5	100.0
103.5	99.5	102.4	103.4	101.1	92.6	103.8	101.5	100.9	99.6
103.8	97.8	103.4	103.8	100.2	91.9	103.0	101.3	100.8	100.4
103.8	95.9	102.7	103.5	99.4	90.0	102.5	101.6	98.5	101.9
102.4	93.1	102.4	101.5	98.5	89.0	102.3	99.8	98.0	97.4
101.1	91.3	102.2	99.8	97.7	88.8	102.6	98.9	97.0	96.5
100.4	90.1	102.0	98.9	97.3	88.4	102.6	98.3	96.6	96.7
99.7	88.9	102.0	97.1	96.3	87.8	104.0	97.8	95.6	95.7
99.4	87.8	101.7	96.3	95.9	86.3	104.4	97.6	94.6	93.5
98.8	87.3	101.8	96.1	95.9	85.8	104.8	97.7	93.5	93.2
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
98.6	99.6	100.0	100.5	100.7	97.4	100.1	100.5	100.4	98.9
98.1	98.7	100.5	103.4	101.9	96.5	102.7	102.9	100.8	85.7
96.2	98.4	100.6	104.7	104.7	95.3	105.5	106.2	102.3	81.7
94.5	96.3	98.4	103.3	104.8	93.1	105.4	106.3	100.4	77.8
92.5	93.1	98.0	100.7	104.0	91.3	103.8	106.1	100.0	72.0
89.1	87.8	96.8	98.2	102.6	89.2	105.7	105.8	99.7	62.4
87.4	84.1	95.2	96.0	101.9	87.2	103.0	106.0	98.6	62.1
85.3	80.5	94.1	93.6	101.7	87.4	102.7	104.5	97.0	60.4
84.7	78.2	93.7	92.7	100.4	86.4	101.8	103.9	96.9	60.3
82.9	74.9	93.4	90.5	100.1	85.4	101.4	103.9	96.9	55.6
81.7	73.0	92.6	91.1	99.2	85.0	100.1	104.6	96.1	55.1
69.08	68.86	67.45	47.15	66.76	28.26	45.62	61.31	25.08	80.17
30.91	31.13	32.54	52.84	33.23	71.73	54.37	38.68	74.91	19.82

別表 12 (その 1)

産業別雇

Employment index

	総計	鉱業	石炭鉱業	石油鉱業	金属鉱業	非鉱金属業	採取土石業	製造工業
総計								
1949年1月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2月	99.5	99.4	99.5	95.2	100.3	98.6	96.7	99.9
3月	99.1	98.5	98.4	95.2	100.4	98.2	97.3	99.9
4月	99.5	97.6	97.3	97.3	100.6	97.6	97.9	100.8
5月	98.7	95.9	95.5	94.9	99.2	98.4	99.7	99.9
6月	97.4	94.5	94.0	95.0	99.0	98.3	93.5	98.7
7月	94.5	93.2	92.5	93.9	98.5	98.8	96.8	96.6
8月	93.1	92.2	91.4	93.6	98.3	99.9	95.2	95.1
9月	92.1	90.6	89.7	93.8	97.6	100.0	95.2	94.2
10月	91.1	89.0	88.1	95.7	96.0	100.7	93.0	93.2
11月	90.3	88.0	87.2	96.9	92.7	102.1	92.4	92.2
12月	89.6	88.8	86.0	96.5	91.2	101.6	91.6	91.6
	(91.6)	(88.8)	(87.8)	(92.1)	(94.1)	(106.0)	(91.9)	(93.6)
200人～総計								
1949年1月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2月	99.9	99.7	99.6	97.5	100.5	99.9	98.3	100.0
3月	99.6	98.7	98.5	96.8	100.3	99.4	98.6	100.0
4月	100.2	97.9	97.5	93.0	100.8	99.1	99.5	101.1
5月	99.7	96.6	96.1	90.8	100.4	100.6	99.2	100.6
6月	98.9	95.8	95.2	91.0	100.1	100.0	93.5	99.7
7月	95.8	94.7	93.9	91.3	99.7	101.1	94.4	98.0
8月	94.9	93.7	92.8	90.7	99.7	102.1	93.4	97.0
9月	94.1	92.7	91.7	91.2	99.3	102.8	92.5	96.3
10月	93.4	91.3	90.2	92.5	97.9	103.8	92.2	95.5
11月	92.9	90.5	89.5	92.6	95.5	106.3	91.7	94.8
12月	92.4	89.6	88.5	92.1	95.2	106.9	91.5	94.5
50人～199人 総計								
1949年1月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2月	98.8	98.6	99.1	87.9	99.6	95.7	95.8	99.8
3月	98.1	98.1	98.2	90.0	101.2	95.6	96.6	99.9
4月	98.4	96.8	96.7	109.6	100.2	94.4	97.1	100.4
5月	97.1	93.8	93.5	106.1	93.7	93.9	100.0	99.0
6月	94.9	90.5	90.0	106.1	93.9	94.9	93.6	97.2
7月	92.5	88.6	87.8	100.2	93.0	94.1	98.3	94.3
8月	90.3	87.4	86.5	100.7	92.1	95.7	96.4	92.3
9月	88.7	84.2	82.7	100.0	90.0	94.4	96.9	90.9
10月	87.5	82.1	80.7	104.3	87.6	94.5	93.6	89.7
11月	86.1	80.4	79.2	109.2	80.3	93.9	93.1	88.1
12月	85.1	78.3	77.5	109.6	73.8	91.0	91.9	87.1
ウエイトに用いた規模別構成								
200人～	66.04	77.68	79.59	75.76	83.43	69.72	35.38	63.45
50人～199人	33.95	22.31	20.40	24.23	16.56	30.27	64.61	36.54

別表12（その2）

	水道業 ガス・電氣	ガス業	電氣業	水道業	商業	金融業	通信運輸業	陸運業	水運業	通信業
総計										
1949年1月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2月	100.0	100.9	100.1	99.4	99.6	100.0	98.0	100.1	99.8	91.8
3月	100.4	101.6	100.4	99.8	100.5	101.2	95.8	99.7	91.8	89.7
4月	101.7	103.5	101.7	100.8	102.5	104.6	95.4	99.7	88.0	88.8
5月	100.2	103.3	100.4	96.3	100.7	104.6	95.3	99.6	87.9	88.6
6月	100.0	103.9	100.2	96.6	99.5	103.8	94.0	98.9	87.5	85.2
7月	99.4	103.7	99.4	97.1	98.9	102.8	87.3	91.7	85.0	80.7
8月	98.8	104.2	99.1	94.0	98.0	102.0	85.7	91.2	83.3	76.6
9月	98.9	108.3	99.0	90.8	97.1	102.0	84.4	90.4	83.6	74.1
10月	98.8	108.5	98.9	92.2	96.3	101.9	83.9	89.9	81.4	74.1
11月	98.6	109.3	98.6	92.5	95.2	101.9	83.4	89.6	89.8	73.9
12月	98.1	109.2	98.2	90.7	95.4	101.9	82.4	88.6	76.8	73.8
	(100.2)	(105.7)	(99.7)	(101.4)	(98.9)	(104.5)	(85.5)	(87.3)	(79.9)	(76.7)
200人～総計										
1949年1月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2月	100.2	101.2	100.1	99.9	99.9	101.0	99.5	100.1	98.9	95.9
3月	100.7	102.2	100.5	103.2	101.0	102.4	98.9	99.4	98.8	94.8
4月	102.3	104.8	101.9	105.5	102.4	106.3	98.7	99.5	95.2	94.6
5月	101.9	104.7	101.5	106.0	102.3	106.0	98.6	99.5	93.6	94.3
6月	101.8	104.7	101.4	106.0	102.4	105.9	98.0	99.0	93.6	91.7
7月	101.5	104.2	101.1	107.0	101.7	105.9	89.3	89.7	91.0	86.8
8月	101.3	105.0	100.7	105.5	101.9	105.5	88.8	89.3	89.9	84.6
9月	101.5	105.1	101.0	102.6	100.2	105.0	88.0	88.6	90.9	82.6
10月	101.2	105.6	100.6	105.4	99.2	105.0	87.7	88.3	88.8	83.2
11月	100.9	106.0	100.3	108.0	99.6	105.1	87.5	88.2	88.6	83.5
12月	100.7	105.8	100.0	108.5	100.5	105.2	86.5	87.1	86.4	83.2
50人～193人総計										
1949年1月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2月	99.9	100.1	100.0	99.2	99.5	99.3	93.7	100.3	102.5	82.8
3月	100.1	100.1	100.4	97.2	100.3	100.5	87.9	100.6	69.5	78.9
4月	101.1	100.2	101.6	97.4	102.6	103.4	86.8	100.4	65.8	76.9
5月	98.4	99.8	99.7	88.8	99.7	103.8	86.9	100.1	68.8	76.8
6月	98.2	101.8	99.3	89.6	97.5	102.5	83.9	98.9	67.7	72.0
7月	97.4	*102.5	98.3	89.7	97.1	100.9	81.9	97.8	65.5	68.4
8月	96.6	102.3	98.0	85.6	95.3	99.9	77.8	96.9	62.7	61.2
9月	96.5	*117.5	97.6	82.4	95.0	100.2	75.5	96.0	61.5	58.0
10月	96.7	*116.5	97.1	82.9	94.5	100.1	74.4	95.0	59.4	56.9
11月	96.5	*118.9	97.6	81.9	92.4	100.0	73.3	94.4	55.0	56.2
12月	95.9	*118.9	97.1	78.7	92.3	100.0	72.6	93.6	50.9	56.3
ウエイトに用いた規模別構成										
200人～	52.84	73.31	44.96	47.34	42.24	40.67	73.14	74.30	75.44	68.73
50人～199人	47.15	26.68	55.03	52.65	57.75	59.32	26.85	25.96	24.55	31.26

〔註〕 1　50人以上総計の雇用指数算出法の改正について

A　指数算出法改正の理由　雇用狀態調査では，50人～199人の規模は約1/3しか調査されていないにもかかわらず，50人以上総計の雇用指数を算出する爲，從來は200人以上と50人～199人との合計雇用量の対前月比を連乘したので，50人199人の雇用量の変動が過少に反映されていたが，その欠陥を補う爲，今号では規模別の対前月比にウエイトを附しそれを合計したものを連乘した。

B　ウエイト算出の基礎　ウエイトは1947年事業所統計調査による1947年10月1日現在の規模別雇用量の割合によつた。両規模別のウエイトを1947年事業所統計調査より求めたのは1948年事業所統計調査には50人～199人の数字を欠き，工業統計表の規模別は，工員（職員は除く）のみによつてより從業員総数によつていたいので，雇用狀態調査の規模別とは異り，他に此の規模別の構成をしる適当な資料がない爲である。

C　上のウエイトの欠点

a 雇用狀態調査開始の1948年7月より9ヵ月も前の1947年10月1日に於けるウエイトを不変のものとして1949年1月以降に適用したこと。

b ウエイト算出の基礎とした産業中分類の規模別構成が，現業事業所の雇用量のみによつていること。1947年事業所統計調査には，規模別，中分類別，非現業，事業所の雇用量の数字を欠くからである。

D　50人～199人の規模の事業所が，毎月必ずしも産業別に斉一にとられていない爲，毎月の雇用量の変動は必ずしもその月の此の規模の変動を代表していない。

2 （ ）内の数字は從來の方法による1947年12月の指数である。

3 前号迄の訂正数

a ＊印の附してあるもの

b ガス業（從來の方法による11月迄の分について）

	6　月	7　月	8　月	9　月	10　月	11　月
50人～総計	104.16	103.74	104.41	104.70	105.31	105.87

4 今号の数字（除3b）は総て小数第2位四捨五入であり，從來数字（含3b）は第3位切捨である。

別表 13

月別公共職業安定所職業紹介状況

Activities of public employment security offices by month

	求職数				求人数		紹介数				就職数			
	新規求職数			常用求職者の再来件数	常用	臨時及日雇	常用	紹介率	臨時及日雇	紹介率	常用	就職率	臨時及日雇	就職率
	総数 (a+b)	常用 a	臨時及日雇 b											
1948年 1月	—	135,059	—	—	376,629	—	135,059	35.9	—	—	65,653	48.5	—	—
2月	—	132,829	—	—	418,742	—	132,829	31.5	—	—	66,094	50.0	—	—
3月	—	196,248	—	—	478,402	—	196,248	41.0	—	—	104,558	53.0	—	—
4月	—	208,408	—	—	467,931	—	208,408	44.8	—	—	115,289	55.1	—	—
5月	—	195,854	—	—	422,515	—	195,854	46.4	—	—	93,064	47.7	—	—
6月	—	183,798	—	—	380,472	—	183,798	48.2	—	—	84,252	46.1	—	—
7月	—	226,240	—	—	359,840	—	226,240	63.0	—	—	95,017	44.0	—	—
8月	489,760	—	—	148,429	319,083	2,289,192	185,437	58.0	2,084,000	91.2	73,752	39.9	2,047,016	98.0
9月	468,023	—	—	150,832	325,919	2,288,853	198,406	61.0	2,117,502	92.8	78,609	39.7	2,091,959	99.0
10月	402,089	—	—	145,878	309,065	2,105,647	167,187	54.1	1,992,747	95.0	68,626	41.9	1,957,672	98.0
11月	393,848	—	—	159,584	305,052	2,230,000	151,879	49.6	2,126,216	95.0	62,263	41.2	2,093,469	98.8
12月	337,947	—	—	160,864	431,737	2,341,667	114,622	27.8	2,184,114	93.4	56,109	49.2	2,151,921	98.5
1949年 1月	424,867	—	—	224,653	491,827	2,355,274	164,398	33.4	2,128,976	90.3	60,667	36.9	2,075,786	97.5
2月	448,555	—	—	274,099	514,397	1,702,136	217,920	42.3	1,593,099	93.7	76,368	35.0	1,559,671	97.9
3月	497,571	—	—	354,561	501,040	1,479,186	281,966	56.2	1,381,728	93.5	114,973	40.8	1,353,697	98.0
4月	426,255	—	—	411,070	353,574	1,143,642	214,437	60.7	1,098,779	96.1	106,291	49.6	1,085,750	98.8
5月	415,843	314,349	101,494	568,527	274,682	1,112,296	176,819	64.4	1,086,410	97.7	80,462	45.5	1,067,598	98.3
6月	410,436	283,071	127,365	752,717	207,736	1,238,199	154,544	74.5	1,191,160	96.2	58,524	37.9	1,173,144	98.5
7月	463,779	325,004	138,775	1,093,182	180,222	1,387,097	140,922	78.2	1,352,645	97.5	58,814	41.7	1,323,144	97.8
8月	478,120	329,108	149,012	1,536,497	171,764	1,576,013	140,411	81.7	1,532,305	97.2	58,439	41.6	1,502,811	98.1
9月	477,341	309,673	167,668	1,808,430	180,872	1,767,261	146,325	80.9	1,728,631	97.8	64,368	44.0	1,687,434	97.6
10月	461,013	286,223	174,790	1,560,012	192,009	2,023,295	145,143	75.6	1,971,083	97.4	72,055	49.6	1,929,769	97.9
11月	469,508	273,330	195,678	1,595,752	182,751	2,331,465	137,632	75.3	2,273,852	97.5	70,549	51.3	2,228,914	98.0
12月	487,150	256,332	230,818	1,687,011	170,771	2,965,568	111,538	—	2,893,575	—	65,364	58.6	2,843,319	98.3

別表14

月別失業保険狀況

Unemployment insurance benefit payments

(December 1947—December 1949)

月別	離職票受付件数	初回受給資格認定件数	任期満了件数	初回受給者数	失業保険金給付件数	失業保険金支給総額
						円
1947年12月	196	152	—	—	—	—
1948年1月	2,064	1,623	87	18	39	6,721
2月	3,487	2,568	741	421	864	111,055
3月	4,770	3,611	1,459	1,279	4,518	1,092,575
4月	5,065	3,794	1,645	1,413	17,675	1,847,733
5月	6,794	5,493	3,861	3,017	14,605	3,666,051
6月	5,837	4,807	3,895	3,803	24,624	6,722,070
7月	7,037	6,106	4,621	4,418	36,242	9,789,356
8月	8,821	7,709	6,025	5,725	45,630	39,078,123
9月	10,641	9,300	7,726	7,042	57,953	20,096,978
10月	10,192	8,903	7,352	7,378	71,961	26,144,288
11月	10,301	9,464	7,566	7,777	83,616	32,441,517
12月	12,260	11,280	9,354	9,258	97,622	39,834,714
1949年1月	13,440	12,419	10,079	10,223	124,425	60,864,702
2月	14,391	13,152	10,583	10,330	125,597	65,156,454
3月	19,441	17,817	14,018	13,840	168,613	90,422,095
4月	29,739	27,957	21,832	20,308	191,192	105,124,256
5月	38,548	36,733	31,060	30,549	280,921	164,016,792
6月	50,178	47,961	39,238	35,704	369,002	258,012,524
7月	67,982	65,533	54,139	53,768	520,901	399,493,307
8月	68,682	66,912	62,324	63,128	759,625	603,079,126
9月	64,382	62,145	56,670	58,301	948,500	785,415,994
10月	66,505	64,770	57,652	56,677	1,045,265	893,395,241
11月	63,530	61,566	55,841	60,395	1,215,368	1,062,360,718
12月	60,234	58,778	56,907	59,662	1,345,931	1,193,747,271

〔註〕 失業保険法によるものの外，失業手当法によるものを含む。

別表 15

産業別，加入團体別，單位組合数及び組合員数

Affiliation of labour unions by industries (end of june 1949)

産業別		合計		総同盟		産別		その他の全國組合		全國組合以外の団体		独立	
		組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
総計	実数	34,688	6,655,483	3,522	913,827	4,120	1,020,190	11,833	3,403,086	6,042	661,406	9,171	656,974
	百分比	100.0	100.0	10.2	13.7	11.9	15.3	34.1	51.1	17.2	9.9	26.4	9.9
農業		99	5,474	1	471	—	—	45	2,466	21	795	32	1,742
林業		564	54,193	41	5,895	1	9	313	21,897	97	16,953	112	9,439
水産業		170	49,383	10	1,324	3	395	25	4,911	36	11,019	96	31,734
鉱業		1,468	573,573	304	79,225	5	253	777	462,799	111	9,631	271	21,665
	石炭鑛業	1,071	488,872	283	71,344	1	28	579	396,186	35	4,431	172	16,883
	その他	397	84,701	21	7,881	4	225	198	66,613	76	5,200	98	4,782
建設工業		2,097	392,329	148	19,851	54	26,672	865	211,952	376	46,523	654	87,331
製造工業		13,503	2,205,349	2,584	641,869	1,234	306,805	1,280	555,307	3,630	407,126	4,775	294,242
	金属工業	1,415	311,655	318	69,408	187	53,869	114	112,499	343	41,752	453	34,127
	機械器具工業	3,704	664,103	704	138,736	495	162,519	201	130,353	998	157,377	1,306	75,148
	化学工業	2,121	388,343	338	83,474	175	52,325	486	147,654	486	66,870	636	38,020
	窯業及土石工業	725	88,903	121	20,588	21	5,339	43	13,232	262	32,659	278	17,085
	紡織工業	1,535	422,335	555	268,388	9	975	230	63,824	269	33,498	472	55,650
	製材及木製品工業	1,826	78,394	233	12,001	99	5,165	12	2,116	669	30,307	813	28,805
	食料品工業	955	82,718	162	35,249	73	4,548	29	1,421	334	23,113	357	18,387
	印刷及製本業	452	47,885	45	3,051	150	19,936	18	11,264	93	6,199	146	7,435
	その他の工業	301	26,226	60	6,923	6	1,342	6	729	84	5,620	145	11,612
	修理業	469	94,787	48	4,051	19	787	141	72,215	92	9,761	169	7,973

ガス電氣及水道業	759	175,038	17	3,667	490	144,098	203	20,529	35	5,928	14	816
商業	1,407	192,305	62	8,681	28	4,336	607	99,571	245	37,868	465	41,849
卸賣業	384	57,640	41	7,504	6	2,879	123	34,050	62	3,550	152	9,657
小賣業	644	66,025	14	674	2	174	350	39,641	107	12,173	171	13,363
その他	379	68,640	7	503	20	1,283	134	25,880	76	22,145	142	18,829
金融業	948	199,722	7	275	234	58,085	498	119,359	71	5,516	138	16,487
運輸通信業	4,408	1,370,693	160	80,843	1,884	450,226	1,508	746,088	456	58,006	400	35,530
陸運業	2,448	817,677	134	74,985	404	113,086	1,323	557,078	322	48,424	265	24,104
水運業	433	221,004	26	5,858	94	25,913	97	173,425	96	7,170	120	8,638
通信業	1,527	332,012	—	—	1,386	311,227	88	15,585	38	2,412	15	2,788
サービス業	438	38,736	21	2,237	74	8,845	23	4,620	98	11,436	222	11,598
娯楽興業	209	18,404	6	176	74	8,845	21	4,387	25	1,015	83	3,981
廣告宣傳業	25	3,351	1	24	—	—	—	—	10	2,955	14	372
その他	204	16,981	14	2,037	—	—	2	233	63	7,466	125	7,245
自由業	3,195	680,477	14	2,307	71	6,772	2,251	614,492	320	19,713	539	37,193
教育業	1,812	576,176	1	199	18	1,101	1,472	550,603	88	5,583	233	18,690
その他	1,383	104,301	13	2,108	53	5,671	779	63,889	232	14,130	306	18,503
公務及びの団体	5,374	627,837	21	6,744	3	105	3,432	538,784	512	21,838	1,406	60,366
その他の産業	258	90,374	132	60,438	39	13,589	6	311	34	9,054	47	6,982
進駐軍関係	215	87,549	128	60,090	38	13,571	5	233	20	7,505	24	6,150
その他	43	2,825	4	348	1	18	1	78	14	1,549	23	832

〔註〕 本統計表の加入系統別に分類された單位組合は次の基準で集計した。 総同盟や産別と独立の全國組合と二重に加入している場合は，総同盟，産別に集計し，独立の全國組合には集計されていない。
二以上の全國組合に加入している單位組合は一回だけ集計してある。 全國組合と全國組合以外の団体についても同様に集計してある。
なお，その二重に加入している狀況及びその組合に加入する総数は第二編の系統表を参照のこと。

別表 16

府縣別, 加入團体別, 單位組合数及び組合員数

Affiliation of labour unions by prefectures (end of june 1949)

府縣別	合計		総同盟		産別		其の他の全國組合		全國組合以外の団体		独立	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
合計	34,688	6,655,483	3,522	913,827	4,120	1,020,190	11,833	3,403,086	6,042	661,406	9,171	656,974
北海道	2,584	403,899	98	19,163	208	52,134	1,288	280,758	484	27,791	506	24,053
青森	533	55,014	2	166	56	8,312	181	33,505	132	5,395	162	7,636
岩手	471	80,108	5	759	70	12,153	194	54,508	89	5,143	113	7,545
宮城	712	95,297	72	11,530	74	17,684	286	51,592	106	4,759	174	9,732
秋田	551	71,013	32	1,960	52	10,922	217	47,355	98	4,540	152	6,236
山形	690	74,828	20	3,180	54	13,826	175	36,376	175	8,070	266	13,376
福島	707	141,589	71	19,451	77	20,111	307	84,140	91	6,253	161	11,634
茨城	416	88,417	17	3,525	81	24,289	150	49,917	57	3,579	111	7,107
栃木	611	76,253	82	12,421	65	10,748	197	38,973	138	8,723	129	5,388
群馬	751	102,471	92	8,621	78	13,801	219	59,199	146	10,593	216	10,257
埼玉	828	124,839	177	22,685	84	18,149	247	58,697	115	9,200	205	16,108
千葉	474	84,594	46	11,099	77	11,135	183	47,456	44	5,884	124	9,020
東京	3,693	780,823	351	75,264	544	157,786	973	349,918	503	79,586	1,322	118,269
神奈川	1,122	297,018	114	55,059	189	59,625	341	111,004	156	42,916	322	28,414
新潟	895	148,023	40	10,588	123	31,762	321	65,454	221	27,902	190	12,317
富山	431	85,068	37	17,542	82	26,132	136	30,042	75	4,959	101	6,393
石川	534	73,251	90	12,660	78	11,703	147	31,824	38	3,367	181	13,697
福井	273	45,752	30	11,500	40	6,829	104	21,706	57	3,698	42	2,019
山梨	321	36,800	2	426	47	6,610	166	23,983	20	1,821	86	3,960
長野	1,114	137,009	31	11,192	159	27,901	392	71,142	244	13,357	288	13,417
岐阜	584	105,215	78	22,509	63	15,659	218	49,333	116	9,665	109	7,749

静岡	931	148,675	44	14,511	141	30,128	315	68,880	204	23,447	227	11,709
愛知	1,100	310,187	171	57,148	163	65,639	293	123,212	181	38,117	292	26,071
三重	485	99,283	50	21,644	63	17,611	189	40,569	68	6,582	115	12,877
滋賀	302	64,440	48	18,353	25	7,768	102	23,515	51	5,416	76	9,388
京都	845	149,661	147	32,728	87	22,029	205	61,571	184	15,855	222	17,478
大阪	2,074	455,034	438	92,122	218	60,150	455	180,091	257	59,864	706	62,807
兵庫	1,315	478,949	285	90,110	160	43,839	390	284,043	229	33,353	251	27,604
奈良	252	45,683	41	7,695	21	5,603	46	17,257	77	11,092	67	4,036
和歌山	352	55,544	11	5,688	36	7,149	95	24,121	99	11,276	111	7,310
鳥取	278	32,629	3	1,201	20	5,066	121	20,237	49	2,832	85	3,295
島根	461	45,061	10	3,658	48	8,899	198	25,206	82	3,170	123	4,128
岡山	533	102,187	57	19,302	48	12,218	146	53,958	116	7,907	166	8,802
廣島	923	166,294	83	35,867	89	24,669	333	74,700	211	19,084	207	11,974
山口	719	153,626	28	15,460	79	20,841	286	87,699	148	12,003	178	17,623
徳島	349	45,621	85	9,392	17	5,568	103	21,127	36	2,898	108	6,636
香川	480	60,553	25	9,845	39	7,883	209	32,338	79	4,652	128	5,835
愛媛	645	98,119	105	41,465	55	12,104	275	32,941	68	3,895	142	7,714
高知	433	47,608	91	8,457	72	6,420	115	21,501	80	7,257	75	3,973
福岡	1,329	489,050	191	47,327	131	35,999	530	335,637	184	42,065	293	28,022
佐賀	356	72,960	1	2,154	36	6,836	143	47,714	64	4,586	112	11,670
長崎	522	140,150	58	24,783	68	14,365	210	77,245	76	15,567	110	8,190
熊本	457	87,034	36	8,731	57	14,069	189	51,324	108	7,946	67	4,964
大分	426	60,789	20	7,893	60	9,857	140	31,160	93	6,198	113	5,681
宮崎	306	60,169	3	3,995	32	7,236	122	30,603	64	13,920	85	4,415
鹿児島	520	78,896	4	2,998	54	10,673	181	39,555	129	15,223	125	10,447

〔註〕 本統計表の加入系統別に分類された單位組合は次の基準で集計した。総同盟や産別と独立の全國組合と二重に加入している場合は，総同盟，産別に集計し，独立の全國組合には集計されていない。
二以上の全國組合に加入している單位組合は一回だけ集計してある。全國組合と全國組合以外の団体についても同様に集計してある。
なお二重加入している狀況及びその組合に加入する総数は第２編の系統表を参照のこと。

組　織　状　況

unions.

單独組合員数		全國農村青年連盟員数			農業協同組合員数		
47年6月	組織率（47年）	48年6月	49年5月	組織率（49年）	正組合員数 48年12月	準組合員数 48年12月	正組合員組織率
	%			%			%
90,000	43.36	180,000	195,000	93.94	197,666	12,023	95.23
		8,000	11,000	10.19	167,263	2,446	154.95
14,450	12.50	未詳	8,000	6.92	160,435	4,420	138.76
11,341	9.75	25,000	28,000	24.07	159,462	2,727	137.10
7,152	6.75	5,000	8,500	8.03	161,162	3,466	152.21
33,801	31.18	未詳	未詳		156,538	6,970	144.55
35,188	21.97	14,000	20,000	12.49	213,248	3,241	133.25
41,838	20.95	26,434	27,434	13.74	229,801	4,845	115.07
20,014	16.97	30,000	25,000	21.19	135,132	8,308	114.55
16,165	12.79	30,000	35,000	27.68	172,582	10,739	136.50
	′	30,000	30,000	26.28	251,314	7,622	150.52
22,023	12.26	20,000	43,000	23.94	193,106	3,814	107.53
11,343	19.56	2,000	5,000	8.62	66,254	6,405	114.24
8,196	10.63	25,000	25,000	32.46	88,619	4,808	114.95
21,055	9.91	未詳	未詳		28,838	15,403	135.73
2,732	3.36	30,000	35,000	43.10	124,219	11,276	152.96
19,980	23.62	15,000	18,000	21.28	98,723	6,600	116.72
		40,000	65,000	92.30	77,854	5,615	110.55
		7,000	8,000	9.81	88,923	4,757	109.03
44,303	20.01	25,000	32,000	14.45	327,819	20,780	148.04
1,154	0,83	10,000	17,000	12.20	181,775	18,487	130.46
		30,000	32,000	17.20	205,014	19,848	110.17
		39,000	27,600	13.09	243,837	19,506	115.63
39,000	28.68	30,000	45,000	33.09	188,892	18,123	138.89
		25,000	25,000	25.85	104,160	9,553	107.71
1,829	2.22	2,000	6,000	7.27	96.754	7,210	117.18
3,066	3.54	未詳	5,000	5.77	59,844	8,444	69.01
		30,000	32,000	16.44	224,964	22,290	115.59
		10,000	25,000	35.97	72,067	11,704	103.69
550	0.63	15,000	20,000	23.00	113,508	10,770	130.51
4,000	6.96	5,000	未詳		69,097	3,825	120.28
31,485	29.73	1,700	7,000	6.61	125,621	13,212	118.60
14,718	8.65	13,000	15,000	8.82	185,598	9,214	109.10
62,156	32.44	4,000	8,000	4.18	229,685	28,556	119.88
10,629	8.62	50,000	57,000	42.18	123,929	10,096	100.52
270	0.37	25,000	25,000	32.11	133,644	12,851	171.63
6,040	6.83	8,000	10,000	11.30	121,588	8,088	137.40
16,764	11.87	3,000	5,000	3.54	177,755	19,080	125.83
14,351	16.23	未詳	5,000	5.66	97,229	3,533	109.99
17,690	11.20	85,000	87,000	55.07	171,321	30,609	108.45
15,000	19.94	20,000	25,000	33.24	117,660	10,865	156.46
11,586	10.08	10,000	23,000	20.00	150,816	5,449	131.18
		未詳	未詳		240,191	11,124	152.87
		26,000	30,000	23.26	167,984	5,666	130.23
32,302	31.28	30,000	30,000	29.05	150,174	6,030	145.42
25,521	10.70	未詳	6,000	2.51	293,925	4,735	123.18
707,692	11.98	972,734	1,172,534	19.84	7,356,095	475,173	124.48

3，49年5月の数字は農青連本部調査，農協組合員数は「農業協同組合に関する統計集」（農林省）による。

別表 17

農　民　組　合

Farmers'

	日本農民組合員数				全國農民組合員数		
	46年4月	47年6月	49年1月	組織率(49年)	47年6月	49年1月	組織率(49年)
				%			%
北海道		25,000	15,400	7.42			
青森	11,054	35,440	35,300	32.70		15,000	13.90
岩手	3,457	23,608	32,703	28.28	150		
宮城	8,850	35,003	62,400	53.65		6,742	5.80
秋田	15,175	34,724	72,500	68.47	7,168	7,600	7.18
山形	4,085	48,166	40,520	39.37		25,000	23.60
福島	11,870	46,655	57,500	35.91		17,000	10.62
茨城	7,380	47,649	53,690	26.89	535	32,000	16.02
栃木	17,761	38,922	36,300	30.77	1,025		
群馬	11,416	63,798	74,200	58.69			
埼玉	7,396	35,000	70,015	41.93		31,000	18.57
千葉	2,312	20,646	26,400	14.70	1,839	43,500	24.22
東京	7,766	15,003	19,320	33.31		2,500	4.31
神川	2,058	18,827	25,300	32.82			
新潟	25,050	91,229	89,500	42.13		31,000	14.59
富山	3,290	14,349	30,400	37.43		23,000	28.32
石川	1,626	4,776	17,050	20.16	4,113	17,000	20.10
福井	4,762	10,000	15,200	21.58		8,000	11.36
山梨	21,172	30,000	17,200	21.09	51,310	52,000	63.75
長野	9,100	62,000	95,579	43.16		18,000	8.13
岐阜	1,466	7,000	53,600	38.47	46,367	48,000	34.45
静岡	2,188	20,000	43,000	23.11		36,000	19.35
愛知	2,000	15,000	43,000	20.39		49,000	23.24
三重	2,266	10,000	16,000	11.76	5,500	28,000	20.59
滋賀	105	10,000	17,000	17.57			
京都	3,351	11,871	15,100	18.29		26,300	31.85
大阪	8,248	11,096	20,632	23.79	8,883	48,600	56.05
兵庫	1,190	30,000	63,200	32.47		29,900	15.36
奈良	570	7,670	85,000	12.22		25,000	35.97
和歌山	2,210	16,620	18,496	21.27	1,000	18,300	21.04
鳥取	3,002	38,000	50,656	88.17		5,000	8.70
島根	7,500	9,443	18,200	17.18		24,050	22.71
岡山	9,702	44,594	45,069	26.81		6,000	3.53
廣島	3,085	21,008	65,400	34.14		30,800	20.32
山口	2,760	14,550	16,827	13.65		16,000	12.98
徳島	7,360	45,450	47,300	60.74			
香川	17,000	30,167	45,473	51.38	22,471	45,400	51.30
愛媛	4,777	27,436	34,302	24.28		21,100	14.94
高知	1,210	20,067	29,200	33.03		20,700	23.42
福岡	6,024	38,359	37,500	23.74		35,080	22.21
佐賀	650	15,000	16,500	21.94		15,500	20.61
長崎	597	11,258	14,000	12.18	13,031	43,580	37.91
熊本	4,161	45,000	34,485	21.95		32,000	20.37
大分	13,915	20,000	16,821	13.04		36,000	27.91
宮崎	8,525	16,276	15,200	14.72		13,500	13.07
鹿児島	9,920	53,683	72,100	30.22		15,300	6.41
総計	239,329	1,290,583	1,744,332	29.52	163,092	979,752	16.58

〔註〕 1，47年6月現在の数字は農林省農政局調査による。
2，48年6年，49年1月の数字は日本「農業の実相」（中央農復編1949年刊）による。

一ヵ月平均現金給與

employees in selected industries. (1948—1949)

業内訳								
窯業及土石工業	紡織工業	木材及製品工業	食料品工業	印刷製本業	その他の工業	ガス電氣水道業	商業	交通業
3,047	1,299	2,014	2,615	3,611	1,869	3,421	3,289	3,855
3,391	1,388	2,246	3,062	3,363	1,954	3,527	3,418	3,526
3,474	1,508	2,382	3,763	3,538	2,354	3,644	4,173	3,546
3,678	2,657	2,633	3,449	4,700	2,511	4,497	3,996	4,289
3,828	2,438	2,774	3,561	4,397	2,786	5,108	4,136	4,624
4,576	2,487	3,011	4,558	6,567	3,511	6,150	5,005	4,736
5,459	2,669	3,474	4,895	5,269	3,526	6,059	5,564	6,068
5,751	2,711	3,707	5,479	6,899	3,627	7,286	5,994	7,037
6,795	2,796	3,911	6,127	6,795	3,884	7,449	6,657	6,819
6,965	2,869	3,984	6,586	6,944	4,231	7,635	7,324	7,542
7,825	2,997	4,256	6,603	7,211	4,619	8,216	7,881	7,535
10,392	3,903	5,322	10,428	12,779	6,586	10,576	11,093	9,878
8,772	3,711	4,530	7,679	7,871	5,185	8,727	9,480	9,805
8,783	4,138	4,843	7,575	8,147	5,546	9,352	8,910	8,355
8,563	5,071	4,847	7,771	8,707	5,691	9,894	10,403	8,170
9,073	4,331	5,099	7,660	8,402	5,772	13,442	10,325	9,251
9,390	4,021	5,198	8,274	7,868	5,883	13,636	10,449	10,245
0,591	4,295	5,230	9,820	9,476	6,554	10,747	11,719	9,810
9,426	4,294	5,445	10,079	10,135	6,458	9,902	11,568	9,456
9,554	4,198	5,541	9,505	9,286	6,387	9,716	11,268	9,947
10,334	4,291	5,585	9,393	9,019	6,416	10,051	12,233	9,832
10,200	4,267	5,436	8,920	9,106	6,589	10,044	11,730	9,779
9,982	4,480	5,508	9,030	9,401	6,708	11,712	12,015	10,027
13,280	5,359	6,453	14,629	12,823	7,774	15,612	13,980	12,646

別表 18

全常傭労働者，月別，産業別

Average monthly cash' wages of all regular

産業別 / 月別	全鉱業	全鉱業内訳		全工業	全工		
		坑内	坑外		金属工業	機械器具工業	化学工業
1948年 1月	4,211	5,128	3,355	2,855	3,530	3,156	3,086
2月	4,239	5,186	3,363	2,897	3,379	3,196	3,145
3月	4,576	5,588	3,638	3,132	3,529	3,548	3,267
4月	4,531	5,583	3,559	3,575	4,135	3,775	3,562
5月	5,041	6,264	3,919	3,667	4,530	3,925	3,662
6月	6,146	7,667	4,744	4,297	5,421	4,596	4,308
7月	6,952	8,407	5,609	4,759	5,883	5,122	4,993
8月	7,119	8,336	5,979	5,336	6,939	5,685	5,617
9月	7,680	9,149	6,261	5,841	7,583	6,322	6,720
10月	7,917	9,572	6,384	6,423	8,109	7,290	6,420
11月	8,062	9,717	6,518	6,766	8,446	7,493	7,268
12月	8,687	10,406	7,064	8,878	11,289	9,465	9,668
1949年 1月	8,463	9,867	7,137	8,015	10,712	8,601	8,526
2月	7,861	9,381	6,260	7,864	9,985	8,405	8,298
3月	8,776	10,438	6,974	8,023	9,958	8,549	7,998
4月	8,879	10,454	7,150	8,147	10,704	8,568	8,592
5月	7,778	9,049	6,377	7,892	10,187	8,271	8,460
6月	8,585	10,059	6,962	8,363	10,450	8,593	9,211
7月	9,230	10,917	7,318	8,263	10,221	8,528	9,036
8月	9,538	11,222	7,643	8,400	10,791	8,729	9,122
9月	9,237	10,770	7,505	8,444	10,772	8,825	8,962
10月	9,262	10,846	7,419	8,437	10,619	8,820	9,149
11月	9,246	10,801	7,462	8,736	11,231	8,916	9,798
12月	10,763	12,379	8,855	10,412	13,022	10,530	11,116

別 一 ヵ 月 平 均 現 金 給 與

and by kind of payments in all manufacuturing industries

務者	全常用職員			常用男子職員			常用女子職員		
臨時給與額	現金給與總額	定期給與額	臨時給與額	現金給與總額	定期給與額	臨時給與額	現金給與總額	定期給與額	臨時給與額
111	3,842	3,347	494	4,233	3,693	540	8,029	1,746	283
83	3,782	3,519	264	4,168	3,876	292	1,975	1,843	132
134	4,170	3,711	459	4,607	4,089	518	2,122	1,941	182
474	4,577	4,108	469	5,061	4,543	518	2,389	2,142	247
216	4,799	4,380	419	5,310	4,848	462	2,490	2,266	225
273	5,666	4,948	718	6,312	5,503	809	2,802	2,487	315
261	6,367	5,546	821	7,045	6,134	915	3,237	2,849	388
208	6,957	6,275	682	7,680	6,923	757	3,604	3,268	336
163	7,574	6,988	585	8,370	7,724	646	3,930	3,622	308
177	8,449	7,710	739	9,364	8,542	822	4,303	3,941	362
144	8,805	8,262	543	9,754	9,146	608	4,493	4,244	249
1,063	11,755	8,821	2,934	13,035	9,783	3,252	6,022	4,513	1,509
544	10,449	9,228	1,222	11,570	10,228	1,342	5,354	4,680	675
250	9,957	9,545	412	11,025	10,575	450	5,097	4,860	237
620	10,341	9,786	555	11,452	10,842	610	5,245	4,944	300
294	10,430	9,975	455	11,565	11,057	508	5,229	5,015	214
92	10,214	9,952	262	11,328	11,036	292	5,148	5,023	125
222	10,876	10,128	749	12,057	11,213	844	5,453	5,142	312
251	10,833	10,215	617	11,983	11,299	684	5,502	5,195	307
170	10,850	10,364	486	11,997	11,464	533	5,499	5,231	269
111	10,771	10,457	314	11,896	11,553	343	5,451	5,275	176
81	10,860	10,589	271	11,986	11,687	299	5,454	5,320	134
146	11,099	10,722	377	12,251	11,834	417	5,552	5,365	187
940	13,656	11,099	2,558	15,059	12,229	2,830	6,817	5,586	1,231

別表 19

全工業月別，定期，臨時

Average monthly cash wages by sex' by laboures and stuff workers

月別 ＼ 定期臨時別	全常用労務者			常用男子労務者			常用女子労	
	現金給與総額	定期給與額	臨時給與額	現金給與総額	定期給與額	臨時給與額	現金給與総額	定期給與額
1948年1月	2,639	2,328	311	3,191	2,796	395	1,323	1,212
2月	2.706	2,527	179	3,258	3,038	220	1,407	1,324
3月	2,907	2,645	262	3,491	3,175	316	1,515	1,381
4月	3,361	2,931	430	3,923	3,512	411	2,059	1,585
5月	3.430	3,125	304	4,064	3,721	343	1,992	1,776
6月	4,007	3,557	450	4,783	4,256	527	2,222	1,948
7月	4,418	3,933	485	5,277	4,698	580	2.381	2,121
8月	4,996	4,528	468	5.999	5,423	576	2,587	2,378
9月	5,481	5,022	459	6,617	6,035	582	2,753	2,590
10月	6,003	5,477	526	7,254	6,588	666	2,901	2,724
11月	6,345	5,940	405	7,675	7,163	510	3,056	2,912
12月	8,280	6,417	1,863	9,946	7,759	2,187	4,163	3,100
1949年1月	7,511	6,596	915	8,998	7,940	1,058	3,660	3,115
2月	7,428	7,061	367	8,821	8,410	411	3,793	3,543
3月	7,540	7,072	468	8,816	8,406	409	4,196	3,577
4月	7,677	7,271	407	9,114	8,664	451	3,977	3,684
5月	7,405	7,234	171	8,792	8,591	201	3,797	3,705
6月	7,834	7,460	375	9,272	8,841	431	4,062	3,841
7月	7,718	7,404	315	9,109	8,770	339	4,050	3,799
8月	7,882	7,590	292	9,329	8,991	338	4,020	3,850
9月	7,949	7,749	200	9,401	9,168	233	4,073	3,962
10月	7,919	7,739	180	9,363	9,146	217	4,015	3,934
11月	8,234	7,978	255	9,730	9,434	296	4,189	4,044
12月	9,718	8,271	1,447	11,397	9,767	1,631	5,098	4,158

別表 20　全常労用働者、月別、産業別、地域別、一カ月平均定期現金給與

Average monthly regular cash wages of regular employees by magor industries by area rural (1944～1949)

産業別 / 地域別 / 月別	鉱業 全國	鉱業 北海道	鉱業 東北	鉱業 関東信越	鉱業 東海北陸	鉱業 近畿	鉱業 中國	鉱業 四國	鉱業 九州	工業 全國	工業 七大都府縣	工業 北海道東北	工業 関東中部近畿	工業 中國四國九州
1948年 1月	3,257	4,554	3,029	2,729	2,611	2,653	3,644	1,848	3,311	2,511	2,841	2,146	2,086	2,401
2月	3,474	4,158	3,033	2,831	3,056	2,485	3,912	1,905	3,290	2,703	3,101	2,227	2,279	2,485
3月	3,562	4,107	3,194	2,953	3,141	2,540	4,025	1,871	3,441	2,844	3,213	2,496	2,376	2,633
4月	3,631	4,316	3,000	2,987	3,324	2,802	4,420	2,503	3,395	3,138	3,555	2,684	2,646	2,898
5月	4,206	4,282	3,237	3,032	3,184	2,771	5,394	2,935	4,311	3,343	3,737	2,796	2,852	3,222
6月	4,984	4,358	3,513	3,655	3,519	2,971	6,285	3,292	5,449	3,800	4,336	3,146	3,121	3,568
7月	5,308	5,073	4,723	4,376	3,549	3,691	6,867	4,030	6,437	4,216	4,752	3,626	3,378	4,159
8月	6,416	6,376	5,675	4,819	4,290	5,768	6,849	4,800	6,682	4,830	5,546	4,265	3,877	4,426
9月	7,106	7,393	6,170	5,398	5,422	5,346	7,249	5,966	7,345	5,360	6,166	4,693	4,230	4,969
10月	7,486	8,158	6,596	5,894	5,399	5,624	7,174	6,058	7,649	5,861	6,780	5,003	4,500	5,508
11月	7,607	8,598	6,601	5,777	5,543	5,670	7,452	5,978	7,645	6,338	7,228	5,482	4,888	6,157
12月	7,881	8,509	6,965	6,738	6,128	5,971	8,058	5,796	7,970	6,830	7,774	5,600	5,372	6,502
1949年 1月	7,748	8,962	6,678	6,556	5,957	5,970	7,832	6,186	7,493	7,047	7,932	6,417	5,608	6,697
2月	7,526	8,438	5,523	6,310	6,302	6,674	8,213	6,021	7,397	7,489	8,438	6,648	5,931	7,116
3月	8,126	8,385	7,042	6,938	6,323	7,276	8,721	6,059	8,343	7,541	8,501	6,649	5,995	7,154
4月	8,117	9,335	7,339	7,023	6,674	6,789	8,778	6,539	7,831	7,732	8,755	6,867	6,108	7,280
5月	7,311	8,452	7,146	6,602	6,310	6,784	8,309	6,420	6,883	7,705	8,627	7,057	6,251	7,280
6月	7,894	7,937	7,154	6,916	6,403	6,927	8,645	6,166	8,085	7,924	8,955	7,341	6,353	7,284
7月	8,623	9,513	7,657	7,027	6,499	6,692	8,817	6,382	8,678	7,895	8,929	7,354	6,237	7,292
8月	8,644	9,957	7,775	7,190	7,764	6,874	8,741	6,602	8,439	8,074	9,104	7,642	6,433	7,532
9月	8,694	9,676	7,645	7,166	8,054	7,327	8,780	7,808	8,613	8,224	9,288	7,695	6,532	7,726
10月	8,801	9,682	7,974	7,534	8,114	7,211	8,744	7,858	8,738	8,241	9,287	7,904	6,521	7,712
11月	8,883	9,797	8,016	7,616	8,239	7,800	8,728	7,941	8,808	8,459	9,564	8,156	6,685	7,800
12月	9,094	9,896	8,158	7,787	8,387	7,510	8,909	8,265	9,125	8,770	9,972	8,329	6,846	8,001

ガス電氣,水道業					商業					交通業				
全國	七大都府縣	北海道東北	關東中部近畿	中國四國九州	全國	七大都府縣	北海道東北	關東中部近畿	中國四國九州	全國	七大都府縣	北海道東北	關東中部近畿	中國四國九州
2,788	3,032	2,221	2,425	2,543	2,725	2,879	2,476	2,225	2,204	2,607	2,745	2,392	2,395	2,297
2,895	3,083	2,292	2,652	2,707	2,823	2,946	2,718	2,427	2,265	2,823	3,010	2,565	2,433	2,489
2,881	3,022	2,232	2,583	2,944	3,038	3,189	2,759	2,544	2,325	2,774	2,867	2,654	2,557	2,613
3,584	3,895	3,510	2,822	3,437	3,222	3,361	3,021	2,555	2,548	3,224	3,333	3,326	2,830	2,958
4,261	4,847	3,876	2,944	3,901	3,552	3,764	3,015	2,960	2,618	3,976	4,138	4,156	3,288	3,659
4,977	5,416	4,419	4,111	4,695	3,841	3,986	3,146	3,591	3,100	3,809	3,930	3,935	3,241	3,625
5,462	5,803	4,329	5,123	5,095	4,554	4,693	4,003	3,982	3,917	4,954	5,375	4,353	4,008	4,127
6,257	6,769	5,269	5,436	5,728	5,190	5,393	4,800	4,537	3,973	5,474	5,943	5,222	4,296	4,382
6,701	7,561	5,213	5,445	5,806	5,753	5,967	5,069	5,343	4,335	5,849	6,230	5,477	5,002	4,890
7,010	7,845	5,474	5,853	6,180	6,257	6,491	5,877	5,652	4,715	6,429	6,774	6,565	5,565	5,378
7,081	7,937	5,262	5,800	6,170	6,876	7,137	6,427	6,024	5,299	6,573	6,826	6,629	5,718	5,985
7,375	8,309	5,590	5,754	6,360	7,260	7,482	6,465	6,511	6,169	6,968	7,257	6,848	6,095	6,282
7,658	8,759	5,821	6,094	6,547	7,913	8,151	7,116	6,956	6,881	7,407	7,791	7,031	6,321	6,657
8,208	9,404	5,964	6,505	7,058	8,218	8,425	7,736	7,495	7,098	7,399	7,703	7,338	6,470	6,729
8,238	9,340	6,424	6,573	7,153	8,501	8,702	7,869	8,032	7,310	7,562	7,854	7,371	6,708	6,975
8,818	10,061	7,306	7,079	7,489	8,852	9,066	8,303	8,416	7,515	8,129	8,537	7,738	6,806	7,294
9,980	11,197	7,236	8,480	8,872	9,474	9,728	8,894	8,792	8,011	8,602	9,188	7,753	7,213	7,440
9,530	10,577	7,913	8,416	8,120	9,955	10,270	9,096	8,934	8,392	8,731	9,515	7,739	7,112	7,430
9,207	10,100	8,349	8,046	8,090	9,946	10,213	9,276	8,958	8,678	8,845	9,369	8,354	7,517	7,655
9,375	10,372	8,625	8,222	8,194	10,386	10,664	9,911	9,431	8,864	9,143	9,853	8,532	7,596	7,714
9,572	10,610	8,552	8,405	8,292	10,544	10,819	10,209	9,796	8,888	9,226	9,901	8,615	7,542	7,912
9,553	10,462	8,342	8,561	8,262	10,628	10,860	10,639	10,080	8,006	9,212	9,837	8,693	7,701	7,963
9,678	10,561	9,020	8,458	8,796	10,791	11,069	10,753	10,035	9,052	9,401	10,041	8,878	7,972	7,999
9,707	10,702	8,911	8,435	8,505	10,817	11,088	10,787	10,025	9,067	9,804	10,570	9,232	8,183	8,119

事　件　措　置　状　況　表

置	状			況	
解消せしめたもの	不拂を解消せしめるに至らなかつたもの（一部解消のものを含む）				
計	調査中のもの	支拂確約中のもの	送検準備中のもの	送検してあるもの	計
	152	1,006	39	67	1,264
192,491					858,020
826					453
	291	1,190	67	(30) 97	1,645
782,497					745,118
611					765
	413	908	74	(31) 128	1,523
1,096,303					733,920
988					12
	209	1,226	93	(39) 167	1,695
954,118					
979					
	263	1,591	264	(26) 193	2,311
592,069					1,126,361
807					39
	540	2,064	139	(30) 223	2,966
1,068,260					1,431,288
431					818
	583	2,440	136	(40) 263	3,422
923,184					1,671,272
273					514
	629	2,357	128	(36) 299	3,413
1,749					1,215
816,102					208,521
	629	2,357	128	(36) 299	3,413
					1,215
					208,521

て申告又は監督官の活動によつて把握したものの措置狀況である。

措置した狀況である。

修正してあるためである。

別表21　　賃　金　不　拂

月別＼区分		不拂事業総数 当期発生分	前期より未解決のもの	計	措置 不拂を解消又は一部 全額支拂	一部支拂
2月乃至5月	件数	1,687		1,687	423	84
	金額	1,050,512 259		1,050,512 259		
6月	件数	1,549	1,624	2,813	1,168	446
	金額	669,595 943	669,595 943	1,527,616 376		
7月	件数	1,602	1,645	3,247	1,724	473
	金額	1,038,685 466	791,538 534	1,830,224 1,000		
8月	件数	1,489	1,523	3,012	1,317	677
	金額	1,100,069 408	733,920 12	1,833,989 420		
9月	件数	1,646	1,695	3,341	1,030	685
	金額	556,773 482	1,161,057 364	1,718,430 846		
10月	件数	1,861	2,311	4,172	1,206	1,184
	金額	460,826 592	2,038,722 657	2,499,549 249		
11月	件数	1,866	2,966	4,832	1,410	1,314
	金額	701,265 800	1,893,190 927	2,594,456 787		
12月	件数	2,041	3,422	5,463	2,050	1,182
	金額	539,612 516	2,425 412,113	2,965 412,629		
累計	件数			13,741	10,328	
	金額			8,573 951,538	7,358 743,017	

〔註〕 (1) この表の賃金不拂件数及び金額は都道府縣労働基準局又は労働基準監督署におい
(2) 各月の措置狀況は当月に於ける都道府縣労働基準局又は労働基準監督署に於いて
(3) この数値は從來発表の数値と符合しない点があるがそれはその後の報告等により
(4) 「送検してあるもの」の欄のなかの（　）内の数値は当月送検した実数である。

家 計 収 支 総 括 （1946年4月～1948年3月）

month : Apr. 1946 ～ Mar. 1948

（労働省調）

9月	10月	11月	12月	1947年 1月	2月	3月
1,390	1,408	1,468	1,465	1,570	1,522	1,395
4.13	4.37	4.42	4.42	4.42	4.44	4.46
3.22	3.29	3.31	3.30	3.61	3.37	3.38
1,084.43	1,032.76	1,219.66	2,510.66	1,520.52	1,635.06	1,832.80
48.03	43.75	63.31	98.33	57.92	61.48	91.57
337.37	529.88	390.58	391.61	330.56	286.47	368.71
1,469.83	1,456.39	1,583.35	3,000.60	1,908.80	1,983.01	2,295.08
1,119.24	1,177.67	1,242.91	1,562.05	1,511.25	1,591.32	1,778.50
10.90	12.53	8.05	9.60	7.55	11.16	13.97
2,599.97	2,646.59	2,834.31	2,572.25	3,427.60	3,585.49	4,085.55
96.30	129.82	166.38	183.62	140.37	137.98	153.71
484.65	418.86	304.09	516.55	339.93	385.41	513.27
581.45	548.68	470.47	700.17	430.30	523.39	666.98
66.43	70.19	68.44	106.49	65.11	69.16	83.54
303.40	335.78	367.81	656.76	471.75	520.39	596.49
369.83	405.97	436.25	763.25	536.86	589.55	680.03
22.58	22.23	23.25	34.25	16.60	18.20	23.81
73.51	68.12	71.02	117.50	85.44	91.82	107.37
96.09	90.35	94.27	151.75	102.04	110.02	131.18
129.13	159.96	147.52	243.81	190.92	184.71	233.62
10.55	13.60	10.60	11.31	20.45	15.10	21.22
1,187.10	1,218.56	1,159.11	1,870.29	1,330.57	1,422.77	1,733.03
57.94	60.30	60.65	112.26	83.80	73.56	95.16
49.68	62.96	72.62	132.04	115.14	140.04	142.16
85.12	119.09	122.50	243.69	119.53	122.87	173.28
138.97	135.93	149.29	214.82	203.20	193.43	245.08
29.78	30.79	25.95	30.54	26.15	21.19	53.72
46.58	44.21	60.15	81.01	98.00	67.91	102.64
1,595.17	1,671.84	1,650.26	2,684.65	1,976.39	2,046.77	2,525.07
140.16	164.22	209.78	313.38	217.85	179.97	155.93
1,735.33	1,836.06	1,860.04	2,998.03	2,194.24	2,226.74	2,681.00
851.54	799.39	967.48	1,568.70	1,219.90	1,343.59	1,393.45
13.10	11.14	6.79	5.52	13.46	15.16	11.10
2,599.97	2,646.59	2,834.31	4,572.25	3,427.60	3,585.49	4,085.55
—	—	—	—	—	—	—
265.50	379.67	276.69	2.57	285.44	243.73	387.92

別表22（その1）　勤労者世帯一ヵ月平均

House budget of urban worker's family per

	1946年 4月	5月	6月	7月	8月
調査世帯数	1,307	1,453	1,429	1,450	1,366
一世帯平均人員	4.36	4.38	4.33	4.43	4.31
一世帯平均消費単位	3.29	3.31	3.32	3.13	3.34
実収入 世帯主の勤労収入	—	—	—	1,063.04	998.61
実収入 その他の勤労収入	—	—	—	46.24	47.86
実収入 勤労外収入	—	—	—	343.37	334.95
実収入 計	—	—	—	1,452.65	1,381.42
実収入以外の収入 実収入以外の収入	—	—	—	1,168.30	1,129.99
実収入以外の収入 記入不備	—	—	—	18.28	18.22
総収入合計	—	—	—	2,639.23	2,529.63
実支出 家計費 飲料費 主食 配給	—	—	—	86.05	78.92
実支出 家計費 飲料費 主食 その他	—	—	—	520.70	445.34
実支出 家計費 飲料費 主食 計	297.48	365.26	542.18	606.75	524.26
実支出 家計費 飲料費 副食 配給	—	—	—	48.83	57.80
実支出 家計費 飲料費 副食 その他	—	—	—	448.48	403.06
実支出 家計費 飲料費 副食 計	422.29	469.68	518.92	497.31	460.86
実支出 家計費 飲料費 調味料 配給	（調味料費を含む）			18.29	22.73
実支出 家計費 飲料費 調味料 その他	—	—	—	83.71	71.78
実支出 家計費 飲料費 調味料 計	—	—	—	102.00	94.56
実支出 家計費 飲料費 嗜好品	92.17	79.53	80.31	108.29	121.55
実支出 家計費 飲料費 外食費	13.58	10.93	5.49	8.34	9.45
実支出 家計費 飲料費 計	825.52	925.40	1,146.90	1,322.69	1,210.68
実支出 家計費 住居費	48.33	55.43	58.55	69.02	57.92
実支出 家計費 光熱費	56.23	58.01	52.59	44.79	47.14
実支出 家計費 被服費	67.47	78.92	78.18	92.21	83.47
実支出 家計費 娯楽教育衛生費	96.07	101.75	96.37	120.71	126.06
実支出 家計費 交通通信運搬費	31.93	27.52	29.04	30.54	35.11
実支出 家計費 交際費その他	68.07	69.63	82.13	40.57	52.53
実支出 家計費 計	1,193.62	1,316.66	1,543.76	1,720.53	1,612.91
実支出 家計費以外の実支出	—	—	—	135.74	142.53
実支出 計	—	—	—	1,856.27	1,755.44
実支出以外の支出 実支出以外の支出	—	—	—	771.70	765.83
実支出以外の支出 記入不備	—	—	—	11.26	8.36
総支出合計	—	—	—	2,639.23	2,529.63
收支の過不足 過	—	—	—	—	—
收支の過不足 不足	—	—	—	403.62	374.02

9月	10月	11月	12月	1948 1月	2月	3月
1,532	1,480	1,517	1,490	1,501	1,483	1,466
4.72	4.43	4.49	4.52	4.53	4.52	4.53
3.43	3.39	3.39	3.39	3.46	3.45	3.45
3,973.68	4,111.39	4,315.64	8,237.45	3,846.	5,191.	5,944.
221.46	251.62	267.72	403.94	218.	268.	292.
648.58	835.24	657.17	815.20	682.	518.	613.
4,843.72	5,198.25	5,240.53	9,461.59	5,746.	5,977.	6,849.
2,721.42	2,997.98	3,084.21	3,342.47	4,175.	4,036.	4,214.
4.90	5.49	4.75	7.46			
7,570.04	8,201.72	8,329.49	12,811.52	9,927.	10,018.	11,070.
435.47	557.17	562.84	749.30	668.	476.	591.
941.58	919.06	798.34	1,427.70	284.	1,069.	1,315.
1,377.05	1,476.23	1,361.18	2,177.00	1,552.	1,545.	1,906.
129.11	178.99	171.22	186.14	242.	453.	392.
911.74	968.79	1,068.17	1,740.83	978.	966.	1,070.
1,040.85	1,147.78	1,239.39	1,926.97	1,220.	1,403.	1,463.
83.09	90.43	64.87	110.18	51.	53.	136.
144.88	129.34	135.02	229.95	123.	157.	189.
227.97	219.77	199.89	340.13	174.	210.	326.
423.28	481.30	441.12	843.43	646.	596.	650.
24.04	32.06	35.00	44.29	50.	46.	47.
3,093.19	3,357.14	3,276.58	5,331.82	3,642.	3,801.	4,392.
159.09	215.36	215.62	369.89	222.	219.	237.
253.39	320.36	357.92	419.37	333.	372.	372.
348.64	378.88	451.13	818.72	465.	522.	754.
542.11	590.14	580.88	815.07	719.	700.	874.
86.53	104.82	95.21	110.05	99.	84.	92.
179.12	164.98	179.65	384.79	368.	272.	290.
4,662.07	5,131.68	5,156.99	8,249.71	5,847.	5,969.	7,011.
484.39	526.25	558.65	631.16	628.	594.	702.
5,146.46	5,657.93	5,715.64	8,880.87	6,476.	6,563.	7,713.
2,415.54	2,538.37	2,607.65	3,923.21	3,445.	3,450.	3,350.
8.04	5.42	6.20	7.44			
7,570.04	8,201.72	8,329.49	12,811.52	9,927.	10,018.	11,070.
—	—	—	580.72	—	—	—
302.74	459.68	475.11	—	730.	586	864.

別表22（その2）

	1947年 4月	5月	6月	7月	8月
調査世帯数	1,494	1,617	1,638	1,642	1,572
一世帯平均人員	4.44	4.44	4.45	4.47	4.39
一世帯平均消費單位	3.40	3.39	3.35	3.39	3.32
実収入 世帯主の勤労收入	2,076.58	2,704.17	3,150.93	3,500.87	3,721.27
実収入 その他の勤労收入	125.68	145.05	159.50	183.41	184.17
実収入 勤労外收入	459.56	483.91	817.05	737.97	743.56
実収入 計	2,661.82	3,333.13	4,127.48	4,422.25	4,649.00
実収入以外の收入 実收入以外の收入	1,884.36	1,825.87	2,168.99	2,665.25	2,612.86
実収入以外の收入 記入不備	14.06	7.05	11.66	10.80	7.38
総收入合計	4,560.24	5,166.05	6,308.13	7,098.30	7,269.24
実支出 家計費 飲食費 主食 配給	176.61	145.54	142.77	309.25	395.47
実支出 家計費 飲食費 主食 その他	474.45	673.31	1,191.26	1,397.99	1,008.15
実支出 家計費 飲食費 主食 計	651.06	818.85	1,324.03	1,707.24	1,403.62
実支出 家計費 飲食費 副食 配給	108.93	108.72	130.35	140.03	133.18
実支出 家計費 飲食費 副食 その他	617.42	755.44	867.42	909.52	966.48
実支出 家計費 飲食費 副食 計	726.35	864.16	997.77	1,049.55	1,099.66
実支出 家計費 飲食費 調味料 配給	30.96	33.93	33.16	39.60	71.97
実支出 家計費 飲食費 調味料 その他	123.87	135.66	172.58	172.76	185.16
実支出 家計費 飲食費 調味料 計	154.83	169.59	205.74	212.36	257.13
実支出 家計費 飲食費 嗜好品	275.05	343.42	320.99	387.18	476.11
実支出 家計費 飲食費 外食費	13.09	16.62	23.53	17.11	11.68
実支出 家計費 飲食費 計	1,820.38	2,212.64	2,882.06	3,373.44	3,248.20
実支出 家計費 住居費	102.80	115.47	125.17	148.93	136.13
実支出 家計費 光熱費	121.36	133.81	121.84	141.14	200.52
実支出 家計費 被服費	221.86	225.50	265.46	299.03	321.49
実支出 家計費 娯楽教育衛生費	308.46	369.55	403.94	482.71	453.46
実支出 家計費 交通通信運搬費	40.65	39.21	44.05	75.24	109.12
実支出 家計費 交際費その他	125.58	173.35	183.51	189.76	217.39
実支出 家計費 計	2,741.09	3,274.53	4,026.03	4,710.25	4,686.31
実支出 家計費以外の実支出	177.49	228.09	306.60	361.41	403.18
実支出 計	2,918.58	3,502.62	4,332.63	5,071.66	5,089.49
実支出以外の支出 実支出以外の支出	1,629.03	1,648.02	1,954.10	2,013.17	2,165.53
実支出以外の支出 記入不備	12.63	15.41	21.40	13.47	14.22
総支出合計	4,560.24	5,166.05	6,308.13	7,098.30	7,269.24
收支の過不足 過	—	—	—	—	—
收支の過不足 不足	256.76	169.49	205.15	649.41	440.49

〔註〕「都市家計調査報告」による。

平 均 支 出 金 額 (1946年8月～1948年12月)

month : Aug. 1946～Dec. 1948 (総理廳統計局調)

光熱費	住居費	雜費	総計	食料費			被服費	光熱費	住居費	雜費
				合計	主食	非主食				
円	円	円	%							
53	96	255	100.0	71.7	30.2	41.4	7.3	2.8	5.0	13.3
55	97	243	100.0	70.5	32.9	37.4	8.0	3.0	5.3	13.4
66	94	258	100.0	70.1	26.8	43.4	9.1	3.3	4.7	12.8
75	108	268	100.0	67.2	25.3	41.9	11.2	3.6	5.2	12.9
134	147	304	100.0	67.2	24.6	42.8	11.3	4.8	5.3	10.9
124	106	328	100.0	67.9	19.4	48.5	9.2	5.1	4.3	13.5
154	113	315	100.0	67.8	22.6	45.2	8.8	6.2	4.5	12.7
187	145	466	100.0	66.5	22.2	44.3	10.8	5.3	4.1	13.3
146	147	508	100.0	74.4	19.6	44.8	12.1	4.3	4.3	14.9
155	148	653	100.0	63.9	20.2	43.7	12.3	3.9	3.7	16.2
132	171	637	100.0	67.8	26.1	41.7	10.9	3.0	3.9	14.5
144	208	761	100.0	68.8	31.9	36.9	10.3	2.7	3.9	14.3
199	199	818	100.0	68.4	28.1	40.2	9.4	3.6	3.6	15.0
239	217	835	100.0	66.6	27.7	38.9	8.6	4.6	4.2	16.0
293	249	886	100.0	64.2	26.3	39.0	9.5	5.2	4.4	15.6
347	271	884	100.0	63.9	24.6	39.3	10.3	6.0	4.7	15.2
444	426	1,107	100.0	64.2	24.3	40.0	12.4	5.2	5.0	13.7
360	247	1,158	100.0	63.3	23.5	39.8	9.5	5.5	3.8	17.9
375	249	979	100.0	64.3	23.4	40.9	10.0	6.0	4.0	15.7
352	250	1,100	100.0	65.0	25.9	39.1	11.0	5.0	3.5	15.5
268	253	1,232	100.0	63.2	24.9	38.3	12.0	3.8	3.6	17.4
271	346	1,317	100.0	63.4	23.7	39.7	11.8	3.5	4.4	16.9
242	286	1,297	100.0	64.3	26.0	38.3	12.2	3.1	3.7	16.7
383	374	1,550	100.0	63.1	26.1	37.0	10.9	4.3	4.2	17.5
450	400	1,683	100.0	63.3	25.5	37.8	9.9	4.8	4.2	17.8
394	338	1,656	100.0	64.1	26.6	37.5	10.0	4.3	3.7	17.9
448	439	1,756	100.0	63.0	25.4	37.6	10.6	4.5	4.4	17.5
463	475	1,733	100.0	62.5	25.4	37.1	11.3	4.4	4.6	16.7
695	762	2,094	100.0	62.5	24.3	38.2	13.8	4.6	5.1	14.0

別表 23　　一世帯当り一ヵ月間の

Averge expenditure for household per

年月別	調査世帯数	一世帯当り平均人員	一世帯当り平均有業人員	総計	食料費			被服費
					合計	主食	非主食	
				円	円	円	円	円
1946年8月	4,938	—	—	1,921	1,377	581	796	140
9月	4,771	—	—	1,817	1,277	598	679	145
10月	4,664	—	—	2,016	1,414	540	874	184
11月	4,645	—	—	2,085	1,401	523	873	253
12月	4,646	—	—	2,785	1,872	681	1,191	328
1947年1月	4,635	—	—	2,438	1,656	473	1,183	224
2月	4,818	—	—	2,484	1,683	561	1,122	219
3月	4,738	—	—	3,515	2,339	781	1,558	378
4月	4,673	—	—	3,407	2,194	669	1,525	412
5月	4,630	—	—	4,021	2,569	813	1,756	496
6月	4,612	—	—	4,399	2,981	1,147	1,834	478
7月	4,631	4.56	1.46	5,324	3,665	1,701	1,964	546
8月	4,604	4.56	1.47	5,458	3,731	1,536	2,195	511
9月	4,636	4.75	1.47	5,209	3,469	1,445	2,024	449
10月	4,648	4.75	1.48	5,679	3,710	1,494	2,216	541
11月	4,627	4.78	1.48	5,808	3,709	1,426	2,283	597
12月	4,721	4.81	1.48	8,471	5,442	2,055	3,387	1,052
1948年1月	4,912	4.81	1.48	6,495	4,112	1,525	2,587	618
2月	5,145	4.87	1.50	6,216	3,995	1,455	2,540	618
3月	5,154	4.85	1.49	7,059	4,587	1,829	2,758	770
4月	5,094	4.83	1.47	7,073	4,471	1,759	2,712	849
5月	5,128	4.86	1.47	7,802	4,950	1,850	3,100	918
6月	5,100	4.83	1.48	7,758	4,988	2,020	2,968	945
7月	5,111	4.81	1.49	8,860	5,586	2,310	3,276	967
8月	5,122	4.80	1.49	9,455	5,987	2,411	3,576	935
9月	5,152	4.78	1.49	9,211	5,905	2,448	3,457	918
10月	5,151	4.78	1.49	10,018	6,307	2,544	3,763	1,068
11月	5,173	4.76	1.48	10,398	6,495	2,637	3,858	1,252
12月	5,174	4.79	1.47	15,013	9,584	3,652	5,732	2,078

〔註〕　「消費者價格調査報告」による。

一　日　当　り　攝　取　熱　量　表

per day during 1946, 1947, And 1948

9 4 7 年			1 9 4 8 年			
5 月	8 月	11 月	2 月	5 月	8 月	11 月
1,812.7	1,736.4	1,976.9	1,913.4	1,914.1	1,845.9	1,972.1
1,297.1	1,327.0	1,216.2	1,432.6	1,465.1	1,254.1	1,255.0
875.3	490.1	571.8	918.4	1,031.8	793.7	738.9
67.1	152.5	122.4	399.4	304.7	344.9	328.0
222.7	472.8	474.6	105.4	119.3	173.5	168.8
132.0	221.6	47.4	9.4	9.3	42.0	19.3
0.9	0.5	3.2	3.2	2.7	1.2	3.8
184.5	152.7	428.1	188.9	106.5	160.4	415.6
118.5	14.5	438.7	155.6	78.6	7.1	377.0
49.6	138.0	30.3	28.1	22.7	152.9	18.4
16.4	0.2	29.1	5.2	5.2	6.4	20.2
4.7	2.2	3.4	12.2	40.5	55.8	29.1
10.0	15.6	13.9	11.2	16.6	16.5	12.5
113.5	61.1	65.7	71.8	68.5	54.0	60.1
6.9	9.2	4.9	7.8	5.6	2.4	3.1
31.3	30.5	34.9	40.5	33.8	37.6	48.2
75.3	21.1	25.9	23.0	29.1	14.0	8.8
122.9	79.5	105.0	108.0	149.5	104.2	146.0
107.1	68.5	91.6	86.1	113.3	80.6	123.7
10.6	6.7	10.5	13.9	24.3	16.8	16.9
4.1	2.9	1.4	5.5	6.2	4.7	5.1
1.1	1.4	1.5	2.5	3.7	2.1	2.3
30.3	42.5	26.3	32.1	26.4	30.0	22.5
29.6	39.2	38.5	34.0	25.1	62.1	39.0
1.4	5.8	1.5	4.0	3.0	8.5	4.2
1.1	2.9	11.5	3.4	4.7	6.7	13.3
27.1	30.5	25.5	26.6	17.4	46.9	21.5
1.2	0.5	0.1	1.3	—	—	—
15.8	3.9	4.6	15.2	15.2	7.5	5.8
11.1	1.2	0.8	5.7	9.3	0.8	0.4
4.7	2.7	3.8	9.5	5.9	6.7	8.1
2.2	1.7	1.9	3.4	—	—	—

別表 24

食糧品群別一人

Amounts of various foods consuméd per capita

食品群別	1 9 4 6 年				1
	2 月	5 月	8 月	11 月	2 月
一人一日当り計	1,696.4	1,514.6	1,669.7	2,001.8	1,899.1
穀類	—	1,143.0	1,206.3	1,107.9	1,338.0
米	—	869.3	300.5	793.3	1,090.0
大麥	—	245.4	111.1	62.1	28.6
小麥(粉ヲ含ム)	—		752.9	236.9	209.4
雜穀	—	28.3	41.8	15.6	10.0
堅果類	—	0.6	1.1	11.6	0.1
諸薯類	—	74.9	130.1	604.1	276.4
甘諸	—	30.9	23.3	543.2	253.0
馬鈴薯	—	37.2	106.6	28.5	30.6
その他の芋類	—	6.8	0.2	32.4	12.8
砂糖類	—	1.3	1.5	2.4	4.1
油脂類	—	13.9	37.6	16.0	14.1
豆類	—	82.3	41.1	73.0	53.8
大豆	—	55.2	7.3	5.9	11.4
大豆の製品	—		25.5	27.0	33.0
その他の豆類	—	27.1	8.3	40.1	9.4
動物性食品	—	116.6	96.6	115.5	100.2
魚介類	—	108.7	55.9	98.6	88.3
獸鳥肉類	—	4.1	32.8	11.6	7.6
卵類	—	3.2	7.7	3.2	3.1
牛乳及乳製品	—	0.6	0.2	2.1	1.2
葉綠黃の野菜類	—	27.1	80.2	16.6	18.4
其の他の果実野菜類	—	27.1	57.6	46.3	41.1
柑橘類(トマトヲ含ム)	—	0.4	4.2	2.9	2.7
其の他の果実類	—	0.0	4.9	8.1	1.5
其の他の野菜類	—	26.7	48.5	35.3	36.9
海藻類	—	3.7	4.1	0.9	1.5
加工野菜類	—	13.1	7.3	10.5	23.7
乾燥野菜類	—	7.2	2.4	1.2	8.2
野菜漬物	—	5.9	4.9	9.3	15.5
調味嗜好品類	—	11.0	6.2	7.0	7.7

攝 取 蛋 白 質 量 表 （單位グラム）

capita per day during 1946, 1947, and 1948 (in grams)

9 4 7 年			1 9 4 8 年			
5 月	8 月	11 月	2 月	5 月	8 月	11 月
64.5	59.0	62.9	64.8	67.1	61.8	64.2
30.3	25.4	32.4	35.3	35.3	33.0	31.1
17.8	10.0	11.8	19.3	21.7	16.5	15.5
1.9	4.2	3.3	13.0	10.1	11.0	10.6
7.7	15.8	16.2	2.7	3.3	4.6	4.5
2.9	5.4	1.1	0.3	0.2	0.9	0.5
0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
3.0	3.5	6.6	2.5	1,5	3.1	5.2
1.3	0.2	5.1	1.8	0.8	0.1	4.1
1.2	3.3	0.6	0.6	0.6	3.6	0.5
0.5	0.0	0.9	0.1	0.1	—	0.6
—	—	—	0	—	—	0.1
—	—	—	0	—	—	—
8.6	4.7	5.0	5.5	5.5	4.3	4.8
0.6	0.9	0.5	0.8	0.6	0.2	0.5
2.4	2.4	2.8	3.2	2.7	3.2	3.9
5.6	1.4	1.7	1.5	2.2	0.9	0.6
17.2	11.3	15.1	15.6	20.8	15.5	19.4
15.0	10.1	13.4	13.0	17.2	12.5	16.7
1.8	1.0	1.5	1.9	2.8	2.5	2.5
0.5	0.2	0.1	0.5	0.6	0.4	0.5
0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1
2.7	1.7	1.6	2.6	1.8	1.4	1.5
1.6	2.1	1.6	2.0	1.4	3.3	1.5
—	0.4	—	0.1	0.1	0.6	0.1
—	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
1.6	1.6	1.5	1.8	1.2	2.5	1.5
0.1	0.0	0.1	0.1	—	—	—
0.7	3.0	0.2	0.8	0.7	0.5	0.5
0.5	0.1	—	0.3	0.4	0.1	—
0.2	0.2	0.2	0.5	0.3	0.4	0.5
0.3	0.0	0.2	0.3	—	—	—

別表 25

食品群別別一人一日当り

Amount of protein contained in foods consumed per

食品群別	1 9 4 6 年				1
	2 月	5 月	8 月	11 月	2 月
一人一日当り計	60.3	57.2	61.7	58.0	59.0
穀類	—	26.8	35.4	26.2	51.0
米	—	18.5	6.3	16.8	22.9
大麦	—	7.5	3.0	1.7	0.8
小麦（粉ヲ含ム）	—		25.1	8.1	7.2
雑穀	—	0.8	1.0	0.1	0.1
堅果類	—	—	0.0	0.0	0.0
諸薯類	—	1.3	3.0	7.3	4.1
甘諸		0.5	0.4	6.4	3.0
馬鈴薯		0.8	2.6	0.1	8.0
其の他の芋類		0.2	0.0	0.8	0.3
砂糖類	—	—	0.0	0.0	0.0
油脂類	—	—	0.0	0.0	—
豆類	—	6.8	3.0	3.6	4.4
大豆		4.8	0.6	0.5	1.1
大豆の製品			1.9	2.0	2.7
其の他の豆類		2.0	1.6	1.1	0.6
動物性食品	—	16.5	13.5	16.1	25.0
魚介類		15.5	9.3	13.9	13.5
獣鳥肉類		0.6	3.5	1.9	1.2
卵類		0.2	0.6	0.2	0.3
牛乳及乳製品		0.0	0.1	0.1	0.0
葉緑黄の野菜類	—	2.6	2.8	0.7	1.1
其の他の果実野菜類	—	1.6	2.6	2.2	2.1
柑橘類（トマトヲ含む）		0.0	0.5	0.1	0.0
其の他の果実類		0.0	0.1	0.2	—
其の他の野菜類		1.6	2.2	1.9	2.1
海藻類	—	0.5	0.3	0.1	0.0
加工野菜類	—	0.6	0.4	0.6	1.1
乾燥野菜類		0.3	0.1	0.1	0.3
野菜漬物		0.3	0.3	0.5	0.8
調味嗜好品類	—	0.9	0.6	0.7	0.9

別表 26　農地改革成績(1) 都道府縣別買收管理換賣渡面積累計

Result of the reditribution of agricultural land (1)

(1949年12月末日現在)

縣名	買收	管理換面積 財産税物納	管理換面積 その他	合計	賣渡
北海道	317,873	5,058	1,239	324,175	314,343
青森	45,696	6,104	669	52,469	50,463
岩手	29,147	3,715	8	32,870	32,377
宮城	53,682	9,643	140	63,465	62,378
秋田	47,141	16,853	140	64,134	62,935
山形	42,506	16,496	0	59,002	58,671
福島	47,815	7,932	291	56,038	54,602
茨城	87,119	2,025	0	89,144	89,096
栃木	45,938	5,281	971	52,190	51,876
群馬	37,493	1,225	275	38,993	38,916
埼玉	55,841	2,230	28	58,099	57,937
千葉	63,522	4,508	906	68,936	68,415
東京	14,767	242	323	15,332	14,071
神川	20,931	761	721	22,413	21,132
新潟	67,681	30,041	57	97,779	97,476
富山	33,276	6,492	0	39,768	39,662
石川	17,224	1,146	0	18,370	18,128
福井	13,894	475	3	14,372	14,361
山梨	18,322	679	0	19,001	18,776
長野	46,535	3,390	16	49,941	49,630
岐阜	27,437	4,299	37	31,773	31,644
静岡	34,398	1,734	549	36,681	36,289
愛知	35,064	2,532	0	37,596	36,656
三重	21,885	1,682	0	23,567	23,564
滋賀	17,464	817	50	18,331	18,075
京都	14,465	563	209	15,237	14,784
大阪	20,863	664	75	21,602	21,412
兵庫	35,639	1,734	0	37,373	37,365
奈良	10,733	243	19	10,995	10,709
和歌山	13,099	285	3	13,387	13,381
鳥取	17,237	1,486	10	18,733	18,431
島根	21,885	3,414	10	25,309	24,861
岡山	29,809	2,820	1	32,630	32,047
廣島	21,127	1,227	548	22,902	22,778
山口	20,501	894	204	21,599	21,297
徳島	11,326	2,439	0	13,765	13,202
香川	17,541	4,890	10	22,441	22,067
愛媛	21,457	2,382	17	23,856	23,433
高知	12,986	1,487	72	14,545	14,170
福岡	39,590	1,321	10	40,921	39,764
佐賀	18,806	2,018	8	20,832	20,372
長崎	17,712	1,281	30	19,023	18,644
熊本	49,561	2,799	160	52,520	50,702
大分	23,149	684	0	23,833	23,654
宮崎	21,506	2,169	648	24,323	24,028
鹿兒島	36,087	598	66	36,751	36,574
計	1,717,735	170,753	8,523	1,897,016	1,865,238

別表 27　農地改革成績(2) 登記進捗状況

Result of the redistribution of agricultural land. (2)

1949年12月末現在（單位町）

縣名	提出面積 12月末の累計 (A)	提出面積 進捗率 A×100/C	完了面積 12月末の累計 (B)	完了面積 進捗率 B×100/C	再登記面積 C
北海道	62,204	20	46,220	15	314,330
青森	5,996	12	5,297	11	48,569
岩手	19,801	62	13,988	43	32,216
宮城	32,658	54	14,346	24	60,657
秋田	15,220	25	5,052	8	61,884
山形	28,032	47	22,695	38	59,087
福島	20,893	38	16,088	29	54,818
茨城	4,299	5	3,507	4	85,176
栃木	4,350	9	2,064	4	50,709
群馬	3,111	8	2,194	6	39,049
埼玉	12,161	21	9,422	16	57,632
千葉	542	1	415	1	67,169
東京	3,943	30	656	5	13,359
神奈川	3,694	18	458	2	20,608
新潟	49,773	50	20,659	29	98,737
富山	13,648	35	9,986	25	39,372
石川	7,789	43	5,953	33	17,935
福井	1,414	10	1,347	10	14,252
山梨	738	4	315	2	19,445
長野	33,727	68	23,600	48	49,468
岐阜	16,159	52	2,797	9	31,333
静岡	11,052	31	7,896	22	36,228
愛知	13,302	39	3,690	10	35,376
三重	3,799	16	2,280	10	23,243
滋賀	8,521	48	2,341	13	17,618
京都	6,134	42	3,101	21	14,627
大阪	533	3	139	1	20,801
兵庫	33,018	90	17,005	46	36,749
奈良	1,490	14	464	4	10,703
和歌山	2,847	22	1,289	10	12,681
鳥取	15,245	55	13,627	76	17,978
島根	12,518	80	6,290	25	25,106
岡山	26,075	78	8,448	25	33,437
広島	4,528	20	1,197	5	22,262
山口	2,294	11	199	1	20,491
徳島	3,306	24	1,342	23	13,553
香川	8,557	38	6,635	30	22,345
愛媛	947	4	1,566	7	23,439
高知	263	2	201	1	14,413
福岡	34,130	85	16,679	42	40,154
佐賀	13,119	64	4,493	22	20,649
長崎	4,073	21	452	2	17,213
熊本	1,033	2	103	0	50,948
大分	8,185	34	472	2	23,912
宮崎	6,989	29	994	4	23,985
鹿児島	11,984	33	9,119	25	36,169
計	574,594	31	326,881	18	1,851,881

別表28　單位農業協同組合設立狀況（1949年1月15日）

Establishment of aglicultural cooperative societies

	出資			非出資			合計			本省認可單位組合
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	
北海道	575	575	571	206	205	205	780	780	776	1
青森	481	476	466	68	63	58	539	539	524	1
岩手	401	401	395	469	469	456	870	870	851	2
宮城	254	254	254	915	915	890	1,169	1,169	1,144	4
秋田	390	387	373	98	97	91	484	484	464	0
山形	357	357	351	650	648	450	1,007	1,005	801	1
福島	482	482	482	3,550	2,463	2,350	3,032	2,945	2,832	2
茨城	578	578	568	214	214	207	792	792	775	1
栃木	212	212	209	91	91	90	303	303	299	1
群馬	267	267	260	1,270	1,260	1,249	1,537	1,527	1,509	4
埼玉	422	420	420	1,548	1,357	1,129	1,970	1,777	1,549	3
千葉	434	416	405	205	124	89	639	540	494	2
東京	143	141	133	60	57	53	203	198	186	0
神奈川	230	229	221	176	176	170	406	405	391	3
新潟	514	514	511	75	75	74	589	589	585	2
富山	292	292	286	75	75	64	367	367	350	1
石川	306	306	305	48	48	47	354	354	352	2
福井	191	191	189	40	40	35	231	231	224	0
山梨	271	271	270	669	669	668	940	940	938	1
長野	474	474	473	661	648	614	1,135	1,122	1,087	1
岐阜	405	404	402	1,300	1,112	1,034	1,705	1,516	1,436	0
静岡	460	459	457	15	14	14	475	473	471	0
愛知	469	468	468	283	280	253	752	748	721	0
三重	452	452	451	530	530	519	982	982	970	0
滋賀	205	204	202	55	53	47	260	257	249	1
京都	256	256	256	42	42	41	298	298	297	0
大阪	298	298	296	56	54	45	354	352	342	0
兵庫	422	422	422	48	48	47	470	470	469	0
奈良	165	165	163	32	32	32	197	197	195	0
和歌山	239	239	239	24	24	24	263	263	263	0
鳥取	194	194	194	49	49	44	234	243	238	4
島根	320	320	320	41	41	34	361	361	354	0
岡山	467	465	463	8	6	5	475	471	458	1
廣島	484	480	479	68	65	60	552	545	539	0
山口	261	261	261	64	64	59	325	325	320	0
德島	195	195	195	119	119	119	314	314	314	2
香川	267	267	267	9	9	9	276	276	276	1
愛媛	353	352	350	198	171	142	551	523	492	0
高知	254	254	253	111	107	95	365	361	346	1
福岡	349	349	349	53	53	53	402	402	402	1
佐賀	159	159	159	75	75	74	234	234	233	1
長崎	332	332	321	53	53	50	385	385	371	2
熊本	486	486	486	910	842	842	1,396	1,328	1,328	1
大分	353	353	339	313	313	303	666	666	642	0
宮崎	146	146	144	88	88	83	234	234	227	3
鹿兒島	268	268	263	162	162	156	430	430	419	0
全國地域	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
二縣以上全國以內	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
合計	15,533	15,491	15,341	14,793	14,100	13,172	30,326	29,591	28,513	53

〔註〕 (1). A設立準備会終了　B創立総会終了　C認可済
(2). 農林省「農業協同組合に関する統計集」による。

別表 29

1948—9年度月別発生労働争議件数及参加人員

Monthly labour disputes, by kind of disputes. (1948—9)

月別	総数		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		事業管理		計		争議行為を伴わなかつたもの	
1948年1月	71	41,983	18	15,748	6	159	5	134	4	1,109	31	17,150	40	24,833
2月	67	227,336	20	64,848	8	111,437	3	35	6	237	37	176,557	30	50,779
3月	107	1,086,496	40	816,875	11	5,567	9	593	7	323	67	823,356	40	263,140
4月	80	428,083	35	203,123	5	7,449	5	352	2	2,001	47	212,925	33	215,158
5月	90	298,449	35	189,033	9	96,716	4	122	3	146	51	286,017	39	12,432
6月	102	348,140	49	289,777	10	12,844	6	180	2	108	67	302,909	35	45,231
7月	105	61,935	52	34,252	21	15,369	2	30	2	104	77	49,755	28	12,180
8月	91	174,038	46	27,016	16	138,017	3	305	1	46	66	165,384	25	8,654
9月	97	39,041	41	12,014	7	1,636	4	151	3	132	55	13,933	42	25,108
10月	64	297,347	31	151,264	3	344	1	34	1	14	36	151,656	28	145,691
11月	77	672,302	36	462,726	3	422	5	269	1	33	45	463,450	32	208,852
12月	98	139,518	43	28,583	10	1,036	5	196	1	90	59	29,905	39	109,613
計	1,049	3,814,668	446	2,295,257	109	390,996	50	2,401	33	4,343	638	2,692,997	411	1,121,671
前半期	517	2,430,487	197	1,579,402	49	234,172	30	1,416	24	3,924	300	1,818,914	217	611,573
後半期	532	1,384,181	249	715,855	60	156,824	20	985	9	419	338	874,083	194	510,098
1949年1月	59	12,828	13	1,316	3	62	3	38	1	91	20	1,507	39	11,321
2月	56	64,306	19	31,165	5	1,518	2	72			26	32,755	30	31,551
3月	92	245,211	29	45,059	3	39	2	23	1	10	35	45,131	57	200,080
4月	128	756,339	46	153,574	19	18,833	4	809	2	97	71	173,313	57	583,026
5月	99	64,702	34	51,937	6	696			5	927	45	53,560	54	11,142
6月	80	54,318	31	25,918	5	4,338	2	32	1	1,070	39	31,358	41	22,960
7月	49	32,413	13	27,690	4	482	3	188			20	28,360	29	4,053
8月	65	107,086	17	6,950	4	135	2	64	1	26	24	7,175	41	99,911
9月	50	18,392	22	11,597	1	23	1	131			24	11,751	26	6,641
10月	62	68,662	24	22,328			3	373			27	22,701	35	45,961
11月	56	44,122	22	39,254	5	1,134	3	1,349	1	14	31	41,751	25	2,371
12月	148	222,157	92	174,224	6	1,163	2	19	2	37	102	175,443	46	46,714
計	944	1,690,536	362	591,012	61	28,425	27	3,098	14	2,272	464	624,805	480	1,065,731
前半期	514	1,197,704	172	308,969	41	25,486	13	974	10	2,195	236	337,624	278	860,080
後半期	430	492,832	190	282,043	20	2,937	14	2,124	4	77	228	287,181	202	205,651

Note: figures in this table are labour disputes only occured in each month and not contained which carried over from preceeding month.

別表 30

1948—9年度月別発生及び繰越労働争議件数及び参加人員

Monthly labour disputes by kinds (1948—9)

月別	総数		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		事業管理		計		争議行為を伴わなかつたもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1948年1月	162	1,958,414	32	29,711	9	943	8	469	13	1,417	62	32,540	100	1,925,874
2月	168	2,098,079	33	77,263	13	111,651	4	54	16	590	66	189,558	102	1,908,521
3月	194	2,376,425	49	818,418	17	116,543	11	616	21	1,594	98	937,171	96	1,439,254
4月	163	2,284,283	40	203,663	13	13,575	9	479	17	3,679	79	221,396	84	2,062,887
5月	162	362,133	41	190,242	14	98,327	7	336	18	2,057	80	290,962	82	71,171
6月	210	490,319	60	291,731	15	14,429	12	740	19	1,936	106	308,836	104	181,483
7月	210	241,100	72	62,433	25	18,762	4	107	5	1,616	106	82,918	104	158,182
8月	234	309,633	74	44,557	23	143,501	3	305	5	402	105	188,765	129	120,868
9月	244	323,048	74	96,379	15	2,516	11	994	6	1,631	106	101,520	138	221,528
10月	239	766,657	68	209,513	11	2,007	10	939	3	67	92	212,526	147	554,131
11月	229	1,386,681	60	648,250	6	803	11	1,091	7	316	84	650,460	145	736,221
12月	257	1,236,259	70	576,930	13	1,267	9	617	4	781	96	579,595	161	656,664
計	2,472	13,833,031	673	3,249,090	174	524,324	99	6,747	134	16,086	1,080	3,796,247	1,392	10,036,784
1949年1月	176	383,596	28	5,054	5	1,105	8	280	5	1,106	46	7,545	130	376,045
2月	174	435,691	36	36,647	8	3,059	4	883	2	181	50	40,770	124	394,921
3月	184	515,716	37	52,935	4	109	3	67	3	122	47	53,233	137	462,483
4月	269	1,059,320	57	169,190	21	21,541	10	1,037	7	1,302	95	193,070	174	866,250
5月	245	996,367	51	529,025	10	9,045	5	307	7	1,027	71	539,404	174	456,963
6月	232	815,457	53	56,214	7	4,420	8	3,794	8	2,503	76	66,931	156	748,526
7月	199	314,477	29	49,709	6	1,146	5	1,279	5	704	45	52,838	154	261,639
8月	175	334,977	27	14,139	5	370	4	1,009	3	601	39	16,119	136	318,858
9月	167	320,633	34	18,600	3	39,538	5	1,050	4	629	46	59,817	121	260,816
10月	172	821,057	33	26,942	2	629	4	504	2	38	41	28,113	131	792,944
11月	167	800,404	33	42,205	8	19,722	5	1,481	3	413	49	63,821	118	736,583
12月	267	996,689	97	191,105	6	38,702	4	41	3	85	110	229,931	157	766,758
計	2,427	7,794,378	515	1,191,763	85	139,386	63	11,732	52	8,711	715	1,351,592	1,712	6,442,786

Note: Figures of each month are total of labour disputes occured in each month and carried over from preceding month.

別表 31

1948—9年度規模別労働爭議形態別調（同盟罷業，同盟怠業，工場閉鎖，事業管理）

Monthly labour disputes by size (1948—9)

(accompanied by act of disputes: strikes, slowdown, lockout and production control)

規模別 / 月別	50人未満		50人～99人		100人～499人		500人～999人		1000人～4999人		5000人以上		計	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1948年1月	32	791	10	687	9	1,707	5	4,033	4	6,494	2	18,828	62	32,540
2月	38	934	12	848	5	939	2	1,670	4	7,611	5	177,556	66	189,558
3月	47	1,083	18	1,262	15	3,827	3	2,382	5	8,632	10	919,985	98	937,171
4月	23	532	19	1,420	17	3,291	2	1,587	11	25,221	7	189,345	79	221,396
5月	24	655	17	1,305	19	3,452	7	5,231	9	22,312	4	258,007	80	290,962
6月	43	1,110	19	1,309	21	3,836	5	3,425	11	22,133	7	277,023	106	308,836
7月	23	654	21	1,258	27	6,074	18	11,398	13	24,876	4	38,658	106	82,918
8月	25	639	26	1,646	31	5,767	8	5,329	11	25,770	4	149,614	105	188,765
9月	28	657	30	1,855	34	7,129	3	2,392	9	12,032	2	77,455	106	101,520
10月	30	799	16	1,126	27	5,783	5	3,749	8	14,444	6	186,625	92	212,526
11月	29	826	21	2,042	16	3,437	4	2,315	6	24,702	8	617,138	84	650,460
12月	40	926	13	958	21	4,203	8	5,926	4	6,374	10	561,208	96	579,595
合計	382	9,606	222	15,716	242	49,445	70	49,437	95	200,601	69	3,471,442	1,080	3,796,247
1949年1月	20	408	9	673	12	2,535	5	3,929					46	7,545
2月	19	500	7	493	13	2,989	5	3,825	5	5,621	1	27,342	50	40,770
3月	19	355	10	684	8	1,436	6	4,401	1	3,576	3	42,781	47	53,233
4月	23	558	14	945	24	5,283	15	10,672	13	30,186	6	145,426	95	193,070
5月	20	506	14	970	21	5,095	4	2,563	7	17,032	5	513,238	71	539,404
6月	23	536	8	608	20	5,846	10	5,685	14	34,322	1	19,934	76	66,931
7月	13	366	6	404	10	2,344	5	3,725	8	20,553	3	25,446	45	52,838
8月	12	247	4	235	3	496	3	1,653	2	4,544			24	7,175
9月	18	537	6	416	10	2,137	7	4,726	5	13,660	(3)	38,341	46	59,817
10月	19	545	5	462	10	3,361	3	2,228	2	2,994	2	18,523	41	28,113
11月	16	471	6	391	14	3,471	6	3,539	5	7,908	2	48,041	49	63,821
12月	39	746	22	1,401	25	6,741	6	4,337	13	30,954	5	185,752	110	229,931
合計	241	5,775	111	7,682	170	41,734	75	51,283	75	171,350	28	1,064,824	700	1,342,648

爭議形態別調（同盟罷業，同盟怠業 工場閉鎖，事業管理）

industries and by kinds. (1948)

slowdown, lockouts and production control)

六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
1	—	—	—	—	—	—	3
846	—	—	—	—	—	—	933
	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	1	4
—	—	—	—	—	—	573	2,153
1	2	9	2	4	4	2	59
9,201	9,630	2,439	135	89,903	434,833	105	849,867
1	—	—	—	—	—	—	7
9,201	—	—	—	—	—	—	107,821
—	2	8	2	3	4	1	46
—	9,630	2,362	135	6,510	434,833	12	648,888
—	—	1	—	1	—	1	6
—	—	77	—	83,393	—	93	93,158
2	2	—	1	—	3	1	15
73	165	—	144	—	183	12	1,179
46	43	53	49	31	33	47	458
38,095	13,249	25,966	11,749	61,481	20,905	14,813	342,506
6	6	11	1	5	6	3	56
603	1,146	5,022	59	20,419	15,301	870	55,209
18	16	20	28	10	13	22	182
30,779	6,165	17,242	9,148	35,549	3,980	4,411	202,681
6	6	6	6	2	4	8	70
5,854	2,111	2,659	2,023	2,274	1,186	8,727	44,540
2	2	3	1	8	1	1	23
140	304	294	58	677	28	27	1,917
5	1	—	1	—	1	—	17
292	1,053	—	43	—	74	—	5,026
6	10	7	10	2	6	8	71
304	2,252	542	377	183	200	183	5,183
1	1	2	1	1	2	—	14
27	160	84	16	215	136	—	16,016
1	1	—	—	2	—	4	15
55	58	—	—	2,110	—	546	11,607
1	—	2	—	1	—	1	7
41	—	94	—	54	—	49	273
—	—	2	1	—	—	—	3
—	—	29	25	—	—	—	54
—	—	1	—	—	—	—	2
—	—	136,908	—	—	—	—	246,536

別表 33 (その 1)

1948年度産業別各月発生労働

Monthly labour disputes by

(Accompanied by act of disputes: strikes,

産業別		一月	二月	三月	四月	五月
農業	件数	—	—	2	—	—
	参加人員	—	—	87	—	—
林業	件数	—	—		—	—
	参加人員	—	—		—	—
水産業	件数	—	1	—	1	1
	参加人員	—	1,255	—	120	205
鉱業						
小計	件数	5	4	11	8	7
	参加人員	14,565	385	116,377	134,401	37,893
金属鉱業	件数	—	—	1	1	4
	参加人員	—	—	343	70,000	28,277
石炭鉱業	件数	5	3	9	7	2
	参加人員	14,565	328	115,996	64,401	116
其の他	件数	—	1	1	—	1
	参加人員	—	57	38	—	9,500
建設工業	件数	—	—	4	1	1
	参加人員	—	—	336	216	50
製造工業						
小計	件数	25	23	37	33	38
	参加人員	2,261	63,533	7,166	57,745	25,543
金属工業	件数	2	4	4	1	7
	参加人員	87	3,600	633	3,174	4,295
機械器具工業	件数	10	6	9	13	17
	参加人員	1,676	44,394	1,028	38,372	9,937
化学工業	件数	6	4	6	7	9
	参加人員	177	120	4,640	3,712	11,057
窯業及土石工業	件数	2	1	1	1	—
	参加人員	164	78	59	88	—
紡織工業	件数	—	1	4	4	—
	参加人員	—	40	265	3,259	—
製材及木製品工業	件数	4	4	7	4	3
	参加人員	135	78	449	398	82
食糧品工業	件数	—	2	3	—	1
	参加人員	—	15,185	60	—	133
印刷製本業	件数	—	1	2	3	1
	参加人員	—	38	19	8,742	39
その他の工業	件数	1	—	1	—	—
	参加人員	22	—	13	—	—
修理業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
ガス, 電氣, 水道業	件数	—	1	—	—	—
	参加人員	—	109,628	—	—	—

六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
5	5	1	—	—	1	4	24
305	1,181	47	—	—	33	1,606	3,398
—	3	—	—	—	—	—	3
—	1,051	—	—	—	—	—	1,051
—	1	1	—	—	—	—	2
—	62	47	—	—	—	—	109
—	1	—	—	—	1	4	6
—	68	—	—	—	33	1,606	1,707
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
9	5	1	3	—	3	2	32
244,064	10,596	18	1,905	—	7,492	12,755	843,255
8	5	—	3	—	2	2	27
244,026	10,596	—	1,905	—	283	12,755	512,205
—	—	—	—	—	1	—	2
—	—	—	—	—	7,209	—	7,533
1	—	1	—	—	—	—	3
38	—	18	—	—	—	—	323,517
—	1	1	—	1	1	2	6
—	4,400	6	—	272	4	41	4,723
—	1	1	—	1	1	2	6
—	4,400	6	—	272	4	41	4,723
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
3	9	—	—	—	—	—	19
10,325	6,130	—	—	—	—	—	40,577
1	9	—	—	—	—	—	13
9,418	6,130	—	—	—	—	—	38,762
2	—	—	—	—	—	—	6
907	—	—	—	—	—	—	1,815
—	10	—	—	—	—	—	16
—	4,438	—	—	—	—	—	357,904
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
67	77	65	55	36	45	59	637
302,909	49,789	165,384	13,933	151,656	463,450	29,905	2,693,031

not contained which carried over from preceding month.

産業別		一月	二月	三月	四月	五月
商業計	件数	—	3	3	2	—
	参加人員	—	79	39	108	—
小卸売業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
小売業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
その他	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
金融業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
運輸通信業計	件数	1	1	2	2	3
	参加人員	324	65	323,683	20,335	222,018
陸運業	件数	—	1	1	2	3
	参加人員	—	65	222	20,335	222,018
水運業	件数	1	—	—	—	—
	参加人員	324	—	—	—	—
通信業	件数	—	—	1	—	—
	参加人員	—	—	323,461	—	—
サービス業計	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
娯楽業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
興行業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
宣傳広告業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
その他	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
自由業計	件数	—	2	5	—	—
	参加人員	—	454	23,668	—	—
小学校	件数	—	—	3	—	—
	参加人員	—	—	23,214	—	—
その他	件数	—	2	2	—	—
	参加人員	—	454	454	—	—
公務及団体	件数	—	2	3	—	1
	参加人員	—	1,158	352,000	—	308
その他の産業計	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
進駐軍労務	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
その他	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
合計	件数	31	37	67	47	51
	参加人員	17,150	176,557	823,356	212,925	286,017

Note: Figures in this table are labour disputes only occured in each month and

争議型態別調（同盟罷業，同盟怠業 工場閉鎖，事業管理）

industries and by kinds. (1949)

slowdown, lockouts and production control)

七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計	前半期	後半期
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	1	5	4	1
—	—	—	—	—	260	975	715	260
5	5	8	5	5	12	56	16	40
16,680	664	9,825	1,708	10,852	119,918	231,203	71,556	159,647
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	3	3	4	4	10	40	12	28
2,849	605	415	1,037	10,631	68,316	126,744	42,891	83,853
1	2	2	1	1	2	16	4	12
13,831	59	9,410	671	221	51,602	104,459	28,665	75,794
1	—	1	1	—	2	8	3	5
37	—	24	45	—	181	763	476	287
13	18	15	21	25	74	354	188	166
11,474	6,473	1,902	20,948	30,852	41,595	358,302	345,058	113,244
1	—	1	4	2	12	42	22	20
72	—	68	555	1,228	9,322	33,847	22,602	11,245
8	6	8	11	14	38	198	113	85
11,005	2,391	1,469	19,954	4,370	26,465	192,800	127,146	65,654
1	3	1	—	2	10	38	21	17
219	3,089	35	—	24,723	4,624	40,729	8,039	32,690
—	1	3	—	1	3	13	5	8
—	56	189	—	14	317	4,403	3,827	576
—	1	—	—	1	1	6	3	3
—	26	—	—	16	278	78,181	77,861	320
1	2	1	1	4	2	26	15	11
45	245	106	25	434	39	1,645	751	894
—	—	—	1	—	5	8	2	6
—	—	—	9	—	289	2,394	2,096	298
—	2	1	—	1	1	8	3	5
—	598	35	—	67	133	2,917	2,084	833
1	2	—	3	—	—	9	3	6
105	43	—	397	—	—	1,009	464	545
1	1	—	1	—	2	6	1	5
28	25	—	8	—	128	377	188	189
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—

別表 33（その 2）

1949年度産業別各月発生労働

Monthly labour disputes by

(Accompanied by act of disputes: strikes,

産業別		一月	二月	三月	四月	五月	六月
農業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
林業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
水産業	件数	1	2	—	—	1	—
	参加人員	200	145	—	—	370	—
鉱業							
小計	件数	1	3	3	3	3	3
	参加人員	207	28,237	127	635	576	1,774
金属鉱業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
石炭鉱業	件数	1	2	3	3	1	2
	参加人員	207	895	127	635	39,862	1,165
その他	件数	—	1	—	—	2	1
	参加人員	—	27,342	—	—	714	609
建設工業	件数	—	1	1	—	1	—
	参加人員	—	175	15	—	286	—
製造工業							
小計	件数	13	14	26	66	33	31
	参加人員	1,100	2,279	33,022	172,142	11,766	24,749
金属工業	件数	—	—	3	6	5	8
	参加人員	—	—	963	12,889	2,424	6,326
機員器具工業	件数	13	6	15	48	18	13
	参加人員	808	790	27,742	76,537	5,735	15,484
化学工業	件数	2	1	3	4	8	3
	参加人員	91	44	474	2,899	3,521	1,010
窯業及土石工業	件数	2	1	1	1	—	—
	参加人員	189	36	3,576	26	—	—
紡織工業	件数	—	—	—	2	—	1
	参加人員	—	—	—	77,461	—	400
製材及木製品工業	件数	1	4	4	2	—	4
	参加人員	12	372	267	34	—	46
食糧品工業	件数	—	—	—	1	1	—
	参加人員	—	—	—	2,088	8	—
印刷及製本業	件数	—	1	—	1	—	1
	参加人員	—	1,000	—	20	—	1,064
その他の工業	件数	—	1	—	—	1	1
	参加人員	—	37	—	—	28	399
修理業	件数	—	—	—	1	—	—
	参加人員	—	—	—	188	—	—
ガス 電氣，水道業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—

七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計	前半期	後半期
—	—	—	—	—	3	10	7	3
—	—	—	—	—	105	1,021	916	105
—	—	—	—	—	—	2	2	—
—	—	—	—	—	—	58	58	—
—	—	—	—	—	1	3	2	1
—	—	—	—	—	14	550	536	14
—	—	—	—	—	2	5	3	2
—	—	—	—	—	91	413	322	91
—	—	—	—	—	—	1	1	—
—	—	—	—	—	—	1,119	1,119	—
1	—	—	—	1	7	21	12	9
169	—	—	—	47	13,320	30,611	17,075	13,536
1	—	—	—	1	4	18	12	6
169	—	—	—	47	13,298	30,589	17,075	13,514
—	—	—	—	—	1	1	—	1
—	—	—	—	—	17	17	—	17
—	—	—	—	—	2	2	—	2
—	—	—	—	—	5	5	—	5
—	1	—	—	—	—	5	4	1
—	38	—	—	—	—	732	694	38
—	1	—	—	—	—	3	2	1
—	38	—	—	—	—	656	618	38
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	2	—
—	—	—	—	—	—	76	76	—
—	—	—	—	—	—	1	1	—
—	—	—	—	—	—	15	15	—
—	—	—	—	—	—	1	1	—
—	—	—	—	—	—	15	15	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	3	—	—
—	—	—	—	—	—	64	—	—
—	—	—	—	—	3	—	—	3
—	—	—	—	—	64	—	—	64
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	24	24	27	31	102	464	236	228
28,360	7,175	11,751	22,701	41,751	175,443	624,805	337,624	287,181

not contained which caried over from preceding month.

産業別		一月	二月	三月	四月	五月	六月
商業計	件数	—	2	1	2	2	—
	参加人員	—	154	168	536	58	—
小卸賣業	件数	—	—	—	—	2	—
	参加人員	—	—	—	—	58	—
小賣業	件数	—	—	—	2	—	—
	参加人員	—	—	—	536	—	—
その他	件数	—	2	1	—	—	—
	参加人員	—	154	168	—	—	—
金融業	件数	—	1	—	—	—	—
	参加人員	—	1,119	—	—	—	—
運輸通信業計	件数	—	2	3	—	3	4
	参加人員	—	624	11,784	—	428	4,239
陸運業	件数	—	2	3	—	3	4
	参加人員	—	624	11,784	—	428	4,239
水運業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
通信業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
サービス業計	件数	—	1	—	—	2	1
	参加人員	—	22	—	—	76	596
興業業	件数	—	1	—	—	—	1
	参加人員	—	22	—	—	—	596
傳業業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
宣告の他	件数	—	—	—	—	2	—
	参加人員	—	—	—	—	76	—
娯楽業計	件数	—	—	1	—	—	—
	参加人員	—	—	15	—	—	—
小教育	件数	—	—	1	—	—	—
	参加人員	—	—	15	—	—	—
その他	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
及び団体	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
自由業計	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
公務産業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
その他の労務計	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
小進駐軍	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
その他	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
合計	件数	20	26	35	71	45	39
	参加人員	1,507	32,755	45,131	173,313	53,560	31,359

Note: Figures in this table are labcur dtsputes only occured in each month and

別表 32

1948—9年度規模別労働争議形態別調（総括表）

Monthly labour disputes by size (1948—9) (Total)

規模別 / 月別	50人未満		50人～99人		100人～499人		500人～999人		1000人～4999人		5000人以上		合計	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1948年 1月	68	1,677	25	1,852	28	6,214	11	7,921	16	37,244	14	1,903,515	162	1,958,414
2月	70	1,567	24	1,765	29	6,266	12	8,293	16	35,482	17	2,044,706	168	2,098,079
3月	90	1,974	26	1,787	42	9,205	7	5,233	11	22,108	18	2,336,118	194	2,376,425
4月	59	1,203	24	1,742	37	7,389	6	4,367	20	42,042	17	2,227,540	163	2,284,285
5月	63	1,430	24	1,885	32	5,687	16	11,413	21	42,911	6	298,807	162	362,133
6月	90	1,999	27	1,970	39	8,054	15	10,322	25	52,547	14	415,427	210	490,319
7月	62	1,584	35	2,300	51	10,748	27	17,338	23	46,392	12	162,738	210	241,100
8月	63	3,633	46	3,103	68	12,604	20	13,162	26	59,858	11	217,273	234	309,635
9月	64	1,495	56	3,648	77	15,125	16	8,787	25	49,251	6	244,742	244	323,048
10月	74	2,067	46	3,149	62	14,212	17	12,192	24	57,155	16	677,882	239	766,657
11月	90	2,149	43	3,478	50	11,430	11	7,498	18	80,152	17	1,281,974	229	1,323,681
12月	110	2,529	42	2,975	58	11,805	17	12,574	15	27,194	17	1,179,182	260	1,236,259
合計	903	23,307	418	29,654	573	118,739	175	119,091	238	552,336	168	12,989,904	2,425	13,833,031
1949年 1月	81	1,676	34	2,489	37	8,391	7	5,458	11	22,081	6	343,495	176	383,590
2月	77	1,821	31	2,236	35	8,418	8	5,854	16	28,884	7	388,478	174	435,691
3月	73	1,500	30	1,999	42	10,218	13	9,113	15	32,862	11	460,024	184	515,716
4月	96	2,108	39	2,778	70	16,238	24	17,146	25	59,790	15	961,260	269	1,059,320
5月	92	2,259	42	2,985	62	14,568	15	9,798	20	47,333	14	919,424	245	996,367
6月	89	2,181	28	2,063	52	13,758	25	15,366	28	67,930	10	714,159	232	815,457
7月	80	2,019	30	2,012	39	9,789	19	12,605	23	57,683	8	230,369	199	314,477
8月	79	1,815	25	1,681	32	8,665	19	12,658	16	41,157	4	269,001	175	334,977
9月	77	1,835	25	1,845	33	7,966	15	21,736	14	23,088	3	264,163	167	320,633
10月	75	1,742	32	2,425	35	9,463	10	7,754	12	21,195	8	778,478	172	821,057
11月	79	2,082	24	1,717	35	9,025	12	8,046	10	13,972	7	765,562	167	800,404
12月	108	2,228	49	3,336	58	14,737	14	10,181	28	64.379	10	901.828	267	996,689
合計	1,006	23,266	386	27,566	533	131,236	181	135,715	218	480,354	103	6,996,241	2,427	7,794,378

別表 38　全國婦人團体数並に会員数調　(労働省婦人少年局)

Women organizations and their members by prefectures and by Kinds
(Jan31. 1949)

種別 / 地方別	1949年1月末日現在 政治啓蒙	文化	宗教	地域	職域	合計	会員数
北海道	5	20	26	279	1	331	79,419
青森		8	5	155		168	78,305
岩手	1	5	6	139	3	154	59,281
宮城	1	4		142	15	162	93,591
秋田	2	6	2	113		193	107,526
山形		5	1	230	5	241	116,019
福島	3	10		283	1	297	145,349
茨城	1	9	4	240	4	258	129,303
栃木		1	1	80		82	57,826
群馬		10		180	7	197	144,997
埼玉		1	2	161	11	175	78,090
千葉	4	10	1	89		104	63,556
東京	5	18	4	123	8	158	126,083
神川	1	15	1	141	2	160	108,690
新潟	3	15	4	179	3	204	115,840
富山	1	4	3	189	3	200	285,376
石川		17	1	153	1	172	82,446
福井		2	4	132	4	142	69,789
○山梨							
長野	2	14	8	378	1	403	210,025
岐阜	1	1	2	414	2	420	201,696
静岡	1	6	7	317	38	369	337,208
愛知	1	10	4	286	1	302	208,665
三重		5	2	△	3	△ 10	180,637
滋賀		5	4	138		147	79,411
京都	1	9		236		246	132,428
大阪		16	2	△ 17		△ 35	25,443
兵庫		3	4	417	1	425	282,962
奈良		1	1	147		149	293,940
和歌山		5	3	123	1	132	57,468
鳥取	1	4	3	140	8	156	38,682
島根	1	1	9	241		252	143,167
岡山		14	2	321	1	338	162,087
廣島		19	34	484	6	543	260,057
山口	1	4	15	180		200	19,797
德島		2	2	121	4	129	67,608
香川		9		165	1	175	96,803
愛媛		12	4	△	2	18	122,457
高知		4	6	27	1	38	7,282
福岡		4	2	314	1	321	344,292
佐賀		6		143	4	153	130,703
長崎		10	2	80		92	71,221
熊本		4	38	184	2	228	229,213
大分	1	7	1	150	2	161	80,200
宮崎	1	1	1	△	5	△ 8	2,385
鹿児島		7		△	4	△ 11	313,234
計	38	343	221	8,101	156	8,859	

〔註〕○は未報告の縣　△は地域団体の報告のなかつた縣
このほか報告不明の団体が多く、団体数・会員数ともに実数はこの数字より遙かに多いことと推定される。

働 争 議 形 態 別 調　　（同盟罷業）
and by kinds (1948) — (Strikes)

七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計	前半期	後半期
—	—	—	—	—	—	2	2	—
—	—	—	—	—	—	87	87	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	1	3	2	1
—	—	—	—	—	573	1,948	1,375	573
1	8	6	5	5	4	70	41	29
9,590	5,249	307	90,603	518,226	455,814	1,396,582	316,793	1,079,789
—	—	—	—	—	—	5	5	—
—	—	—	—	—	—	79,700	79,700	—
1	7	5	4	4	3	54	30	24
9,590	572	230	7,210	434,833	372,421	1,056,764	227,308	829,456
—	1	1	1	1	1	11	6	5
—	77	77	83,393	83,393	83,392	760,118	9,785	250,333
3	2	—	1	3	1	16	6	10
194	105	—	307	183	12	1,426	625	801
46	58	61	58	45	53	485	164	321
36,656	36,020	24,522	80,593	67,981	36,238	490,598	208,588	282,010
5	8	4	8	8	3	54	18	36
1,620	4,887	8,793	28,141	20,311	790	76,144	11,602	64.542
16	28	33	19	18	24	198	60	138
14,664	26,515	9,929	43,585	44,200	21,919	280,701	125,889	160,812
10	9	9	14	5	13	94	34	60
16,810	3,557	3,938	5,636	2,640	11,523	68,594	24,490	44,014
2	1	—	8	3	1	25	10	15
304	136	—	642	266	27	1,983	608	1,375
3	1	2	1	2	1	20	10	10
1,107	447	490	43	125	1,237	6,908	3,459	3,449
7	6	8	5	6	6	52	14	38
1,901	305	1,217	388	258	171	5,142	902	4,240
1	2	3	1	2	—	14	5	9
160	84	107	48	136	—	16,018	15,483	535
—	1	—	2	—	5	18	10	8
—	47	—	2,110	—	571	28,651	25,923	2,728
1	1	—	—	1	—	6	3	3
41	19	—	—	45	—	337	232	105
1	1	2	—	—	—	4	—	4
49	23	48	—	—	—	120	—	120
—	—	2	1	1	1	5	—	5
—	—	69,230	37,503	53,137	57,570	217,440	—	217,440

別表34（その1）

1948年度産業別労

Monthly labour disputes by industries

産業別	月別 / 件数 人員	一月	二月	三月	四月	五月	六月
農業	件数	—	—	2	—	—	—
	参加人員	—	—	87	—	—	—
林業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
水産業	件数	—	1	—	1	—	—
	参加人員	—	1,255	—	120	—	—
鉱業							
小計	件数	5	5	13	9	6	3
	参加人員	15,429	3,169	116,539	154,458	37,834	9,364
金属鉱業	件数	—	—	3	1	—	1
	参加人員	—	—	499	70,000	—	9,201
石炭鉱業	件数	5	4	9	7	4	1
	参加人員	15,429	3,112	115,983	64,401	28,277	106
その他	件数	—	1	1	1	2	1
	参加人員	—	57	57	57	9,557	57
建設工業	件数	—	—	2	1	1	2
	参加人員	—	—	286	216	50	73
製造工業							
小計	件数	24	25	21	25	30	41
	参加人員	13,715	72,745	2,363	55,670	26,003	38,092
金属工産	件数	1	2	—	2	7	6
	参加人員	21	3,417	—	3,266	4,295	603
機械器具工業	件数	9	6	6	10	13	16
	参加人員	3,254	45,168	499	36,695	10,331	29,942
化学工業	件数	8	4	4	4	7	7
	参加人員	1,571	118	1,274	3,485	11,084	6,958
窯業及土石工業	件数	5	3	3	1	—	—
	参加人員	222	133	165	88	—	—
紡織工業	件数	—	1	2	3	1	3
	参加人員	—	40	112	3,130	116	61
製材及木製品工業	件数	—	2	3	2	1	6
	参加人員	—	60	235	264	44	299
食糧品工業	件数	—	2	1	—	1	1
	参加人員	—	15,185	32	—	133	133
印刷及製本業	件数	2	2	2	3	—	1
	参加人員	8,540	8,540	46	8,742	—	55
その他の工業	件数	1	1	—	—	—	1
	参加人員	107	84	—	—	—	41
修理業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
ガス電氣水道業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—

七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計	前半期	後半期
3	1	1	1	—	6	28	16	12
355	47	47	55	—	2,178	3,487	807	2,680
2	—	—	—	—	—	2	—	2
287	—	—	—	—	—	287	—	287
—	1	1	—	—	—	2	—	2
—	47	47	—	—	—	94	—	94
1	—	—	1	—	6	8	—	8
68	—	—	53	—	2,178	2,299	—	2,299
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	2	2	1	4	3	25	10	15
3,272	2,708	1,875	182	8,709	24,523	737,455	696,166	41,269
3	1	2	—	2	2	17	7	10
3,272	2,690	1,875	—	285	12,755	393,218	372,343	20,875
—	—	—	1	2	1	5	1	4
—	—	—	182	8,426	11,768	20,700	324	20,376
—	1	—	—	—	—	3	2	1
—	18	—	—	—	—	323,517	223,499	18
1	2	1	1	1	1	7	—	7
4,400	36	6	272	4	22	4,740	—	4,740
1	2	1	1	1	1	7	—	7
4,400	36	6	272	4	22	4,740	—	4,740
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	1	1	—	—	—	18	8	10
5,541	392	392	—	—	—	40,278	33,953	6,325
8	1	1	—	—	—	13	3	10
5,541	392	392	—	—	—	38,897	32,572	6,325
—	—	—	—	—	—	5	5	—
—	—	—	—	—	—	1,381	1,381	—
7	—	—	—	1	—	14	6	8
2,425	—	—	—	10	—	355,069	352,634	2,435
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
72	74	74	68	60	70	673	255	418
62,433	44,557	96,379	209,513	648,250	576,930	3,249,090	1,611,028	1,638,062

産業別	月別 / 件数 人員	一月	二月	三月	四月	五月	六月
商業							
小計	件数	2	3	3	3	1	4
	参加人員	243	76	74	127	29	258
卸賣業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
小賣業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
その他業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
金融業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
運輸通信業							
小計	件数	1	—	1	1	2	5
	参加人員	324	—	323,461	13,072	126,018	233,291
陸運業	件数	—	—	—	1	2	4
	参加人員	—	—	—	13,072	216,018	233,253
水運業	件数	1	—	—	—	—	—
	参加人員	324	—	—	—	—	—
通信業	件数	—	—	1	—	—	1
	参加人員	—	—	323,461	—	—	38
サービス業							
小計	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
娯楽興業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
廣告宣傳業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
その他業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
自由業							
小計	件数	—	—	4	—	—	4
	参加人員	—	—	23,603	—	—	10,345
教育	件数	—	—	2	—	—	1
	参加人員	—	—	23,154	—	—	9,418
その他	件数	—	—	2	—	—	3
	参加人員	—	—	454	—	—	927
公務及団体	件数	—	1	3	—	1	1
	参加人員	—	18	352,000	—	308	308
その他の産業							
小計	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
進駐軍労ム	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
その他	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
合計	件数	32	33	49	40	41	60
	参加人員	29,711	77,265	818,418	203,665	190,242	291,731

働 争 議 形 態 別 調　　(同盟罷業)

and by kinds (1949) — (Strikes)

七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計	前半期	後半期
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	1	—	1	1	10	7	3
—	—	72	—	44	260	2,787	2,411	376
7	7	11	5	7	14	79	28	51
19,098	3,130	12,478	2,344	10,474	124,265	705,140	533,551	171,789
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	5	6	4	6	12	58	20	38
5,246	3,071	3,068	1,673	10,253	72,663	527,161	431,187	95,974
2	2	5	1	1	2	21	8	13
13,852	59	9,410	671	221	51,602	177,985	102,170	75,815
1	—	1	2	2	2	14	6	8
37	—	24	69	69	181	6,860	6,480	380
19	20	20	25	22	67	370	197	173
30,365	9,147	5,988	24,052	31,671	42,568	432,195	288,504	143,691
2	1	2	6	1	13	49	24	25
6,326	494	1,915	3,549	1,116	10,438	47,525	23,687	23,838
13	11	11	13	15	36	212	113	99
21,991	3,640	3,761	20,039	5,298	26,593	236,784	155,462	81,322
1	3	2	—	2	8	37	21	16
219	3,089	91	—	24,723	4,515	46,768	14,131	32,637
—	—	2	2	—	3	14	7	7
—	—	58	58	—	317	6,630	6,197	433
1	1	—	—	—	1	6	3	3
1,112	1,112	—	—	—	278	80,509	78,007	2,502
1	2	1	—	4	—	26	18	8
3	245	106	—	434	—	2,173	1,385	788
—	—	—	1	—	4	8	3	5
—	—	—	9	—	256	5,759	5,494	265
—	1	1	—	—	1	6	3	3
—	550	35	—	—	133	2,816	2,098	718
—	1	—	3	—	—	6	2	4
—	17	—	397	—	—	841	427	414
1	—	1	—	—	1	6	3	3
714	—	22	—	—	38	2,390	1,616	774
—	(1)	—	—	—	—	(1)	—	(1)
—	1,862	—	—	—	—	1,862	—	1,862

別表34（その2）

1949年度産業別労

Monthly labour disputes by industries

産業別	月別 件数 人員	一月	二月	三月	四月	五月	六月
農業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
林業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
水産業	件数	2	2	1	—	1	1
	参加人員	773	145	753	—	370	370
鉱業							
小計	件数	3	6	5	2	6	6
	参加人員	1,419	29,635	1,125	149	484,651	16,378
金属鉱業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
石炭鉱業	件数	3	5	5	2	2	3
	参加人員	1,419	2,293	1,125	149	411,130	15,071
その他鉱業	件数	—	1	—	—	4	3
	参加人員	—	27,342	—	—	73,521	1,307
建設工業	件数	—	2	2	1	1	—
	参加人員	—	224	5,944	26	286	—
製造工業							
小計	件数	25	23	23	53	37	38
	参加人員	2,862	6,036	33,065	168,595	43,488	34,453
金属工業	件数	1	1	3	7	4	8
	参加人員	922	317	963	12,996	2,536	5,953
機械器具工業	件数	15	14	12	34	20	18
	参加人員	1,240	3,308	27,710	72,558	31,831	18,815
化学工業	件数	3	—	3	4	6	5
	参加人員	429	—	474	3,199	3,151	6,878
窯業及土石工業	件数	1	1	1	1	3	—
	参加人員	169	36	3,576	26	2,390	—
紡織工業	件数	—	—	—	1	—	2
	参加人員	—	—	—	77,405	—	602
製材及木製品	件数	2	5	4	4	1	2
	参加人員	68	661	342	135	146	33
食糧品工業	件数	—	—	—	1	2	—
	参加人員	—	—	—	2,088	3,406	—
印刷及製本業	件数	1	1	—	—	—	1
	参加人員	34	1,000	—	—	—	1,064
その他の工業	件数	—	—	—	—	1	1
	参加人員	—	—	—	—	28	399
修理業	件数	—	1	—	1	—	1
	参加人員	—	714	—	188	—	714
ガス電氣水道業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—

七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計	前半期	後半期
—	—	—	—	—	2	8	6	2
—	—	—	—	—	91	897	806	91
—	—	—	—	—	—	2	2	—
—	—	—	—	—	—	58	58	—
—	—	—	—	—	—	1	1	—
—	—	—	—	—	—	420	420	—
—	—	—	—	—	2	5	3	2
—	—	—	—	—	91	419	328	91
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	1	1	8	25	12	11
129	—	—	477	47	23, 674	41, 044	16, 717	24, 327
1	—	—	—	1	5	19	12	7
129	—	—	—	47	23, 652	40, 545	16, 717	23, 828
—	—	—	1	—	1	2	—	2
—	—	—	477	—	17	494	—	494
—	—	—	—	—	2	2	—	2
—	—	—	—	—	5	5	—	5
1	—	1	—	—	—	8	6	2
80	—	38	—	—	—	908	790	118
1	—	1	—	—	—	6	4	2
80	—	38	—	—	—	882	714	118
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	2	—
—	—	—	—	—	—	76	76	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	3	3	—	3
—	—	—	—	—	64	64	—	64
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	27	34	33	33	97	515	262	253
48, 709	14, 139	18, 600	26, 942	42, 205	191, 103	1, 191, 763	849, 065	342, 698

産業別	月別 / 件数・人員	一月	二月	三月	四月	五月	六月
商業							
小計	件数	—	1	2	1	2	—
	参加人員	—	80	248	420	58	—
卸賣業	件数	—	—	—	—	2	—
	参加人員	—	—	—	—	58	—
小賣業	件数	—	—	—	1	—	—
	参加人員	—	—	—	420	—	—
その他業	件数	—	1	2	—	—	—
	参加人員	—	80	248	—	—	—
金融業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
運輸通信業							
小計	件数	—	1	5	—	2	6
	参加人員	—	505	11,784	—	96	4,332
陸運業	件数	—	1	3	—	2	6
	参加人員	—	505	11,784	—	96	4,332
水運業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
通信業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
サービス業							
小計	件数	—	1	1	—	2	2
	参加人員	—	22	16	—	76	676
娯楽業	件数	—	1	1	—	—	2
	参加人員	—	22	16	—	—	676
興行業	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
廣告宣傳業	件数	—	—	—	—	2	—
	参加参加	—	—	—	—	76	—
その他業							
自由業計	件数	—	—	—	—	—	—
	人員件数	—	—	—	—	—	—
小教育	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
その他	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
公務及団体	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
その他の産業							
小計	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
進駐軍労務	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
その他	件数	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—
合計	件数	28	36	37	57	51	53
	参加人員	5,054	36,647	52,935	169,190	529,025	56,214

働 争 議 形 態 別 調　　（総括表）

and by kinds (1948)—(Total)

六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
6	—	—	—	—	—	—	24
9,555	—	—	—	—	—	—	53,292
—	1	2	—	—	—	—	3
—	526	549	—	—	—	—	1,075
—	—	—	—	1	1	3	11
—	—	—	—	713	713	758	3,947
12	8	15	12	19	10	11	193
15,782	14,655	20,026	5,531	111,153	528,598	457,126	1,686,326
1	—	—	—	—	—	—	9
9,201	—	—	—	—	—	—	8,061
8	7	14	9	14	7	8	154
6,495	14,644	19,349	5,676	17,113	434,906	372,630	1,323,024
3	1	1	3	5	3	3	30
86	11	77	355	94,040	93,692	84,496	282,592
3	4	2	3	1	3	3	32
109	222	105	1,814	307	183	181	4,955
138	136	172	192	184	181	201	1,709
119,509	73,139	82,722	85,689	355,161	411,188	362,725	1,997,591
12	14	24	14	23	23	24	196
4,783	2,873	7,621	12,897	32,181	50,780	35,512	170,596
58	56	76	91	66	70	79	687
80,508	24,394	52,935	21,345	83,563	163,213	131,679	738,549
19	21	28	31	31	28	40	275
18,426	27,733	13,832	44,509	43,827	23,981	29,199	244,306
3	4	5	8	17	9	4	70
6,618	9,438	294	482	3,383	1,953	1,779	25,124
10	8	7	8	13	12	12	105
6,109	4,689	4,347	2,391	166,259	116,564	161,367	657,587
25	24	22	25	25	25	25	223
2,087	3,335	3,030	2,807	2,822	2,111	1,260	20,984
5	3	5	5	3	5	4	52
509	244	196	121	291	209	233	33,994
3	2	1	4	4	5	8	51
187	96	47	233	2,249	2,276	1,579	33,349
3	3	4	3	2	3	4	42
282	288	341	321	86	88	110	2,369
—	1	2	3	—	1	1	8
—	49	29	585	—	7	7	663
1	—	1	3	2	2	1	14
12	—	136,908	206,138	174,411	190,045	136,908	1,173,318

別表 35（その1）

1948 年度産業別労

Monthly labour disputes by industries

産業別	月別 件数 人員	一月	二月	三月	四月	五月
農業	件数	4	5	4	5	4
	参加人員	9,481	9,460	7,967	8,406	8,423
林業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
水産業	件数	—	2	1	1	2
	参加人員	—	1,296	41	120	306
鉱業						
小計	件数	19	19	29	20	19
	参加人員	29,480	18,149	123,054	317,310	44,962
金属鉱業	件数	2	1	4	1	—
	参加人員	114	71	1,224	70,000	—
石炭鉱業	件数	17	17	22	16	15
	参加人員	29,366	18,021	121,717	247,731	35,376
その他	件数	—	1	3	3	4
	参加人員	—	57	113	79	9,586
建設工業	件数	4	3	4	1	1
	参加人員	1,046	386	336	216	50
製造工業						
小計	件数	93	87	112	106	107
	参加人員	44,490	84,246	191,663	108,288	78,771
金属工業	件数	11	12	14	11	14
	参加人員	4,471	4,711	3,343	5,748	5,676
機械器具工業	件数	36	30	35	42	48
	参加人員	12,747	51,815	15,152	44,834	56,366
化学工業	件数	12	11	15	19	20
	参加人員	1,854	2,079	10,266	13,703	14,897
窯業又土石工業	件数	7	6	6	3	—
	参加人員	472	259	266	180	—
紡織工業	件数	5	6	9	10	5
	参加人員	374	415	160,614	33,710	248
製材及木製品工業	件数	10	7	15	9	11
	参加人員	330	189	820	1,015	1,178
食糧品工業	件数	4	6	7	2	3
	参加人員	15,380	15,864	739	29	179
印刷製本業	件数	4	4	5	7	4
	参加人員	8,679	8,672	191	8,929	211
その他の工業	件数	4	5	6	3	2
	参加人員	183	242	272	140	16
修理業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
ガス電氣水道業	件数	1	1	1	—	1
	参加人員	109,628	109,628	109,628	—	12

六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
18	10	7	7	3	2	7	108
1,989	1,376	389	250	85	52	2,197	11,952
—	3	—	2	1	—	—	6
—	1,051	—	23	13	—	—	1,087
—	1	1	2	—	—	—	4
—	22	47	81	—	—	—	1,500
—	6	6	3	2	2	7	26
—	303	342	146	72	52	2,197	3,112
—	—	—	1	1	1	—	3
—	—	—	1,000	1,000	1,000	—	3,000
16	16	17	13	15	17	17	184
327,362	111,254	53,161	19,337	141,238	252,931	270,260	5,605,040
15	14	12	10	11	12	14	156
327,324	107,599	48,368	15,556	137,454	122,552	236,793	4,130,975
—	1	3	3	4	4	2	18
—	3,385	4,505	3,781	3,784	130,357	33,445	179,581
1	1	2	—	—	1	1	10
38	270	288	—	—	22	22	1,294,484
—	4	4	7	9	4	5	33
—	5,696	1,265	1,850	2,225	105	142	11,283
—	4	4	7	9	4	5	33
—	5,696	1,265	1,850	2,225	105	142	11,283
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
11	16	7	4	2	3	4	77
12,154	17,912	3,341	1,423	331	381	425	1,898,403
5	15	6	2	—	—	1	44
10,277	17,752	3,181	1,092	—	—	44	1,893,641
6	1	1	2	2	3	3	33
1,877	160	160	331	331	381	381	4,762
5	15	7	2	1	3	2	74
3,847	16,320	11,167	16	3	153	4,165	1,400,092
—	—	—	—	1	2	3	7
—	—	—	—	30	1,332	1,372	2,757
—	—	—	—	1	2	3	6
—	—	—	—	30	1,332	1,372	2,734
—	—	—	—	—	—	—	1
—	—	—	—	—	—	—	25
210	210	234	244	239	229	257	2,472
490,319	241,100	309,633	323,048	786,657	1,386,681	1,236,259	13,853,031

産業別	月別 / 件数・人員	一月	二月	三月	四月	五月
商業						
小計	件数	5	9	15	12	15
	参加人員	294	250	449	1,618	3,003
卸賣業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
小賣業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
その他業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
金融業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
運輸通信業						
小計	件数	20	23	12	10	8
	参加人員	1,004,261	1,048,495	1,124,250	1,028,930	223,561
陸運業	件数	18	22	11	9	8
	参加人員	680,476	725,034	800,789	705,469	223,561
水運業	件数	1	—	—	—	—
	参加人員	324	—	—	—	—
通信業	件数	1	1	1	1	—
	参加人員	323,461	323,461	323,461	323,461	—
サービス業						
小計	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
娯楽興業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
廣告宣傳業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
その他業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
自由業						
小計	件数	6	7	10	4	5
	参加人員	465,305	465,753	465,826	465,401	151
教育	件数	3	3	6	2	1
	参加人員	465,289	465,288	465,348	465,510	60
その他	件数	3	4	4	2	2
	参加人員	16	465	478	91	91
公務及団体	件数	10	14	5	6	4
	参加人員	294,429	360,416	353,188	353,494	2,894
その他の産業						
小計	件数	—	—	1	—	—
	参加人員	—	—	23	—	—
駐軍の労務	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
進駐軍の他	件数	—	—	1	—	—
	参加人員	—	—	25	—	—
そ合計	件数	162	168	194	165	162
	参加人員	1,958,414	2,098,079	2,376,425	2,284,285	362,133

働 争 議 形 態 別 調　　（総 括 表）

and by kinds (1949)—(Total)

六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
—	—	—	1	1	1	1	5
—	—	—	70	70	70	70	544
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
2	2	2	2	1	2	1	27
450	450	89	170	98	142	260	5,425
15	18	13	17	14	15	19	176
491,533	20,851	4,534	12,851	15,300	20,520	155,145	1,678,896
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
8	10	7	12	9	11	15	128
412,875	5,498	3,164	3,441	3,270	11,639	103,181	1,398,317
7	8	6	5	5	4	4	48
78,658	15,555	1,370	9,410	12,030	8,881	51,964	280,579
4	2	—	4	3	4	6	46
230	137	—	494	281	116	354	16,725
172	145	139	119	132	124	199	1,813
131,840	99,322	76,378	51,384	107,475	86,340	111,169	1,622,655
25	22	21	12	20	10	27	231
33,931	36,122	29,226	30,027	31,450	3,226	12,717	307,352
82	70	60	59	56	62	97	855
48,876	43,544	25,147	12,651	28,045	14,948	41,388	334,255
25	17	17	11	13	14	25	224
31,593	10,007	14,883	1,999	2,570	27,471	13,665	186,867
3	6	5	8	8	7	12	62
2,631	4,124	4,147	5,204	6,138	1,639	3,487	35,271
7	3	5	5	5	4	7	86
4,508	2,997	1,201	222	237	222	991	103,241
22	21	19	14	15	16	14	227
1,760	1,627	619	854	491	757	574	16,128
2	1	2	2	4	5	10	44
6,005	44	19	35	37,674	37,464	37,981	125,203
2	—	4	3	4	2	4	30
1,084	—	896	232	280	77	190	8,647
2	1	4	4	6	3	1	28
412	105	165	158	580	511	50	2,268
4	4	2	1	1	1	2	26
1,040	752	45	22	8	26	128	3,405
1	1	1	1	1	1	1	12
146,027	146,027	146,027	146,027	146,027	146,027	144,100	1,453,098

別表35（その2）

1949年度産業別労

Monthly labour disputes by industries

産業別	月別 件数 人員	一月	二月	三月	四月	五月
農業	件数	1	—	—	—	—
	参加人員	264	—	—	—	—
林業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
水産業	件数	3	3	4	2	3
	参加人員	896	268	1,664	203	735
鉱業						
小計	件数	11	13	15	15	13
	参加人員	12,235	41,621	4,969	414,328	485,009
金属鉱業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
石炭鉱業	件数	10	11	13	14	8
	参加人員	11,225	13,269	4,969	414,313	411,473
その他	件数	1	2	—	1	5
	参加人員	1,010	28,352	—	15	73,536
建設工業	件数	3	5	5	5	5
	参加人員	195	3,853	6,077	3,883	1,103
製造工業						
小計	件数	136	131	123	210	183
	参加人員	106,379	125,585	159,831	345,019	221,915
金属工業	件数	14	16	15	23	26
	参加人員	3,397	27,369	28,084	41,294	30,509
機械器具工業	件数	64	58	54	110	83
	参加人員	84,796	88,368	112,595	191,582	142,333
化学工業	件数	19	13	23	24	25
	参加人員	11,642	2,163	10,017	24,320	36,539
窯業及土石工業	件数	2	3	1	2	5
	参加人員	189	256	3,576	953	2,927
紡織工業	件数	14	12	7	11	6
	参加人員	4,210	2,929	2,375	80,645	2,704
製材及木製品工業	件数	16	17	16	31	26
	参加人員	1,047	1,544	2,150	2,776	1,899
食糧品工業	件数	2	4	4	4	4
	参加人員	65	154	107	2,190	3,465
印刷及製本業	件数	2	2	1	3	3
	参加人員	942	1,908	908	1,065	1,065
その他	件数	2	4	—	—	1
	参加人員	85	174	—	—	28
修理業	件数	1	2	2	2	4
	参加人員	6	720	19	194	446
ガス電氣水道業	件数	1	—	1	1	2
	参加人員	8	—	140,000	146027	146,801

六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
7	7	4	5	4	3	7	60
2,401	2,858	2,153	1,728	3,661	1,667	5,978	27,535
—	—	—	—	—	—	1	2
—	—	—	—	—	—	10	68
2	—	—	—	—	—	1	7
30	—	—	—	—	—	14	774
5	7	4	5	4	3	5	50
2,371	2,858	2,153	1,728	3,661	1,667	5,954	26,693
2	1	2	2	1	1	2	17
4,706	4,650	6,160	6,150	1,500	1,145	1,155	28,864
20	16	10	11	11	10	13	179
35,421	38,040	97,590	97,904	546,599	543,845	569,782	2,928,147
20	15	8	10	10	10	15	163
35,421	37,949	96,577	96,982	546,122	543,845	569,760	2,825,819
—	—	1	1	1	—	1	7
—	—	922	922	477	—	17	102,031
—	1	1	—	—	—	2	9
—	91	91	—	—	—	5	297
3	3	1	2	1	1	1	30
705	122	38	60	22	22	22	1,612
2	2	1	2	1	1	1	21
676	93	38	60	22	22	22	1,340
—	1	—	—	—	—	—	3
—	29	—	—	—	—	—	59
1	—	—	—	—	—	—	6
29	—	—	—	—	—	—	213
4	2	2	1	—	—	—	28
148	24	24	5	—	—	—	1,496
3	2	2	1	—	—	—	23
57	24	24	5	—	—	—	415
1	—	—	—	—	—	—	5
91	—	—	—	—	—	—	1,082
2	2	1	2	3	5	11	32
1,996	1,996	1,994	3,790	26	510	8,585	29,239
—	—	—	—	—	—	1	2
—	—	—	—	—	—	69	161
—	—	—	—	—	—	1	2
—	—	—	—	—	—	69	164
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
232	199	175	167	172	167	267	2,427
815,457	314,477	334,977	320,633	821,057	800,404	996,689	7,794,378

産業別	件数・人員	一月	二月	三月	四月	五月
商業						
小計	件数	1	3	4	8	7
	参加人員	72	226	1,786	3,059	1,946
卸賣業	件数	—	—	—	—	2
	参加人員	—	—	—	—	58
小賣業	件数	—	—	—	3	1
	参加人員	—	—	—	633	97
その他業	件数	1	3	4	5	4
	参加人員	72	226	1,786	2,426	1,791
金融業	件数	1	1	1	1	2
	参加人員	1,000	1,119	1,157	67	65
運輸通信業						
小計	件数	11	12	23	16	21
	参加人員	257,875	258,419	199,688	146,440	136.544
陸運業	件数	9	10	21	15	20
	参加人員	224,622	225,166	166,435	146,418	136,522
水運業	件数	1	1	1	—	—
	参加人員	33,231	33,231	33,251	—	—
通信業	件数	1	1	1	1	1
	参加人員	22	22	22	22	22
サービス業						
小計	件数	3	4	5	4	2
	参加人員	101	138	161	145	76
娯楽興業	件数	3	3	3	2	—
	参加人員	101	102	110	94	—
廣告宣傳業	件数	—	—	1	1	—
	参加人員	—	—	15	15	—
その他	件数	—	1	1	1	2
	参加人員	—	36	36	36	76
自由業						
小計	件数	2	1	4	7	5
	参加人員	305	300	364	149	177
教育	件数	1	—	3	7	4
	参加人員	5	—	64	149	86
その他	件数	1	1	1	—	1
	参加人員	300	300	300	—	91
公務及団体	件数	2	1	1	—	2
	参加人員	4,165	4,162	19	—	1,996
その他の産業			—			
小計	件数	1	—	—	—	—
	参加人員	95	—	—	—	—
進駐軍労務	件数	1	—	—	—	—
	参加人員	95	—	—	—	—
その他	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—		—	—	—
合計	件数	176	174	184	269	245
	参加人員	383,590	435,691	515,716	1,059,320	996,367

労働争議形態別調 (総括表)

and by kind (1948)—(Total)

七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計	前半期	後半期
14	10	6	15	10	3	149	91	58
82,857	23,233	7,289	17,908	3,107	265	366,845	232,186	143,659
2	2	1	3	1	2	29	18	11
1,619	1,619	28	867	130	150	6,669	2,258	4,411
4	1	4	4	1	—	19	5	14
11,111	9,561	133	15,247	350	—	36,653	251	36,402
4	2	3	3	4	11	44	17	27
215	88	186	95	269	2,022	10,522	7,651	2,875
—	1	4	4	1	2	21	9	12
—	750	534	942	26	63	6,804	4,489	2,315
5	5	1	2	1	3	54	37	17
1,480	2,301	12	66	12	48	7,155	3,239	3,919
9	9	10	7	9	6	64	14	50
1,785	648	2,074	1,789	989	418	14,653	6,950	7,703
5	7	3	4	4	4	51	24	27
143	7,014	171	501	259	261	32,073	23,724	8,349
6	3	3	6	2	3	53	30	23
1,517	659	230	1,468	1,213	1,247	9,462	3,128	6,334
4	3	5	3	4	10	60	31	29
902	892	1,223	1,193	1,217	14,308	37,958	18,223	19,735
6	6	9	5	7	9	57	15	42
1,029	2,534	4,223	1,506	3,278	2,609	20,407	5,228	15,179
—	—	—	2	5	6	36	23	13
—	—	—	78	327	974	2,739	1,360	1,379
14	25	24	25	34	30	285	133	152
44,178	160,872	228,403	630,061	1,290,447	1,129,740	12,111,331	8,627,630	3,483,701
5	4	11	7	11	13	88	37	51
4,068	1,727	2,027	923	2,809	12,628	197,596	173,413	24,182
2	5	1	3	4	3	29	11	18
3,067	6,641	35	3,720	3,852	430	25,596	7,851	17,745
8	7	8	3	6	1	53	20	33
2,776	1,859	2,281	560	5,389	15	20,268	7,388	12,880
1	1	1	4	5	7	28	9	19
19	19	210	826	813	1,059	4,932	1,986	2,946
3	2	1	1	1	2	20	10	10
6,474	5,865	5,843	5,843	19	669	31,638	6,925	24,713
1	2	—	—	3	2	14	6	8
46	118	—	—	65	52	515	234	281
6	4	11	3	7	8	60	21	39
16,043	10,729	1,264	4,247	4,499	163	52,347	15,402	36,945
—	5	4	2	4	4	38	19	19
—	334	1,347	53	233	233	6,121	3,921	2,200
8	8	5	6	5	3	48	13	35
13,804	13,258	506	405	209	1,071	44,889	15,636	29,253
3	6	4	6	7	3	34	5	29
6,763	12,730	266	768	1,014	149	22,401	711	21,690

別表 36（その1）

1948 年度各月別府縣別
Monthly labour disputes by prefectures

縣別	月別 / 件数 人員	一月	二月	三月	四月	五月	六月
北海道	件数	14	13	23	16	12	13
	参加人員	8,327	8,754	86,733	21,715	33,998	72,659
青森	件数	3	5	4	3	2	1
	参加人員	790	1,007	328	61	46	26
岩手	件数	3	1	1	—	—	—
	参加人員	167	33	51	—	—	—
宮城	件数	3	2	2	2	3	5
	参加人員	1,730	1,651	1,128	1,221	753	1,168
秋田	件数	1	1	—	3	1	3
	参加人員	500	500	—	1,509	950	1,030
山形	件数	8	7	7	5	5	5
	参加人員	500	459	1,513	445	228	91
福島	件数	4	2	1	2	3	2
	参加人員	3,201	3,138	111	148	244	108
茨城	件数	4	3	6	4	1	6
	参加人員	1,901	2,134	3,097	448	1,423	14,721
栃木	件数	5	4	6	6	3	6
	参加人員	102	72	143	918	559	1,334
郡馬	件数	6	10	4	2	6	3
	参加人員	3,388	3,898	10,355	169	258	155
埼玉	件数	3	—	1	—	4	7
	参加人員	257	—	87	—	2,525	2,359
千葉	件数	3	3	5	4	5	3
	参加人員	104	104	460	452	139	101
東京	件数	21	23	26	24	20	19
	参加人員	1,881,763	1,953,196	2,164,660	2,137,141	239,146	251,724
神奈川	件数	7	7	3	4	8	8
	参加人員	8,418	41,387	349	35,128	36,974	51,157
新潟	件数	1	—	—	—	5	5
	参加人員	31	—	—	—	3,951	3,869
富山	件数	3	2	3	1	5	6
	参加人員	320	113	106	28	335	6,486
石川	件数	1	1	1	2	3	1
	参加人員	10	9	9	31	1,908	19
福井	件数	1	2	3	2	1	1
	参加人員	74	77	845	63	22	5,843
山梨	件数	—	1	1	2	1	1
	参加人員	—	6	6	78	72	27
長野	件数	3	2	4	2	3	7
	参加人員	45	29	94	414	3,559	11,261
岐阜	件数	4	3	4	3	3	2
	参加人員	738	202	281	265	1,305	1,130
静岡	件数	3	5	1	—	—	4
	参加人員	1,116	1,190	11	—	—	13,319
愛知	件数	2	1	—	—	1	1
	参加人員	132	32	—	—	520	27

七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計	前半期	後半期
2	3	3	4	1	5	24	6	18
463	230	578	549	100	365	2,618	333	2,285
—	—	5	5	5	4	28	9	19
—	—	747	802	637	597	7,637	4,854	2,783
4	6	6	4	7	5	57	25	32
1,395	2,979	2,561	485	452	270	13,978	5,836	8,142
17	15	26	20	16	25	189	61	119
2,898	1,939	2,852	3,267	6,365	7,045	128,550	104,184	24,366
4	7	7	5	6	8	80	43	37
2,385	5,410	2,755	3,119	1,861	2,036	60,894	43,328	17,566
1	—	1	—	2	1	7	2	5
43	—	355	—	517	23	978	40	938
3	7	3	1	4	4	34	12	22
401	718	97	30	253	759	3,614	1,356	2,258
4	3	2	1	2	2	26	11	15
174	105	280	12	25	37	1,137	504	633
6	3	3	—	3	—	35	20	15
2,997	539	169	—	186	—	8,469	4,578	3,891
5	6	3	6	3	4	60	33	27
5,707	5,778	611	796	254	331	30,527	17,050	13,477
4	6	16	15	6	11	86	28	58
569	3,844	995	1,575	1,459	2,739	30,241	19,060	11,181
3	12	8	7	3	5	65	27	38
11,406	14,332	9,616	4,162	575	1,855	72,975	31,029	44,946
3	5	—	2	1	6	28	11	17
275	585	—	138	55	297	1,852	502	1,350
—	—	1	5	3	2	18	7	11
—	—	361	4,806	4,697	4,662	15,921	1,395	14,526
7	8	7	6	6	6	55	15	40
2,050	19,89	1,621	3,074	3,180	1,913	19,928	6,101	13,827
7	2	1	4	3	4	27	6	21
1,767	191	54	610	36	600	5,654	2,396	3,258
16	13	16	19	12	15	155	64	91
6,299	5,636	9,876	42,646	44,201	42,499	292,556	14[illegible],399	151,157
—	1	1	6	4	2	22	8	14
—	62	62	465	241	291	6,083	4,962	1,121
—	4	3	5	2	3	27	10	17
—	300	8,692	4,309	81	95	18,138	4,661	13,477
4	3	6	3	3	4	42	19	23
1,070	140	9,173	6,617	968	978	20,443	1,497	18,946
10	12	5	1	—	1	56	27	29
1,305	1,405	774	52	—	20	5,175	2,619	3,556
—	—	1	2	1	3	14	7	7
—	—	12,536	7	12	132	14,171	1,414	12,757
—	—	—	—	—	2	12	10	2
—	—	—	—	—	141	1,915	1,774	141
210	234	244	239	229	257	2,472	1,059	1,413
241,100	309,633	323,048	766,657	1,386,681	1,236,269	13,833,031	9,569,653	4,263,378

縣別	月別 件数 参加人員	一月	二月	三月	四月	五月	六月
三重	件数	1	—	1	—	2	2
	参加人員	39	—	12	—	90	192
滋賀	件数	4	2	—	2	—	1
	参加人員	2,354	2,187	—	303	—	10
京都	件数	4	4	3	4	2	8
	参加人員	242	416	344	414	132	4,288
大阪	件数	5	8	13	12	10	13
	参加人員	683	35,358	51,359	7,172	5,677	3,935
兵庫	件数	3	7	5	10	9	9
	参加人員	5,817	7,691	2,634	7,442	10,435	9,309
奈良	件数	1	1	—	—	—	—
	参加人員	8	32	—	—	—	—
和歌山	件数	1	3	3	2	1	2
	参加人員	47	204	552	189	180	184
鳥取	件数	—	1	1	1	4	4
	参加人員	—	277	24	40	99	64
島根	件数	2	1	9	5	1	2
	参加人員	292	248	768	467	169	2,633
岡山	件数	3	4	10	5	4	7
	参加人員	2,203	2,212	2,612	2,190	2,212	5,621
廣島	件数	4	5	3	5	4	7
	参加人員	543	555	4,990	7,792	2,499	2,681
山口	件数	6	7	5	1	5	3
	参加人員	2,746	2,088	12,004	1,391	1,394	11,406
徳島	件数	2	1	2	1	3	2
	参加人員	105	31	125	78	119	44
香川	件数	3	3	1	—	—	—
	参加人員	797	583	15	—	—	—
愛媛	件数	—	3	3	4	2	3
	参加人員	—	1,068	256	1,286	1,078	2,413
高知	件数	—	1	—	—	1	4
	参加人員	—	810	—	—	724	862
福岡	件数	11	9	13	10	5	16
	参加人員	24,258	22,696	29,201	52,749	5,391	7,104
佐賀	件数	2	—	1	2	2	1
	参人加員	1,637	—	6	1,453	1,760	106
長崎	件数	1	2	4	2	—	1
	参加人員	1,916	1,994	569	136	—	46
熊本	件数	1	3	4	4	3	4
	参加人員	30	77	115	497	660	118
大分	件数	3	2	4	5	6	7
	参加人員	73	218	291	385	386	266
宮崎	件数	1	1	1	1	1	2
	参加人員	945	65	65	65	65	209
鹿兒島	件数	1	2	2	—	2	3
	参加人員	65	1,276	116	—	148	169
計	件数	162	168	194	163	162	210
	参加人員	1,958,414	2,098,079	2,376,425	2,284,283	362,133	490,319

労働争議形態別調 (総括表)

and by kinds (1949)—(Total)

七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計	前半期	後半期
6	5	2	7	3	4	64	37	27
7,735	4,995	1,511	4,139	1,783	1,557	46,754	25,084	21,670
1	2	4	4	4	7	34	12	22
72	76	273	275	203	985	2,472	590	1,882
5		1	2	2	2	25	13	12
1,484		3,783	284	299	3,835	11,236	1,551	9,685
3	2	2	3	5	7	44	22	22
161	156	1,882	2,081	357	910	7,704	2,157	5,547
6	7	4	2	2	1	39	17	22
251	827	2,688	10,819	8,612	2,450	27,398	1,751	25,647
3	2	1	4	5	5	31	11	20
228	178	16	611	1,228	508	7,067	4,298	2,769
6	4	6	5	3	3	55	28	27
1,010	380	671	345	522	247	6,516	3,341	3,175
2	3	2	1	1	4	23	10	13
302	1,006	956	930	107	16,236	20,698	1,161	19,537
8	6	5	6	7	7	72	33	39
296	470	461	481	770	653	8,011	4,880	3,131
1	5	4	4	6	8	54	26	28
402	314	105	194	511	475	7,131	5,130	2,001
4	4	5	5	4	6	72	44	28
674	2,660	859	393	323	403	14,905	9,593	5,312
1	1	4	4	2	2	24	10	14
153	153	1,326	203	504	143	3,797	1,315	2,482
17	17	12	17	11	25	232	133	99
191,991	268,308	255,924	752,347	754,071	873,714	6,610,019	3,513,664	3,096,355
11	10	12	8	10	25	129	53	76
6,689	3,664	3,640	2,126	3,363	20,760	71,637	31,395	40,242
3	1	1	1	2	4	29	17	12
1,802	10	10	10	2,024	1,609	8,368	2,903	5,465
1	3	4	4	3	5	43	23	20
1,318	1,341	1,356	1,358	1,745	1,917	18,815	9,780	9,035
5			2	5	7	43	24	19
180			100	235	291	3,419	2,613	806
2	2	1		1		17	11	6
962	962	24		25		5,528	3,555	1,973
		1	1			10	8	2
		47	185			1,793	1,561	232
6	6	1	2		5	57	37	20
935	973	45	51		234	7,319	5,081	2,238
2	1	1	1	4	7	34	18	16
1,479	11	11	11	201	2,185	10,213	6,315	3,898
1	2	2	5	3	4	37	20	17
21	38	85	582	135	324	2,483	1,298	1,185
2	2	4	2	4	3	43	26	17
5,441	136	1,415	37	1,792	4,605	41,631	28,205	13,426

別表 36（その2）

1949 年 各 月 府 縣 別

Monthly lalour disputes by prefectures

縣別	月別 件数 人員	一月	二月	三月	四月	五月	六月
北海道	件数	5	6	7	8	5	6
	参加人員	2,286	3,601	4,639	5,800	1,675	7,083
青森	件数	4	4	1	1	2	
	参加人員	251	251	18	18	52	
岩手	件数	5	1	1	1	2	3
	参加人員	529	217	217	217	106	265
宮城	件数	3	3	2	5	7	2
	参加人員	70	49	23	604	1,263	148
秋田	件数	1	2	1	3	7	3
	参加人員	26	382	85	401	589	268
山形	件数	3	1	3	2	1	1
	参加人員	42	1,196	1,431	1,425	42	162
福島	件数	3	3	5	5	5	7
	参加人員	500	498	599	619	305	820
茨城	件数	3		2	3	1	1
	参加人員	201		795	109	28	28
栃木	件数	3	2	4	9	7	8
	参加人員	1,795	1,020	94	193	175	1,603
群馬	件数	4	3	4	7	4	4
	参加人員	1,261	1,187	1,160	784	356	382
埼玉	件数	5	5	5	8	11	10
	参加人員	1,252	815	422	5,354	666	1,084
千葉	件数	2	2	4	1		1
	参加人員	804	64	399	24		24
東京	件数	12	18	21	31	23	28
	参加人員	335,010	366,030	408,264	909,409	821,348	673,603
神奈川	件数	5	7	4	10	10	17
	参加人員	1,236	3,428	957	4,906	7,905	12,963
新潟	件数	2	2	4	3	3	3
	参加人員	183	425	297	243	684	1,071
富山	件数	1	2	6	4	7	3
	参加人員	1,318	1,359	2,120	725	2,323	1,935
石川	件数	3	5	2	5	6	3
	参加人員	328	1,236	41	705	167	136
福井	件数	3	2	1	1	2	2
	参加人員	427	408	188	188	797	1,547
山梨	件数	1	1	1	3	1	1
	参加人員	107	207	207	526	207	207
長野	件数	6	6	3	11	5	6
	参加人員	132	1,218	74	3,263	179	215
岐阜	件数	4	3		3	6	2
	参加人員	252	210		1,395	2,979	1,479
静岡	件数	7	5	2	4	2	
	参加人員	614	152	32	175	325	
愛知	件数	1		2	16	4	3
	参加人員	40		236	19,401	8,122	406

七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計	前半期	後半期
2	2	3		1	2	36	26	10
40	49	175		44	644	3,420	2,468	952
2	4	1	1	4	2	38	24	14
72	267	67	67	328	147	8,485	7,537	948
9	3	4	3	2	4	44	19	25
1,514	1,173	558	296	242	3,734	12,183	4,666	7,517
30	22	22	19	20	35	324	176	148
34,936	2,481	2,414	2,226	2,605	22,283	242,073	175,128	66,945
2	4	1	2	4	13	55	29	26
5,330	1,074	541	606	768	16,102	47,451	23,030	24,421
2	2	2	2	3	2	21	8	13
651	63	63	36	61	50	3,784	2,860	924
5	4	3	3	2	2	35	16	19
744	677	33	42	9	9	4,646	3,132	1,514
5	1	1	2	1	2	22	10	12
388	20	146	300	154	222	2,070	840	1,230
2	3	1	2	1	2	22	11	11
2,229	2,258	40	2,153	159	1,009	14,573	6,725	7,848
5	7	6	4	1	3	43	17	26
3,058	3,089	1,257	3,844	9	1,151	15,576	3,168	12,408
9	6	8	8	4	6	66	25	41
5,837	325	1,131	310	197	297	17,431	9,334	8,097
4	6	11	12	8	14	86	31	55
1,437	1,274	1,821	3,883	2,126	4,593	44,392	29,258	15,134
	1	1	2	2	2	27	19	8
	113	72	38	37	92	2,237	1,885	352
4	2	3	2	2	1	62	48	14
795	1,344	655	36	36	7	9,080	6,207	2,873
3	2	3	1	3	4	52	36	16
2,614	202	4,256	59	53	383	26,227	18,660	7,567
3	3	3	1	3	2	32	17	15
585	646	708	581	65	36	5,978	3,357	2,621
5	5	4	6	5	7	101	69	32
28,812	29,342	26,169	26,994	5,055	8,032	357,384	232,980	124,404
3	5	2		4	5	37	18	19
498	1,035	506		7,900	105	11,886	1,842	10,044
2	3	4	4	2	6	28	7	21
395	2,469	2,515	1,468	1,000	2,958	12,373	1,568	10,805
	1	1	1	1	1	14	9	5
	261	261	261	261	23	2,905	1,838	1,067
1			2	2	5	23	13	10
20			94	327	555	1,693	697	996
1	1	1	2	2	1	17	9	8
735	14	14	60	65	2	1,049	159	890
4	3	3	3	3	5	31	10	21
201	143	143	143	143	214	2,568	1,581	987
199	175	167	172	167	267	2,427	1,280	1,147
314,477	334,977	320,633	821,057	800,404	996,689	7,794,378	4,206,141	3,588,237

縣別	月別 件数 人員	一月	二月	三月	四月	五月	六月
三重	件数	4	4	5	6	2	5
	参加人員	221	178	138	203	79	1,649
滋賀	件数	4	3	4	3	4	6
	参加人員	102	81	579	257	1,958	4,560
京都	件数	3	3	1	2	3	7
	参加人員	272	761	500	1,284	530	1,319
大阪	件数	25	24	26	35	35	31
	参加人員	7,949	8,004	48,439	41,889	36,527	32,320
兵庫	件数	2	4	3	11	6	3
	参加人員	120	240	224	8,673	7,199	6,574
奈良	件数	1	2	2	1	1	1
	参加人員	468	508	480	468	468	468
和歌山	件数	3	2	5	2	1	3
	参加人員	590	531	1,063	186	37	725
鳥取	件数	1	4	1	1	1	2
	参加人員	20	186	70	84	152	328
島根	件数	1	2	2	1	3	2
	参加人員	20	525	1,010	505	2,436	2,229
岡山	件数	1	3	2	3	4	4
	参加人員	154	1,340	159	31	403	1,081
廣島	件数	1	2	3	7	6	6
	参加人員	93	115	992	4,794	1,075	2,265
山口	件数	4	3	5	6	6	7
	参加人員	2,571	2,251	6,985	7,266	4,784	5,401
德島	件数	3	2	5	4		5
	参加人員	60	22	732	501		570
香川	件数	7	7	13	9	7	5
	参加人員	548	656	1,499	941	1,029	1,534
愛媛	件数	6	4	6	7	7	6
	参加人員	10,212	257	293	2,212	2,148	3,538
高知	件数	3	4		3	3	4
	参加人員	450	505		1,171	605	626
福岡	件数	10	8	9	9	20	13
	参加人員	9,760	34,631	29,407	30,043	85,411	43,728
佐賀	件数	4	2	3	5	2	2
	参加人員	315	134	201	736	23	433
長崎	件数		2		1	3	1
	参加人員		84		486	628	370
熊本	件数	2	1	1	3	2	
	参加人員	631	621	123	426	37	
大分	件数	2	2	1	2	3	3
	参加人員	47	47	27	143	220	213
宮崎	件数	2	2	1	2	2	
	参加人員	23	29	17	45	45	
鹿兒島	件数	1	1	1	2	3	2
	参加人員	200	32	480	492	280	97
合計	件数	176	174	184	269	245	232
	参加人員	383,590	435,691	515,716	1,059,320	996,367	815,457

別表37（その1） 1948年度月別発生労働争議の要求事項調

Monthly labour disputes by principal demands (1948)

要求事項＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
労働協約の締結	24	15	27	22	14	22	18	14	20	8	10	11	205
団体交渉権の確立			1				1						2
組合の承認		2				1							3
経営参加	4	3	4	1	2	2			1	1			18
人事参與	1	1	1		2		1						6
機構改革	1	1	3	2	3	10	4	2					26
監督者排斥	5	6	6	2	1	1		2			1		24
職員労働者の差別撤廃			1		1	1							3
賃金増額	28	40	69	55	56	60	63	64	52	41	48	39	615
賃金減額反対	1	1				3			2	1		1	9
賃金算定方法の変更		1	3	1	5	9	14		3	1	1	1	39
賃金支拂	4	4	3	4	9	18	2	10	14	6	9	10	93
所得税交通費等使用者側負担	1	4	4	2	1	4	4						20
争議費用使用者側負担	2	3	2	1	1	3	1		1				14
飢餓突破越年資金	16	15	12	8	6	13	19	11	8	3	4	40	155
労働時間短縮	1	1	6	2	2	3	1			1			17
有給休日の増加	1	3	3	2	1	3	3	2			1		19
工場施設福利施設		3	2	2	1	7	5	1	1	1			23
物資増配,配給の公正	2	5	2	2	2	4	4						21
作業方法の変更又は反対		1					2		1		1		5
作業又は工場閉鎖反対	6	5	8	4	6	10	4		3		3	4	53
作業手当の支給又は増加	2	2	2	1	1		1			1			10
解雇反対,解雇者復職	19	11	18	8	21	24	22	13	22	5	9	7	179
解雇退職手当の確立又は増加	14	10	17	15	18	18	16	4	9	8	9	10	148
その他	27	22	34	37	28	33	42	13	12	7	7	8	270
合計	159	159	228	171	181	249	227	136	149	84	103	131	1,977

別表 37（その2） 1949年度月別発生労働争議の要求事項調

Monthly labour disputes by principal demands (1949)

要求事項＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
労働協約の締結	7	6	12	9	6	13	9	6	4	3	11	11	97
団体交渉権の確立													
組合の承認													
経営参加			1		1			1		1			4
人事参與		1						1					2
機構改革	1	2			2				1	1			7
監督者排斥		1	1		1			1		1			5
職員労働者の差別撤廃				2									2
賃金増額	16	24	35	20	20	15	5	7	2	7	10	14	175
賃金減額反対	1			3	4	5	5	5	2	7			32
賃金算定方法の変更	2	2	1	5	4	5	3	6	2		1	8	39
賃金支拂	7	12	18	25	23	10	9	15	11	16	16	43	205
所得税交通費等使用者負担									1				1
争議費用使用者側負担													
飢餓突破資金越年資金	8	2	4	4	4	5	3		1	1	3	74	109
労働時間の短縮		1	1				1			1			4
有給休暇の増加	1	1				1					1	1	5
工場施設福利施設		1				1						1	3
物資配給・配給の公正	2	1	1						1				5
作業法の変更又は反対	2				2	3	1	1	1				10
作業又は工場閉鎖反対	3	2	6	7	8	4	6	3	4	3	1	2	49
休業手当の支給又は増加		1				1			1	1		1	5
解雇反対・解雇者復職	23	7	15	28	22	22	16	19	13	16	21	28	230
解雇退職手当の確立又は増額	9	9	23	25	24	21	9	15	14	21	15	14	199
その他	2	2	9	16	12	13	2	10	5	4	7	11	93
公務員法改悪反対				37									37
合計	84	75	127	181	133	119	69	90	63	83	86	208	1,318

統計表図表目次

統計表　目次

第一表　有業率……四
第二表　年齢別男女別有業者数……四
第三表　産業別有業者数……五
第四表　産業別有業者数の推移……五
第五表　男女別従業上の地位別有業者数……六
第六表　産業別従業上の地位別有業者数……六
第七表　常用、臨時日雇別雇用者数……七
第八表　使用職工数一〇〇人未満工場数
　　従業員数にかんする推計……七
第九表　使用職工五人未満工場数および
　　従業者数……八
第一〇表　総工場数に対する五人未満工
　　場数の比率……八
第一一表　東京都における商業従業者数……九
第一二表　地方別工員数……一〇
第一三表　産業別「工員」数……一〇
第一四表　産業別「職工」数の推移……一一
第一五表　重軽工別「職工」数比率の推移……一一
第一六表　産業別男女別「工員」数……一一
第一七表　規模別「工員」数……一二
第一八表　出炭および炭鉱労務者数の推移
　　（一九三二～一九四八年）……一三
第一九表　月別炭鉱労務者数……一四
第二〇表　月別炭鉱請負夫数……一四
第二一表　年度別地方別炭鉱労務者数……一五
第二二表　坑内外別職種別炭鉱労務者数……一五
第二三表　保護鉱夫数……一五
第二四表　都道府縣別、規模別、企業整備
　　狀況……一六
第二五表　産業別、規模別、企業整備狀況……一一
第二六表　年令別再就職狀況……一三
第二七表　解雇理由別狀況……一三
第二八表　再就職者の職業別狀況……一三
第二九表　再就職後の月收変化……一三
第三〇表　再就職者の就職斡旋者別狀況……一三
第三一表　公共職業安定所利用狀況……一四
第三二表　失業保険利用狀況……一四
第三三表　完全失業者数の推移……一五
第三四表　休業中の就業者数……一六
第三五表　理由別非労働力人口……一七
第三六表　就業希望時間が週二四時間以下
　　の失業者数……一八
第三七表　公共職業安定所窓口における
　　未就職者数……一九
第三八表　登録失業者数の推移……二〇
第三九表　一週間の就業時間が三五～四八
　　時間の労働者数……二三
第四〇表　全産業の週平均労働時間……二四
第四一表　就業時間別就業者数……二四
第四二表　追加就業希望時間別、主な活動
　　別、短時間就業者数……二五
第四三表　追加就業希望時間別、従業上の
　　地位別、短時間就業者数……二五
第四四表　農、非農別、追加就業希望時間
　　別、短時間就業者数……二六
第四五表　就業時間別、男女別轉職希望者数
　　……二七
第四六表　理由別、轉職希望就業者数……二七
第四七表　産業別、従業上の地位別、轉職希
　　望者数……二七
第四八表　非農林業、雇用者の理由別轉職希
　　望者数……二八
第四九表　市部、郡部別、従業上の地位別、
　　非農林業就業者……二八
第五〇表　男女別、産業別、就業者の推移……二〇
第五一表　就業程度……二〇
第五二表　低度就業の理由別……二一
第五三表　従業上の地位別、就業者数……二一
第五四表　全産業家族従業者数の推移……二二
第五五表　一九四九年度保険局総所要人員
　　使役類別表……二三
第五六表　月別登録單位労働組合設立解散
　　狀況……二六
第五七表　主要上級団体に加入する構成
　　組合数及び構成組合員数……二七
第五八表　加入団体別組合員数の変化……二八
第五九表　官公職員の組合……二八
第六〇表　全工業常用労働者、年別、一カ月
　　平均現金給與……六三

第六一表　全常用労働者、産業別給與の上昇率……六三
第六二表　公務員と工業労働者の賃金比較……六三
第六三表　実質賃金の推移……六四
第六四表　戦前基準実質賃金の推移（その一）……六四
第六五表　戦前基準実質賃金の推移（その二）……六五
第六六表　産業中分類別賃金格差の推移……六六
第六七表　農業労働賃金、山林労働賃金及び農業用料金……六六
第六八表　農業労働賃金及び山林労働賃金……六七
第六九表　産業別賃金構成……六八
第七〇表　能率給が全賃金中に占める率……六八
第七一表　産業別にみた賃金の構成……六九
第七二表　一九四九年業種別主要会社の賃金調査……六九
第七三表　大阪勤労者の給與狀況（労働者の分）……七〇
第七四表　臨時給與の給與総額中に占める比率（労働者の分）……七一
第七五表　臨時給與の給與総額中に占める比率（職員の分）……七一
第七六表　男女間賃金格差の推移……七二
第七七表　賃金不拂事業場、産業別、月別、比較表……七四
第七八表　賃金不拂事業場規模別、月別、比較表……七五
第七九表　賃金不拂の原因別比較……七五
第八〇表　事項別、月別、賃金等の回復金額（自一九四八年三月至同年一二月）……七六
第八一表　農・非農別、従業上の地位別週平均就業時間（総数）……七八
第八二表　農・非農別、従業上の地位別週平均就業時間（男）……七八
第八三表　農・非農別、従業上の地位別週平均就業時間（女）……七九
第八四表　労務者一人一日実働時間……七九
第八五表　産業中分類別労働日数の推移……七九
第八六表　男女労働日数比較……八〇
第八七表　産業別災害死傷者数……八一
第八八表　産業別災害率……八一
第八九表　製造工業部門別災害率……八二
第九〇表　運輸業部門別災害率……八二
第九一表　産業別労働災害の原因別比率……八三
第九二表　死亡災害および女子災害の原因別比率……八三
第九三表　炭鉱災害（一九三一～一九四八年）……八四
第九四表　坑内外別炭鉱災害……八五
第九五表　炭鉱災害原因（一九四五～一九四八年）……八六
第九六表　炭鉱災害一件当り罹災者数……八七
第九七表　全國病類別罹患率……八八
第九八表　全國規模別全体罹患率……八八
第九九表　全國規模別結核罹患率……八八
第一〇〇表　産業別全体罹患率……八九
第一〇一表　産業別、男女別、結核罹患率……九〇
第一〇二表　珪肺発生狀況……九一
第一〇三表　職種別珪肺発生狀況……九一
第一〇四表　年令別珪肺発生狀況……九一
第一〇五表　勤続年数別珪肺発生狀況……九二
第一〇六表　労働者家計收支狀況……九七
第一〇七表　労働者家計実收入内訳……九七
第一〇八表　労働者家計費内訳……九七
第一〇九表　飲食物資中配給額割合……九八
第一一〇表　一九三六～一九三七年（昭和一一、一二年）勤労者家計費……九八
第一一一表　調査対象……九九
第一一二表　実收入外收入内訳（電氣産業労働者）……九九
第一一三表　産業別平均給與額一九四八、一～一二月平均……九九
第一一四表　実收入内訳（電氣産業労働者）……一〇〇
第一一五表　家計費内訳（電氣産業労働者）……一〇〇
第一一六表　飲食物費内訳（電氣産業労働者）……一〇一
第一一七表　動物性、植物性食品費割合（電氣産業労働者）……一〇一

第一一八表　調査対象……一〇三
第一一九表　收支狀況（炭鉱労働者）……一〇三
第一二〇表　実收入内訳（炭鉱労働者）……一〇四
第一二一表　家計費内訳（炭鉱労働者）……一〇五
第一二二表　住宅不足戸数推定……一〇八
第一二三表　一九四八年住宅調査による住宅狀況……一〇八
第一二四表　災害建物戸数……一一三
第一二五表　年次別政府支出の住宅資金……一一四
第一二六表　申告者の種類（農家と準農家）……一一五
第一二七表　調査農家の現在の狀態（自小作別経営田畑面積廣狹別）……一一六
第一二八表　終戰時と現在の自小作別農家数の変化……一一七
第一二九表　調査農家の終戰時の狀態（自小作別経営田畑面積廣狹別）……一一八
第一三〇表　終戰時と比較せる現在（一九四九、三、一）の農家の増減……一一八
第一三一表　新設農家……一二〇
その一　入植による新設農家数……一二〇
その二　入植による新設農家の経営田畑面積増減理由別件数、面積……一二〇
その三　分家帰農などによる新設農家数……一二一
その四　分家帰農などによる新設農家の経営田畑面積増減理由別件数
面積……一二一
第一三二表　調査農家の現在の経営廣狹別田畑面積……一二二
第一三三表　経営田畑面積増減理由別件数……一二三
第一三四表　経営田畑面積増減理由別面積……一二四
その一　終戰後における貸付田畑の増減理由別件数及び面積……一二九
その二　貸付を有する農家の経営田畑面積廣狹別貸付者数および貸付面積
その三　貸付者数及び貸付面積……一二九
第一三五表　終戰後経営田畑面積の増加した農家について……一二五
その一　増加面積廣狹別にみた農家数の現在と終戰時の狀態……一三〇
その二　経営田畑面積の増減理由別件数……一三二
第一三六表　終戰後経営田畑面積の減少した農家について……一三六
その一　減少面積廣狹別にみた農家数……一三六
第一三七表　終戰後経営田畑面積の増減のない農家について……一三七
その一　経営田畑面積の増減のない農家のうち農地改革によつて從來の小作地が自作地とならなかつた農家の現在の狀態……一三七
第一四〇表　経営規模別にみた世帯員、農業労働力、耕地面積……一三三
第一四一表　労働力調査による農林、非農林別就業時間別就業者数……一三三
第一四二表　一九四八年度農家の家計費の構成……一三五
第一四三表　一九四八年度農家の現金家計費支出の構成……一三五
第一四四表　農家生計費の戰前戰後対比……一三六
第一四五表　無医村数……一三八
第一四六表　耕作を放棄した農家数……一四〇
第一四七表　耕作を放棄された田畑面積……一四〇
第一四八表　荒廢を免れた農地の放棄前後の比較……一四〇
第一四九表　耕作を放棄した農家の放棄事由別戸数（耕作放棄後荒廢したもの）一九四八年……一四一

第一五〇表　専業兼業別経営形態別経営体数……一四三
第一五一表　漁業種類別、経営形態別、経営体数……一四三
第一五二表　種類別漁業従事者数……一四三
第一五三表　業種別―経営当り従業者数及び動力船数……一四四
第一五四表　種類別―経営形態別漁業従事者数……一四四
第一五五表　賃金形態別、経営形態別、経営体数……一四四
第一五六表　専兼業別林業労働者数（一九四七、一〇現在）……一四六
第一五七表　林業労働者の農業との兼業（一九四七年）……一四六
第一五八表　一〇月攻勢と三月攻勢……一五〇
第一五九表　終戦前後の官吏数……一五二
第一六〇表　年間発生労働争議件数及参加人員……一五八
第一六一表　年間発生労働争議参加人員中争議行為を伴うもの……一五八
第一六二表　争議行為を伴つたものの全争議において占める割合……一六一
第一六三表　争議行為を伴つたもののうち各形態の件数が占める割合……一六一
第一六四表　争議行為を伴つたもののうち各形態の争議の参加人員が占める割合……一六二
第一六五表　争議一件当り平均参加人員……一六三
第一六六表　各争議形態別一件当りの平均参加人員……一六五
第一六七表　争議の規模別割合……一六六
第一六八表　大規模争議の地位……一六七
第一六九表　争議参加人員が労働者総数及び組織労働者総数に対して占める割合……一六九
第一七〇表　主要要求事項別争議件数……一七二
第一七一表　継続日数別争議の推移……一七三
第一七二表　争議要求の貫徹状況……一七四
第一七三表　争議中労働委員会の関與件数……一七四
第一七四表　全逓大阪地協のスト参加状況……一八二
第一七五表　大阪中央電話局の市外通話状況……一八三
第一七六表　新橋支部管内における四月現在の慰休残日数……一八五
第一七七表　三月闘争争議参加人員……一八六
第一七八表　鉄道局別、業務機関別、職場離脱者数……二〇三
第一七九表　鉄道局別、職場離脱犠牲者数……二〇四
第一八〇表　職場離脱による列車運休状況……二〇四
第一八一表　國鉄職場離脱公判人員表……二〇五
第一八二表　國鉄労組中央委員改選結果……二一八
第一八三表　國鉄代議員選挙結果……二一八
第一八四表　國鉄労働者（日勤者）の平均勤務時間数（実働）の推移……二三三
第一八五表　旧交番による列車車掌の労働時間（一人平均）……二三三
第一八六表　上野車掌区に於ける新旧交番の比較……二三四
第一八七表　新旧交番による定員その他の比較……二三五
第一八八表　國電争議による運轉休止状況……二三三
第一八九表　理由別解散組合数……二五〇
第一九〇表　日雇労働者争議件数……三一四
第一九一表　一九四八年六月末現在産業別労働協約締結組合数及組合員数……三四八
第一九二表　一九四九年六月末現在産業別労働協約締結組合数及組合員数……三七四
第一九三表　一九四八年六月末現在経営協議会を有する組合数調……三九五
第一九四表　内容種別、団体別、経営協議会を有する組合数調……四〇一
第一九五表　世界労連大会出席國組織状況……四一九
第一九六表　農地の買收実績……五一〇

第一九七表　農地委員リコール件数……五三
第一九八表　小作地返還許可申請ならびにその処理状況……五一五
第一九九表　小作地返還許可申請および理由別件数……五一五
第二〇〇表　小作地返還許可申請理由別件数（一九四八年一月一日―六月三〇日）……五一六
第二〇一表　経営内容よりみた土地返還申請地主の性格……五二〇
第二〇二表　土地取上げにもとずく争議件数（規模別及び返還割合）……五二一
第二〇三表　小作調停事件総数及び結果調べ（四七年一月―四八年六月）……五二三
第二〇四表　地主の訴願とその裁決件数　五二三
第二〇五表　買収計画に対する地主の異議申立件数……五二三
第二〇六表　農地調整法違反事件および処分状況……五二四
第二〇七表　農家の公租公課負担の推移　五三〇
第二〇八表　農協組理事の所属階層……五三五
第二〇九表　農調法違反件数……五六六
第二一〇表　総選挙における各党得票数　七〇四
第二一一表　定員法による人員整理数……七八〇
第二一二表　労働基準法適用事業場総数　七八五
第二一三表　労働基準法適用規模別事業場数……七八六
第二一四表　労働基準法による報告提出事業場労働者総数……七八六
第二一五表　最低年令以下の労働者数……七八六
第二一六表　監督を実施した事業場数及び其の労働者数……七八七
第二一七表　月別、條文別、労働基準法違反件数……七八七
第二一八表　労働基準法違反工場及び件数……七八八
第二一九表　賃金の支拂違反件数……七八九
第二二〇表　司法警察事務処理状況……七九〇
第二二一表　坑内坑外別炭鉱賃金……八〇三

図表　目次

グラフ1　産業大分類別雇用指数……二一
グラフ2　産業中分類（製造工業）別雇用指数……二三
グラフ3　全産業に於ける労働異動率……二三
グラフ4　産業大分類別雇用指数、規模五〇人―一九九人……二四
グラフ5　産業大分類別雇用指数、規模二〇〇人以上……二五
グラフ6　製造工業中分類別雇用指数、規模五〇人―一九九人……二六
グラフ7　製造工業中分類別雇用指数、規模二〇〇人以上……二七
グラフ8　一九四八年における非労働力人口の季節的推移……四九
グラフ9　産業別加入団体別組合員数……五八
グラフ10　府縣別労働組合分布図……五八
グラフ11　関係法規別組合分布狀況……五九
グラフ12　戦後における電氣從業者家計の推移……九八
グラフ13　住宅困窮の世論……一一〇
グラフ14　住宅困窮の世論……一一〇
グラフ15　木造建築費と卸賣物價……一一一
グラフ16　土木災害費と國庫補助支出額　一一三
グラフ17　内容種別、経営協議会を有する単位組合数……四〇一

——と労働協約…… 375
社会党の——反対闘争…… 634
経営者の——に対する
　意見（経営者）…… 831
経営者の改正労働組合施行に
　対する意見…… 832
労働災害
　災害 ……81
　——原因……82
　炭鉱の——……84
労働時間……75
　市場
　新規求職数……28
　常用求職者の再來件数……28
　求人数……28
　紹介数……28
　就職数……28
労働者災害補償保険法……80
労働者農民党
　——結党大会…… 651
　——第二回中央委員会…… 658
　——全國代表者会議…… 661
労働人口の構成（一般的考察）
　産業別有業者数…… 4
　産業別「雇用者」数…… 6
　常用，臨時日雇別「雇用者」数……7
　中小商工業従業者数…… 8
労働日数……75
労働力調査
　——の説明……18
労農救援
　——組織…… 613
　——活動…… 615

國鉄——連盟の基本運動方針…… 254

フ

婦人の日
——大会（1948年）…… 60
——大会（1949年）…… 610
紛争処理機関
——に対する労資の態度…… 322

ヘ

平和を守る会…… 597
平和擁護世界大会
——宣言…… 594
米　　價
——問題…… 526
低——に対する日農の抗議…… 528
新——決定をめぐる闘争…… 558

マ

毎日勤労統計調査
——による雇用指数……20

ミ

三隠事件
——公判に際しての共産党声明… 692
民主戰線
民主政党共同闘争連絡会…… 647,665
護憲倒閣共闘懇談会…… 665
民主民族戰線…… 669,673

メ

メーデー
第19回——…… 619
第20回——…… 621

リ

硫労連…… 505
（全國硫安工業労働組合連盟）
林業労働者…… 145
臨時工……52

ロ

労資協議会
——における主な演説…… 718
——賃金生産分科会…… 815
労組民主化（運動）
総同盟第二回中央委員会に
於ける——に関する決議…… 256
産別——同盟結成に関する声明… 257
産別——同盟趣意書…… 257
労働衛生……87
労働関係法規改訂
——阻止運動…… 321
——反対闘争…… 325
——労働省試案…… 752
労働基準法
——と災害……80
——適用事業場および労働者数… 785
労働協約
日本電氣の労資——案…… 350
汽車製造，車洋紡の——…… 359
東芝の——…… 361
日紡協の——案…… 368
労働組合法改訂と——…… 375
労働組合法改訂

対立抗争…… 541
——民主化同盟…… 543
——第三回中央委員会…… 544
共社合同と——…… 553
分裂せる——中央委員会…… 568
統一派——大会…… 569
主体性派——大会…… 571
——主体性派の運動方針…… 572
第三回大会後の——動向…… 573
——の現狀…… 584
——規約…… 586
日　冷…… 486
（日本冷蔵従業員組合）
2,920円ベース
臨時給與委員会と——…… 178
——策定の基本方針…… 803
日本共産党
——1948年8月中央委員会総会……671
——1948年3月中央委員会総会……669
——1948年10月中央委員会総会… 677
——1949年2月中央委員会総会……684
——1949年6月拡大中央委員会総会687
——1949年8月拡大中央委員会総会689
——1949年9月緊急中央委員会総会694
日本國有鉄道
——の機構改革…… 332
日本社会党
——第三会党大会…… 623
——第四回党大会…… 635
——昭和24年度運動方針書…… 636

七

農家
戸数…… 115
人口…… 119
耕地面積…… 131
生計費…… 134
文化水準…… 137
保健狀態…… 138
農家協同組合
——の設立…… 534
——設立をめぐる農民闘争…… 535
農業復興会議
——の結成…… 538
——の現狀…… 590
農業労働力…… 131
農家経済調査…… 134
農地の買收
——賣渡し成績…… 510
——計画に対する異議申立て
訴訟事件…… 522
農地委員
——リコールの狀況…… 511
農地改革
——と農民闘争…… 511
——遂行に関する極東委員会の
指令…… 566
三週年に当つてマ元帥の
吉田首相への書簡…… 567
農地調査…… 115
農地調整法
——違反事件…… 523
農民戰線統一（運動）
農民団体中央共同闘争委員会…… 580
——に対する日農統一派の態度… 581
——全國代表者会議…… 582

ハ

反共（運動）
——宣言書…… 253

炭　労……503
（全日本炭鉱労働組合連合会）

チ

自治労連……493
（日本自治団体労組総連合）
住　宅
住宅係争・占拠……109
家賃問題……111
給與住宅……113
朝　連
——解散に対する共産党声明……693
賃　金
名目——……62
実質——……64
賃金政策
経営者の——……267
労働組合の——……271
賃金対策
総同盟中央委員会の——……274
民主化同盟の——……275
賃金要求に対する経営者の
基本態度……838
経営者の官公吏の新給與に
関する意見書……841
経営者の賃金安定方策に
関する意見書……841
賃金闘争
——概況……277
電産のスライド制確立——……280
東芝の最低賃金制——……281
私鉄総連のスライド制——……282
海員組合の最低賃金制——……285
新潟全工所の——……288
炭労の五月——……290
私鉄総連の退職金——……292
金属鉱連の第五次——……293
國鉄裁定問題——……295

テ

定員法
——反対運動……220, 327
——による人員整理数……780
電産……483
（日本電氣産業労働組合）

ト

都市交通……452
（日本都市交通労働組合連合会）
土地闘争……568
土地取上げ
——と土地争議……514

ニ

日映演……486
（日本映画演劇労働組合）
日教組……463
（日本教職員組合）
日経連
（日本経営者連盟）
——第二回定時総会宣言……823
日　鉱……451
（日本鉱山労働組合）
日　農
（日本農民組合）
強権供出に対する——の態度……527
——の結成……537
——内部における左右両派の

——宣言…… 575
——決議…… 575
全蚕労連…… 504
（全國蚕糸労働組合連合会）
全財…… 490
（全國財務労働組合）
全食産…… 452
（全國食品産業労働組合同盟）
全自動車…… 498
（全日本自動車産業労働組合）
全自労連…… 496
（全日本自動車運輸労働組合連合会）
全進同盟…… 451
（全國進駐軍労働組合同盟）
全新聞…… 494
（全日本新聞労働組合）
全水労…… 495
（全日本水産労働組合協議会）
全生保…… 484
（全國生命保険従業員組合連合会）
全繊維…… 448
（全國繊維産業労働組合同盟）
全専賣…… 451
（全専賣労働組合）
全造船…… 497
（全日本造船労働組合）
全逓従組…… 464
（全逓信従業員組合）
全逓労組…… 487
（全逓信労働組合）
全電線…… 498
（全日本電線工業労働組合）
全日通…… 459
（全日通労働組合）
全日土建…… 499
（全日本土建一般労働組合）
全日労
（全日本労働組合連盟）
——の現狀…… 465
——規約…… 466
全労会議
（全國労働組合会議）
——の現狀…… 436
——準備会規約…… 437
全労連
（全日本労働組合連絡協議会）
——の現狀…… 468
——規約…… 469

ソ

総同盟
（日本労働組合総同盟）
——の現狀…… 439
——第四回大会宣言…… 441
——規約…… 442

タ

大学法案
——反対運動…… 327,603
大金属
（全日本金属産業労働組合
協議会）…… 496
大化学
（大化学産業労働組合）…… 499
炭鉱労働者の構成
地方別……14
坑内外別，職種別……14
請負夫……14
保護礦夫……15
団体等規制会…… 329

経営者の——に関する意見書……39
失業保険法……39
私鉄総連（日本私鉄労働組合総連合）……503
集団的暴力行爲取締法……330
消費者價格調査……100
食糧確保臨時措置
——法改訂……330
——に関する政令……330
——法改訂に対する闘争……557
新産別（全國産業別労働組合連合）……
——役員……265
——の現狀……453
——結成大会宣言……454
——規約……454

セ

税金闘争
所得税の課徴と納税民主化運動…530
日農の——方針……531
主要な——……532,563,564
反税彈圧に対する闘争……563
政令201号
——公布と労働組合彈圧……197
——打破闘争……322
——と労働協約……357
——の解釈と取扱に関する閣議了解……729
各省廳労協約に関する——の取扱方針……730
世界労働組合連盟
——第一回大会……408
——第二回大会……417
——組織狀況……419
アジヤ太洋州会議……426
——加盟促進会……435
全官公廳……487
（全官公廳労働組合連絡協議会）
全官労……497
（全國官廳労働組合連合会）
全金（全國金属産業労働組合同盟）……499
全金属……480
（全日本金属労働組合）
全金融……494
（全國金融機関労働組合協議会）
全銀連……494
（全國銀行従業員組合協議会）
全公団……492
（全公団労働組合全國協議会）
全鉱連……504
（全日本金属鉱山労働組合連合会）
全交運……500
（全日本交通運輸労働組合協議会）
全港湾……484
（全日本港湾労働組合）
全國化学労働組合同盟……450
全國ガス労働組合協議会……500
全國経営者大会
——宣言……821
全國農村青年連盟
——の現狀……588
全國農民組合
——の組織……537
——の現狀……588
全國農民大会
——（1948年）……545
危機突破——……577
——（1949年）……578
全國農民代表者会議

——16條の疑義の解明…… 771
工業調査…… 8,9
工業労働者の構成
地方別工員数……10
産業別工員数……11
体性別工員数……13
規模別工員数……13
耕作放棄…… 139
公務員の政治活動制限
——に関する人事院規則…… 330
公務員法
地方——…… 330
國家——改訂…… 331
社会党の——改訂に対する方針… 628
共産党の——改訂に対する方針… 674
——改正に関するマ元帥書簡…… 722
——改訂の重要点…… 734
國際自由労働組合連盟
ジュネーヴ準備会議…… 427
アジヤ労働連盟…… 430
國際婦人デー
——中央大会…… 121
——（1948年）…… 606
——（1949年）…… 609
國際労働機構
——への復帰…… 431
國勢調査…… 3
國鉄労組（國鉄労働組合）
——上諏訪大会…… 179
——奈良大会…… 187
——金沢大会…… 206
——の現狀…… 461
小作調停…… 522
雇用者…… 4
雇用狀態調査
——による雇用の指数……23
——の説明……23
雇用の動態
就業狀態別，男女別
15才以上人口数…… 16
農，非農別，從業時間別就業者数…17
産業別，從業上の地位別就業者数…17
雇用指数……20

サ

最低賃金制
全逓の——…… 175
——に関する要求書…… 273
産業防衛闘爭
——の成果と欠陥…… 302
3,700円ベース
——と全官公…… 188
——新給與法…… 343
——算定の根拠…… 807
産別会議（全日本産業別
労働組合会議）の現狀…… 471
第四回大会宣言……472
第五回大会宣言…… 473
——規約…… 475

シ

事業所調査…… 7,9
失　業
顯在失業……35
潜在失業……46
失業対策
——に関する閣議決定…… 792
——審議会の内閣総理大臣
に対する答申書…… 794
緊急——法案提案理由…… 799

イ

印刷出版労組（全日本印刷出版労働組合）…… 485

エ

栄　養
　國民栄養調査…… 106

カ

海員組合（全日本海員組合）…… 501
家　計
　戰後の――調査一覧……96
　收支狀況……96
　支出狀況……98
　收入狀況……97
　電氣産業労働者の……98
　エンゲル系数……98, 101, 105
　炭鉱労働者の…… 103
官公労（日本官公廳労働組合協議会）…… 460
餓死突破共同闘争委員会…… 317

キ

企業整備
　労働省企業整備報告……29
　――の部道府縣別狀況……29
　――の産業別狀況……29
　東芝労連の――闘争方針…… 306
　社会党の――闘争方針…… 643
教育復興会議
　――の結成…… 600
行政整理
　――と社会党…… 644
　行政機構刷新審議会…… 773
供　出
　――の强行と農村の飯米不足…… 526
　主要な――闘争…… 529, 562
　食糧事情の好轉と――闘争の轉換 556
　――割当飯米確保に対する闘争… 561
漁　業
　漁業経営…… 142
　漁業労働者の狀態…… 142

ケ

経営協議会
　――の設置狀況並に開催狀況（1948年6月末）……395
　　に対する労働組合の態度…… 396
　経営権確立の主張と――…… 398
　――の分解傾向…… 400
経済九原則
　農民団体の――に関する要請…… 551
　――と社会党…… 632
　――と労農党…… 659
　――と共産党…… 679

コ

公安條例
　　反対闘争…… 328
　――東京都――…… 330
工員……10
公共企業体労働関係法
　――と國鉄労働組合…… 336
　――施行令をめぐる闘争…… 339
　公共企業体仲裁委員会…… 767

索

引

検印省略

日本労働年鑑　第23集／1951年版

発　　行	昭和35年12月20日発行
復刻版発行	昭和46年3月15日発行 昭和46年3月25日第二刷発行
編　　著	法政大学　大原社会問題研究所
発行者	木　檜　哲　夫
発行所	労　働　旬　報　社 東京都港区芝西久保巴町32 電話（434）３６８１ 振替東京１８０３７４
製版所	株式会社　平　文　社
印刷所	株式会社　平　文　社
製本所	田中製本印刷株式会社

定価 3900 円

日本労働年鑑《戦後復刻版》

第 22 集	戦後特集	3,500円
第 23 集	1951年版	3,900円
第 24 集	1952年版	3,800円
第 25 集	1953年版	3,700円
第 26 集	1954年版	3,800円
第 27 集	1955年版	3,900円
第 28 集	1956年版	3,900円
第 29 集	1957年版	3,700円
第 30 集	1958年版	3,700円
第 31 集	1959年版	3,500円
第 32 集	1960年版	3,500円
第 33 集	1961年版	3,500円
第 34 集	1962年版	3,500円
第 35 集	1963年版	3,500円
別　　巻	戦時特集	3,600円

労働旬報社刊